

日本思想の源流

歴代天皇を中心に

小田村寅二郎

日本教文社

はし が き

われわれ日本人が生活しているこの日本列島は、大昔もまた今日と同じく、いや今日以上に、誰の眼にも大変美しく、なごやかな風景として映ったことであろう。

そして、そこに住みついた人びとは、この大自然に相對して、大自然を征服するのが人間の使命だなどとは夢にも考えず、むしろ逆に、そこに繰りひろげられる森羅万象しんらばんしょうの推移たえの妙なる調しらべのなかに、われとわが心を「随順」させて生きてきたようである。そうしたことから、古来、日本人の「ものの見方・考え方」の素地が形成されていって、

「この大自然のなかに生かさせていただいている自己」
を強く認識し、あわせて天と地をはじめとして

「そこに生命ありと感ぜられる一切の大自然の森羅万象に對し、またこの世における生きとし生けるものに対して、心底からの感謝の念」

を育はぐくんでいったものと思われる。この「心情」を度外視しては日本思想を語るわけにはいかない。

こうした「心情」は、本来その心情の持ち主の「思想」の核心をなすものであるので、本書でいう「日本思想」とは、観念的に走った思索や、机上の知的追求のなかだけに「思想」が存在するものでないことを重視し、むしろ、ある人物の心情と意志とが、ある一点に向かって統一され発露されていく際の、全身心を傾けた人間体験——しかも、その体験そのままを率直に言いあらわした真実のコトバ——のなかに、探求しようとしたものである。

もとより人間は、その生命を保持するために、物質的な諸問題と取り組まなければ生きていけない筋合いのものではない。日本人においても、生存競争を始めとして、人間の欲望をめぐる葛藤は、大昔から今にいたるまで、いついかなるときにも、それが絶えたことはなかった。しかし日本人は、そうした激しい欲望が渦巻く人間社会のなかにありながら、そうした欲望が、人間の心の中に実在することを、雄々しく肯定しながら、生きていこうとした人びとであった。この点が、日本人の「物の見方・考え方」の一つの特徴で、「日本思想」の開展に重要な役割を果たしていくことになるものである。

日本人は、欲望を持つこととそれ自体を「悪」ときめつけないで、欲望の渦の中に、「ありのままの人が在る」と理解した。そこで、人間の進歩ということについても、善悪の峻別を主眼として人間の向上を考えずに、人間はお互いに欠点だらけのものであるから、ほかの人が時あって示す「まごこ

ろ”に対して、最大限の価値を払おうとすることになった。そして、自分自身も“まごころ”を何よりも大切にしようと努力し合った。

そしてこの“まごころ”と実は表裏一体をなすものに“没我の精神”といわれるものがある。しかし近時は、これについて、これをそのまま“自我に目覚めない幼稚な段階のこと”などと耳にするが、まったく見当違いである。日本人の考えた“没我の精神”は、“人間把握”の根底において、すでに透徹した自己認識に立ってのものであったのである。

本書は、こうした日本人の“ものの見方・考え方”が、いつごろから発生しているかを求め、それが、どのようにして長い歴史のなかで起伏を示しながら、今日に至ったかを見ようとして、“源流”という二字を表題に記したものである。

またわが長い日本の歴史のなかには、“日本人は天皇とともにあった”という重大な歴史的事実があるのであって、これをどう受けとめればよいか、は、現代日本人にとって避けるわけにいかない問題である。しかし、明治中期以降のわが国の思想界は、天皇については、不勉強のそしりを免れない状況であって、戦前においては、天皇のことは“敬してこれを遠ざける”嫌いが濃厚であったし、戦後は、“忌避してこれを黙殺する”傾向が顕著に見うけられる。そして、“日本人は天皇に欺され続け

てきた”日本人はなんとまあ個人の自覚に目覚めなかったことであらうか”と放言し、もって文化人たるを誇ろうとする仕末である。

さて、このような現代日本の現状を顧憂して、本書においては、とくに歴代の天皇がたの御人生観ならびに御思想を中心に取り上げることにしたものである。天皇が日本に在^まじり続けた、という歴史的事実は、天皇が国民に対しておとり続けになった御姿勢に対して、国民の側の方で、天皇の“大御心”を納得し敬仰しつづけた、ということにはかならない。天皇と国民とのこのありのままの関係^{まごころ}を正しく解明することが、後世の人たるわれわれに課せられた責務であるのに、この歴史的事実を指して“国民が未開野蛮であったからだ”と言いつける風潮は、ずいぶん乱暴すぎるのではなからうか。そんな結論をはやばやとだすまえに、天皇と国民とが堅く結ばれてきた原因を真剣に求めて、“なぜそうであったのか”を、なぜ学者らしく、教育者らしく、日本人らしく考えてみようとしないのであらうか。この“なぜそうだったのか”という“なぜ”を忘れてしまったときには、もう、そこには学者は学者でなくなり、教育者は教育者でなくなっているのである。私は、この世の真実はあくまでも真実のままに明らかにしたい、と思ひながら、本書を書きつづけたものである。

なお、書中、天皇の御事に関していくつかの率直な拙見を載せさせていただいたが、なにぶんにも

未熟の域を脱しないことも多かろうと思われるので、大方諸賢の御叱正・御高疵を賜わりたく、できれば他日を期してより良きものへの足固めにさせていただきますとおもう。

さいごに、本書の刊行にあたって、ページ数が予定より増加したことをはじめ、「歴代天皇御年齢等調べ表」のハサミ込みをお願いしたりして、一方ならぬ御厚情をいただいた日本教文社の辻村彦次郎社長、中島省治第二編集部長、橋村正太郎次長、桑島章氏はじめ多くの方々ならびに、印刷所の方々にも心からの御礼を申し上げたい。そして恐らく本書の出版を、日本教文社の方々におすすめ下さったであろう生長の家の谷口雅春総裁には、ここにあわせて深甚の謝意を表させていただきたいと思う。また、それに先立ち、私が出版をためらっている折に、出版社とのあいだの打合わせまでをふくめ、すべての段取りを整え、原稿執筆を私にうながされた四十年來の同信の友である宗教学専攻の戸田義雄氏ならびに同じき信友として終始激励を続けて下さった国文学専攻の桑原暁一・夜久正雄両氏、さらには私の管掌する国民文化研究会の会務が、一年を通じて最も多忙を迎えているこの一と月間を、一切の会務を肩がわりして下さった同会副理事長で共同通信社出身の浜田収二郎氏はじめ山内恭子さんほか、同会の諸氏に、心からの御礼を申し上げる次第である。

昭和四十六年七月十五日

著 者

目次

はしがき

第一章 古への道

- 一 はじめに——勉強のしかたについて……………11
- 二 日本最古の「短歌」にうかがわれる日本思想……………13
- 三 萬葉の歌びとたちの「心情」に見る日本思想……………20

第二章 アジア大陸文化の摂取

- 一 聖徳太子の御著作「三経義疏」について……………33
- 二 太子はなぜ勝鬘経・維摩経・法華経の三つをお取り上げになったのか……………35
- 三 太子の御思想を「勝鬘経義疏」に具体的に拝すると……………45
- 四 太子の御思想を「十七条憲法」に具体的に拝すると……………58

第三章 「天皇」について理解への道(その一)

- 一 「政治権力」と「天皇」との関係……………75
- 二 幕府の諸将は、なぜ天皇制を廃止しなかったか(問題の提起一)……………80
- 三 幕府の諸将は、なぜ「天皇」から征夷大將軍の任命を受けたか(問題の提起二)……………83

四 “天皇”を理解するための基本的な五項目……………85

第四章

“天皇”について理解への道（その二）

——歴代天皇の御歌に拝する天皇のお心——

一 “冷厳な孤独さ”の中に耐え抜かれる“天皇”について……………93

二 明治天皇と“しきしまのみち”について……………96

三 歴代天皇がたの“しきしまのみち”御実修の実績について……………101

四 歴代天皇がたを、一面においては普通の“お人”
としてみる努力を（史上の御失政について）……………108

五 “天皇”という位くらゐとその位くらゐ
つかれた“御方”との関係について……………111

第五章

“天皇”について理解への道（その三）

——歴代天皇の御歌について——

一 飛鳥・奈良・平安時代の天皇がたとその御歌……………115

二 鎌倉・南北朝時代における天皇がたとその御歌……………131

三 室町時代末期の天皇がたとその御歌……………152

四 江戸時代前半期の天皇がたとその御歌……………171

五 江戸時代後半期における御二方の青年天皇とその御歌……………221

六 幕末期、国家的危局に際しての孝明天皇とその御歌……………238

附 近世における庶民の思想の一、二について……………249

第六章 “天皇”について理解への道（その四）……………261

——一千年間の天皇がたの踐祚・退位・崩御の御年齢が示す所のものは何か——

添付 「歴代天皇御年齢等調べ表」

第七章 “天皇”について理解への道（その五）

- 一 天皇否定論者からの “設問” に答う……………275
- 二 天皇を補佐申し上げる人々に “忠誠心” が欠けるときは、天皇政治は悪用される……………282

第八章 日本思想を西洋思想とくらべて

- 一 “私” と “個人” と……………289
- 二 日本人も西欧人も、人の “心” から “我執” というものは離し切れない、と同じように認識したのだが……………294
- 三 “神” と “神” の混同から来る現代日本における思想混乱の重大性について……………298
- 四 日本における歴史教育は “土器” の説明から始めるべきではない……………303

日本思想の源流

— 歴代天皇を中心に —

第一章 古への道いにしえ

一 はじめに——勉強のしかたについて

過去の思想を正確に知るには、過去のその時点その時点に書かれた文献にふれて、書いた人びとの考え方、ものの見方をたどっていくのが、一番よい方法だとおもう。「言葉」「文章」はすべてそれを書いた人の思想を表わすものであるから、出来得るかぎり、直接に古典にふれていくのが良い。したがって本書においても、日本思想の源流を求めると、この方法によりたいとおもう。

日本という国は、その点まことにありがたい国で、昔から「一言語・一民族」で今日まで続いている。そのおかげで、昔の人びとが使ったのと同じ言語をいまのわれわれも使っているし、昔の人びとが生活したと同じ自然環境のなかに、いまの私たちも生活している。これは、他の文明諸国では見られないことであって、われわれ日本人は、祖先たちの思想を知ろうとするとときに、その点大變に恵まれた立場に立っているというべきであらう。

すなわち、われわれが素直な心情で日本の古典に取り組むと、まことにありがたいことには、古典の作者は、現代に生き返ってきて私たちに語りかけてくれ、私たちは、それに耳を傾けることができるのである。われわれが、煩をいとわず古代まで出かけていき、古人が言おうとしていたことに素直に耳を傾けさえすれば、それでいい。こちらの心掛けしだいでは、千年も何百年もの昔の人たちの仲間に入れてもらうこともできる。このように私たち自身の勉学の姿勢の如何によって、私たちは、過去とつながり、同時にそれは、過去を吸収し得て未来に向かうことになる。それもこれも、日本という祖国が、多くの先人たちの、いのちをかけた郷土愛・祖国愛によって、長いあいだ独立を保ち得ていたからにはかならない。このことに気づけば、われわれ現代日本人は、数限りない祖先や先人たちに対して、あらためて無限の感謝を捧げずにはおられないはずである。

ついでには、古典によって、昔の人の思想を味わう場合には、われわれ自身の心の持ち方を、まずそれに相応しく整えてかかることが肝要である。それをせずにむやみやたらに現代思想を先立て、いわば自分の持っているイデオロギーなどを「物指し」のように振りまわして、それを基準にしたが昔の人の思想を計ってまわる、というようなことでは、まったくつまらないばかりか、そのようなことなら、むしろはじめから古典の勉強などやらない方がいい。昔の人たちの思想が現代の流行思想と根本的にちがっていればこそ、それを味わう価値もあるのだし、自分たちの平素の考えと違うものを見出すためにこそ、われわれは努力すべきではなからうか。

そこで、まずはじめに考えておくべきことは、日本思想を「あるがまま」にとらえるように努めることである。それには、その思想を生んできた人びとの「心情に立って」同じように考えてみる以外に方法はない。そうした努力があつてこそ、祖先たちとわれわれ現代人とが「同一言語・同一民族」であり得た意義が、十二分に活かされてくることになる。この心掛けを繰り返し繰り返し重ねていくうちに、古典の筆者たる昔の人は、現代に生き返つてきて私たちに語りかけてくれるし、私たちが、煩をいとわず古代にまで出かけていくことにもなり、かくて古人は、生けるがごとくにその思いを聞かせてもくれることになる。そこではじめて、古典を通じて古人の「心」を味わい、その思想の片鱗へんりんを知ることができ、段取りになる。

日本思想の源流をたどろうとするには、せめてこれだけの心構えは前もって用意してかかるべきであらうし、この点をおろそかにしては、その糸口をつかむことさえ不可能だとおもう。

二 日本最古の「短歌」にうかがわれる日本思想

いま私は、過去の人びとの思想を、あるがままに正確にとらえるためには、その人びとの「心情に立って」同じように考えてみる必要がある、と主張した。しかし、時代も遠く離れているのに、そのようなことがいったい可能なのか、という反論も起きよう。そう言われる方々には、実はまことに好

都合な文献資料が、日本には古くからたくさんのものである。それは人びとが、その折々の感懐を、すなおに詠み上げた「和歌」であり、和歌のうちのとくに五・七・五・七・七の三十一文字に詠み上げた「短歌」である。

八雲たつ 出雲八重垣

妻隠みに 八重垣作る

その八重垣を

いま、ここに引用した一首は、「古事記」(西紀七二二年)三巻のうち、「上つ巻」、すなわち、神話のなかにでてくる速須佐之男命(ハヤスサノオノミコト)の詠まれた短歌であり、今日知り得るもつとも古い短歌とされている。平安時代初期の人、紀貫之(八六六―九四五)は、「古今和歌集」の序文に、

「……人の世となりて、すさのをのみことよりぞ、みそもじあまりひともしはよみける」(スサノオノミコトから三十一文字の型で詠まれるようになった、の意)

と記している。短歌は五・七・五・七の三十一文字で詠むのを定型とするので、この歌が、日本最古のものという。この歌の作者について、私の若い時からの学友・国文学の夜久正雄氏は、その著「古事記のいのち」(国民文化研究会刊、国文研叢書No.1)の中で、「スサノオノミコトというお方は、亡き母君を恋慕したもう一念に、御自身の全生命の一切を放擲なさるといふ、まことに強烈な原始的

感情のままに行動をされたお方である」と、簡潔で明快な指摘をしている。事実「古事記」は、スサノオノミコトが母の死を泣き悲しまれるさまを、

「その泣く状は、青山は枯山なす泣き枯らし海河は悉に乾しき」(青々とした木々の青みも海や河の水気も、すべてスサノオノミコトが泣きわめかれた涙になって吸い上げられてしまったほど、その泣き方は実にすざまじいものであった、の意)

と表現している。このスサノオノミコトは父君イザナギの大神の命令にもそむき、暴風雨のように高天原を荒しまわり、やがてその罪のゆえに高天原から追放され、出雲の国の肥の河の河上に着かれる。そこで肥の河の化身ともいべき恐ろしい(部族)ヤマタノオロチを退治して、はじめて出雲の国を開拓されたことになっている。さきの夜久氏は、このスサノオノミコトを「敗北と償いの放浪の英雄であった」と評し、ミコトは「この苦難のたたかいの果てに、奇稲田姫(クシナダヒメ)」という女性を妻とし、須賀の宮に定着なさった」と記している。それにしても、その宮をお造りになられたときに作られたお歌が、さきの「八雲立つ出雲八重垣妻隠みに八重垣作るその八重垣を」の歌であったのである。この歌の意味は、「八重に立ちのぼる雲が八重の垣根のようになって、自分たちの住む須賀の宮をかこんでいるが、そのように、自分もまた、いとおしいクシナダ姫と仲良く新家に籠るために、いまここに八重の垣根を作ったのだ、ああ、なんと楽しいことか」というのであろうか。夜久氏は、「雲が立ちのぼった」という表現は、いまも出雲によく見られる現実風景の描写である」と言

つておられるが、この指摘は、この歌を理解するうえにきわめて重要なことであつて、詠者が出雲の地にあつてこの歌を詠んだことが事実であることを証明する。そして同時に、この歌は出雲の風光を詠者の人生体験としてそのまま包摂した表現であることも確認されてくるのである。

このように「自然と人生」を一つのものとして把握するのが、古来からの日本人に見られる顕著な思想であり、この歌にも作者の人生姿勢——思想——が、手に取るようにうかがわれる。このことは、大自然のなかにわれとわが心を没するようになつて、心豊かに大自然に相對して生活を営んだ古代日本人の「大自然に對する隨順の態度」を知ることにもなる。そしてこの歌は、生きる喜びを、絶唱ともいふべき作者の言葉のリズムにのせてあらわしており、放浪と悲劇に痛めつけられた英雄が若い美しい妻を力いっぱい抱擁して歡喜にひたりながら、新しい家庭を成立させた喜びをもあらわし、あわせて、スサノオノミコトの心情とその周辺の情景とを、生き生きと連想させてくれている。この歌は、いまのわれわれ現代人でも、この三十一文字の一首を幾度も幾度もくりかえし口ずさんでいると、最愛の妻にめぐり会えた男の歡喜というものが、こんなにも力強く雄々しいものかと、ひしひしと身に迫るような氣にさそわれてくる。それは、この一首の「短歌」のなかに、作者の心がなお生きつづけているからであらう。大昔に作られたただ一つの「短歌」、それも三十一文字だけであるのに、それが私たち現代人に、大昔の情景をこれほどまでに生々しく追体験させる。短歌とは、こういう不思議なものであり、時空を超えて生き続けているものなのである。

ではそれは何故であろうか。この歌が時空を超えてわれわれの心を打つのは、三十一文字のなかに、作者の切実な体験が、「素直に」「ありのままに」表現されているからであり、さらに一歩進めて言えば、作者の体験そのものが、「率直で正直さのあふれた体験」であるがゆえである。すなわち、いのちがけの恋がこの歌の背景にあり、そのいのちがけの恋をし得る人間が、その体験を「素直に」「ありのままに」詠んだからこそ、われわれはこの詠者の作品に心打たれるのである。もっと端的に言えば、この歌の詠者は、「まごころ」の持主であつて、その「まごころ」を詠み上げてくれているからこそ、その「まごころ」がわれわれの心を打つのである。

さて以上は、日本最古の短歌、スサノオノミコトの「八雲立つ出雲八重垣妻隠みに八重垣作るその八重垣を」の一首について述べただけであるが、すでに以上の指摘から、日本思想についての二つの特徴にふれることになった。

その一つは、日本人が大自然に対してどう相對しながら人生を送ろうとしていたか、についてである。この歌の作者は、さきにも指摘したように、大自然を征服するという闘争的な態度で大自然に接していたのではなく、大自然に随順しながら、大自然が人生のこよなき伴侶であることと理解しており、日本人はこの大自然に順応するあいだに、自らの心情をより豊かにすることができると考え、人生のうるおいは、「自然と人生」の渾然一体となった人生観によって導かれるもの、と理解

していたようである。

つぎに第二点としては、さきに述べたことに尽きるが、人の心、ことに「まごころ」を高く評価し、「まごころ」のこもる言葉は、地位の上下も、貧富の差も、老若男女の別もなく、すべて同じように大切にあつかったこと、短歌について言えば、「まごころ」を歌に詠み上げることに大きな喜びを覚えた人間であつたという点である。すなわち、この世の生き甲斐を「まごころ」に求めたのが、古代にみる日本人であつた、といえるとおもう。スサノオノミコトにはじまるこの短歌は、以後今日にいたるまで、日本人が大切に継承してきているものであり、この歌を詠むそのことを、大切な人生修行としてきたのが日本人であつた。それゆえに、古来この短歌を「しきしまのみち」、すなわち日本人の踏むべき道と名づけてきた所以もおのずからはっきりしてこよう。日本人が「まごころ」をもつて各自の生き甲斐とし、人間相互評価の唯一の基準にしてきたのも、ゆえあることであつた。

とにかく日本人はこうしたことから、昔から今日にいたるまで、この短歌を詠みつづけてきたのである。それは、日本民族の創造したすばらしい英知であり、やまと言葉に生命を託すべく発明した表現形式でもあつたのである。それは、折々に体験した緊張の思いを、思ったままに詠むだけのことであつたが、老いも若きも、男も女も、貧者も富者も、地位のうえの人も底辺で生活する人も、ありとあらゆる人が、その思いを歌にすることを知っていたし、それを実行してきたのが日本人であつた。短歌は、作者自身が自由に詠むことのできるものである。その言葉のはしほしには、作者の心情が微

妙な脈絡をもって表現され、いわば、作者の人生姿勢が赤裸々にうかがい知られるものでもある。この日本には、いまにいたるまで各時代それぞれに、無数の「短歌」がのこされている。そしてさらに重要なことは、世界に類もなく、日本に二千年にわたって天皇という御方々おんかたがたが皇統連綿としてつづいたということの背景に、歴代の天皇がたが、この短歌——しきしまのみち——を、誰よりも心をこめて、詠みつづけられた、という重大な歴史的事実が存在していたことである。

歴代天皇の御詠草は、実に厖大ぼうだいな数におよんでおり、しかも、「しきしまのみち」の本流を詠みつづけられたと申し上ぐべき御歌である（詳しくは、第三章以降を参照）。ということは、さきに指摘した「まごころ」を御鍛え遊ばすために、そのときどきの御感懐を、御詠草のうえに客観化したもうて、御自ら御反省遊ばされる「よすが」となされたことは、疑うべくもない厳然たる事実であつて、皇統連綿のゆえんを問うものは、歴代天皇が遺したもうたこれら厖大な御歌に学ぶことなくしてそれを論議していたのでは、まったく筋の通らぬことというほかはない。

人間にとって最高の価値を「まごころに生きようとするところに」求めた日本人であつたればこそ、歴代の天皇がたが、その最尖端に立たれてそのことに御心身を捧げられたがゆえにこそ、日本人は、二千年にわたって天皇を崇め奉あがつてきたのではなかつたか。

ここに思いを致さずして、「天皇制は君主制、君主制は封建制、ゆえに天皇制は未開時代の遺物である」などという幼稚な三段論法で天皇を論ずる現代日本の社会風潮や、また、「君主は権力をもつ

て国民を抑えるもの、したがって天皇の歴史は、権力をもって国民を抑えつけたもの、ゆえに、いまや日本人も個人人格に目覚めたのであるから、天皇を崇めるなどという愚劣なことはやめるべきである」という知ったかぶりの新知識などは、ともに、どれほど愚妄の論であるかを知るべきである。

わが国に連綿としてつづいた天皇とは、それらの論議とはまったく別の範疇はんちゆうのなかに在ました御方おんかたであった。そして天皇を大切に崇あがめ続けたわが民族は、愚劣未開な人びとであったどころか、実は、ひとの「まごころ」を、——それは、将来といえども人間社会がつづくかぎりにおいて最高の価値たるを失なわぬであろうところのもの——太古のいにしえにおいて確認し、それをゆるぎなき確信で守りつづけてきた、いわば精神の中核を正しくとらえた民族であり、その点では、まさに人類世界第一等の人びとであった、とおもう。

このようなすばらしい祖先を軽蔑し、その祖先たちが大切にしてきた天皇を蔑視し、もって現代が進歩するのだ、という現下日本の思潮こそ、たいへんな間違いを犯しているというべきではなからうか。

三 萬葉の歌びとたちの「心情」に見る日本思想

前項では、「古事記」にある数多くの短歌のうち、スサノオノミコトの一首だけしか取り上げなかったが、「日本思想史上に見る『短歌』の存在価値の重要性」をあきらかにするために、つぎに八世紀後半に編纂された「万葉集」にもふれておかねばならない。

万葉集は、日本に現存する最古の歌集で、第十六代・仁徳天皇の時代（三一三—三九九）から第四十六代・孝謙天皇の天平宝字三年（七五九）までの約四百年間の各種の歌四千五百三十首あまりを二十巻に収めてある歌集である。うち、短歌が四千二百余首におよんでいる。万葉集は、日本文学史上永遠に光を放つ最高の文化遺産であるとともに、わが国が世界に誇り得る民族的大歌集であり、かつまた、この時代の先人の思想を知るうえに重要な手がかりが得られる文献でもある。撰者は、大伴家持（七一八—七八五）ともいわれるが、はっきりせず、とにかく八世紀の後半に編纂されたものである。万葉集をひらいてみると、大化の改新（六四五↓）を経て日本が統一国家として完成していくプロセス、そしてやがて国威が対外的（アジア大陸諸国に対して）に衰退していくという国家隆衰の運命を背負いながら、万葉の歌びとたちが、ひとの世に生きる喜び、悲しみ、嘆きを、生き生きと大らかに歌いあげているさまが、手に取るように映ってくる。しかもその作者の居住地・地位などを見ると、日本の全地域におよんでおり、上は天皇の御歌から、宮廷人・上級官吏・下級官吏・農民・兵士さらには、東国地方でその日を苦しく生活していたと見える人びとの作品までを集録しているので、「万葉集」は、思想的に見てもきわめて重大な史実文献というべきものである。

現代でも多くの人びとの関心の対象になつてゐる「平等」という課題が、実は千年以上も昔の日本において、「万葉集」編纂作業の中で、このように具体的かつ現実に立派に具現してゐた、といふことは、決して軽々しく見逃してはならないことである。しかも同じく「平等」といつても、この時代の人びとのそれは、現代人が観念的に平等を叫ぶのに対比して、もっと本質的な視野に立つてゐる点が特色である。すなわち、この時代の先人たちの心のなかには、人間生活の外的な不平等を乗り越えて、「人間は内心においてはまったく平等に信頼し合い尊敬し合うもの」といふ確固たる信念が先に確立してゐたようであり、現代の人間平等観が、人間同士の不信任に立つて展開されてゐるのに対して、ここでは、人間は心のなかでは平等感をもって生き得るもの、という人間信頼感が基礎になつてゐる点である。短歌——しきしまのみち——が、すでに、人の「まごころ」に最高の価値を置いて詠み合わされてゐたからであるにしても、この人間信頼感なくしては、このような編集がなし得るわけのものではなからうと思われてくる。否、そのようなややこしい説明を添えるよりも、むしろ、つぎのように評した方がよりいっそう的^{ちた}を射た言ひ方になるかも知れない。すなわち、「人びとの真実のいつわらぬ声、まごころの発露に対しては、地位の差も貧富の差も、学の有無も一切影が薄れてしまつて、ただその人のまごころにふれることを、人の世の最高の感激とした人びとであつた」ということではなからうか。またわが先人たちは、万葉集を通じて現代日本人に、彼らの人生観を、つぎのように知らせてくれているようでもある。「人生の意義と価値は、個の他への没入のなかに、

また「個」が「全」のなかに没入するプロセスにおいて、その喜怒哀楽のなかにこそ見出せるものだ」と。(この点については、第二章の聖徳太子の項のところ、さらにくわしく触れるつもりである。)

いずれにしても、万葉集には、いまから千数百年前の約四百年間に生きていたさまざまな階層の人の、歌声と精神の息吹いきぶきとがこめられている。しかも千数百年をへだてたいまなお、それがまざまざとわれわれの心に通かつてくるので、万葉集の歌は、声をあげて詠む方が良い、と私は若い人びとにすすめている。そうすると、いにしえの人びとの人間的な姿と、簡素で雄々しい純粋ないのちとが、われわれの胸のなかに、現実的な切実感を伴ってよみがえってくるがごとくである。

さて、具体的に万葉集の作品を見てみることにしよう。全体で二十巻になっている万葉集の最後の巻、「巻二十」のなかの「防人さきもり」の作品から選んでみる。(この防人たちは外国からの来寇らいこうに備えるために、天皇の命をうけて東国から九州の筑紫に向かった徴兵たちである。天平勝宝七年乙未二月と記されているので西紀七五五年、今から一、二二五年前の文献である。)

忘らむて野行き山行き我来れど我が父母は忘れせぬかも (商長首鷹)

自分はもう任務について両親に別れを告げて来ているのだからもう父母を思いだして別れの悲しさにいつまでもひたっているはいけない、と自分に言い聞かせる。だが、そう思えばおもうほど父母の顔が臉まぶたに浮かんできて、どうにも恋しく思われてならない、という意味であろう。この歌は、あるいは病身、あるいは年老いた父母を思つての歌かも知れない。

父母が頭かき撫で幸くあれていひし言葉ぜ忘れかねつる（丈部 稻麿）

出がけに、父母が自分の頭を撫でるようにして、「くれぐれも気をつけていっておいで」と言ってくれたあの声が、いつまでたっても忘れられない。

わが母の袖持ち撫でてわが故に泣きし心を忘れぬかも（物部 平刀良）

母と別れるときに、母が私の袖をなでながら、もうお前は行ってしまふのか、と別れを惜しんで泣きぬれておられたあのお顔とお声とそしてお心が思ひだされて悲しくなってしまう。

月日やは過ぐは往けども母父が玉の姿は忘れ為なふも（中臣部 足國）

父母と別れて、もう幾月にもなるのに、自分をいとおしく思ってくださいたあのご両親のお姿が思ひだされてきて、たまらない気持になる。

これらは、若い青年たちの詠んだものであろうか。また、恋しい人との別れ、いとおいしい幼いわが子との別れを、心をこめて詠み上げているものも少なくない。

蘆垣の隈処に立ちて吾妹子が袖もしほほに泣きしそ思はゆ（刑部 直千國）

貧しい自分の家ではあるが、家のすみの方の蘆の垣の垣根のほとりになって、妻が自分との別れを悲しんで、袖もびっしょりになるほど泣いていたあの別れの姿が思ひ出されてきて仕方がない。

道の辺の荆の末に這は豆のからまる君を別れか行かむ（丈部 鳥）

別れるときに、途中までついてきたわが妻、妻は自分との別れを悲しんてからまりついてしまった。道の辺の豆のつる草がそここの木にからまりつくように。私はそれをふり切つて断腸の思いでこれから出かけるのだ。

韓衣からころも 裾すそに取りつき泣く子らを置いてそ来ぬや母おはなしにして（他田舎大島）

自分の軍服の裾に取りすがつて、幼い子供たちが、自分との別れを泣き悲しんだ。母親に先立たれている子供たちのことを思えば、子供たちだけを置いてここに来なければならなかった運命が、なんと悲しいことか、子供たちが可哀そうでならない。

吾等旅わらわらびは旅おゆと思ほど家いひにして子持ち瘦やすらむわが妻みかなしも（玉作部広目）

自分は任務についたのだから、そのつもりになって、あきらめもするが、家に残した妻は、もともと病身だし、子供たちを抱かかえてどうして生活していくのだろうか。子供の苦勞で瘦せていくと思うと、妻が可哀そうでならない。

作者たちは、公おとの任務おとと私わたくしの生活とを両立させ得なくなった運命のなかで、その身の切実な思いを、またその真実の実感のありつたけを、心にこめて、思いのままに、それぞれ一首の歌に歌いあげた。これらの歌に見てみられるものは、両立させ難い二つの立場のなかでの思いであるから、そうした私的な心がうごめくことは、あるいは「公務」を妨げるかもしれないにかかわらず、その「私情」を、率直に、だれはばかることもなく表現し尽くしているのが、「防人」の歌の特色である。

そこに見るものは、自己自身についての実に素晴らしい「素直さ」であり、それゆえに「人生の事実」に対して、厳肅な真剣さで取り組んでいる心情である。その歌調は、全体としては悲しさに溢れていながら、しかも、少しの暗い陰惨さなどがみられない。これが万葉の歌びとたちと現代思潮のなかにいる人びととの大きな違いではなからうか。万葉の歌びとたちは、人生の矛盾を承知して、それ乗り切るべく、一心ふらんになって、自己の心を公務の任務のなかに統一しようとし、その解脱（げだつ）そのこと、のなかに、それこそいのちがけの渾身（こんしん）の努力をしているのである。その生き方のプロセスが前記の短歌のことばのなかに、また一首をつらぬく作者の生命のリズムのなかに、ひとときわ高い格調を伴ってわれわれに迫ってくるのではあるまいか。

だがよく考えてみると、単に「私情」といっても、現代人が考えるそれは、どちらかというところ、「個人」という現代語が端的にそれを説明するように、「他」から離れた「個」を意味させて「私情」という語が使われているようである。しかし、ここでみる万葉の歌びとたちの「私情」というのは、妻や子や父母たちと結ばれたままの「私」であり、孤立した自分だけの「私」ではない。言ってみれば、はじめからすでに「個人」ではなくて、「他と共なる人生」に連らなる「私」であり、そこにおける「私情」である。それでも私情は私情で、やはり公務と両立させることは不可能であった。それを公務のさなかにあって、堂々と心残りなく歌いあげたこの人びとは、それぞれ歌の言葉と抑揚のなかに、その心を思い切り表現し得たからこそ、きつと心が晴れ晴れして、滅入（めいじゆ）るような気持も救われ

ていったのであろうか。だからこれらの歌には、不思議に少しも暗いかげがなく、陰うつなひびきがないのだとおもう。

喜びにせよ、悲しみにせよ、人生におけるはげしい体験に出会ったときに、そのときどきの心懐を三十一文字につづつて「短歌」に歌い上げることによって、わがいにしえびとの心は、きびしい矛盾から解き放たれ、「人生と大自然との渾融」を指向しながら、自己の人生をふたたびそれぞれの運命のなかに雄々しくよみがえらせ、闊達な精神世界に立ち戻っていくのであった。それは、権力に追従した卑屈な男子の相貌ではなくて、祖国防護の尊貴なる使命のなかに、すばらしい人生価値を再発見し得た総合的な人間の姿である。「和歌」のもつ大きな価値もそこにあるようだ。さきの防人の歌をもう一度読み返してみると、つぎのように思われてくる。もし彼が不幸にして戦死しなければならぬような破目に立ち至っても、彼は父母を恋しくおもうその切ない思いを、また彼は、妻や子を可哀そうでならないと思う切ない気持を、おそらく最後まで心にしっかりと持ちつづけていたはずであり、その心をしっかりと胸に抱き続け得ていたからこそ、彼らは身を捨てて勇ましく戦う迫力をも持ち得た、とおもわれてくる。これは、一見大変に矛盾しているようなことであるが、決してそうではない。矛盾を現実的に解決し得なくとも、心のなかで双方を生かし得るのが、人の「まごころ」であり、二つの両立し得ないことを悲しくおもいつつも、その悲しさのままに雄々しく立ち上がることができるのが、やまと丈夫であったからである。この防人たちは、さきのようにその悲しい思いを赤裸々に短

歌に詠み上げ得た、ということからみて、内なる苦しい思いを客観的に表現する力強い生命力を持っていたからこそ、一朝有事のときには、父母と妻と子供と自分との名誉を一つに考えることができたであろうし、戦場では、万一にも女々しい振舞いなどをして死を避けるようなことなどは、けっしてしなかったにちがいなかるうし、かならずや比類ない勇敢な戦い方をしたこととおもわれてるのである。

父・母・子・妻たち、それらはひとりの人間が公的任務に献身するときには、なかなか両立させることが難かしい私的關係である。しかしわが先人たちは、もともと自己一身についての「私の世界」を考へるときでも、あるいは親の心と一体となることに、あるいは子の思いと一つになることに、あるいはまた、男ならば妻の心と、女ならば夫の心と一体となるように自己の生き方を定めていた人たちであった。いわば、はじめから孤立した自我・我利が「私」の内容でなく、「私情」そのものも、すでに身近な人びとに対してではあるが、「他の身近な人に献身する」ことを、その中核的な本質にしていたものであった。

そのように、日本人においては、はじめから自分以外の人びとのなかに自己を没し、その没した時点において「私なるもの」が修行されていったようである。この「心情」がどうして養われていったかは知るよしもないが、一つには、さきに指摘したごとく大自然に随順して生きてきた順応性が、人に対して、相手に自己を没入させることの喜びを体得せしめたのではないか、とおもわれてくる。

かくてわが先人たちは、「公」^{おみやげ}と「私」^{わたくし}との矛盾に遭遇した場合でも、「公」と「個なる人間としての私」とが衝突しあっているように考えなかつたのではなからうか。それゆえに、ことあるときには、いさぎよく公のなかにもおなじく自己を没し得た人に相違なかつたのだ、と私にはおもわれてならない。このことは、おなじ「私」といつても、他と離れてただひとりきりをとらえて「個人」という抽象的「個」を考へてきた西欧思想とは、根本的な違いを見せるところであつて、現代の知識人たちは、これら先人の「心情」を指して、むやみやたらに「自己意識への自覚が欠けていて未開の段階にある人びと」というけれども、果たして正しい指摘と言えるであらうか、たいへんに疑問のあるところである。「自己意識」が、他と離れた「個」においてなさるべきか、「他と共なる人生」としての「私」である方がよりレベルの高いことか、この辺が、わが国思想界における今後の課題にもなるところであらうとおもわれてくる。

さて以上八首、いま私は防人の歌を通じて「万葉集」の一端にふれたが、相聞の歌（恋の歌）の数も圧倒的に多いので、そのいくつかを「巻四」から引用しておきたいと思う。（岩波・『日本古典文学大系4・万葉集1』参照）

わが命の全けむかぎり忘れめやいや日に異には思ひ益すとも（笠女郎、大伴家持に贈る歌二十四首）

私の生命が続くかぎり、あなた様のことを忘れることがありましようか。そんなことはあり得ません。いよいよ日毎にその思いは高まっていくばかりです。（日に異に）は、日毎に、の意）

朝霧のおほに相見し人ゆゑに命死ぬべく恋ひわたるかも（前に同じ）

朝霧のようにほのかに逢っただけのお方だのに、私は死ぬような思いで恋いつづけて暮らしていません。（「おほに」は、ぼんやりと、の意）

相見ては幾日も経ぬをこたくも狂ひに狂ひ思ほゆるかも（大伴家持、坂上大嬢に贈る歌十五首）

逢ってから幾日も経たないのに、こんなにまで、ひどく物狂おしいほど逢いたくなり恋しく思われない。

古にありけむ人もわがごとか妹に恋ひつつ寝ねかてずけむ（柿本人麿の歌四首）

昔の人も私とおなじように恋する彼女を思いつづけて、そのために夜も寝られないということがあったであろうか。

わが背子は物な思ほし事しあらば火にも水にもわれ無けなくに（安郎女郎の歌二首）

私の夫であるあなた、ご心配なさいますな。もし何か事が起これば、私はあなた様のために火の中でも、水の中でも、飛びこんでいく心を決めています。そういうこの私が、ごいっしょにいるのですから。

言清くいたもな言ひそ一日だに君いし無くは痛きかも（高田女王、今城王に贈る歌六首）

「お前とは別に何の関係もない」などと、あまりきれいすぎる事などはおっしゃらないでください。私は一日でもあなた様なしでは耐えていけないのですから。

「短歌」は作者がその人生体験をありのままに詠むこと、それを本義とすることは、くりかえし述べてきたが、この短歌にも、後世には、邪道にはいつていくものが少なからずあった。それは理屈を三十一文字にならべたものや、ありもしない風景をあたかも実在したことでもあるかのように、頭のなかで錬り上げて作ったようなものなどで、同じ三十一文字の「短歌」であっても、それは、「つまらない作品」とされてきた。オーバーな表現をした歌も、良い歌とはされなかった。したがって日本歴史を通じて無数の人びとによって「短歌」は創作されつづけられたが、時代時代によって、真実ありのままの表現が詠者の大切な心がけと見なされた時期と、字句の体裁などに神経が使われすぎた時期とがあり、いろいろな消長がみられるのも、事実である。しかし、万葉の歌びとたちの作品は、すべて短歌の本義にかなっているものばかりであった、と言うことができよう。

万葉の歌びとたちは、生活の苦しきも、経済的な苦境も、なんの遠慮もせず率直に感ずるままに詠み続けたし、人生の悲哀も、歓喜も、慟哭は慟哭のままに、感激は感激のままに、思うがままに三十一文字に綴つづっていった。その作品を、上下階層の区別を忘れ、貧富の差も念頭に入らず、これを一書に収め得たという事実、それもまた、何か尊い人間感情が実在していたことを物語っているはずである。

太古からの日本人たちの心情のなかに、もし、人間をお互いに敬うやまいあい、人の「心」を大切に扱あつかうか
か
う
気
風
が
な
け
れ
ば、
「
人
間
平
等
の
精
神
」
を
実
現
し
て
い
く
と
い
う
考
え
方
は、
と
う
て
い
生
ま
れ
て
く
る
わ

けもなかったとおもわれる。「万葉集」二十巻が今から約千二百年前にできあがったというその存在
事実だけからも、われわれは、人生の問題、社会の問題、政治への心組み等、幾多の示唆を受けるの
ではなかるうか。そして、「万葉集」ができるよりもはるかなる大昔から、「和歌」「短歌」という人
生体験表現の芸術様式を發明していた日本人の英知なるものは、はかりしれぬほど「すばらしい」も
のであった、とおもわずにはいられない。また、この「短歌」(しきしまのみち)を、ときにその盛
衰に消長があったとはいえ、二千年にわたって「踏み続けた」わが先人たちの心には、「まごころ」
を大切にするという立派な思想が伝承されつづけたことを、あわせて確認したいとおもう。

そのためにも、本章で引用したいくつかの和歌などは、引用した和歌のあとにつけた解説を読ん
で、その和歌の意味が理解できた、それで「ああその歌はわかった」と言っておしまいにしま
わずに、そこを出発点として、改めてその和歌そのものを何回となく読み下して見ることが肝要であ
る。そうすると、はじめて作者の心境が、生き生きとして伝わってくるし、それが古典を学ぶ、とい
うことになるのである。この勉強のしかたは、何も和歌に限ったことではないが、和歌でそのこつを
呑み込んでおくと、次の章のような古典文献に取り組む時にも、自然にそのこつが生かされて来て、
大変やりやすくなるものである。

第二章 アジア大陸文化の摂取

一 聖徳太子の御著作「三経義疏」について

日本にのこされているもっとも古い文献の一つに、聖徳太子（五七四―六二二）が書かれた「三経義疏」という三部作から成る御著作がある。ここにいう「三経」とは、それまでに日本に伝わってきたたくさんな仏教経典のうちから、聖徳太子がとくに「勝鬘経」「維摩経」「法華経」の三つをお取り上げになって、そのひとつひとつについて詳細な註釈を書き記されたものである。「義疏」とは「註釈」という意味であるが、ここで注目すべきことは、太子が数ある仏教経典のなかから、勝鬘経・維摩経・法華経の三つを取り上げられた、というそのことのなかに、すでに聖徳太子の御思想・御人生観がただならぬものであったことが偲ばれるとともに、一方、その御註釈のなされかたが単なる語義の解釈や教義の概念的な解説にとどまるものではなかった、という二つの点である。

太子は語義や文意などの概括的な意味についても、それなりに重視されたが、字義などの理解をす

ませられてからのちの、文意全体にこもる原典の意図を汲み取られることに、重点をお注ぎになり、そこに意を注がなくては、外国の文化を撰取することにはならない、とお考えになったものとおもわれる。すなわち太子は、經典に書かれている原典の「言葉」を凝視・熟考せられて、何故そこではその表現がなされているのか、そこまで想到しようとなさって、「仏の精神」をただしく理解しようとする努力しておられるのである。

太子は、原典の用語のひとつひとつに細心の注意を払われると同時に、仏もまた、生けるあるがままの人間性に対してものを言っておるはずだ、との御信念に立たれる。そしてかりそめにも、仏の所説の説明に終わってしまったてはならない、と強く御自省なされ、仏への讃仰さんぎょうのお心を柱にされながら、原典に相對していかれたのである。それは、いわば「表現の特質を心理的に究明する」御作業であって、仏典の言葉にむかわれても、仏の「心のなかにやどっている人生観・人生価値観」をとらえようとされたものである。

太子のこの勉学の御態度は、さきに「古事記」や「万葉集」の「和歌」に見た「あるがままの人生」を高く評価し、人の心にやどる「まごころ」に、人の世の価値をみとめようとした日本思想の特徵とまったく合致する一連のことであり、また後に記すように、歴代天皇の「御歌」に見られる「心情重視」の御傾向とも、まさに一体をなすものである。かくてわれわれは、「日本思想の中核をなすもの」を、聖徳太子の「三経義疏」のなかにも見出すことができるのである。

太子が書かれたものをみて、とくにはつきり気づかれることは、さきにも言ったように、太子が「概念的な思考」を極力排除されて、「人生体験の真実」に照らしながら、取り組まれたことであるが、太子は、この観点から、同じ原典について既往に支那大陸の諸師が書き遺した各種の註釈を引用指摘されながら、その註釈の当否・正邪を心理的に究明せられるのである。そして、「私の考えは少しちがう、私はこう思う」と言われて、太子の筆が運ばれていく。太子の言われる「義疏―註釈」とは、そのような御述作であるので、筆者もまた、その点に重点をおいて太子の御思想にふれていくつもりである。

二 太子はなぜ勝鬘經・維摩經・法華經

の三つをお取り上げになったのか

さて、本題にふれる前に、太子が数ある仏典の中から、三つの經典を取り上げられたことのなかに、すでに太子の御思想のただならぬ偉大が見られる、とさきに記したので、まずそのことから書きたいとおもう。「勝鬘經義疏」は、推古天皇十九年（六一二）太子の御年三十八歳の折に、「維摩經義疏」は推古天皇二十一年（六二三）御年四十歳に、「法華義疏」は推古天皇二十三年（六一五）御年四十二歳の御時に書かれたもの、といわれている。

（なお、ついでながら記しておけば、右の三御著作のうち、最後のものにだけ、「經」の字がなく「法華義疏」

となっており、それは何故であるか判らないが、前二者の「勝鬘經」「維摩經」はともに、原典の題名が人名であることを考え合わせると、前二者に「經」の字があつて、さいごの「經」の字がないことにも意味があるように思われてくる。なお「法華義疏」だけは、わが皇室の「御物」として今日まで原本のまま大切に保存されてきていることをご紹介しておきたい。

そこで太子が何故この三經をお選びになつたかであるが、古書「法王帝説」(太子の系譜・事跡などを編集したもので、詳しくは「上宮聖徳法王帝説」といい、その記述の多くは、七、八世紀に書かれた資料によつてゐる)には、この「三經義疏」を「上宮御製疏七卷」と称しているのをみても、この三部作は、決して別々のものとみるべきではなく、三部が渾然たる統一を有する御著作であることを理解したい。内容的に見れば、このことは、さらにいっそうはつきりするので、個々について簡単に述べておくことにする。ただ「法華經」については、今日にいたるまで、仏教の全經典のなかに占める地位が最高のものとして評価されているものであるので、あえて言うこともなからうとおもうので、他の二經について記すことにする。

「勝鬘經」という經典は、それほど歴大な分量のものではないが、そのストーリーはだいたいつぎのようなものである。

印度の一地方の王である波斯匿王とその妻・末利夫人とのあいだに、勝鬘という名のひとりの娘が

いた。この娘・勝鬘が、おなじく印度の阿踰闍国あゆじやくの友称うしよという名の国王のもとに嫁よめぎ、国王の夫人となつてからのことになるが、あるとき、生みの親の波斯匿王と末利夫人が大乗の教えに接して深く感銘する。この両親は、この機縁を得た心のよろこびを自分たちだけにとどめずに、娘・勝鬘にも、このことを知らせずにはおれない気持になる。それは世の親に共通した子をおもう心であった。そして自分たちは、まだ十分にその教えに通じたという段階にはいたっていなかったが、もしこの教えをわが娘の勝鬘が聴いたならば、もともと聡明な娘のことであるし、いまや人の妻として人生の体験も積んできていることでもあるので、今の勝鬘ならば、きつと自分たち両親よりもっと正しくこの教えを身につけるのではなからうか、とそう思うにいたつた。

そこでさっそく、使者に手紙を持たせて娘の嫁よめぎ先である阿踰闍国あゆじやくに行かせ、その旨を勝鬘につたえさせると、案にたがわず勝鬘は、心の底からの歡喜をしめし、ただちに偈げ（詩のようなもの）を述べてその感激を告白する。すなわち勝鬘は親の導きをよすがとして、大乘の道へ帰入する機縁に際会し、大乘への解脱げだつの一步をふみ出すことになるのである。

（こうした勝鬘經の物語自体のなかに、すでに世の親が子に対する真摯な願いが表示せられているので、それも太子のお心に深く印象づけられたのではなからうか。すなわち、今日もなお日本人の家庭につづいている心情であるが、この世の人の親というものは、わが子が、自分たちよりも、もっと立派な人間になることを祈って、自分たちの生涯を送るもの、という現実人生の厳肅な真実に照らして、この經典にお心を寄せられたのではなから

うか。

さて勝鬘のこの歓喜に対し、仏が空中に現われたまい、あまねく淨らかな光明を放って勝鬘の歓喜に感応を示したもう。これに対し勝鬘とその一族の人びとは、感極まって仏に「接足作礼」して、仏の「実功德」を讃嘆し奉る。そして仏にめぐりあう機縁に恵まれた勝鬘が、その後次第に大乘の真髓を理解していくそのプロセスが、さまざまな対話を交えた形で、この經典のなかに書きつづられていくのである。以上が「勝鬘經」という經典の大筋である。

さて、太子がこの經典を取り上げられた理由は、僭越ながら推察申し上げる以外に方法はないが、やはり太子が現実の人間生活・社会生活を重視しておられたがために、いたずらに理想の世界を追求せずに、この世の人びとの生活に密着しながら書かれているこの經典の論旨と、そこで主役を演ずる勝鬘という俗世間に生活するひとりの女性——国王の夫人という現実的世俗の立場にありながら、その立場を逃避しないで解脱の道を求めようとしたひとりの女性——の求道の姿勢に、つよくわが意を得たり、とされたのではなからうか。そしてこの世の女性たるべき人間は、かくあるべきであるとお気づきになり、すなわち女性の指標として勝鬘を讃仰せられたものごとくである。かつ、世俗にあって行なうことのできる大乘仏教の真髓を、仏と勝鬘との対話のなかに、具体的に見出されたのではなからうかとおもう。後に述べる「維摩經」が維摩という名の理想的男性を主題にした經典であることに想いをいたせば、「勝鬘經」における勝鬘は、太子のお心にえがかれた理想的女性ということであ

ったかもしれない。女性と男性それぞれの理想像を、勝鬘と維摩に見出そうとされた太子の御心は、お取り組みになる經典の選択の段階において、すでに深い意味あいをお示しになっていたというべきであり、太子御自身をもふくめて、現実の人間社会に生きる人びとすべての心のなかに、人間はお互いに欠点に満ち満ちた者同士であるが故に、男女それぞれに仰ぐべき人格を求めて修行しなければならぬ、との強い御自覚があったものと拝察されてくるのである。

なおそのほかにも、太子がこの「勝鬘經」をお取り上げになったについては、いまひとつ深い意味がおありになったものと拝せられる。太子は推古天皇の摂政であられたが、推古天皇は女帝であられた。摂政として天皇を輔弼ほひつ申し上げることを、その御心に期せられた太子のことであるので、この「勝鬘經」を学ばれた機縁を、女性であられる推古天皇の御為にも、とお考えになられたことは、ごく自然のことであつたとおもわれる。この經典の内容には、大乘の道と小乗の修行とのちがいが随所に記されており、勝鬘がその昔、小乗の教えによる個人的解脱を理想として消極的な道徳しか知らなかったところに、父母の導きを契機として小乗の道から翻然ほんぜんとしてめざめ、あらためて「万人と苦楽を共にしようとする」大乘の帰依にすすむくんだりをお読みになった太子は、これこそ天皇たる御方が、そのお心にふかく留められるべき御事とお気づきなされたに相違あるまい。事実、太子は、推古天皇の御要請によって、天皇にこの「勝鬘經」を御講義なさっておられるのである。

（その時期については、「法王帝説」は推古天皇六年―五九八年―、「日本書紀」には推古天皇十四年―六〇六

年一とあり、後者が正しいと思われるのだが、すると、太子は、御年三十三歳であられ、摂政となられて十三年後のことであり、かつ推古天皇の御年は五十二歳という御円熟せられた御年齢のときであったことになる。お二人の御年頃を考え合わせると、筆者には、そのときのさまが、講者も、聴者もお二人してどんなにかご熱心にお取り組みになられたことであろうかと、その環境・雰囲気までもがしのばれてくるのである。

いずれにせよ、太子は摂政という御責務を内面的に御把握せられた方であることが、推古天皇への勝鬘經御進講にもうかがうことができ、かつ後記するように「勝鬘經義疏」の御述作の内容に、そのことはさらに具体的に拝することができるのである。それは、人間精神の内面にむかっての太子の御関心がどんなに深いものであったかを示し、あわせて太子を、日本思想の顕現者として御評価申し上げねばならぬ所以ともなるのである。

つぎに、太子がお取り組みになられた「維摩經」について記してみよう。この經典の中心は「維摩詰」という男性で、印度の毗耶離城中の長者でありながら、衆生教化に献身した理想的な人格である。しかも大乘の道を体得し仏道に帰依しながら、終始、現実の世俗的な環境から逃避しない人物であって、ここでもそのことがまず太子のお心に深く触れたのではなからうか。

さてこの「維摩經」の内容であるが、維摩詰は、衆生の心を濟う方便として、みずから病人となつたふりをする。維摩は身分の高い人であるから、見舞の人びと、国王はじめ大臣以下が引きもきらず

見舞う。維摩がこれら見舞の人びとに対しての応待は、実は現世の俗世間であって正しい道をもとめようと祈念する人びとに対する適切な説法でもあり教化でもあった。この様子をみて仏は、維摩の志すところを察知して、仏の弟子たちである舍利弗以下五百人も比丘(僧のこと)や、弥勒以下八千人もの菩薩に維摩の病床を見舞わせる。ところが舍利弗らの比丘は、まだ個人的な解脱を求めている程度で、個我に執着している人たちであり、弥勒らは菩薩になるまでの修行は積んでいるが、いまだに大乘の真髓を会得せずにいるので、いずれも維摩居士の一喝にあつて相手にされない。そこで仏は、大聖である文珠菩薩をつかわし、文珠をして維摩に病氣の原因を問わせることにする。維摩は、ここではじめて話し合える相手を得たことになって、文珠と維摩との二人のあいだに、すばらしい問答がくりひろげられる。この二人の問答のなかに、大乘の妙理を宣揚し、さいごに維摩居士一黙のなかに深旨をしめす、というのが、この經典の大筋である。要するに、維摩居士が、何故病人であるのかという、「大悲のゆえに」というのである。「大悲」とは、現世にありとあるすべての人びとの最後のひとりりにいたるまで、その人が大乘の道に帰入できずに個我の執着から離れられないあいだは、仏の心の悲しみは消え去らぬ、という衆生済度の悲願——大慈悲心——を意味する。この「大悲」の心情こそ、実は、聖徳太子が摂政としてお持ちになっておられた究極の御悲願に通ずるものであったのではなからうか。

事実、太子の時代世相は、蘇我・物部・両氏族のはげしい醜い政権争奪がくりかえされたときであ

った。太子は、その渦中に立たれての摂政であられたのである。人びとの心は、現世的な諸欲に、いやがうえにも惹きつけられていった時代でもあった。誰が実権を握るかが争われているとき、太子は誰が実権を握っても、人びとが政権なる権力を重視するかぎり、世の中が善くなるわけではない、との御痛感がありになられたに相違ない。政治機構や、政治体制を、いかによく整えてみても、要は人びとの心が自我に偏しているかぎりは、この世を立派な社会にすることはできない、と達観せられ、人びとは目に見えるところの外形的な諸欲に翻弄されているが、もっと内なる心をつめ、お互いの「まごころ」を信じあい、心と心のつながりのなかに、内心において平等の世界を求めてこそ、この世の中はなごやかなゆとりのあるものとなり得るのだ、とお心を定めておられたようである。こうした、太子にとって俗世間に踏みとどまりながら、現実の汚辱の世相から逃避もせず、衆生教化に徹しつづけた「維摩詰」という偉大な男性は、太子の御自身にとっても、深い憧憬の対象となつたのであるまいか、とそのように思われるのである。

(附記) なお、ここで聖徳太子の御思想について、筆者が開眼し得た経過と、その書物についてご紹介しておきたいと思う。それは、今からほぼ四十年近くまえにさかのぼるが、旧制一高に学んでいたときに、「一高昭信会」という学内団体に教えられたことに由来する。この団体は、私が入学する四、五年前昭和の初期にできたものであったが、当時社会的には無名の篤学者(四国・徳島出身)黒上正一郎くろかみまさいちろうという二十八歳の青年が、「一高瑞穂会」という学内団体に迎えられて連統の課外講座をされたあと、黒上氏を中心にして少数の一高生が集まってできた

のであった。

ところが、二年をいわずして、会員の一高生も、黒上先生も過度の勉学のゆえにか、つぎつぎに肺結核におかされて他界してしまわれ、私が入学したときには、三十歳でこの世を去られた黒上先生の遺著「聖徳太子の信仰思想と日本文化創業」という菊判三〇〇ページの書物が、謄写刷で残されているだけで、それを病魔から立ち上がった先輩たちが、これをテキストにしなが、毎朝早朝学内校庭での明治天皇御製拝誦と、年ごとの亡き師友の慰霊祭の執行とを、真剣に続けておられたものである。

その一高昭信会は、本郷台にあった当時の一高の寮の一室（和寮十三番室）を持っていて、そこで会員の一高生たちは起居をともしして生活していた。そして毎週一回の学生たちの研究発表会は、いつも「讀^ま仰^う研究」と名づけられていた。この「讀^ま仰^う研究」という意味は、長い日本の歴史を通じて、日本には二つの大きな文化の転機があって、その一つには、アジア大陸の文化の摂取に成功された聖徳太子がおられ、また明治以降になって明治天皇が西欧文化摂取の御立場に立たれて、日本古来の心情・思想に立って西欧文化に相對されたことを考え、わが國の文化の重大転機に際して、日本国民は、奇しくも国民教化の指導的地位にお二人の御人格を拜したことをしる、この御二方の御心を讀^ま仰^う申し上げつつ、学業に励むことこそ、日本人としての正しい学徒の道である、という自覚に基づいたものであった。

さて、さきの黒上先生の御著作は、昭和十年ごろ、先生の御母堂（徳島の素封家であられた）の御出費によって、はじめ活版刷（菊判）の立派な本になることができ、爾来、私は今日にいたるまでこの一書を、何回となく読み直してきたものである。まさに私の一生におけるかけがえのないテキストであった。それほど私はこの書物からものごとを考える道筋をはじめ、人生について、社会について、数限りなく教えられてきたのであり、また時に迷う心を励まされして、今日におよんだものである。

一高昭信会から東大精神科学研究会へ、さらに日本学生協会へと拡大されていったこの学びの道は、自然に既存の大学学風（文化系列の）を改革しなければやまぬという学生思想運動となっていき、昭和十二年から本格的に拡大していった。昭和十八年に私どもが東条内閣批判のゆえに、東京憲兵隊に拘置を受け政治的な弾圧をうけるにいたるまで、約七年間、全国の大学・高専校のなかに、同信の友の拡がりを見せていったものである。私にとって先輩・同輩・後輩をふくめて当時約千人におよんだであろう人びとのなかからは、大東亜戦争に召されていった人たちも決して少なくなかった。そして、この友らは、かならずといってよいほど、文庫版の「明治天皇御集」とこの黒上先生の御本とを持って出征したものである。きつと戦場の憩いの折に、その諸君たちによっても、私と同様この御本が、いくたびとなく読まれたに相違ないと思う。

その後、戦後になってこの書物の再版が望まれる声が強かったが、経費的な理由でそれもできず、やっと昭和三十二年になって、一冊の本の半分だけを上梓し、さらに十年後の昭和四十一年におよんで、ようやく一部国庫補助を得て全文を復刻することができたのである。今もなお私も同人のいとなむ（社団法人 国民文化研究会）は、ここ十六年間にわたって全国の大学生四、五百名を集めて毎年夏に九州で挙行してきた「合宿教室」では、この書をテキストの一部に取り上げてきており、おそらく今後も多く多くの真摯な青年学徒によってこの書物は読まれ続けることと思う。

私が本書中で、以下に記す聖徳太子の御文についての研究も、その基礎的な視点は、この世に会いまつることはできなかつた方ではあるが、わずか三十歳での御他界に先立って書き残された前記黒上正一郎先生著「聖徳太子の信仰思想と日本文化創業」（東京都中央区銀座七一〇一八 柳瀬ビル、国民文化研究会刊、A5判上製本、二九四ページ、頒価一、〇〇〇円）の一書に負うところ、まことに筆舌につくし難きものがあるので、ここに謹んで亡き師友のみたまに深い謝意を表させていただくとともに、あわせてこの機会に該書のご紹介をさせていただいた次第である。）

三 太子の御思想を「勝鬘經義疏」に具体的に拝すると

日本思想の源流をたどる場合に、太子が仏教經典の原文に対して、どのような註釈をされたか、それが一番大切な点であることをさきに記したが、ここではそれについて具体的な説明にはいることにしたい。

太子は、まず冒頭からこの「勝鬘」という女性の名前そのものを、その文字に注目されて、これに註して言われるには、

「勝鬘とは、世には七宝しちぼうをもって其の肉身を蔽かざる、しかるに今は万行ばんぎょうをもって其の法身ほっしんを蔽かざる、故に勝鬘と云う」(原漢文体)

と書き出される。その意味は、

「世の女性たちは、髪かみの型や装飾やお化粧に心をくだいて自分を美しく見せようとするのが普通であるのに、この勝鬘という女性は「鬘まん(かつら)に勝まさる」というその名のごとく、外形の美を求め女性ではなくて、その心の修行の果てに大乘道に帰入して自らの心のうちを、美しく立派に修行した女性である。だから、名前そのものからして勝鬘と名づけられているのであろう」

との意であろうか。たいへん鋭い御觀察と拝せられるが、要は、この世の女性の日常生活を心にとど

められ、それを念頭に置かれながら一般女性と理想的女性とのつながりを求めようとなさるのである。すでにこの一句のなかに、太子が現実の人生を重視せられる御思想の端的な御表現を見ることができ、とおもう。

つぎに、「勝鬘經」の書き出しに近い個所について、本書では、まず經典の原文を細い線で囲んで掲載し、つぎにその個所についての太子の「義疏」の御手筆を「」で前後をつつんで引用し、そのあと太子の御文についての拙意解釈を補うことにしたい。多少煩雑にみえるかもしれないが、こうでもしないと、太子の「義疏」の大切なポイントが指摘できないからである。なお次に引用する個所としては、さきに「勝鬘經」の大筋を書いたところで、勝鬘の両親が娘・勝鬘に大乘への帰入の機縁を与えたことを紹介したので、それに関する個所を取り上げた。

時に波斯匿王及び末利夫人は、法を信ずること未だ久しからず。共に相謂いて言く、「勝鬘は、是れ我が女なり。聡慧利根、通敏にして悟り易し。もし仏を見たてまつらば、必らず速かに法を解して、心疑い無きを得ん。宜しく時に信を遣わして、其の道意を発すべし。」夫人もうしていわく、「今、正しく是れ時なり。」王および夫人、勝鬘に書を与えて、略して、如来の無量の功德を讃じて、即ち、内人の旃提羅と名づくるを遣わす。

使人、書を奉じて阿踰闍国に至り、其の宮の内に入り、敬んで勝鬘に授けたてまつる。

右の經典原文に対し、太子は、まず最初に、右の文の構成を分析し、三段に分かれていることを説明されたあと、つぎのように記しておられる。(以下、文中カッコ内の註記は、私が挿入したものである。)

「時にとは、勝鬘まさに常住(註、大乘の道)を聞くべき(註、可能の「べき」すなわち、大乘の教えを聞いて理解できる、の意)の時なり。法を信すること未だ久しからずとは、大乘の法を信じて未だ久しからざるを謂うなり。言うところは、王と夫人とは、ただ小乗の法を信じて久しく未だ大乘を信ぜず。(註、その頃)、如来、一の樹下に在して、法(註、大乘)を説きたもう。時に波斯匿王、鼓を撃つて来りて仏に奉る。仏、知りて故らに『此れ何の声ぞ』と問いたもう。阿難、実に依つて答す。時に仏の言わく、『世王は、生死の鼓を撃つ。我は法玉たり。よろしく法の鼓を撃つべし』と。即ち法鼓経を説きたもう。ここにおいて、王及び夫人始めて大乘を信ず。未だ久しからずして即ち使を遣わし、女勝鬘に告ぐるなり。一に云く、時とは、是れ法鼓経を説きたもう時を謂うなり。(註、「一に云く」とは「勝鬘経」についてのある解説書には、という意で、恐らく支那大陸の諸師のうち誰かを指すものと思う。)此の法を信すること未だ久しからずを解するに、種種同じからず(註、支那大陸の諸師は色々に解釈している、の意)。然れども本末を推尋するに、唯これのみまさに当るべし。故に記せざるなり(註、「本末を考えると、以上の私の解釈以外にはあり得ない、と思うので、一々、他の説はここに記さぬことにする」の意)。

是れ我が女なりとは、讚重の辞なり。子を相るは父母に過ぎず。臣を知るは君王に如くは莫し。

我が子の称は、自他を別たす唯善きに在り。今、勝鬘は既に己が子たり。かつ、明德有り。まさに勝道を聞くべし。故に亦自ら『我が子』と称するなり。

聡慧利根とは、耳に善く聴くを聡と曰い、心に明らかに察するを慧と曰う。聡察爽明なる、之を利根と謂う。

通敏にして悟り易しとは、表を聞いて裏に達する、之を通と謂う、善く聴くの致す所なり。照了深明なる、之を敏と謂う、善く察するの致す所なり。理に遇いて即ち解する、之を悟り易しと謂う、利根の致す所なり。

前の句は、其の性能を談じ、後の句は、其の功用を言う。共に相成するなり。教を稟くるは、必ず善く聴くに由る、故に、聴を歎ずるを首めとなす。此は、器すでに具するを明かす。

必らず速かに法を解してとは、一たび聞いて即ち悟る、再び教えるを待たざるなり。

心疑い無きを得んとは、神情開朗にして、小乗の疑滯無きなり。

宜しく時に信を遣わして、その道意を発すべしとは、時に二あり。一には年の時、二には機の時。皆失すべからざるなり。此れ、実を納るべきを明かすなり。……」

右に引用したはじめの經典原文とあとの太子の御註釈の二つの文章を対比すると、太子の「勝鬘經義疏」という御著述の概要が鮮明に浮かび上がってくるが、いまそのほぼ後半にあたる部分「是れ我が女なりとは」あたりから以降について、ややくわしく見てみたいとおもう。そこで多少煩雑のきら

いはあるが、もう一つ引用してみたいのは、アジア大陸の学者で、吉蔵菩薩というひとが、このおなじ部分について註釈を書いているので、(前記、黒上正一郎氏の研究による)それをあわせて引用し、太子の前記の御註釈を再度それに並べて引用し、両者の註釈のしかたの相違を見出すことによつて、太子の御註釈が、いかに独創的なものであつたか、また現実の人生体験と照応しながら經典と相對せられたか、を見たいとおもう。

(吉蔵菩薩の註釈)「是我之女とは、子を知ること父に若くはなし、故に我之女と云う。また父の慈愛の重きを顯わして、道法を以て之を利せんと欲す。故に是我之女と云う。また我は其の肉身を生めるをもつて復仏をして其の慧命を發せしめんと欲す。故に是我之女と云う」と釈しているのに対し、聖徳太子は

「是れ我が女とは讚重の辞なり。言うところは、子を相ること父母に過ぐるはなく、臣を知ること君王に如くはなし。我が子の称は自他を別たす、唯善きに在り。今勝鬘はすでに己が子たり。かつ明德ありて応に勝道(註、すぐれた大乘の教え)を聞くべきが故に(註、聞いてその教えが判る人なので)、亦自ら『我が子』と称するなり」

と「義疏」のなかにお述べになつておられる。

この二つの文は、一見してさほどの違いがないようにみえるが、しかしよく比較してみると、吉蔵師の受け取り方は「子を知るは父に若くはなし」と言い、「父の慈愛の重きをあらわす」と言い、「道

法をもってその慈愛の発露に役立たせる」と言い、いずれも親子の関係をやや内面的に見ようとはしているものの、結局は、波斯はしや匿王夫妻とその子勝鬘との関係を外側から見た説明にとどまっています。

これに対して太子がお書きになっているのは、冒頭から「父親である波斯匿王が勝鬘を、わがむすめ我之女」と表現されたのは、親が自分の子を誉め讃たたえている言葉なのだ、と力強く判断を下される。

太子は、この經典を読まれて、古代日本の多くの人たちとおなじように、「心情」をなによりも大切なものと思われた方であられたから、「親」と聞けば直観的に太子が、見聞きしてこられた凡庸ぼんようさまさまのこの世の人の親の姿を具体的に思い起こされ、親という立場に立てば、人はだれでも「親の心を持つもの」という親についての大切なポイントである「親の心」を重視なさる。したがって直観的に「親の心」に立って經典のそのくだりを読もうとされたのであろう。また、「子」と言えばただちに「子の心」を念頭に浮かべせられたことであろう。したがって「我わがむすめ之女」という一語のなかで「我が」という文字にお心をとどめられ、それは「親」だけが口にするのできる言葉、「親」でなければ口につけない言葉、とすぐ判断された。そこで「親の心情」への連想が先に立つことになり、「我が子の称は、自他を別たす唯ただよ善きに在り」すなわち、「我が子」という呼び方それ自体のなかに、すでに自分の子を讃える親の気持がこめられており、そのことは誰彼の別なく人間ならば誰でもおなじであって、親は自分の子について、自分の子は、「善い子」だと思ふものであるから、良く

教えればきつと善い人間になる（註、唯善きに在り）、と信じているものだ」と述べられ、親が子に対する心情における嚴肅かつ一般的な事実、強く想到せられた、とおもわれる。

そしてそのうえで、「今、勝鬘は既に己が子たり」と言われて、「義疏」の文中に「すでに」という言葉を挿入されておられるのは、「親子一般のことですらそうであるうえに、この場合は、あきらかに「勝鬘」という自分の子の名を挙げているのだから、「我が子」と呼ぶのは、いっそう深くわが子を讃重しての言葉だと思ふ」と言われ、さらに語をついで、「かつ、明德あり。まさに勝道（註、大乘の教え）を聞くべし（註、理解することができる段階にきていると信ずる）。が故に亦自ら『我が子』と称するなり」と言われたのである。

すなわち前記の太子の文の意味は、「その上わが子「勝鬘」は、立派な徳を備えているのを知っておられた親としては、親一般がその子を讃える以上に、確信をもって「是れ我が女」と言わねば娘「勝鬘」をたたえられたものとおもう」と。これが太子の御註釈である。さきの吉蔵師の註釈と一見類似するようでいて、その実はなんと相違することであろうか。太子の方は、太子御自身の体験的告白を伴なっておる解釈であり、また親子家庭の情誼じょうぎ、すなわちこの世の人間関係に内在する人間心情の具体的事実に立っての御註釈であるのに対して、吉蔵師の註釈は、あまりにも通り一遍の概念的な説明に終わっていることを、ここにあらためて気づくことができるとおもう。

このように太子は、仏典の原文を生きた形で受け止めておられたというべきで、生きた学問とは、

こういうとらえ方、考え方、学び方をいうのではあるまいか。筆者は、このあたりにも、日本思想の特質がますますとろなく流露していることを認めないわけにはいかないのである。

なお、太子は、この「勝鬘経」を女帝であられる推古天皇へ御進講なされたがためであろうか、さきの「是れ我が女とは讚重の辞ことばなり」のご説明につづけて、

「言うところは、子を相ること父母に過ぐるはなく、臣を知ること君王に如くはなし」

と述べられておられる。これは、太子が日頃から、臣民に対する天皇の御態度、御心境は、この世の人の「親」がその子に対する心情と同じであるべきことをご痛感になつておられたので、親子の情への凝視が、このようにごく自然に君臣の情誼に連繫されていったものであろう。「子を相ること父母に過ぐるはなく」の語に続いて「臣を知ること君王に如くはなし」と述べられたこのような筆致は、さきの吉蔵師の文などにみられないのは、もとより両者の社会的立場の相違からして当然であるにしても、この二つの御言葉がまことに自然につづくその言葉の運びと脈絡とは、親子と君臣とを同じ心情において理解しておられた証左でもあったことを、あわせて重視したいとおもう。

勝鬘という一女性とその父母との情誼だけが仏典原文の論旨であるにかかわらず、原文註釈にはおおよそ縁のない「君臣の関係」がそこで言及されたことは、太子が国政を御担当せられるに当たつて、政治というものの本質と、家庭生活の核心とを一連のなかに考えられた博大なお考えによるものであつて、それなくしては、とうていこの言及がなされる筋合いのものではなかつたであらう、とお

もわれてくる。このように父子、君臣の情誼を相互に照応せられた御心懐こそは、「古事記」「日本書紀」にもみられる日本国体の本義とまったく同じものであって、以後ながく歴代天皇の大御心のなかに継承せられたものでもあったのである。太子が摂政として国民を指導せられた御信念が、ここにも「神ながら」に自然の発露されたものと拝察されるのである。

さきの太子の御註釈文のなかで、この君臣関係への自然的な御言及の意味がなされたことについての太子の御心情に気づけば、そのつぎにでてくる御言葉の「我が子の称は、自他を別たす唯善きに在り」の一句も、たんに波斯匿王夫妻とその女勝鬘の親子関係だけに止めて解釈していたのでは、たいへん不十分なことがわかってくる。太子は、勝鬘親子についてこの御言葉をつかわれたことは間違いないが、その御心情においては、それと同時に、君王がその臣下をみるにも、「我が子の称は自他を別たす、唯善きに在り」と御痛感になられたものと拝察せられる。すなわち、太子が摂政として国民に臨まれる御自身の御心のなかに、身近なものも、見知らぬものも、はては、生きとし生けるすべての人間に対して、人のうえに立つものとして当然に心がけねばならぬ要点を、さきの御言葉のなかに表現せられた、とみるべきであって、摂政として国民を見るわが心は、世の親がその「わが子」に対する心のごとくでありたいと努力せられ、また「国民ひとりびとりは、正しい教えにはかならず正しく反応する善根を持つ人びとばかりである」との、国民の「まごころ」を信頼されての御心懐であったとおもう。

このように太子は、親子家庭の情意を国家公共の全体生活のうえに具現なさろうとされた方であるが、かくお考えになられるには、それ相応の理由もあった。というのは、太子の御在世の時代というのは、これを「日本書紀」にみると、内治・外交ともにただならざる混乱の時代であって、太子の目に映ったことは、権力などというものには自らその効果に限度があり、世の中が善くなるというには、究極的には、人の心が正しくならなければできない相談である、とお考えになったが故であろう。世の政治家たちが、ともすれば避け勝ちな「人心の内面革新」という至難な目的にむかって、太子はその御生涯を捧げられたのである。それはわが国二千年の歴史を通じてみても、近くは近代化されたという明治以降百年のあゆみをみても、「政治の本質」をかくのごとくハイ・レベルにとらえ、それに一途に献身し得た政治家は他に見当たらないのであって、かかる点に政治のポイントを置かれたというそのことが、実は、太子御自身の政治というものに対する透徹した御識見と、太子御自身の悲痛な御体験に基づいてのことであり、内治・外交に関する外的事業に御専念なさった以上に、総合的かつ強靱な御意志があられたことを、深く俚ばしめられるところでもある。

顧みれば、さきにも記したように、国内では物部、蘇我両氏の派閥争い、閥族の専横が白昼公然と濶歩し、人心は権力と武力に苦しみ、太子十九歳の御時には、蘇我馬子が、帰化人・東漢直駒を使つて、わが国史上、空前絶後ともいふべき臣下による天皇（崇峻天皇）弑逆の悪逆が行なわれ、国

内はまさに暗澹たる様相であった。また国外においては、数世紀にわたった朝鮮半島における日本の国威が、漸次後退を余儀なくせられ、太子がお生まれになる十二年前、西紀五六二年には、ついに半島南端にあった日本の直轄領、任那の「日本府」が、新羅のために滅亡させられてしまっていた。

このため、それ以後の歴代の天皇は、その「御遺言の詔」で、「任那日本府の復興」を悲願せられ、その御志を継承して来られたときであったのである。内治・外交ともに、太子の時代は、まさに有史以来の重大な転機に遭遇していたのであって、もし太子にして大陸文化の儒・仏両教に対し、盲目的な心酔でもなされようものなら、日本文化はやがて大陸文化に吸収同化せられ、その挙句のはてに、日本は政治的にも、いかなる運命をたどることになったか、実に測りしれない分岐点に立っていたのである。それをおもえば、さきにごくその一部を拝したにすぎないが、太子が仏教經典にお取り組みになってなされたところの「心理的究明」の御作業は、われわれがいかに注意を払っても、なお足りるというものではなからうとおもう。わが国文化史上・思想史上における没すべからざる重要な御作業であった、と申し上げべきことである。

さて、さきにせつかく一くぎりの經典原文と、太子の御文章を引用してあるので、前記の引用文にもどって太子の「義疏」をもう少し見ることにはしたいとおもう。太子は、さきの經典原文の「是れ我が女」の語につづく「聡慧利根、通敏にして悟り易し」の原文についても、

「耳に善く聴くを聡そうと曰いい、心に明らかに察するを慧けいと曰いう。聡察そうさつ爽明そうめいなる、之を利根と謂いう。通敏つうびんにして悟り易しとは、表おもてに聞いて裏に達する、之これを通と謂いう。善く聴くの致す所なり。照了しょうりょう深明しんめいなる、之を敏と謂いう。善く察するの致す所なり。理に遇あつて即すなわち解する（註、正しいことはすぐそれと判る）、之を悟り易しと謂いう。利根の致す所なり。……」と書いておられる。

太子のこの御註釈のしかたは、人間が誰でも体験しうる五感（視る、聴く、触さわる、味あわう、臭かぐ）に訴えて、經典の意味を理解しうるように説明なさったものである。体験的なとらえ方を重視されるが故に、わざわざ「耳みみによく聴く」というように「耳みみに」「よくきく」と示される。人間は、精神を集中して人の言を聴くときには、耳をそばだてて聴く、といったり、耳に手をあてがって聴いたりする。とにかく全精神を耳に集中するところに「聴く」ことの極致があることを、人びとは無意識にその行動のなかで経験しているはずである。その無意識を意識し直すことによって、人は自己をみつめ直す契機を得るものであり、それを、太子はよく洞察しておられたのであろうか。ごく平易なお言葉であるが、「耳みみによく聴くを」という御表現は、筆者自身、この年になるまで、四十年近くの間、数え切れぬほどの回数であるが、このお言葉を思い返しながら生きてきたものである。ほんとうに心を打たれたお言葉のひとつであった。

また、つぎの「心に明らかに察する」といい、「表に聞いて裏に達する」といい、太子の御説明の

お言葉は、どれもこれも、素朴な人間の心情に立つての御説明ばかりである。本当の学問というもの、難解な理論を展開していかにも学のあるように見せることではなくて、真面目に生きようとする人びとならば、誰でもすぐに判るようなものでこそ、生きた学問ではなからうか。太子の文章は、現代の文化科学の諸論考よりもはるかに判りやすく、直接にわれわれの胸にすっきりとひびいてくる。さて太子は、さきにつきの經典原文「必らず速かに法を解して、心疑い無きを得ん」の原文についても、すばらしい説明をしておられるので、あわせて記しておきたいとおもう。

「必らず速かに法を解してとは、一たび聞いて即ち悟る。再び教うるを待たざるなり（註、一度教えを聞けば、ただちにその急所がわかる、二度同じ説明をしてもらわないでもよろしい、との意）。

心疑い無きを得んとは、神情開朗にして小乗の疑滞無きなり（註、"まごころ"のように明るく朗らかで、自分一個の解脱を思うなどというクヨクヨしたところがまったくない）」と、書いておいでになる。

勝鬘というひとりの女性に対し、その父親と母親が、お互いに話し合って（共に相謂いて言く）、わが娘の善根を讀え「心疑い無きを得ん」と両親は言っているが、この両親の言葉から推察すると、両親が想像する娘の心境は、「神情開朗にして、小乗の疑滞無きなり」というものではなからうか、と太子は記されるのである。「疑いのない心」とは、実際にどういう状態の心なのだろうか、とお考えになられて、御自身の御体験的御立場から日本人にわかる言葉をもって推量なさろうとせられるのであ

る。「神情開朗にして」とは、なんとというすばらしい御表現であろうか。自分の心も、自らかくありたいと思われて、太子はその御表現のなかに御自身の悲願をこめられたのかもしれない。この「神情」という一語の意味するものは、誠まことの情こころ、すなわち人の真心を指摘されたものであって、篤あつく仏教に帰依せられながらも、一方において日本古来の祭祀を厳修せられた聖徳太子という方の、巾広い御生活の底に貫かれていた「まごころ」を、この「神情開朗にして、小乗の疑滞無きなり」の御言葉にうかがい得るのは、あながち私ひとりではあるまいとおもう。

四 太子の御思想を「十七条憲法」に具体的に拝すると

以上本書では、聖徳太子（五七四—六二二）がアジア大陸から移入された仏教文化に対して、どのような自主的・独創的なお心組みで臨まれたか、その具体的内容を太子が書かれた「勝鬘經義疏」についてかなり詳細にたどってみた。

しかし、ここでひとつ注意をはらっておきたいことは、世界の歴史を見ても気づかれるのだが、聖徳太子の時代のように、日本文化のなかに東洋文化がはいってくるというような二つの異質な文化が互いに接触しあう、という場合には、その二つの民族文化の、いずれか一方が、相手方の民族文化に同化させられてしまうということがしばしば起こるものである、ということである。ときにはそのた

めに、その二つの民族が武力で戦って互いに勝敗を決すること以上に、その二つの民族文化の運命について、きびしい勝負ともなることがある。

日本が聖徳太子の時代に、アジア大陸の文化と接触した場合においても、このことは当然に潜在していた問題であったはずである。にもかかわらず、日本は世界史上にあり勝ちであったこの悲運に陥らず、仏教・儒教という絢爛華麗な外来文化に対して、よくその長所を摂取し得て、日本文化、日本思想本来のものなかに、豊かさや充実さをくわえ得た、ということは、けっして軽々にこれを見過ごしてはならないところ、とおもわれる。

現代の日本も、その点では太子の時代と同じ問題に当面していると言うこともできるのであって、すなわち、明治以降ここ百年のあいだに、わが国民は西欧文化、ことに科学を中心とする物質文明について大いなる啓蒙をうけた。しかし百年を経過した今の時点で見ると、果たして日本文化のなかに西洋文化を咀嚼し尽くし得るのか、それとも西洋文化にみられる絢爛そのもののような「論理重視の概念構成」に魅了し去られたままで、逆に西洋文化に同化されてしまうのか、まったく予断をゆるさない段階にきているいまの日本である。これをおもい彼をおもえば、千四百年のむかしの聖徳太子の時代に、東洋文化をみごとに摂取し得たということは、現代の問題としても、深い関連をもつものとして、よく考えねばならぬ問題に相違あるまい。

とにかく当時の日本人に取ってみれば、はじめて接した大陸文化は、仏教にしても、儒教にして

も、その精緻な理論といい、その展開する高邁な哲理といい、それらは、日本人にとっては、どちらかという^とと不得手な「概念構築の分野」の学問を含んだものであったから、人びとはその絢爛さに、きつと心を打たれたにちがいない。こうした場合に、さきに言ったような外来文化に逆に吸収同化される現象が起こり勝ちになるわけで、日本にはいつてきた東洋文化の偉大さに、人びとはいつとはなしにひきつけられ、やがて自分たちの固有文化が、無性^{むせう}やたらに低劣なものに見えてきて、ついにミイラ取りがミイラになる危険もあつたはずである。

事実、多くの日本人のなかには、夢中で東洋文化の華麗さに圧倒された人びとも、けっして少なくなかつた。というのは、太子によって仏教の真髓がみごとに撰取されたにもかかわらず、太子以後、空海（弘法大師）（七七四—八三五）や最澄（伝教大師）（七六七—八二二）が登場するまでの約二百年間におけるわが国の仏教信仰は、「病氣平癒」の祈禱と「国家鎮護」の祈願とが中心になつてい、つたといわれ、しかも、いづれも説経^{とぎょう}しておりさえすれば、その祈りがかなえられるという、まことに形式的・外形的でしかも個人的な卑近な願望にむすびついたものになつてしまつていたのである。

「国家鎮護」を祈願するといつても、社会の安寧^{あんねい}と国威の保持のために心血がそそがれてこそ意味があるが、それが欠けての祈願となつては、たんなる呪文^{じゆもん}を唱えるのと大同小異のことではなくなつてしまふ。このことは、太子以降において、「法華経」は別としても、太子があれほど心血をそそがれて取り組まれた「勝鬘経」と「維摩経」とが、ほとんど人びとに読まれぬようになってしまひ、病氣

平癒に直接むすびつくような經典などだけが重んぜられて、「勝鬘經」や「維摩經」は二百年間忘れ去られていた、といわれることから、いかに人びとが外来文化の絢爛さに魅せられてしまったかが推察されるところである。これらは、仏教に対する形式的な信仰への墮落を意味すると同時に、太子の偉大な御心懐が、容易に伝承されなかったことをも示し、やはり外来文化に魅了されることの方が、日本でも普通であったことを示している、とおもう。

さて、聖徳太子がアジア大陸の偉大な文化と四つに取り組まれ、その長所を撰取することに成功された原因を、さらに太子の御作とつたえられる「十七条憲法」に見てみたいとおもう。

ここでは、「日本書紀」(七二〇年完成、六世紀ごろに筆録された皇室系譜や古伝承を内容とする「帝辭」「旧辭」のほか、多くの資料を基にして作られた勅撰の歴史書。神代から第四十一代持統天皇までを編年体で、漢文で書いたもの)に集録されている「聖徳太子憲法十七条」(推古天皇十二年―六〇四―皇太子親ら肇めて憲法十七条を作りたもう、と日本書紀に記されている)に拠って進めていくことにする。

太子の人間観が端的に拝察できるものとして、私はまず「十七条憲法」の第十条を取り上げることにする。

(十に曰く)「忿を絶ち、瞋を棄て、人の違うを怒らざれ。人皆心有り。心各執有り。彼是とす

るときは則ち我は非とす。我是とするときは則ち彼は非とす。我必らずしも聖にあらず、彼必らずしも愚に非ず。共に是れ凡夫のみ。是非の理、詎ぞ能く定むべき。相共に賢愚なること、鑲の端無きが如し。是を以て、彼の人瞶ると雖も、還つて我が失を恐れよ。我独り得たりと雖も、衆に従いて同じく挙え。」

これが有名な太子の「共に是れ凡夫のみ」という御言葉が出てくる第十条の全文である。

多少の語句について字釈を添えると、「忿」とは、心のなかからムカムカした怒りを出すこと。「瞶」とは、目くじらを立てて怒りを顔に出すこと。「心各々執有り」とは、ひとほだれでも自分というものに執着するものだ、との意。「鑲」とは耳輪のこと。

この全文の要点は、なかほどにある「共に是れ凡夫のみ」という一句に帰着すると思うが、この一句は「共に」とまず人間の連体関係の事実を指摘し、「是れ」と強い確信の表示があり、最後に「のみ」と結ばれて、人間はすべて凡夫である、平々凡々な欠点だらけのものであって、それ以外のなものでもない、という信念にあふれた御表現であることに気がつく。

太子はこの条文のなかで、また「人皆心有り。心各執有り」と言っておられ、人間というものはだれでも、自分というものに執着しているものだ、と指摘されて、「個我に執着する」という人間共通の性的な事実を、人間そのものについてのいかんともしがたいものとして把握せられる。この

ようにこの世に実在する人びとのさまざまな「心情」のなかに、共通する本質的なものを飾り気なくとらえるということは、一見あたりまえのことのように見えるが、なかなかできることではない。われわれは、自分自身を顧みても、心に画く理想像に近い角度から、人間というものを見てしまう傾向になりがちである。いずれにしても太子の人間観には、我執のとりこになりがちなる人間を、そのままの姿でとらえ、そのうえで、お互いの「人づき合い」における心構えの基盤を、「共に是れ凡夫のみ」の一語に集約せられたものとおもわれる。

このことは、太子が「維摩経義疏」のなかで（「維摩経」中の「文殊問疾品」の註釈をなさる中で）、人間が個我執着から離れようとする努力は、容易ならざるものであることを指摘しておられるので、それと照合すると、いっそうはつきりしてくる。

太子は「義疏」のなかで、

「自行外化を憶して、以て心を調伏すと雖も、若し自他の二境を存して修行せば、則ち修する所広からず、物とその苦楽を同じくすること能わず。所以に勧めて応に著を離るべしと明すなり」

と記されている。すなわち「若し自他の二境を存して、自分は自分、他人は他人という気持のまま各人が修行しても、それでは駄目で、物（人びと）とその苦楽をおなじくする」という仏の大慈悲心——それがこの世における人生指標ということになるのだが——には、とてもつながっていく見込み

がない」。だから人生における要点は、「著じやくを離はなれること、いいかえれば、個人とか自己とかというものにつねに執著しがちなのがお互い人間同士であるから、思い切つてその執著からはなれようとするところにこそ、お互いの修行の主眼点を置かなければだめだ」というご主張である。

これなどは、実に人心の機微に透徹した御所見であつて、人間の我執について人間各自が努力すべき急所を、実に鮮あざやかに指摘せられている、というべきであらう。太子が、人生の事実の実態を見きわめようとなさる御努力は、どこまでも限りなく続き、その人間観は、「共に是れ凡夫のみ」ということから、さらに進んで人間同士の内心における平等感の確立にむかつて、いよいよ人間の具体性のなかに浸透していくのである。

さてつぎに、こうした人間観に立つての太子の社会観・政治観を「憲法十七条」の第一条にみてみよう。

(一に曰く)「和を以て貴たつとと為なし、忤さからうこと無なきを宗と為す。人皆党あり、亦達れる者少し。是を以て或は君父に順まつろわず、忤さからち隣里に違たがう。然れども上和かみやわぎ、下睦しもむつびて事を論あげうに諧かないぬるときは、則すなわち事理じり自おのずから通かよう。何事か成ならざらん」

とあるのは、さきの第十条で見た「人間は個我に執着するもの」それ故に「共に是れ凡夫のみ」という自覚を持ちあつてこそ健全な「人づき合い」が成り立つことを説かれたのに対し、ここでは一歩進んで、人間というものは、好きもの同士お互いに徒党を組み出す性向（今の言葉でいえば派閥をつくる性向）を見て取られ、「人皆党あり（人びとはもともとは徒党をつくりたがるものである）」と喝破される。そして同時に、この人間本来の性向を、まずそのまま素直に肯定し、確認し、しかもその肯定、確認を、憲法冒頭の第一条においてされている、ということとは、太子が人間の性向の本然の姿について、それを口にすることを少しも意に介されなかつた真剣さと率直さによるものであろう。そこで第一条の前段の意味を味わってみると、

「人間はともすると徒党をくみがちなものである。個人同士でも意見がなかなかあわずに衝突するものであるうえに、徒党を組んで対立しあつたのではどうにもなるまい。しかし人間自体が個我に執着を持つのと同様に、徒党を組むことも人間本来の性向であつてみれば、その前提のうえに立つて世のなかの和合を考えていく以外に方法がない。そこでお互いに取つてなかなかやりにくいことであろうが、相手方に対して、『進んで和していこう』という『努力』がほしいものだ」

と言われるのである。ここでの太子の言い方でとくに注目したい点は、「和でなければならぬ」「お互いに忤^{さか}らいあつてはいけない」というような道義的規律的な言い方は決してなさつてお

られない点である。太子の御言葉をいま一度引用すると、「和を以て貴しとなす」（和ということが貴いことだと思ひ合おうではないか）であり、「忤さからうことなきを宗となす（忤さからうことのないように、心掛かけけよう）」という言い方になっている。「人は対立しあいがち、徒党をくみやすい」という現実人生の事実を、事実として凝視ぎょうしすれば、偉えらそうにそれを否定してみてもなんにもならない、いなむしろ、その事実じじつに立つてものをいってこそ言葉は生きてくるのだ、とそう考えられてものをいわれるのであって、この御態度、御心情こそ、以後ながく「日本思想」の核心となっていくものであった。

つぎにさきの第一条の後段の文意を考えて見よう。ここで太子が言おうとなさった意味は、

「人びとは徒党をくむものであるのに、ほんとうに立派な人間というのはまことに少ないものである。それで世のなかには間違まちがったことがたくさん起こってきて、不幸な目に逢う人もでてくる。

それが世の中の真相ではあるが、この世の中を良くする方法とてけつしてないわけではない。もし『上和かみわらぎ』』上に立つ人が、下の人びとに相對するとき、もしその地位に付随する權威や權力に寄りかかって、下の人びとを見るようなことをしないで、人間としてはおなじく凡夫なのだ、人間としてはまったく平等なのだ、という心持を先立てれば、下の人びとに相對しても、自然に和わらいだ雰囲ふんい気がそこに生まれるはずだし、『下睦しもむつびて』』下の人びとは、上の人びとのいま言いわったような「心」の努力によって、自然に心がなごやかになり、親しみ深く睦むつびあうこともできるようになる。

そうした状況のもとで、お互いに『事を論おげつちらに諧かないぬるときは』 Ⅱ意見を交換し論議し合えることができれば、そこでは、上と下というへだたりは消え失せて、皆が人間として平等の気持になってお互いの意見を出し合うことができるようになるはずであり、そうなることができれば、(註、「諧かなら」という文字が言ベンに「皆」のツクリになっていて、「皆が発言する」という意味になるるか、とおもう) そのときには、『事理自ら通う』 Ⅱ討議内容に関しては、そこにいるすべての人びとの衆知が集められることになり、最後にはかならず、ものごとの筋道にあった正しい結論がでてくるに相違ない。したがって『何事か成らざらん』 Ⅱこのようにしてもものごとの討議をつくし、お互いの意見をだしあうようであれば、どんな困難なことであろうとも、成功しないはずはなからうではないか』 という意味かとおもう。

いま見てきた太子のお考えは、人間集団についての和合の具体的なありかたについてのものであり、それは同時に、社会が平和に営まれるための基本条件を提示されたことにもなり、ひいては、政治が円滑に運営されるための、最低要件を述べられたことにもなっている。

なお、ついでであるが、西洋に発達した多数決原理の思想も、実は、太子のこの御発想法と、同じ基点でスタートしたものと思われるので、太子の御思想との比較をしておきたいとおもう。すなわち、

「人間は我執があり、なかなかお互い同士の意見の一致を見るのは困難である、そのうえ、徒党を組む性向もあることだから」というところまでは、太子のお考えと多数決原理を生んだ思想とは、多少のニュアンスの相違はあっても、まずまず大同小異の出発点に立っている、と見てよからう。

ところが、そこから先になると、両者はかなりの違いをみせてくる。多数決原理における考え方は、「そこで、意見が対立したままでは仕方がないから、とにかくお互いに討議をつくしたうえで、どちらに賛成者が多いか、投票させてみることにしよう。そして多数の人が賛成した方に、全体がしたがう、ということにしては」ということになって、そこに「多数決原理」が生まれることになった。

しかし多数決に拠る、という終着点が明示されると、人びとは、どうしてもその終着点へむかって真一文字に到達しようとするから、「お互いに討議をつくしたうえで」と言っても、ついそれが形式のお座なりになる傾向を生む。なぜかといえば、票決を自分の側に有利にする知恵ばかりがはたらいで、肝心の「討議」そのものを公平に、かつ多数決原理本来の趣旨に沿って展開することについて、配慮がおろそかにされてしまうおそれがあるからである。これでは、多数決原理が立てている本来の趣旨とは程遠いものになる危険が生ずる。

それともう一つは、多数決で決まったことに「全体がしたがう」というこの「したがう」という約束は、結局のところやはり力の強い方、賛成票を過半数取った勝者に、他方が不本意のままに、あきらめて、同意させられる、というニュアンスが伴ってくる。いってみれば、討議ならびに票決にお

ける「知謀と作戦と力」とにすべてを託するようになってしまつて、多数決原理における肝心かなめの「討議」そのものの在り方ならびに、「討議にのぞむについての心構え」が等閑に付されてしまいがちである。すなわち、方式は良くとも、その方式を生かすために必要なことは、討議にのぞむ人びとの「心の内容」であつたはずであるが、そこがおろそかにされたままになると、票決のあとには、不満と憎悪が残るおそれが生ずる。討議者の各員が、その心を傾け、「まごころ」からの発言によつて最良の討議をすることは、なかなか期待しにくいことになりがちである。

こうみてくると、多数決原理というのは、人間の我執、徒党性の処理にこまつて、苦しまぎれに生みだされた知恵、方便のように思われてくる。少なくとも、人間社会における集団意志決定の究極的価値が、その形式と方式のなかに見出されたもの、とはどう見ても言えそうもない。

これに対して聖徳太子の考え方は、と見ると、多数決という「数での結着」はけつして考えられておられない。しかし多数決原理が生まれた良識的意図ともいうべき、「大ぜいの人びとが衆知をつくす」という点に閃するかぎりには、きわめて類似した考え方が見うけられるのである。さきの「十七条憲法」の第十条にも、「我独り得たりと雖も、衆に従いて同じく奉え」とあり、第十七条にはいつそうきびしく、

「夫れ事は独り断すべからず。必らず衆と与に論うべし。(中略)衆と相弁ずれば、辞則ち理を得ん」

とあって、大ぜいの人びとと討議をつくしあえば、そこにだされた結論（ことば）は、筋道にあったもの（ことば）になつたもの）となろう、と示されている。

と同時に、太子の考え方では、討議を経て得られた結論そのものが、「筋道のあったもの」でなければならぬのであって、多数決原理における多数という「数による結着」のかわりに、「筋道にあった結論に到達すること」が終着点として明示せられている。この二つの終着点のちがいは、同時に「討議」というプロセスの内容を、どう重視するか、の相違を生んでくること（ひつじょう）必定であり、太子の場合には、「討議」そのものの内容が、その討議の場に加わる全員にとって、そのひとりびとりの人生姿勢・人生観・社会観が問われるほどの重要事項になっているのである。したがって太子が示された討議の在り方は、多数決原理よりも、はるかに深く人間性の欠陥の確認に立脚しているものであって、この相違はけっして見落としてはならないところであるとおもう。

現代の日本では、社会のあらゆる分野において、この多数決原理に依存してものごとが決せられているが、「数による結着」が、逆に人びとの不満と反抗をさそうだけならば、すでにその本来の趣旨にも反するのであるから、改めて考えてみる必要に迫られているのではないか。それは多数決よりも専断がいい、ということではまったくなく、多数決原理に、大切な肉づけをする問題なのである。それにして、千三百年の昔に、聖徳太子が想到せられた人間性の機微を踏まえての思考が、案

外これからの文明社会における多数決過信乱用の弊害をただすために、意外な役割を果たすかもしれないことをおもうものである。

以上によって概略ではあるが、太子の人間観・社会観の一端を明らかにしたつもりであるが、太子がこのように人間の内面、心の問題をなによりも重視された御方であることを主張すると、世の中には、ごく単純な結論をすぐに結びつける人びともいて、では、太子という人は、人生の「諸矛盾」のなかに陥没してしまって、積極的な諸活動は十分になし得なかった人ではないか、といい出す人も出てくる。それで、あわせてここに、太子の積極的な御行動の面についても、一言しておく必要があるうとおもう。

太子の御生涯は、前述したように政治制度の改善や権力政治の効果については、すでにその限界のあることを知りつくされて、ことにその御晩年は、人間の「心」の問題にいっそう真剣にお取り組みになられた。しかも太子は、摂政という政治的地位のままに、そのことに全精力を傾注されて、さきの「三経義疏」御著述に心血を傾けられたが、一方、太子が施行された外面的な政治施策もまた、まことに目をみはらせるものが少なくなかった。

寺院を建て仏像を造られたことを通じて、建築、彫刻の技術が一段と進み、太子建立と伝えられるものに、法隆学問寺、四天王寺、中宮尼寺、橘尼寺、蜂岳寺、池後尼寺、葛城尼寺の七寺があるのを

はじめ、政治においてもさきの「十七条憲法」の制定、また冠位十二階をも制定され、同時に、従来は家柄によって身分が定められていたのを廢せられて、個人の功績、実力によって榮譽を表彰する道も開いておられる。

しかしそれらにもまして忘れてならないことは、さきの太子の文献にみられた仏典の「獨創的解釈」と呼応するかのように、当時アジア大陸でならぶものなき大国であった「隋」に対して、対等の外交を展開せられた一事である。朝鮮半島における日本の国威が、太子にいたる數世紀間、下降の一途をたどっていたことはすでに述べたところであるが、わが国の外交的地位がそのような対外威信の下降状況のもとにあつたにかかわらず、大国である隋に対し、対等の立場で「国書」(国としての手紙)を交換なされ、留学生、学問僧を送つて、大陸文化の積極的摂取に当たられたことである。それは、自主独立を標榜する日本の外交の基本方針が、太子の御氣宇によって、この時期に立派に確立し得たことにほかならなかつた。

そこで、太子のこの対等外交の真相を知るために、支那側の文献である『隋書倭国伝』を見てみることにしよう。太子が日本の学問僧を隋国に派遣された際に、太子は隋の皇帝に対して一通の国書をとどけさせた。それがあまりにも氣宇堂々たる書き方であつたために、隋の皇帝を激怒させた、というのである。支那の年号、大業三年(六〇七)の項に、

「——其ノ国書ニ曰ク、日出ズル処ノ天子、書ヲ日没スル処ノ天子ニ致ス、恙キヤ云云ト。帝、之ヲ覽テ悦バズ、鴻臚卿ニ謂イテ曰ク、蛮夷ノ書、無礼ナル者有ラバ、復タ以テ聞スルコト勿レト」

と記されている。すなわち、日本の太子から寄こした手紙には、日本の天子を「日出ずる所の天子」こちらを「日没する所の天子」という怪しからぬ言い方をしている。学問を教えてくれと言ってきている小さな野蛮国のくせに、なんとという礼儀を弁えぬ奴だ、今後もし同じような無礼をくりかえすような手紙を寄こしたら、そんな手紙は二度と自分の耳に入れてはならないぞ、といってカンカンに怒っている。この支那側の資料では、その様子が手に取るよううかがわれる。

しかし太子にしてみれば、国土の大小も、学問の進展如何も、国の価値を決定するものではあり得なかつた。外交はあくまでも対等で行なうべきもの、とそう思われたことであろう。もって太子の「一見脆弱そうに見えた人間観が、対外的には徹底した独立不羈の精神の発揚となつてあらわれていることも明らかであり、その関連性に、われわれは深く想到しなければ、とおもう。なお聖徳太子は、この時三十歳に足らぬお年であられたのである。もって、その御気宇の大なりしことをも、あわせて偲びたいと思う。

第三章 “天皇” について理解への道 (その一)

一 “政治権力” と “天皇” との関係

戦後のわが国では、

“日本に天皇制が長く続いたのは、天皇が政治権力を握って国民大衆を力で抑えつけてきたからである。むかしからの日本人は、まだ進歩していなかったのでやむなくそれにしがったままで、これからの日本人は、個人の人格にめざめた以上、もう日本に天皇などという存在は不必要になつてきた”

といった見方、すなわち、“権力は悪、天皇は権力を握っていた、故に天皇は悪”という、まことに幼稚かつ、コジツケもはなはだしい三段論法―天皇論議―が、大学の先生たちをはじめとして、高・中・小学校の先生たちの口からよく聞かれるようになった。

だいたい、政治権力をそれ自体が悪であるという考え方自体が、もともと筋の通らぬ話であつて、右

の論者たちにしても、これら進歩的文化人を自稱する人たちの多くは、もし今後の日本に、いままでと相違した政權が樹立され、異った体制ができあがった暁になれば、その革命政府が行使するであろう政治権力については、この存在を喜んで迎えようという魂胆が十分にうかがわれるのだから、一方で、さきのような言い方をして、小国民や青年学生に対して「天皇権力者論」を教唆して、伝統否定への足がかりを得ようとしても、もしきびしく反論しようとおもえば、論者の所説よまそのものなかに、すでに論理が矛盾していることであるから、いつの日か健全な輿論よろんが抬頭して、かような論旨の自己矛盾をはげしく反論しはじめることもあろうかとおもう。

それにしても政治権力というものは、もともとそれ自体を「悪」とみるべきものではない。政治権力そのものを悪だときめてしまつては、政治そのものが成り立つわけもなからうぐらいのことは、常識ある人ならだれでもわかつてしまつては、政治そのものが成り立つわけもなからうぐらいのことは、常をどのように政治のなかに位置づけるか、そこに関心を集中してものをみなくては、話にもなにもなりはしない。すなわち、政治の衝に立つてその権力を行使する人が、権力そのものに過度に依存して政治をおこなう人物なのか、すなわち、そうした思想の持主なのか、ということと、それとも権力だけでは究極的には人びとの心をとらえることが不可能だ、それでは国民の「心服」が得られるはずもない——という政治と人間との基本関係——に目覚めた人が、なにがしかの権力をつつましやかに行使して政治に従事するのか、すなわち、政治担当者の「心情」の内容の如何に、価値判断を置こうと

する人なのか、そのいずれかであるかが問われる問題なのである。

このことをわが国二千年の歴史を通してみると、そこにはやはりさまざまな政治がおこなわれたことが目につくが、さきの第二章で詳しく見た聖徳太子の摂政としての政治のなされ方などは、まさしく前記の二つのうちの後者、すなわち、心情を重視して、権力そのものには大きな評価を置かれなかった部類に属する御執政であったことが理解されてくる。これに対して平安時代における藤原氏の摂・関政治、北条氏の鎌倉幕府、足利氏の室町幕府などは、おおむね前記二つのうちの前者、すなわち霸道はつどによる政治、権力に依存するいき方での政治であったといわねばなるまい。そしてその点でもっとも露骨かつ徹底していたのが徳川幕府であったとおもわれる。それゆえに、現代のわれわれ日本人が過去の日本の歴史を回顧する場合には、単にいつどういことがあったか、という事実の生起を知るだけでは、まことに歴史の勉強としてはつまらないことで、もっと一歩も二歩も突っ込んで、せめて日本歴史のなかに流れる大きな起伏——とくに権力依存の政治と然らざるものとの考え方との消長——ぐらいには目をとめて、歴史を生き生きと、とらえたいものとおもう。

しかしながら、日本人が日本の歴史を回顧する場合は、そのほかにもう一つ重要な事柄があることを忘れてはならない。それは、日本歴史においては、前記のような権力政治の交替と推移のなかにあって、わが国独特のことではあったが、天皇という御方おんかたが、皇統連綿として千有余年にわたって皇位を継承してこられた、という厳然たる事実が存在していることである。人びとは、このことをつい軽

視しがちであるが、少し考えてみると、このことはわれわれが十分に考えてみなければならぬ問題を含んでいるはずである。なぜかという、現代人ならばだれでもすぐ気づくことであろうが、「政治権力」というものは強大な威力を発揮するものであるから、これをしっかりと掌握したものは、自分がやりたいとおもうことは何でもできるものであつて、いまの世界をみわたしても、ソ連・中共その他の共産国にそのことが顕著にみられるし、また他国とのあいだに戦端が開かれるような場合には、どんな体制の国でも、国内政治は「戦時下」の名のもとに強力な統制政治を布いて、国民生活を戦争目的一本にしぼっていくから、これらのことを想起しただけでも、政治権力を掌握したもののものもつ全能的な力というものは、それなりに想像できる、とおもう。

そこで、こうしたことを念頭に入れて、いまいちど日本の歴史をふり返つてみると、つぎのようなことが気づかれてくるのである。すなわち、藤原氏の摂・関政治は、まだまだ天皇をお輔^{すけ}け申し上げる意味での摂政や関白の地位を自分ら一族のものが独り占めにした程度で、なお天皇を上^{かみ}にいただいた形の政治がくりひろげられているので、天皇に対する藤原一族の持つ問題点は、「天皇をお輔^{すけ}けする輔^{すけ}弼^{ひつ}の精神が欠如していた」という点や、「天皇を笠^{かさ}に着^かての不遜^{ふそん}な政治をしていた」という程度の問題であつたといえよう。むろんときには、ゆるしがたい僭越^{けんえつ}なことを天皇に対しておこなっている点多々みられ、けつして不問に付すわけにはいかないが、それでも以後の歴史に見るものとは、かなり違つたものを見せていたといえよう。ところが、以後数百年におよぶ北条・足利・徳川らの創設し

た幕府なるものになると、その三者のあいだに多少のニュアンスの相違こそあれ、文・武両権を手中におさめ、もって天下に号令しようとする、いわば権力欲の権化ごんげみたいなものであったから、その力にものをいわせれば、天皇を退位させることも可能であったし、天皇がおいでになられても、これを無視しつづけることもできたわけで、事実歴史の示すところでは、それがなされていたという実状であった。

それでも初期の鎌倉幕府には、まだまだ皇室尊崇の念の篤い人もいて、かの若くして死んだ第三代將軍・源実朝みなもととのちか（一一九二—一二一九）に見るごとく、素直な忠誠の情が——山は裂け海はあせなむ世なりとも君に二心わがあらめやもよたごころ（金槐和歌集から）——の和歌に見られるように、なお皇室尊崇の心情がつよくかがわれるものがあった。しかし、鎌倉幕府中期には、承久じやうきゆうの変によって北条政子（一一五七—一二二五）・北条義時（一二六三—一二三四）らは、後鳥羽上皇御在世二一八〇—一二三九・土御門上皇御在世二一九五—一二三三・順徳上皇御在世二二〇七—一二三四の御三方を、僻遠の島にお流し申すという空前絶後のことがなされ、さらに鎌倉幕府末期になると、執権・北条高時（一二〇三—一二三三）は、皇位に後醍醐天皇御在世二二八八—一二三三が在しますにもかかわらず、後醍醐天皇（大覚寺統の出であられた）がお立てになった皇太子（持明院統）を、勝手に北朝・光厳天皇（一二三三—一二六四）として擁立（一二三三）するといふ暴挙にでている。この北朝は建武中興によって廢位のやむなきにいたったが、建武中興が挫折するとみるや、人は代わって足利尊氏なる人物が、ふたたび北朝初代の光厳天皇の弟

宮にあたる方を擁立（一三三六）して、光明天皇と称することにした、という史実がみられる。さらに下って徳川時代におよぶと、表向きは朝廷を敬するといういき方ではあるが、実は皇室に対して「禁中並びに公家衆諸法度」なるものを作り、天皇はじめ、御側近の人びとを、ガンジガラメにし、しまし、ときには後水尾天皇（御在世一五九六一一六八〇）が沢庵和尚に紫衣を賜われたのを、御勝手なことをなさったといつては文句をおつけするという仕末（これに対し、後水尾天皇は、幕府のあまりにも横暴すぎる振舞いについて勘忍の緒を切られ、ただちに徳川に縁籍のある皇女に位をお譲りになられてしまふなどの事もみえ）、また幕末にいたっては、わが近海に諸外国の船が出入はげしくなったころ、ときの孝明天皇（御在世一八三一—一八六六）が祖国の命運いかにとその御宸慮しんりょもただならざるに對して、幕府は、こつぱ役人を京都に出して、天皇にいいかげんなデタラメをお答え申し、それでいて幕閣の重臣どもは、傲然ごうぜんと不遜な態度で江戸に居続けたこと（孝明天皇御宸翰「御述懐一帖」文久二年—一八六二—参照）など、天皇に對し奉るわが歴史上にみる諸幕府の態度は、ときに多少の例外的人物の登場がみられるのは別にしても、総じて、その「政治権力」にものをいわせての不遜極まりない態度が多かったのである。

二 幕府の諸將は、なぜ天皇制を廃止しなかったか（問題の提起 一）

さて、ここで問題をもとにもどして考えてみることにしよう。以上、ごく簡単ではあったが、わが

国の幕末までの一千年以上の歴史がしめすところは、その間の歴代天皇がたは「政治権力」を掌握しておられたのではなくして、臣下のだれかが、それを掌中にしていたのが通例であった、ということである。しかれば、幕府をはじめとする代々の臣下たちは、「政治権力」をその掌中におさめ、ずいぶん勝手放題なことを天皇に対しておこなっていながら、その権力欲・名譽欲をいまひとつ突きすすめて、欲にもえた彼らにとっては、まさに最後にのこっている目の上のタンコブともいうべき天皇の御地位の消滅をねらって「天皇廃位」という挙になぜ出なかつたのであろうか、という素朴な疑問が生まれてくるのである。彼らが持っていた「政治権力」の大きさから^{そんたく}忖度するかぎりには、もし彼らがそれを行なおうと決意さえすれば、権力というもののもつ威力だけからすれば、そのことはけっして不可能なことではなかつたはずである。事実天皇に御退位を迫ってそれを実行した男（平安時代の藤原基経（八三六―八九一）もおれば、三上皇をその御終身まで隠岐・佐渡・土佐に遷うつしまいらせた男（北条高時・前出）もあり、足利尊氏の北朝擁立といい、徳川家康以下の朝廷無力化政策の推進といい、史上いくつもの時点で「天皇廢位への布石的なこと」が見られるぐらいであるので、彼らがその気になつたとすれば、いくらでも手が打てたような気がしてならない。また、それを実行した方が、ずっとすっきりした権力の行使もできたはずである。

（私のこうした推論を、日本人としてあるまじきことだ、とお怒りになられる人があろうかと思うが、何を馬鹿なことを、と非難なさることだけはやめて頂きたい。何故かといえば、日本を除く諸外国・東洋でも西洋でも、古

今を通じて見られることは、日本の幕府のような権力把持者が登場した場合には、ほとんど例外なしと言えるほど、そこでは既往の君主や国王を追放してしまっているのではないか。そうしたことをする方がもっとも普通のことなのであった。それは権力争闘というものがもつ宿命的な自然の進路でもあったからである。ところが、日本では「なぜ」そうでなかったのか、これは西欧思想や日本を除く東洋思想に立つてものごとを考えるかぎり、解き得ない「なぜ」というべきではないのか、と私には思われないのである。

とにかく今日のわが国では、日本独特のことを説明しようとすれば、すぐに、「それは日本人が未開であったからだ」とか「日本人が個人の人格を尊重すべきことに気づかなかったからである」とか言って、事毎に西欧思想「マルキシズムを含めて」を持ち出してきては、得々として反論してくる人たちが多いことを考えれば、この問題にしてからが、西欧思想、あるいは日本を除く東洋思想の角度から観察し直して見ることは、時節柄重要な意味を持つことと思うのである。したがって私はあえて西欧的思想から見るとの見方で、「幕府の大將たちは、なぜ天皇廃位まで突き進まなかったのか」を問題として提起したのであり、その「なぜか」を考えようとする気魄だけでなく、せめて今日の日本人は、あらためてわれとわが胸のなかに取り戻さねばいけないのではないか、とつよく思うからである。

さて本論に戻るが、こうした世界史一般に見られることとは相違して、日本における彼ら「政治権力者」たちは、あえてその権力欲そのものもつ宿命的進路を自然のままに突き進めることをしなかったし、またしようとしなかったのである。いやもっと、真実を語れば彼らには、それができなかったのであり、それを実行しようにもその貫徹の可能性を見出せなかった、といった方が正しいかもしれない。いったいそれは何故であったのか、何故にそこまで突き進むことができなかったのか。私

はここに、天皇という方についての本質的な点と、天皇制理解への重大なポイントがあるとおもうのである。

三 幕府の諸将は、なぜ“天皇”から

征夷大將軍の任命を受けたか（問題の提起一）

なお、これ以外に、右に関連して次のことも指摘しておかねばならぬ。それは、彼ら“政治権力の掌握者”たちは、自分勝手に“將軍”を名乗ればよいものを、自分らだけではそれができなかった、ということである。もし、自分ら自身で勝手に“將軍だぞ”と名乗ってみても、それでは国民全体への威敵が浸透しないことを、彼らは十分に承知していたのである。そこにも、それは“なぜか”の問題があったはずである。日本歴史が示していることは、幕府歴代の將軍は、鎌倉幕府も室町幕府も徳川幕府も、その將軍たちは、すべてときの天皇から“征夷大將軍に任ず”の勅諭（みことのり）をいただいたうえて、はじめて將軍としての名乗りをあげていたのである。いかに“政治権力”を掌中に収め得ていても、誰ひとりとしてその勅諭なしには、將軍たり得なかつた、ということとは、これまた、他の東洋思想・西欧思想では解けることではなからう。では、なぜ彼らは、そんな迂遠な策を必要としたのであろうか。権力の所在だけで政治をかたろうとする現代の日本人は、つかつかつに天皇についても、おなじく“権力”をめぐるって考えるだけしかできなくなってきたようであるが、その人び

とにとつても、これら幕府の將軍たちの天皇への依存態度は、解き難い大きな障壁となるのではあるまいか。筆者をして言わしむれば、われわれ現代日本人に取つて、天皇についての理解の第一歩は、実はこのあたりの障壁を突き破るところからはじめたらどうか、とおもうのである。

(そこで、このことを話を進めるわけであるが、そのまえに、それほどまでに幕府の大將たちが求めに求めた「征夷大將軍」とはいったい何か、それについていささか附記しておきたいとおもう。「征夷大將軍」というのは、本来は、東國の蝦夷平定のために任ぜられた臨時の官職名であつて、平安時代の初期第五十代・桓武天皇〔御在世 七三七—八〇六〕の御代、すなわち八世紀末の延暦十三年—七九四—に、大伴弟麻呂がはじめて任ぜられ、ついで坂上田村麿〔むらのむら〕〔七五八—八一—〕が、はじめ征東副使として任ぜられたあと「征夷大將軍」となつたものである。これが史上にはじめて見られた二人であるが、二人目の坂上田村麿の武功は大変に大きく、蝦夷地平定に大きな功績を残したばかりか、人びとにその人格が高く尊崇されたので、後々の世まで立派な武將的人格としてたたえられ、そのため、「征夷大將軍」という職名そのものが、坂上田村麿の名とともに、後世ながく「武門の榮誉」とされるようになったものである。しかし以後は、これに任ぜられるものがなく、平安末期にいたつて源

平の争いのさなかに、木曾義仲〔一一五四—一一八四〕が上洛して短期間ではあつたが、第八十代・高倉天皇〔御在世 一一六一—一一八〇〕の御代、すなわち、十二世紀の末ごろに後白河院の院政の折に任命〔一一八四〕されておき、そのあと、第八十二代・後鳥羽天皇〔御在世 一一八〇—一二三九〕の御代、後白河院薨去〔一一九二〕のあとと四カ月後に、御年十三歳の後鳥羽天皇から、源頼朝がこの「征夷大將軍」の任命〔一一九二〕を受けたのが、以後幕府の首長の職名となるはじめてであつた。その後はこれが習慣となり、武門の棟梁〔とうりやう〕〔かしら〕をしめす表示となつて、室町・徳川幕府に引き継がれていったものである。しかし最後の將軍である幕末の徳川慶喜〔よしのぶ〕〔一一八三七—

一九一三」にいたるまで、ときの天皇によってこの称号を受けたことに変わりはなかった。

なお以上でもわかるように、坂上田村麿以降幕府成立の以前までに、その職名が、国民の崇敬のまどであったということが原因で幕府以後の大將たちは、日本国民の潜在的輿論とでもいうべき「征夷大將軍」についての、往時の坂上田村麿への敬慕の念をそのまま自己の称号に拝借して、もって国民に対する自己の權威づけに利用したかったというのが、正しい見方ではなからうか。そのため、あえて天皇からこの職名をいただきかけたのであるらう。

四 “天皇”を理解するための基本的な五項目

さて、われわれは、ここにあらためて“天皇”理解への第一歩に踏み出さなければならぬ。そこでいま一度、問題提起をこころみると、

“幕府の大將たちは、なぜ天皇から「征夷大將軍」の任命をいただかねばならなかったのか”また、“天皇に心からの尊敬の念を寄せていたわけでもない幕府の大將たちは、自らは圧倒的な「政治権力」を掌中に収めていたのに、なぜ天皇を廃するという挙に出なかったのか。東洋にせよ西洋にせよ、史上にみられる多くの国々では、おなじような強力な権力者が登場してきた場合には、多くは、既存の君主なり、国王なりを追放してしまっているのに、日本では、なぜそのようなことがなされなかったのか”

日本人たるものすべてが、どうしても理解しなければならぬのは、この問題であるとおもう。しかし右の二つの設問は、本質的には、おなじ意味の一つの設問と見てよからうと思うので、筆者の考えを率直に述べることにしたい。すなわち

一、まず第一には、幕府が存在していた約七百年間の歴代の天皇がたは、「政治権力」こそお持ちにならなかつたが、素晴らしい「権威」をお示しになり続けられた、ということである。天皇にそんなわるこの「権威」に対しては、「政治権力の掌握者」たちといえども、如何ともすることが出来ず、これに一目を置かざるを得なかつたこと。

二、なぜ一目を置かねばならなかつたか、というと、それは一に「権威」なるものの内容のゆえであつたが、その「権威」の内容には、即製の権力では太刀打ちのできそうにもない「万世一系の皇統の上に在まします方」という「万世一系」なる歴史的背景もあつて、その「権威」をいやが上にも権威づけていた。したがつて、昨日や今日の成り上りの政権者たちに取つては、もし天皇の位くらゐを抹殺しようなどとして、万一にも天皇と自分たちとが敵対関係に立てば、国民の帰趨ききすうするところは、自分たちにけつして有利にはならない、と見ていたと思われる。それに気づかぬ幕府ではなかつたから、結局天皇という御存在に対して、一目も二目もおかざるを得なかつたものであろう。

三、そこで、では、天皇のそれほどの「権威」が由来する源であるところの「万世一系の皇統」が何

故日本に続いてきたのか、それがはっきり理由づけられねばならない。とにかく皇位がつづくといふために、なによりも大切な要件は、天皇のもとに強大な権力があって、国民を威圧しつづけるか、そうでなければ、特殊な君臣関係があつて国民の信望が天皇に結びついていたか、そのどちらからでなければならぬはずである。そこでこの場合を考えてみると、どうしても前者ではないので、問題の要点は後者、すなわち、特殊な君臣関係が確立していた、とみるほかはないのである。

四、そこで、天皇と国民との関係をもう一度詳しく見る必要が生じてきた。すると、歴代の天皇がたは、国民を統治するに当たつて、東洋や西洋の諸外国の君主によく見られるような、国土・国富・国民を私有物と意識するなどのことはまったくなされずに、君臣関係を親と子の心情そのままの一身同体の肉親の心情関係においてみそなわせられた、という御事や、天皇政治には「領く」(領有する、私有する、の意)という政治姿勢が見られず、もっぱら「治らす、知らす」という古語に見受けられるごとく、相手の心をありのままに知る、というところに眼目をおかれ、相手の心に応じて、順応と協調と、ときにはきびしい打擲(ちやうちやく)(戦う)という方法をとられ、その場合でもひとたび相手が屈したあとは、以前からの親しい人びとに対するのとおなじように、親子の情をもつてのぞまれるということであつたので、国民の側でも、歴代天皇がたの国民に対するこの大御心(おおみこころ)にふかい敬慕の念をもつて天皇を視(み)、日本というわれらの民族国家にとつては、かけがえのない大切なお方と考へてきたのである。こうした日本の国柄であつたからこそ、天皇の側にも国民の側にも、長い歴史を通

じてのゆるぎない体験的な裏づけ（確証）ができて、国民の身に浸み透るほど感覚されている天皇観は、幕府体制下においても、庶民の心のなかに生き続けていて、幕府といえどもこの庶民感覚を無視するわけにはいかなかった、とおもわれるのである。

五、さらにその外にもう一つ、日本民族の心のなかに宿ってきた「民族独立」についての強い意志について、またそれにつらなる庶民の天皇への潜在的な感謝のおもいも、將軍たちとしては、決して見逃すわけにはいかなかったこととおもう。

「民族の独立」という言葉は、現代の日本でも盛んに言い交わされている言葉であるが、「独立」のための第一要件で、かつ絶対不可欠の要件は、実は「自国の国内が立派に統一を保っていること」なのである。国内がバラバラに分裂している状態では、外からの侵攻に対して、かならず国内の一部に、その外敵に内通するものが出てくるおそれがある、独立を守り通すことなどとうてい不可能になるから、真の「民族の独立」を念ずるものは、なによりも先に、異常なまでの熱意をもって「自内の人心が一致していること、いいかえれば国内が分裂状態にないこと」を真剣に念願するはずである。

古来、日本人のものの考え方は、きわめて現実的な体験を重視するものであったから、「国の独立」を口にし、考える場合には、ごく反射的に、「国内の人心統一」が、そのためになによりも必要なこと

であると直観的に意識したにちがいない。それともう一つ、日本人が「民族の独立」を考へるときに、これまた、反射的直感的に考へたであらうことは、「言語・ことば」に関する敏感な保存意欲であつたとおもう。かりに外国が侵攻してきて、その隷屬下に置かれてしまつては、日本のコトバが十分に使えなくなつてしまふ危険がある。ところが、古來からそうであつたとおもうが、日本人にとつての日本のコトバは、生命よりも大切なものであつて、さきの第一章でも記したように、日本人は、この世に生きる喜びを「まごころ」の發露に求めてきた人びとであつただけに、その「まごころ」は、實は「コトバ」に託されて相手の人にまた第三者に知らせうることを、よくよく承知していた民族であつた。それゆゑに、日本人にとつて「民族の独立」が重要な関心事であつたのは、一つにはそれがこの生命いのちよりも大切な「コトバ」を守る唯一の道であるがゆゑであり、それだけに、「独立」のための不可欠要件としての「国内人心の統一」の重要性についても、無意識のうちにせよ、「独立」と同意義以上に大切なこと、という考へが、日本人の常識になつていたものとおもう。

そこでわれわれ現代人があらためて気づかなければならないことは、天皇の御祖先が、遠い昔の時点で、はやくも日本を統一国家として完成せられた御功業に対して、われわれの祖先たちは、そのことを大變に喜んでいたにちがいない、ということである。しかも先に記したように、天皇と國民のあいだで、信頼しあうことができたという日本独自の君臣關係の體驗の上に立つてみれば、このような天皇によつて日本國の国内統一が達成されたということは、真に「民族の独立」を念願するものにと

つて、まことにこの上ない幸福感を伴って回顧されたことに相違なかったであろう、と思われてくるのである。

(今のわが国では、その昔、天皇の御祖先が日本を統一されたことを、いかにも悪しざまにいう学者や文化人が少なくないが、誰かがそのことを成し遂げなければ、日本には統一体制が成り立つわけもなかったはずだし、それがなければ、“民族の独立”の榮譽を今にいたるまでわが民族が享受し得たかどうかもわからぬではないか。誰かがなさねばならなかったことを、天皇がなされたのがいけないというのも筋が通らぬし、日本国内がいつまでもバラバラであった方がよかつたというのも随分おかしい議論ではなからうか。いったい彼らは何を言いたくて、天皇の御祖先が国家統一を果たされたことを、かくも悪しざまに言うのであろうか。それは天皇否定への輿論をつくるための地ならしなのか。とにかく、その彼らが、一方で“民族の独立”を叫んでいるのをみては、ずいぶんおかしい論法だともおぼざるをえない。彼らのいう“民族の独立”とは、古き日本を否定することの意味なのか。“民族の独立”という言葉は、日本人の生命と魂とをかけてきた歴史の意味をもつ神聖な言葉である。西洋人のマルクスやエンゲルスが、彼らなりの意味をもたせて“民族の独立”という言葉を用いたからといって、なにもいまさら、この神聖なる言葉に、マルクスらのいう階級闘争と共産革命とを結びつけなければならぬ、というわけはなからうものとおもう。われわれの祖先は、それこそ尊い生命を、天皇を中心にしたところの祖国日本永遠の存立のために投げかけてきているのだし、世界に比類ない文化価値ともいふべき天皇制国家とともに“民族の独立”を立派に完遂してきた実績をこめて、“民族の独立”を達成した世界に数少ない民族のひとつなのである。筆者の眼には、ながい日本の歴史を通じて、国内人心を天皇のもとに一致団結せしめてきた既往の日本人の考えた“民族の独立”が實在してきている以上、この言葉に勝手に別の意味を持たせて流行させようとし

たり、また真正な「民族の独立」のための大前提である国民的団結心を、あらぬ方の分裂の方向にむかわせ、さらには、国民同士のあいだで血で血を洗うような闘争にかりたてようとする徒輩やからこそ、わが日本の「民族の独立」にとつて、もつともマイナスの役目をするもの、と断ぜざるを得ないのである。

以上述べた五項目は、五項目を通じて天皇に関する理解への第一歩を意味するものであるが、こうしたことは、西欧思想が、日本に入ってくる前の日本人にとつては、ごくあたりまえの認識であつたと思う。ものごとの事実関係と人びとの「まごころ」とを重視する日本人の性向からいっても、幕府の武將たちのような人びとが、その手にした大きな権力にものをいわせて政治を推進すれば、逆に、天皇のお心にある慈愛深い御政治とそのトゲトゲしい権力政治との相違がいつそはつきりしてくるの、日本人は、表向きは幕府に恭順さをしめして生活していても、心のなかでは、「まごころ」の人をもとめ、天皇がこの世に在ありますことに、ひそかな喜びと心の安らぎとを覚えていた、というのが、いつわらざる真相であつたのではなからうか。さればこそ、強大な政治権力と武力とを持つにいたつた幕府ならびにその諸將も、東洋や西洋の諸国では、当然の成り行きであつたところの、既往の君主・国王の追放の如き挙（天皇廢位）に出ることができず、それどころか、歴代の天皇がたから、さきに記した如く、「征夷大將軍に任命す」との勅詔を戴くことによつて、はじめて国民への号令体制が完備することを熟知していたのであらう。これこそ世界に類をみない歴史の眞実・真相であり、「政治権力」と「まごころ」との比重に対して、わが民族（庶民）が示したすばらしい英知であつたのである。

第四章 “天皇” について理解への道（その二）

——歴代天皇の御歌に拝する天皇のお心——

一 “冷厳な孤独さ” の中に耐え抜かれる “天皇” について

日本思想をとらえるためには、先人がこの世に生活していた折の、真剣な体験から生まれたさまざまの“心情”を見なければならぬこと、かつ、その“心情”をありのまま率直に表現し残してくれた「短歌」（「しきしまのみち」という表現形式がわが国には伝えられてきているので、「しきしまのみち」の本流にかなった短歌を、日本思想についての重要な文献資料として改めて注視すべきであることなどについては、すでに第一章で述べたところである。

さて、第三章でみた幕府の諸武将といえども、天皇には一目も二目も置かねばならなかったということから、われわれは改めて、天皇について真剣に探究しなければならなくなったわけである。この作業のために、まことに有難いことには、天皇のお心をありのままに拝察するに好都合なもの、すなわち歴代天皇がたの御歌が、驚くほどたくさん残されているのである。歴代の天皇がたは、みな詩情

豊かな方々であられ、「和歌」をたくさんにお詠みになってこられたが、たんにそれだけではなく、もっと真剣な人生修行の一つの手だてとして、短歌創作にお取り組みになられたものと拝察される。

緊張を伴った痛切な人生体験を、率直に短歌三十一文字のなかに詠みあげるといふことは、その体験において痛感した自己の主観を、客観的に表現するという行為であつて、詠みあげた作品を作者自身でよみかえすことによつて、自己の主観を、自らふたたび客観的に見直すことができ、また、第三者の批判をも受けやすくなるということは、すでに第一章で指摘したところであつた。この短歌創作ということが、人間の自己反省の手だてとしては、実に大きな効用をなすものであることを、日本人は、古くからよく知っていたようであり、歴代天皇がたは、ことのほかそのことを重視せられた方方であられたように拝察せられる。

歴史的史実ならびに詔勅・御製などにかがわれる日本の天皇は、もともと今日いうところの「権力」そのものに最大の価値を置かれた方々ではなかつたから、天皇というその御立場が、国民の師表たるべき地位であることを強く御自覚なさつたことであらうし、また日本人社会における最高位ともいふべき地位であることをも、十分御承知遊ばされたことであらうと思う。しかし天皇もまた、人間であられる以上、そうした御立場にあられば、時にまったく「孤独」な御心境に立たせられることも決して少なくなかろうと拝察される。国民大衆という立場にあるわれわれは、心中の不満について天皇はじめ要路の人びとにそれらのことを訴願する道がのこされていて、苦しさのハケ口を求めるこ

とどめるが、天皇となられてしまわれては（ことに御親政の御立場にお立ちになられるような場合にはとくに）、御自分のお心のくぐもりをお訴えになる対象者（自分より上の人）をお持ちになれない。そのため、国家の非常時に当面せられたり、困難な世局に対処されるような折には、国運の将来と国民の安寧のために、いかばかり御心を悩ませられるか測り知られないのであって、そうした折には、結局は「冷徹な孤独」感に陥いられることも多々あるうと拝察されるのである。

巷間（ちやうかん）に伝えられてきたことであるが、明治天皇（御在世 一八五二—一九二二）の御代に、ある著名な総理大臣が、もはや自分の任を続け難いので、という理由で辞表を捧呈（ほうてい）申し上げたところ、明治天皇が仰せられるには、「お前は辞めることができて良かるうが、自分は天皇を辞めるわけにはいかないのだ。そのことも考えて辞表を撤回せぬか」と申され、その総理はあらためて、天皇という御方の御立場と、その御立場をお動きになることが出来ぬものとお心に定められて国運打開に専心大御心をお注ぎ続けになられる天皇という御方について、つくづく考えさせられた、と伝えられている。この逸話などは、天皇が耐え抜いておいでになられた「孤独」さというものをよく語っているものではないであろうか。また、その明治天皇がお読みになった御歌のなかに、明治三十八年（一九〇五）日本が国運を賭（と）して戦った日露戦役の年の御歌であるが、「歌」と題されて、

ひとりつむ言の葉草のなかりせばなにに心をなぐさめてまし

という御歌がある。この御歌をくり返し拝誦していると、私などでも、天皇というお方には、その地位にあられる方でなくてはとうてい測り知ることのできないであろうほどの「冷厳な孤独さ」というものがおありになって、それとの戦いもなさらねばならぬことが判ってくるのである。天皇という地位は、そのお人ならではの判らぬもの、はたで想像するようなものとはまったく違うものではなからうか、とさえ感じられてくる。この御歌には、そうした不思議なひびきもこもっているような気がしてならない。なお、このお歌の大意を拝察申し上げてみると、

(天皇である身は、すべての責任を負う立場であるので、事と次第によっては、誰にも相談できないことがある。ひとり思い悩み続けるほかはない。そのようなときが、このごろしばしばあるが、もし「和歌」というものがこの世になかったとしたら、自分は何で自分の心をなぐさめることができるだろうか。「和歌」というのはひとりきりで詠むものだから、その苦しい思いを三十一文字に表現し終われば、心が晴れ晴れとしてくる。和歌というものはなんとという有難いものなのであろうか。)

このような御心懐が、この歌の調べのなかから、静かに洩れ伝わってくるような思いがするのである。

二 明治天皇と「しきしまのみちに」ついて

いま右に記した明治天皇という御方は、歴代天皇がたが真剣に御修行あそばされた「しきしまのみち」の比類なき継承者であられ、かつ驚くほどの御熱意をもって、この道を踏み続けられた実践者でもあられた。その御創作の総数は、九万三千三十二首と発表されており、六十年にわたる御生涯の全日数で、この数を割ってみると、御生母様の御胎内からこの世にお生まれになられたその日から、崩御になられるまで、一日も休まれずにお詠みになられたとして、一日平均三・七首を御生涯を通じてお詠み遊ばされた、という御詠草数である。おそらく、日本史上すべての日本人をふくめても、短歌詠草においてこれほどの御修行を遊ばされた方は、他に求め得られぬのではなからうかとさえ思われる。もとより天皇にも御幼少の時代があられたことであるし、成人せられてのちは、日本の躍進時代とはいえ、開国にはじまって、大政奉還、西南の役、教育施政、憲法発布、日清戦役、日露戦役と、政務・軍務に御繁忙をきわめられたその御生涯のなかで、よくもまあこれだけの御詠草がなされ得たことと、ただただ驚嘆のほかはない。

そのほか、乃木將軍などは、親しく天皇から御添削てんせき（歌を直していただくこと）していただいており、おそらく乃木大將のほかにも御側近の大ぜいの臣下に対して、御添削の御事があられたことであろう。また天皇は、国民が詠んだ作品にも、常に目を通されては、御親政への御反省になされたに相違ないし、一方、明治天皇の御作風を拝すると、歴代の天皇がたがのこされた歴大な御詠草の歌集を、よほどよくお読み遊ばされたこともうかがい知られてくる。

十萬首ちかいという御詠草の御努力のほかに、こうした御勉強のことをも考えあわせてみると、明治天皇というお方が、どんなに酷しく御自省を続けられたことか、何人もおよび得ぬ厳しきで、御自身の心をみつめられた方か、と思われてならない。日本の「天皇」というお方は、そういう「人間」であられた方なのである。西洋・東洋流の君主論の不用意な適用が、どんなに無理なことか、よくよく気づきたいものと思う。

このように「しきしまのみち」に御努力せられた明治天皇は、日本思想の総合的表現形式とでもいうべき「しきしまのみち」そのものについても、たくさんな御歌を詠まれておられる。それは、国民に短歌を詠むことをお奨めすすめになられるお心でもあったであろう。明治三十七年に「歌」と題されて

天地あめつちもうごかすばかり言ことの葉はのまことの道をきはめてしがな

(註、「きわめてしがな」は、「きわめたいものだなあ」の意)

ときにつけ折にふれつつ思ふことのぶればやがて歌とこそなれ

(註、「やがて」は「そのまま」の意)

明治四十年に「道」と題されて

いとまあらばふみわけて見よちはやぶる神代ながらの敷島の道

(註、「ちはやぶる」は「神」の枕詞で、とくに意味をつけなくともよいが、ここでは「大層古い昔の」という意味があるうか。「神代ながら」はここでは「大昔の祖先たちから今と同じく五・七・五・七・七の三十一文字の定型で継承されてきた」の意)

同じ年に「歌」と題されて

おもふことうちつけにいふをさなごの言葉はやがて歌にぞありける

(註、「うちつけに」は「そのまま飾り気なく」の意、「やがて」は「そのまま」の意)

またお亡なくなりになられた明治四十五年には、「をりにふれたる」と題されて

おもふこと思ふがままにいひてみむ歌のしらべになりもならずも

(とにかく、日本人は皆、和歌を詠んでごらんなさい、五・七・五・七・七の定型のリズムに合わなくともよいから。むずかしいなどと思わず、おもうことを思ったまま、歌らしく作ってごらんなさい。つくり出せば、すぐ出来てしまうものですよ。という御意であろうか)

明治天皇は、こんなにも優やさしく、この道を入びとにお奨めになられながら御逝去遊ばされた。まことに総合的な御人格がにじみ出ているような御心懐と拝せられる。それにしても、明治天皇はその御一生で十萬首近くもおつくり遊ばされたが、それでも、なおこの道の奥には、無限の行く先があると

お考えになったのであろうか。お亡くなりになられる前に「をりにふれたる」と題されて、

敷島のやまと心をうるはしくうたひあぐべきことのはもがな

(自分は今日まで和歌を詠み続けてきたが、日本人の美しい心を、言葉に言い表わすということは、ほんとうにむずかしいことだ。表現に使う言葉の選択、格調高いリズム、それが出来ればこんなうれしいことはない。だが、私にはそれはまだまだできない。早くそうなりたいものだ。との御意であらうか)

とお詠みになっておられる。天皇は右の御歌に述べられたように「和歌」の道には、涯はてしなき無限の行手があることを御痛感になられたようである。それはあたかも、この人生というものが、努力すればするほど「自己の至らなさ、足りなさ」に気づくという、日本思想の核心たる「共に是れ凡夫のみ」(さきに聖徳太子が仰せられた御言葉)の痛切な御自覚そのままの具現であったと拝せられる。

西欧思想においては、「人間は個人人格の完成を目指して努力するもの」と言い、今の日本の教育界でも、この言葉が一つの指標にされているようであるが、実は、この表現は、ある人がすばらしい努力をして自己を磨いているさまを、第三者が見てそのように表現する言葉なのであって、努力しているその御本人にとっては、「人間は自己を磨けば磨くほど、一層欠点だらけである自己に気がつく」から、人格完成に向かっているとの自覚どころか、正反対の「共に是れ凡夫のみ」の自覚の方が高まっていくのが、ことの真相だと思う。とすれば、このとらえ方の百八十度の相違は、「物は言い

様」などと言って片づけてしまふわけにはいかぬほど重要な問題であつて、よくよく再思三考すべきことではなからうかと思われてくるのである。それにしても、明治天皇のこの「御歌の調べ」は、なんと格調の高いひびきを持っていることであらうか。

さて、以下本章で引用申し上げる歴代天皇の御歌もそうであるが、「しらべ」の高いこれらの御歌を、われわれ国民は、ときには低い声にも出して独り静かに二度三度と、おなじ御歌を拝誦することをおすすめしたい、と思う。そうすることによって、歴代天皇の御心は、じかに生なま生なましく、われわれの心によみがえってくる。そこにはじめて、「天皇」と「われ」とのつながりの道がひらかれてくると思われるので、天皇制を論じ、天皇について語りあう人びとに、せめて「天皇の真姿」についての深求心が起きてきても良さそうなものだ、と切に願わずにはおられないのである。

三 歴代天皇がたの「しきしまのみち」御実修の実績について

いま明治天皇の「しきしまのみち」についての御考えをわずかながら謹記したが、明治天皇にいたるながい日本の歴史を通じて、歴代天皇がたの、この道についての御実修のあとを概観し、そのあと、次の章において歴代天皇の御歌について具体的な紹介に入りたいとおもう。

さきの明治天皇は、その御歌で「いとまあらばふみわけて見よちはやぶる神代ながらの敷島の道」

(引用ずみ)ともお詠みになり、また「道に寄せて述懐す」と題されて「^(踏)ふむこと」などかたからむ早くより神のひらきし敷島の道」(明治四十二年)ともお詠みになっておられるように、第一章で引用したハヤスサノオノミコトの「八雲立つ出雲八重垣妻隠みに八重垣つくるその八重垣を」の日本最初の短歌をはじめとして、以降「神代のままに」「神のひらきしままに」(遠い御祖先の時代からそのまま引き続いでての意)「しきしまのみち」が伝えられたことを、明治天皇は重要な意義あるものとして力強く御強調なさっておられる。まさにわが日本歴史の示す事実はその通りであって、歴代の天皇は、そのお心にお感じになられたことを、「まごころ」をもって、「ありのまま」に和歌にお詠みになられたばかりか、そのことを指して、「言の葉の道」^(こと)「言の葉のまこと^(は)の道」と仰せられ、また「日本人たるものの踏みゆくべき道」とお考えになられて、これを「しきしまのみち(敷島の道)」とお呼びになられて来られたのである。

歴代の天皇がたも明治天皇とおなじく、御自身について、いやしくも天皇たるべきものは、「和歌」を詠まねばならぬ、和歌を詠む修行こそ天皇が人として励むべき道だ、とお心に期せられた。日本人がみな「和歌」を詠むようであれば、それによって日本国民ひとりびとりも、自分の心を正しく見直していくことができるのだから、天皇たる自分は、国民に率先してこの道を踏まねばならぬ、とお考えになられたのであろう。歴代の天皇の「御歌」が、どんなにたくさん残されているのか、その数だけを知っても、歴代の天皇がたがいかに強いお心をもってこの道に励まれたかがうかがえてくる。

そこでまずはじめに、歴代天皇の「御歌」の数を調べてみることにした。なお、せっかくの機会でもあるとおもい、天皇名の読み方を間違えぬよう、お名の横にすべてフリガナをつけた。

基礎資料として取り上げたのは、大正四年（一九一五）に、田中光顕伯を会長にした芙蓉会（編集主任・池辺義集氏）という会で頒布された「歴代御製集」（全七巻）と同じ年から逐次刊行された列聖全集編纂会の「列聖全集のうち——御製集」（全十二巻）（この方が前者より良いと思われる）との二書であるが、さらにその後の関係者の研究によって訂正すべき点も生じているので、それもあわせてこの作業に取り組んだものである。

なお、古代および中世における歴代天皇の御歌の数は、近世のそれに比してその数が大変に少なく押せられるが、遺されている御作品を通じて拝察しても、もともとたくさん御歌をお詠みになられたに相違なからうことが、十分に推察されるし、また、中世以降の天皇がたの御詠草にしても、さきの全集には、「千首和歌一抜書」として、約二百首ぐらしか掲載されていないところなどもみられるので、歴代天皇がそれぞれにお詠みになられた実数は、測り知られぬものがあるやに拝察されるのである。

明治天皇の御詠草が十万首近くあられるということも、その筋の関係から発表されている数字ではあるが、実際に、そのなかから戦前に約二千首弱が宮内省（大正八年）から発表されていたにすぎず、ごく近年になって、明治神宮に御製謹纂についての委員会が設けられ、昭和四十年にいたって「新輯明治天皇御集（上・下二巻）」が刊行され、これによって、はじめて九万三千三十二首のなかから八千九百三十六首が発表されて、われわれの眼にふれることができるようになった、というのが実状である。したがって左に記載する歴代天皇の御詠草の数については、明治天皇の項で約十万首と記載してあるのが異例の記載であって、その他は、「筆者の知りうる限り」ということで出した数字であるから、おなじ基準で記せば、明治天皇の御歌の数は、前記発表済みの八九三六首

の数字をここで記載するのが正しいことになろう。

これらのことを考えあわせても、今日われわれの眼に触れうる御歌の数などは、御詠草の何分の一であるかも知れないし、古代・中世では、さまざまな政変が織り込まれているので、真実の御詠草の数は、とても想像し得るかぎりでないことを附記しておきたい、とおもう。

したがってここに記載する各天皇の御詠草の数は、後日、他の方々によって当然に訂正せらるべきもの、とご了解いただきたく、いってみれば、ひとつの目安ということにとどめていただければ、幸いにおもう。なお、本書においては、第六章の記述事項に必要なために、ひとつの「年表」を本書に添えることにしたので、その「年表」の下欄に、ここに紹介する筆者調べにかかる各天皇の御詠草数を、あわせ記入しておくことにした。ついでには、その表の上の方には、各天皇がおいくつで天皇になられたか、また、おいくつまで天皇であられたか、いくつでお亡くなりになられたかの御年齢をお調べして載せてあるので、歴代天皇がたのうち、御詠草のおありになられなかった方については、その方々の御年齢と参照して見られると、お歌のないのも当然だ、とお気づきになることもあろうか、と考え、前記の「年表」に御詠草数をも記載した次第である。

歴代天皇御歌の数（但し筆者が知り得たもの）

| | | | |
|-----------|----|-----------|-----|
| 神武天皇以前 | 八首 | 第十五代 応神天皇 | 七首 |
| 第一代 神武天皇 | 八首 | 第十六代 仁徳天皇 | 二一首 |
| 第十代 崇神天皇 | 一首 | 第十七代 履中天皇 | 三首 |
| 第十二代 景行天皇 | 一首 | 第十九代 允恭天皇 | 二首 |

| | | | | | |
|-------|---|-----|-------|---|------|
| 第二十代 | 安 <small>あ</small> 康 <small>か</small> 天皇 | 一首 | 第四十六代 | 孝 <small>か</small> 謙 <small>けん</small> 天皇 | 四首 |
| 第二十一代 | 雄 <small>ゆう</small> 略 <small>りやく</small> 天皇 | 一首 | 第四十七代 | 淳 <small>じゆん</small> 仁 <small>にん</small> 天皇 | 一首 |
| 第二十三代 | 顯 <small>けん</small> 宗 <small>そう</small> 天皇 | 三首 | 第五十代 | 桓 <small>か</small> 武 <small>ぶ</small> 天皇 | 六首 |
| 第二十五代 | 武 <small>ぶ</small> 烈 <small>りやく</small> 天皇 | 四首 | 第五十一代 | 平 <small>へい</small> 城 <small>じやう</small> 天皇 | 二五首 |
| 第二十七代 | 安 <small>あん</small> 閑 <small>かん</small> 天皇 | 二首 | 第五十二代 | 嵯 <small>さ</small> 峨 <small>が</small> 天皇 | 二〇首 |
| 第三十三代 | 推 <small>すい</small> 古 <small>こ</small> 天皇 | 一首 | 第五十四代 | 仁 <small>にん</small> 明 <small>みやう</small> 天皇 | 一首 |
| 第三十四代 | 舒 <small>じゆ</small> 明 <small>めい</small> 天皇 | 二首 | 第五十七代 | 陽 <small>やう</small> 成 <small>じやう</small> 天皇 | 一首 |
| 第三十六代 | 孝 <small>かう</small> 德 <small>とく</small> 天皇 | 一首 | 第五十八代 | 光 <small>かう</small> 孝 <small>かう</small> 天皇 | 一六首 |
| 第三十七代 | 齊 <small>さい</small> 明 <small>めい</small> 天皇 | 一首 | 第五十九代 | 宇 <small>う</small> 多 <small>た</small> 天皇 | 二七首 |
| 第三十八代 | 天 <small>てん</small> 智 <small>ち</small> 天皇 | 六首 | 第六十代 | 醍 <small>た</small> 醐 <small>ご</small> 天皇 | 四五首 |
| 第四十代 | 天 <small>てん</small> 武 <small>ぶ</small> 天皇 | 五首 | 第六十一代 | 朱 <small>す</small> 雀 <small>さく</small> 天皇 | 九首 |
| 第四十一代 | 持 <small>ぢ</small> 統 <small>ちゆう</small> 天皇 | 六首 | 第六十二代 | 村 <small>むら</small> 上 <small>かみ</small> 天皇 | 六八首 |
| 第四十二代 | 文 <small>ぶん</small> 武 <small>ぶ</small> 天皇 | 二首 | 第六十三代 | 冷 <small>れい</small> 泉 <small>せん</small> 天皇 | 四首 |
| 第四十三代 | 元 <small>げん</small> 明 <small>めい</small> 天皇 | 三首 | 第六十四代 | 圓 <small>えん</small> 融 <small>ゆう</small> 天皇 | 二六首 |
| 第四十四代 | 元 <small>げん</small> 正 <small>しやう</small> 天皇 | 八首 | 第六十五代 | 花 <small>か</small> 山 <small>ざん</small> 天皇 | 一〇九首 |
| 第四十五代 | 聖 <small>しやう</small> 武 <small>ぶ</small> 天皇 | 一八首 | 第六十六代 | 一 <small>い</small> 條 <small>じやう</small> 天皇 | 九首 |

| | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 第六十七代 | 三條天皇 | 一三首 | 第八十八代 | 後嵯峨天皇 | 三四二首 |
| 第六十九代 | 後朱雀天皇 | 一〇首 | 第八十九代 | 後深草天皇 | 三首 |
| 第七十代 | 後冷泉天皇 | 七首 | 第九十代 | 龜山天皇 | 四八九首 |
| 第七十一代 | 後三条天皇 | 七首 | 第九十一代 | 後宇多天皇 | 三三七首 |
| 第七十二代 | 白河天皇 | 三一首 | 第九十二代 | 伏見天皇 | 二六五〇首 |
| 第七十三代 | 堀河天皇 | 九首 | 第九十三代 | 後伏見天皇 | 一一七首 |
| 第七十四代 | 鳥羽天皇 | 八首 | 第九十四代 | 後二条天皇 | 三二三首 |
| 第七十五代 | 崇徳天皇 | 一六四首 | 第九十五代 | 花園天皇 | 三二五首 |
| 第七十六代 | 近衛天皇 | 一〇首 | 第九十六代 | 後醍醐天皇 | 一八六首 |
| 第七十七代 | 後白河天皇 | 一七首 | 第九十七代 | 後村上天皇 | 一〇五首 |
| 第七十八代 | 二条天皇 | 二九首 | 第九十八代 | 長慶天皇 | 一〇首 |
| 第八十代 | 高倉天皇 | 六首 | 第九十九代 | 後龜山天皇 | 二八九首 |
| 第八十二代 | 後鳥羽天皇 | 二〇七七首 | 北朝第一代 | 光厳天皇 | 一三六首 |
| 第八十三代 | 土御門天皇 | 五五七首 | 北朝第二代 | 光明天皇 | 二六首 |
| 第八十四代 | 順徳天皇 | 一四〇七首 | 北朝第三代 | 崇光天皇 | 三九首 |
| 第八十六代 | 後堀河天皇 | 九首 | 北朝第四代 | 後光厳天皇 | 一一七首 |

| | | | | | |
|--------|--------|--------|---------|-------|--------|
| 北朝第五代 | 後門融天皇 | 一六首 | 第一百十三代 | 東山天皇 | 一五四首 |
| 第一百代 | 後小松天皇 | 二六〇首 | 第一百十四代 | 中御門天皇 | 五七首 |
| 第一百二代 | 後花園天皇 | 二一〇四首 | 第一百十五代 | 桜町天皇 | 一〇五三首 |
| 第一百三代 | 後土御門天皇 | 一三四四首 | 第一百十六代 | 桃園天皇 | 四六二首 |
| 第一百四代 | 後柏原天皇 | 三七一五首 | 第一百十七代 | 後桜町天皇 | 一六一八首 |
| 第一百五代 | 後奈良天皇 | 九五五首 | 第一百十八代 | 後桃園天皇 | 八首 |
| 第一百六代 | 正親町天皇 | 一〇九首 | 第一百十九代 | 光格天皇 | 一四四四首 |
| 第一百七代 | 御陽成天皇 | 四二二首 | 第一百二十代 | 仁孝天皇 | 六九三首 |
| 第一百八代 | 後水尾天皇 | 一七五六首 | 第一百二十一代 | 孝明天皇 | 一二〇一首 |
| 第一百十代 | 後光明天皇 | 六二首 | 第一百二十二代 | 明治天皇 | 九三〇三二首 |
| 第一百十一代 | 後西天皇 | 九〇三首 | 第一百二十三代 | 大正天皇 | 四六五首 |
| 第一百十二代 | 靈元天皇 | 六〇〇〇余首 | 第一百二十四代 | 今上天皇 | 三四六首 |

四 歴代天皇がたを、一面において

普通の「お人」として見る努力を（史上の御失政について）

さて歴代天皇の御歌をご紹介するに当たって、何分にもかぎられた紙数の本書であるので、日本歴史のうえでいろいろな問題のあつた時点を選び、その時点での時代背景を略記しながら、その折々の天皇の御歌を、つぎの章に引用申し上げることにする。ただこの機会にここで一言記しておきたいことは、以上筆者が記してきた歴代天皇の「大御心」という点について、誤解がないように願いたいことがあるので、そのことに少々ふれておきたいとおもう。

それは一言でいえば、「歴代の天皇がたもまたわれわれ国民大衆となんの変わりもない普通の「人」であられた」ということである。ながい歴史を通じてのことであつてみれば、われわれの家系においてみるのおなじく、さまざまな御性格の方々が天皇として御登位なされるのも当然のことであるし、人間的御性情においても、われわれとおなじように種々なる欲情をはじめとして、自己一身の喜びをもとめるお心も、人並みにおもちであられたことを忘れてはならないとおもう。

しかしながら、そうした人間本来の自己的欲望を身につけておられながら、それを抑えて国のため、国民のためを、つねに優先的に考えようと努力なされたのが、天皇という方々であつた、ということである。「大御心」とは、そのように自己に打ち克ち、打ち克ちつつ己れを無にしようと努力遊

ばされたその御心労に對して讃えられて呼稱された言葉であつた、とおもうのである。聖人という言葉が、完璧な人格に對しての讚辞であるとすれば、歴代の天皇がたは、まさに聖徳太子が申されたごとく、「凡夫たること」に徹した方々であつた、と申し上げる方が、より適切であるかもしれない。自らの誠まことの足らなさを、人一倍痛感されつつその御生涯を送られたいわば精神的な御人格であられた、と申すべき方々であつたとおもう。

それだけにわれわれは、歴代の天皇がたの御言動のすべてを美化しすぎてとらえることはつしまねばならぬのであつて、ときに人間本来の性情である自己中心の御欲情に負けられた御方もあられたことであらうし、大義と小義とを混同されたこともまたあり得たはずだとおもうのである。そうしたことがらは、ながい日本の歴史を通じて折々に散見されることであり、それがかえつてその時代をあらぬ方への混乱に導いていった原因であつた、とみられることも見出される。たとえば、鳥羽上皇(御在世 一一〇三―一一五六)がお亡くなりになられたのち、平安時代の末期に起きた「保元ほろけんの乱」(一一五六)についてもそのことが指摘され得るし、この「保元の乱」が、実はのちに武家政治をまねく導火線にもなっていることをおもえば、けつして軽々にこれを見過ごすことはできないとおもう。また、後醍醐天皇が建武中興を実現せられたあと、のちの逆臣・足利高氏を過度に重用なされ、御尊名の一字、「尊」の字をお与えになつて足利尊氏と改名までさせられ、その反面、真の忠誠の士・楠木正成らの意見を重んぜられなかつたことなども、あわせ思いだされてくるところである。また、平安時代にお

ける藤原氏の専横のはげしさに対応なさる意味で、御幼少の天皇をお輔けたすなさる意味から生まれた、前の天皇による「院政」ということも、時代がうつるにつれて乱用なさったきらいがあり、また皇位継承について、お子様かたに愛憎の念をつけられてか、それが原因となって大覚寺統と持明院統の二つの御家系から交互に皇位におつきになることになされた御事、それがやがて正統の皇位のほかに、疑似皇位である通称北朝と呼ばれる別の皇位を並列させる遠因となっていることなど、数えあげていけば、かなりの問題点が浮かび上がってくるのである。

しかしこれらの史実は、天皇を完璧な方と見なければ気のすまぬ人びとからは、好ましくないことになるのかもしれないし、また天皇を無視したいとする歴史家や思想家にとっては、天皇のマイナスな点として高く評価する材料にされるのかもしれないが、筆者からすれば、かえってそこに「人間天皇」であられた確証が見出されるまでのことであって、かかる「人間天皇」が、皇位を相承されながら、なおかつ、万民が崇め奉る「大御心」を中核にされながら、ときに右に見るような消長と盛衰を包含しながらも、よく「大御心」を絶やさずに皇位を御継承になられた、というその一事に、世界史上に類をみない「天皇という君主」の具体的な内容を見出すものである。われわれ国民ひとりびとりが、欲の皮のつっぱった自己なるものを凝視して、そこに人間なるものの姿を見出すならば、「天皇もまた普通の「お人」であられた」ということと、皇統連綿とした「大御心」の歴史的価値の偉大さ
とに、きつと気がつくのではないか、とおもうのである。

五 “天皇” という位と

その位につかれた “御方” との関係について

われわれが “天皇” について考える場合に、いまひとつ気にかかってくることがある。それは “万世一系” ということは、どの程度厳密に “御直系” を意味しているのか、という点である。

たとえば、ごく近いところの例で言えば、中世に見られた正統の皇位（通称、南朝）に対して当時としてはあきらかに疑似皇位であった北朝が併立していたが、ときの室町幕府、足利義満は、第九十九代・後龜山天皇に対し、①皇位の兩統迭立（大覚寺統と持明院統の交互が即位されること）を将来にわたって履行する、②諸国の国衙領を大覚寺統（当時は南朝）の伝領にする、③長講堂領を持明院統（当時は北朝）の伝領にする、などの条件によって、皇位継承者たることを証する「三種の神器」を北朝・第六代の後小松天皇（後の正統皇位における第百代・後小松天皇）におわたし下さるようお願いし、後龜山天皇は、足利義満のその言を信用されて「三種の神器」を後小松帝にお渡しなされたが、義満は、この約束を履行せず、ついに後龜山天皇をお欺き申し上げた、ということが歴史にみられている。

そこで北朝・第六代の後小松帝は、あらためて第百代・後小松天皇として正統の皇位を継承せられたが、以後のわが国では、その御系統でつぎつぎに皇位が継承せられていったのである。それゆえ、今上天皇にいたるまでその御後嗣であられることから、今の皇統は、北朝の流れであられる、という

指摘がなされてくるのである。そこであらためて歴史に目を転じていくと、南朝・北朝時代については、南朝が正しい皇統譜であったが、それ以後は北朝の皇統譜がつづいておられるために、後小松天皇以後だけを重視すると、南朝・北朝のことにしても、どちらが正しいか、改めて問題とすべきではないか、という議論も生まれてくるのである。

いまは一例を挙げたにすぎないが、ここで考えさせられることは、天皇という「御位」の持つ大きな意味合い、についてである。たしかに天皇位におつきになられた方々は、御血統的にみればかならずしも皇祖以降の純粹・最高の御直系と申し上げ得ぬ方々がおられるし、たしかに現在の皇統は、北朝系の御あとであられるわけである。ところが、ひとたび天皇として「御位」におつきになられると、そこがわれわれ庶民の恣意のおよび難いところであろうとおもいますが、「三種の神器」を御受け継ぎになられて「踐祚」(皇嗣が天皇の位を受けつぐこと、の意)の儀をおすませになり、ついで「即位」の式を挙げられて、賢所の御前に参拝せられ、皇祖皇宗の御神霊の御前に、その御事をお告げ遊ばされるという経緯を経て、正式に天皇の「御位」におつき遊ばされると、あらためて天皇として古来多くの方々がおはげみなされた「大御心」を、御親らのお心とされるよう、堅く堅く御決意なさったのが、歴代の天皇がたであられたようである。

卑近なことを申してはまことに畏れ多いことであるが、よく庶民の生活環境において、父親や世帯主が亡くなったようなときに、その家を継ぐものが、その際に心に覚えるある種のあらたなる「自覚」

「決意」そして心機一転してその責任ある場に臨もうとするときの挨拶などを思いだすと、その御当人にとっては、父親の死が予期されていたにせよ、いないにせよ、ともかくにも新たな責任を胸中に覚えて、その家のあとを継ぐべく心するのが、一般の世のなかにみられる事柄である。また、よく見聞きすることであるが、「あの人では、あの家を継げるのだろうか、あんな人なのに」などとかげ口をたたかれる御仁が、みごとに家督を相続するケースなどもあって、ある「地位」というものが、その地位につく人に、大きな脱皮をさせる、ということは、けっして考えられないことではなからうとおもう。

こうしたことを、筆者は、天皇の「御位」についても連想させられるのであって、日本の歴史、ことに天皇位をめぐる歴史を見ていくと、さまざまな紆余曲折うよまきくせつというか、思いがけない変態的な御継承がみられることに当面するが、まことに不思議に思われてならないことは、それらの方々が、ひとたび皇位におつきになられると、立派な天皇としての「御心情」の持主におなりになられるのである。もとより皇位におつきになられる前からの精神的な御修行も十分なされての後であることが多いのであるが、それでも皇位におつきになつての御心懐は、ひとしおきびしいものがそなわられるのである。筆者は、歴代天皇の御歌を拝誦しながら、歴代天皇の「御心情」のなかに、さきに申した「大御心」が蔽として相承されている事実を拝して、いくたびか「御位」そのものの持つ大きな意味合いを考えさせられたものである。

とにかく、神話と伝説の大昔から伝えられる天照大神あまてらすおほなみかみの御論ごろんしにせよ、天孫・ニニギノミコトの御抱負にせよ、神武天皇の御親政の御方針にせよ、わが皇室に伝えられた統治の御精神は、今にいたるまで世界人類における政治方式のなかで、燦然たる高き価値を示し続けるものであって、また、いたずらに観念的冥想に走らず、現実重視のなかに、この世に生きる喜びを「まごころ」に集約し得た、というすばらしい日本民族の英知から見ても、わが皇室における天皇の御任務を、天皇各々のあるがままの御「まごころ」の発露にご期待申し上げるようになったものと思われてくる。そうした日本民族そのものが持つ「心情」というか、ものの考え方というか、いずれにしても日本思想と名づけてよからうと思うが、それらが凝こって一丸となり、天皇の「御位」を、かくのごとく位置づけしめ、また「内容づけしめ」る素因をなしたと思うのである。歴代天皇は、もとよりこのような日本民族の心情をよく「知ろし」めされた方々であったわけである。天皇を考えずに日本思想は語ることができぬ、と筆者が本書の「はしがき」に記した意味も、あわせお考えただければ幸いである。

第五章 “天皇”について理解への道 (その三)

——歴代天皇の御歌について——

一 飛鳥・奈良・平安時代の天皇がたとその御歌

ここに引用申し上げるのは、「古事記」「万葉集」「日本書紀」その他に採せられる御歌であるが、天皇の御親政が続く古代の天皇がたは、大らかで豊かなお心の持主であられたことがよくうかがわれる。天皇がたはお心のうちを公・私の事にわたり、きわめて率直に、力強い格調で詠み上げておられるのを拝すると、古代日本における天皇がたのお人柄、お心根、さらにはお姿まで、ありありと目の前に浮かび来るような思いがしてくる。

七世紀前半の第三十四代・舒明天皇(御在世 五九三—六四二)は、御在位十三年、四十九歳の御生涯であられたが、この御代に遣唐使の派遣(六三〇)がはじめられ、さきに(六〇八)、隋(唐の前の国)に小

野妹子（生没年不詳）とともに派遣された高向玄理、南淵請安らが唐から帰国し、三十余年にわたる留学の成果をたずさえて、彼の地の学問・技術を日本にもたらせ、やがて訪れる大化の改革に大きな素地をつくることになる。天皇のつぎの御歌は「万葉集・巻第一」の巻頭第二首に載せられているので、くりかえし拝誦すると、いにしへの「国見」のさまが彷彿としてくるようである。

香具山に登りて望国したまふ時の御製歌

大和には 群山あれど とりよろふ 天の香具山 登り立ち 国見をすれば 国原は 煙立ち立

つ 海原は 鷗立ち立つ うまし国そ 蜻蛉島 大和の国は

第三十五代・皇極天皇（舒明天皇の皇后であられ、後に女帝となられた方）（御在世 五九四―六六一）は、後にもふたび位におつきになり第三十七代・齊明天皇（御在位 六五五―六六一）となられたお方であった。かつまた、後の天智天皇、天武天皇の御母君に当たる方でもあられた。

はじめの皇極天皇の御代には、聖徳太子の御子であられる山背大兄王の御一族が、蘇我入鹿に包囲せられたとき、大兄王は、

「吾、兵を起して入鹿を伐たば、其の勝たむこと定し。然るに一つの身の故に由りて、百姓を残り害はんことを欲りせし。是を以て、吾が一つの身をば、入鹿に賜う」（日本書紀）

と仰せられて、御一族全員で自殺せられた、という出来事（六四三）があった。これは、山背大兄王

が御父君・聖徳太子の博大悲痛の御精神を継承せられてのことと拝せられ、これによって太子の御一族は全滅せられたことになった。まさに「身を殺して仁をなしたもうた」ことと申し上ぐべき、悲痛きわまりない史実である。この事のと二年後に、中大兄皇子（後の天智天皇）が、藤原鎌足（六一四—六六九）と共に入鹿を誅伐（六四五）せられ、大化の改新となったのである。

齊明天皇として重祚せられて以後は、引き続き中大兄皇子が皇太子であられたが、内治・外交ともに活発に国威が顕彰された時期でもあった。すなわち、阿部比羅夫を蝦夷に派遣、水軍百八十艘をもって征討（六五八—六六〇）させ、さらに北方民族の靺鞨を討って大和民族の勢威は北方に強くおよびようになった。そのあと朝鮮半島では、百済が新羅に攻められて救援を求めてきた（六六一）のに対し、御高齢かつ女性であられた齊明天皇には、大化の改新後の困難な対外政策に対して、決然お立ち上がりになり、御身をもってこれに当たられ、新羅征討軍を起こして御親征になられた。しかし、不幸にして、途中、九州の朝倉宮に御駐留の間に、御病気にかからせられ、その地で崩御せられた。時に、御年六十八歳であられた、という。

ここには「日本書紀・卷二十六」に載せられている御歌で、齊明天皇の四年（六四八）、皇孫建王が、御年八歳で急にお亡くなりになられた折、大変にお哀しみ遊ばされ、側近の人びとに、「万千歳秋の後に、要らず朕が陵に合せ葬れ」と仰せられながら、お詠みになられた御歌というのを、引用申し上げることとする。

すなはち作歌して曰はく

今城なる小丘が上に雲だにも著くし立たば何か歎かむ

其一

射ゆ鹿猪を認ぐ川上の若草の若くありきと吾が思はなくに

其二

飛鳥川漲ひつつ行く水の間も無くも思ほゆるかも

其三

同四年、冬十月、紀温湯に幸す。天皇、皇孫建王を憶でて、愴爾み悲泣びたまふ。乃ち口号して曰はく

山越えて海渡るともおもしろき今城の中は忘れゆましじ

其一

水門の潮のくだり海くだり後も暗に置きてか行かむ

其二

愛しき吾が若き子を置きてか行かむ

其三

そして天皇は、秦大蔵造・万里に詔して仰せられるには、

「斯の歌を伝へて、世に忘れしむること勿れ」

と申されたと、日本書紀は記している。御孫君の死を悼まれる御祖母君の御心情があますところなくこれらの御歌にうかがわれ、御哀悼の情はまことに深く、御歌の調べもまた、ことのほか高く挿せられる感じがする。

おなじく「日本書紀・卷二十六」には、後の第三十八代・天智天皇

(御在世・六二四—六七一) 御在位 六六—一六七)

がまだ

皇太子であられた折、ある所にお泊りになって御母君（前記の皇極・齊明天皇）を「哀慕しのびたてまつりて」詠まれた御歌に

君が目の恋こほしきからに泊たてて居てかくや恋こほひむも君が目を欲ほり

とあり、これまた、御母君を思われる御子としての、純一なる敬慕の情が、「君が目を欲り」の絶唱となったものと思われ、これほどまで具体的にその御心情を表現せられた作者のお心の微妙な動きは、決して並々ならぬ御情操から生まれ出たもの、と思われるのであって、こうしたところに、人世に生きる「まごころ」を感じとるのは、あなたがち私ひとりではなからうと思う。

第四十代・天武天皇（御在世 六三二―六八六）は、やはり天智天皇と同じく、舒明天皇と皇極（齊明）天皇との間に生まれられた方であるが、天智天皇のあとを継がれて、内政の諸秩序を鋭意ととのえられるかたわら、「国史編纂」という意義深い御事業にも意を注ぎたもうた方である。後になって（約三十年後）第四十三代・元明天皇（げんめい）の御代に撰録される「古事記」は、実はこの天武天皇の御意向を反映したものであったのである。天武天皇の御歌としてここには、「万葉集・卷一」に載せられている御歌を二首引用申し上げることにした。

天皇の御製歌

み吉野の 耳我の嶺に 時なくそ 雪は降りける 間なくそ 雨は零りける その雪の 時なき
が如 その雨の 間なきが如 隈もおちず 思ひつつぞ来し その山道を

天皇(註、天智天皇 蒲生野に遊獵したまふ時、額田王(註、天武天皇が皇太子の折にその寵を受

け、後に天智天皇の后となられた方)の作る歌「あかねさす 紫野行き標野行き野守は見ずや君
が袖振る」に対し、皇太子(註、後の天武天皇)の答へましし御歌

紫草のにはへる妹を憎くあらば人妻ゆゑにわれ恋ひめやも

二首の御歌とも、作者の御心のさゆらぎ、と申し上ぐべきか、生命の細かな律動までを覚えさせられ
るような感じがするし、ことに二首目の御歌の、なんと率直で、清々しい感じさえ溢れているよう
で、取材そのものの複雑さが、統一され綜合されていくように見えてくる感である。くりかえし拝誦
したくなる二首ではなからうか。

つきには第四十三代・元明天皇(御在世 七〇七―七二五)の御歌を引用申し上げるが、元明天皇(以前は

「げんみようてんのう」と申し上げたが、昭和十五年八月、時の宮内省で「げんめい」という説法にされたの
で、それに拠ることにする)は、女性の天皇であられ、天智天皇の第四皇女に当たられる方であり、御
叔父君が天武天皇ということになる。この御代に、皇居を奈良の都に遷都された(七一〇)。さきに天

武天皇のところで述べた「古事記」は、その御志を継承せられて、元明天皇のこの御代におよんで完成されたものである。舍人・稗田阿礼が誦習するところを、太安万侶が撰録してできあがったものである。なお、この御代には、国内の鉱産資源の開発がすすみ、関東の秩父郡から熟銅が産出され、年号も和銅と改正されるとともに、「和銅開珎」が鑄造されている。さて、天皇の御歌を「万葉集・巻一」から引用申し上げると、

御製歌

ますらをの軛の音すなりものふの 大臣 楯立つらしも

和銅三年庚戌(七一〇)の春二月、藤原宮より寧楽宮に遷りましし時に、御輿を長屋の原に停めて遙かに古郷を望みて詠みませる御歌

飛鳥の明日香の里を置きて去なば君があたりは見えずかもあらむ

女性の御歌ではあるが、まことに大らかな調べを伴なう御歌に拜せられる。

(附記、「古事記」は、古くからわが国朝野をあげて大切な書物とされてきたが、さきの大東亞戦争で敗戦の結果、天皇についての誤解からか、「古事記」についても、その道の専門の人びとはもとより別であるが、社会一般的には、その扱い方が随分粗雑になってきてしまっている。例えば「古事記」は上巻―神話、中巻―伝説、下巻

—歴史、というように出来ているが、その中巻に登場される初代天皇の「神武天皇」以下、十数代にわたる天皇について、天皇名の記載を歴史年表から抹殺してしまっているのが通例となつてしまつたようである。試みにいくつかの年表を見られるとよいが、義務教育段階で使用されるものですら、この例外ではなく、ひどいものになると、神武天皇以降、二十数代もの天皇について、年表上に天皇名が見られないものがあるほどである。ある有名書店で出されている「日本史辞典」であるが、試みに「神武天皇」の欄を引いてみると、その記述の後半に、次のような記載が見られる。すなわち、

「後世、大和朝廷が、皇室の淵源を太古に置き、その歴史を飾ろうとした作為からつくり出された天皇で、ハツクニシラススメラミコトとよばれたことなどから崇神天皇（註、第十代）の投影とも考えられている」

と、わが国初代の「神武天皇」について、この解説者は、それは「作為から作り出された天皇」であり「大和朝廷が歴史を飾るために」作り出したものと説明する。それでいて、そのあとに、神武天皇の御陵墓の名称と所在地をのせているからおかしなことである。そのうえ、この辞典の巻末の年表を見ると、年表の上での天皇の御名は、第十代・崇神天皇からになつていふかと思ふとさにあらず、なんと第三十二代・崇峻天皇からしか載せていない仕末である。天皇について全く自信を喪失しているのか、とにかく、それ以前の天皇欄は、まったく白紙にされているという状態である。歴史的事実でないと思ふならば、カッコでもつけて御名をのせるべき、と思ふ。

そこでわれわれが考えて見なければならぬのは、いま幸いに、「古事記」編纂を発議された天武天皇をはじめ、その前後の天皇がたの御歌を押し得ているのであるから、このような御歌をお詠みになられたそれぞれの天皇の御人柄をお偲び申し上げることは、各人それなりに出来ることであるはずである。そこで、これらの天皇がたが、さきの記述者たちの如く、天皇御自身の御祖先について、作為の話をデッチ上げてお喜びになりそう

な方かどうかを、まずわれわれは、各人自分自身の心の中で問いかえしてみなければならぬと思う。さきの解説者たち自身が、自分らの祖先を、真偽を問わず立派なものに取りかえたい、と思つてゐるならいざしらず、そんなことは、日本人の心情では、もともとするわけもないこと、あり得るはずもないことぐらい、どうして気づかないのであろうか。自分らでもするわけのないことを、なぜ天皇はそうしたはずだと断定するのであろうか。全く不思議な所論だと思ふ。

よく考えて見るがいい。「古事記」に書かれていることがすべて歴史的事実であるなどは、「古事記」自身が主張してもいけないし、古事記にとっては、とんだ因縁づけである。「古事記」は、自らその記述を、神話と伝説と歴史と三つにきちんとわけて出来ていることを思えば、問題はもつと別のところを重視すべきではないのか。少なくとも「古事記」が書かれた時期に、それが書き上げられたということは間違いない。「歴史的事実」などがあるから、それが書き上げられた時点の時期までに、この日本のあちこちに、「かくかくしかじか」のことが伝誦されていた。ということも、事実であると思われるべきである。すると、そうした伝誦が、当時までの日本における真の伝誦であったかどうかだけは、問題にしても良からうが、問題にするとすればそこだけのことである。この点についても、「古事記」はまことに公明正大な記述を、その「序文」において記しているのであつて、すなわち、「……是に天皇（註、天武天皇）詔りたまひしく、『朕聞く、諸家の賈る帝紀及び本辭、既に正実に違ひ、多く虚偽を加うと。今の時に當りて、其の失を改めずば、未だ幾年をも経ずして基の旨滅びなんとす。斯れ乃ち邦家の経緯、王化の鴻基なり。故惟れ、帝紀を撰録し、旧辭を討覈して、偽りを削り実を定めて、後業に流えんと欲う』とのりたまひき。時に舍人有りき。姓は稗田、名は阿礼、年は是れ廿八。……」

とある。正実を求めて記させようと天武天皇が仰せられたのに対して、さきの辞典の解説者たちは、何の根拠があつて、「天武天皇はウソ八百もかまわぬから、大和朝廷を権威づけるために作為を命じた」とすり替へること

が出来たのであるか。「天皇は信ずべからざるもの」という大前提が立てられての立論だというのならば、もはや話をするわけにもいかぬが、ずいぶんいい加減な社会風潮が拡がってしまったものである。歴史に取り組むと言いながら、自分らの好む歴史に書き替えようとするのは、天武天皇、元明天皇がたではなくて、前述のごとくいう論者ならびにその一統の人びとのことではなからうか。私には、そう思われてならないのである。

さて、第四十四代・元正天皇（御在世 六八〇―七四八 七一五―七二四）も、元明天皇につづいて女性の天皇で、御父君が草壁皇子くさかべのおうじ、御母君が元明天皇であられた。この御代に、天武天皇の皇子に当たられる舍人親王とねりのみこが「日本書紀」を撰上しておられる。天武天皇以来の国史編纂の御素志は、このようにして受け継がれていったのである。元正天皇の御歌は、「統日本紀しよくにほんぎ」に載せられているものから、引用申し上げる。御詠みになった時期は、すでにつきぎの聖武天皇しやうむに位をお譲りになられたあと、太上天皇おおみすめらみことと申し上げている折のものである。御年六十四歳の頃のことかと拝察される。

天平十五年（七四三）、群臣を内裏みくらに宴し、皇太子、親ら五節を舞まひたまふ。右大臣、たちらのすくねもろもろ橘宿弥諸兄、詔みことのりを奉じて太上天皇に奏す。因りて御製歌に曰はく

そら見つ大和の国は神故し貴くあるらし此の舞まみれば

天つ神皇孫かみみまの命みことの取り持ちて此の豊御酒とよみを齋いみ献たまる

女性天皇らしい美しい調べとともに、清らかな御心が偲おもはれる御歌のごとくである。

第四十五代・聖武天皇（御在世 七〇一―七五六）は、第四十二代・文武天皇の御長男であられ、皇后であられた光明皇后の病弱者御救済の御事業（「施業院」「悲田院」などを置かれた）とともに、一般日本史でも教えられる個所である。この頃から藤原氏の勢力が次第に強大となってくるが、天皇は「鎮護国家」の御心から「国分寺・国分尼寺建立の詔」を出され、天平十五年（七四三）には「大仏建造の詔」を、天平十七年（七四五）には東大寺建立の発願をお立てになられた。しかし、天皇の大仏建立の御志について、心なき歴史家や社会科教師たちは、「鎮護国家」今日の言葉でいう「民族の独立」の尊い御志と、その御志を仏の心に託して実現せられようとする崇高な御心根に出でたことに気づかず、天皇の大仏建造の御志を指して、「良民を苦しめることを平気でした天皇」などと申しておるが、曲解もはなはだしいことである。この御代は、天皇・皇后の篤い御心情にささえられて、皇威・国威が高らかに海外にも伝わり、支那東北地区の渤海国からも、はじめてわが国に使いが派遣されているほどであった。聖武天皇の御歌は、実にスケールが大きくいと申すか、そしてかつ細やかなご心情の持主であられたことが、左に引用する御歌にもよくうかがわれるところであって、天皇の御人柄は、さきのような曲解に結びつくなんのいわれもないことを、ぜひとも知っておきたいとおもう。御歌は「万葉集」の巻四、巻六、巻八から、それぞれ一首ずつをお撰び申し上げた。

天皇、酒人女王を思ひます御製歌一首

道にあひて咲まししからに降る雪の消なば消ぬがに恋ふとふ吾妹

天皇の、酒を節度使の卿等に賜ふ御歌一首。短歌を并せたり

食国の遠の朝廷に 汝等し 斯く罷りなば 平けく 朕は遊ばむ 手抱きて 朕は御在さむ
天皇朕が うづの御手以ち かき撫でそ 勞ぎたまふ うち撫でそ 勞ぎたまふ 還り来む日
相飲まむ酒そ この豊御酒は

反歌一首

大夫の行くとふ道そおほろかに思ひて行くな大夫の件

左大臣・長屋王の佐保の宅に御在して肆宴きこしめす天皇の御製歌一首

あをによし奈良の山なる黒木もち造れる室は座せど飽かぬかも

右の御歌の長歌ならび反歌、ことに反歌一首は、私が学生時代から今日にいたる四十年間、いくたびとなく思い出しては口ずさみながら、天皇の大らかな御心に導かれて今日に至っているもので、大變に心を打たれ続けた御歌である。私の心が時にくぐもり、低迷するときに、豁然とした視野を呼び戻していただいたこと幾度あったことであろうか、この反歌の御歌に。

この項の最後に、大變年代が飛ぶことになるが、平安時代末期の天皇お一人を挙げて、その御歌を拝することにした。時代は、前の聖武天皇から天皇の代にして三十代、年数にして四百年経過した

時点の天皇、第七十五代・崇徳天皇(御在世 一一二九—一一六四)であられる。

崇徳天皇は、鳥羽天皇の第一皇子で、御父君・鳥羽天皇と同じく、数え年五歳の御幼少で天皇の位におつきになり、御年二十三歳で早くも讓位なさることになった。藤原氏の勢力と源・平二氏の抬頭の峻あやなす大変複雑微妙な政局のなかで、青年天皇として位に在られた御方であった。天皇の御年十一歳までは御曾祖父に当たられる白河上皇が院政をおとりになり、そのあとの御在位期間は、すべて御父君・鳥羽上皇が院政をおとりになられた。

やや遡さかのぼることになるが、白河上皇は、わが国ではじめて院政をはじめられた方であり、つぎの堀河・鳥羽およびこの崇徳三天皇の時期、合計四十三年間にわたって院政をなされ、御年七十七歳でお亡くなりになられた方であった。この間、源みなもと義家(一〇三九—一一〇六)が承徳二年(一〇九八)に院昇殿が許され、武士が公家とその地位を近づけるようになっていったが、一方、延暦寺・興福寺などの僧徒も力を得てきており、これらが強訴じやうそをくりかえし、その防衛のために「北面の武士」が警護のために置かれるようになって(一〇九五)武士の抬頭に拍車をかけていった。そして平氏の方も、平たいら忠盛(一〇九六—一一五三)が、山陽・南海の海賊を捕えた功によって、天承二年(一一三二)に院の内昇殿を許され、ここに源平二氏の抬頭に画期的動因がととのうことになった。

こうした複雑な推移のあとで位につかれ、成人早々で位を去られた崇徳天皇は、次の近衛天皇が御早逝せられたあと、天皇の御位に後白河天皇がお立ちになったことに御不満をお持ちになり、これと

摂政・関白家であった藤原氏内部の摂関争いが結びついて、鳥羽上皇の崩御を契機として、「保元の乱」(一一五六)と呼ぶ内乱が起きてしまった。すなわち、崇徳上皇側の藤原頼長は、源為義、平忠正と結び、後白河天皇側の藤原忠通は、源義明、平清盛と結んで、ここに激突が発生し「保元の乱」となったのである。その結果は、後白河天皇の側が勝ち、藤原頼長は戦死、源為義と平忠正は斬首の刑に処せられ、崇徳上皇は、四国の讃岐に配流せられることになり、骨肉の争いの結果は、さらに一大悲劇となってしまったのである。

この事件の原因を辿つてみると、もとは藤原氏の専横の長期化によって、本来神聖であるべき皇位継承が、長らく藤原氏の方寸に左右され続けた結果に生まれたことであつたが、わが皇室史上においても、消すことのできない汚点となつたことは、これを否定することができないのであつて、国民にとつても長く痛恨事と言われた事件であつたのである。

崇徳天皇の御生涯は、このような波瀾に満ちたものであらただけに、御歌に託せられた御心情も深刻なものが押せられ、(筆者調べによると)それまでの歴代天皇がたが遺された御歌のうちで、数の点ではもつとも多く、百六十四首が見られている。いまそのなかから、いくつかをお選び申し上げながら、その御心懐を偲びつつ、天皇もまたわれわれと同じく御欠点もあられる御方「人」であられることに想いを致して、すなおな気持でその御心に接しておきたいとおもう。ことに僻遠の地に配流という、かつて史上に見られぬ御悲惨な御境涯に立たれた御事をもあわせ考えたいものである。

久安六年（一一五〇）御百首

山吹の花のゆかりにあやなくも井出の里びとむつまじきかな

久安六年、冬

ひまもなく散るもみぢ葉に埋れて庭のけしきも冬ごもりけり

山家月

山ざとは月もこゝろやとまるらむ都にすぎで澄みまさるかな（風雅集）

雑の御歌の中に

わが心たれにか言はむ伊勢の種かまの釣かまのうけひく人しなれば（風雅集）

崇徳院遠き御すまひのころ、西行上人より女房どもに「水茎みずくきのかき流すべき方かたぞなき

心のうちは汲みてしるらむ」とよみてつかはしけるに、院の御返事

ほど遠みかよふこゝろのゆくばかりなほかきながせ水茎の跡（拾遺風体集）

御軍敗れて後、御室の寛遍法務が房に入らせ給ひて

思ひきや身を浮雲となしはててあらしの風にまかすべしとは

憂きことのまどろむ程は忘れられてさむれば夢の心地こそすれ（保元物語）

讃岐の松山の津につかせたまひて、序野大夫高遠の御堂に三年過し給へる時、その柱に

かきつけさせたまへる

ここもまたあらぬ雲居くもいとなりけり空ゆく月の影にまかせて（白峰寺縁起えんぎ）

いずれにしても、この「保元ほげんの乱らん」は、皇室・藤原・源氏・平氏の四者が、相互にからみ合った内乱というべきものであって、その結果、藤・源・平の三氏の関係から、やむなき御事であられたかも知れぬが、とにかく後白河天皇が、前の天皇であられた崇徳上皇の四国配流ということにまで関与せられねばならなかった、という悲劇を生じ、内乱というものの持つきびしさを、現実的に教えるものでもあった。そして同時に、このような内乱が原因・遠因となつて、源・平二氏の比重を重からしめ、あげくの果てが、以後七百年におよぶ武家ならびに幕府による「権力依存の政治」をもたらすことになつたことをおもえば、内乱というものもつ重大性については、現代のわれわれもまた、他山の石として、「保元ほげんの乱らん」の御事を回想すべきであらうとおもう。そして同時に、思い合わされることは、この時点におけるわが皇室には、古代の歴代天皇がたによつて伝えられた「大御心」に欠けるものが見られるのも事実であるし、また、聖徳太子や御子・山背大兄王やましらのおおえのおうが痛切に考えられた「人の欲」についてのきびしい御自省と、それによつて起こるであらう内乱についての御いましめを、おろそかにせられたことが拝せられるのであって、万世一系の皇統といえども、輔弼ほひつの任（天皇政治をお輔たすけ申し上げる側近の人びとの任務）に任ずる人に、その人を得ない場合は、天皇の「位くらゐ」の意味も、また

「天皇親政」の長所も、ともに生かされなくなることを知らせている、と言ってよからうと思う。

なお、謹んで指摘申さねばならぬことであるが、右に御引用申し上げた崇徳天皇の御歌は、本書に引用申し上げなかった平安朝中期以降の天皇がたの御歌と同じように、さきに御引用申し上げた古代の天皇がたのそれと、やや相違して弱々しさが感ぜられることであって、「しきしまのみち」（和歌）を通じて、作者の人生観がおのずから知られてくる、ということ、あらためて感じさせられる思いがするのである。

二 鎌倉・南北朝時代における天皇がたとその御歌

源頼朝みなもと（一一四七—一一九九）は、建久二年（一一九二）「征夷大將軍」に任ぜられ、鎌倉に幕府を創設したが、八年後（一一九九）には死去し、そのあと鎌倉幕府の実権は、執権・北条氏の手に握られるようになった。第八十二代・後鳥羽天皇（御在世 一一八〇—一二三九）は御年四歳の御幼少で踐祚、御年十八歳ではやくも御讓位となられたが、幕府ができたときは御年十三歳であられた。天皇は御退位のと、土御門・順徳・仲恭天皇の院政をおとりになったので、実質的には院政の期間を合計すると、三十九年間（もっとも、天皇としてのそれなりの御年齢をみて御年十五歳から起算すると約二十七年となるが）にわたって御政治をなさったことになる。

後鳥羽上皇としては、有史以来はじめて政権が関東に移ってしまったことを、ひどく御憂慮せられたのは当然のことで、何とかしてこれを朝廷に戻さねば、という御心があられたことと拝せられる。それが頼朝の死後、約二十二年を経た時点で、幕府打倒の御企てとなり、「承久の変」(一二二二)となつたものである。しかしながら上皇の御企ては、失敗に終わり、北条氏によって後鳥羽上皇は隠岐の島に、第一皇子であられた土御門上皇(御在世 一一九五―一二三三)は四国の土佐に、同じく第二皇子であられた順徳上皇(御在世 一一九七―一二四二)は佐渡ヶ島に、それぞれ流されたものとなつた。土御門上皇については、積極的であられなかつたという理由で、幕府は御処分を差し控えようとしたが、御父君と御弟君が配流と決せられては、御自ら心苦しく思われて、御自ら申し出られて土佐に配流になつたものである。

かくして、後鳥羽上皇は隠岐の島で十九年間を、土御門上皇は後に阿波に移られ計十一年間を、順徳上皇は佐渡ヶ島で二十一年間を、それぞれ配所の月を御眺めになられながら崩御せられたのである。さきの「保元の乱」における崇徳上皇の配流の先例になつたものかも知れないが、これは、臣下の身にして天皇を僻遠の地に移しまいらせたはじめての出来事であり、のちに足利氏による後醍醐天皇配流の前例を作つたものと言えよう。いづれにしても、幕府創立後三十年も経ぬ時点で、わが皇室が、武家権勢に対して手も足もお出しになれなくなれたことは、あまりにも明らかなことであり、僻遠の孤島などで崩御せられた三上皇の御生涯は、まことに御痛ましいかぎりであつたと拝察申

し上げるほかはない。

三上皇は、こうしたきびしい御生涯のなかで、はじめのうちは、幕府打倒のために御心血をそそがれ、配流ののちは、大自然の環境のなかで「孤独」に耐え忍ばれたことと拝察されるが、それだけに御詠みになられた御歌の数が大変に多くあらせられ、(筆者調べであるが)後鳥羽上皇が二千七十七首、土御門上皇が五百五十七首、順徳上皇が千四百七首という数にのぼっている。しかし順徳天皇について拝すると、御詠草の千四百余首の大部分は、佐渡に配流せられる以前のもの、すなわち、御年二十五、六歳までのものであり、この御年頃までに、これほどの御歌をお詠みなされた方が、そのあと二十一年間ものあいだに、ほんのわずかしか御歌がのこされていない、ということは、何と申しても不自然なことと言わねばならない。孤島での御悲境であられただけに、御心中のさまざまな御思いが、つぎつぎに御歌に詠み上げられたであろうことは、十分に想像され得ることで、これはやはり、政治的御敗残の御立場がよほどきびしく、御詠草が保存もできず、発表もできえずして、闇から闇に葬り去られた、と見るのが正しいのではないか、と思われてくる。このことは、おそらく後鳥羽院・土御門院についても同様のことが言えるとおもうのである。この私の推察が妥当とすれば、三上皇御配流中の御歌こそ、思想的にも、政治的にも、大きな意味を持っていたに相違なからうと思われてくるのであって、もし万一にも、どこかにそれが保存されていて、それらがいつの日か陽の目を見ることがあれば、どんなに有難いことかと思われてならない。

なお話は遡るが、後鳥羽天皇が上皇となられて間もなく、御年二十二歳の頃であられたが、宮中に「和歌所」を再興しておられ、藤原定家をして「新古今和歌集」を撰せしめられたことが歴史に見えており、「しきしまのみち」について一方ならぬ御関心を示された方と申し上げるべきであろう。本書でつぎに引用申し上げる三天皇の御歌は、歴大な御詠草から謹撰申し上げたものではあるが、「しきしまのみち」の御修行を通じ、「自然と人生との渾融一如」への御努力はもとよりのこと、国民の上に寄せたもう「大御心」もしばしば具体的に拝せられ、かつ「御祖先のみたまを憶念」せられる御心も、よく拝察できるのではないかとおもう。

第八十二代・後鳥羽天皇の御歌から

社頭霜

ちはやぶるかた岡山は霜さえて玉がきしろくゆふかけてけり（正治二年―二〇〇―十月一日、歌合当座）

祝言

千早振神ぞ知るらむふしておもひおきてかぞふる万代のおく（正治二年―二〇〇―第二度百首）

祝五首の中に

四方の海の浪に釣するあま人もをさまれる代の風はうれしや（建仁元年―二〇一―三月、内宮御百首）

雑二十首の中に

哀あわれなるあまの磯屋もいかゞせむさらで世にふる方かたしなれば（建仁元年―二〇一―三月、内宮御百首）

神祇五首の中に

ひさかたの空ゆくかぜに雲きえてつきかげさむし宮河のあき（建仁元年―二〇一―三月、外宮御百首）

古寺花

はつせやま山たちはなれちる花をゆくへ定めずさそふ風かな（建仁元年―二〇一―八月十五日夜、当座御会）

雑

みずしらぬむかしの人の恋しきは此世を歎くあまりなりけり（建仁二年―二〇二―三月、日吉三十首御会）

寄山雑

おく山のおどろが下もふみわけて道ある世ぞと人に知らせむ（承元二年―二〇八―住吉御歌合）

秋百首の中に

天の原雲吹きはらふあきかぜに山の端はたたかく出づるつきかな（後鳥羽院御集、詠五百首）

雑

藻も汐しほやく蟹かにのたく縄なうちはへてくるしとだにもいふ方かたぞなき（後鳥羽院御百首）

をりをりよませ給へる御歌ども書きあつめて、修明門院の御方へたてまつらせ給ひける

中に

水無瀬山みなせやまわがふるさとはあれぬらむ籬まがきは野らと人もかよはで
かざし折る人もあらばや言こととはん隠岐ひだりの深山みやまに杉は見ゆれど（増鏡）

第八十三代・土御門天皇の御歌から

霰あられ

聞きわかぬまきの板戸いたどの寢覚ねざめかな木の葉降る夜も霰あられふる夜も（承久三年―二二二―詠百首和歌）

松

たかまどやあれのみまさる宮のうちに残るむかしの庭の松風（承久三年―二二二―詠百首和歌）

野寺訪僧帰帯月

法のりの師にまどへる道をたづねてぞ野寺の月にひとりかへりし（詠五十首和歌）

花三首の中に

いそのかみふる野の花に言こととはむかゝるなげきやありし昔も

名所 春

菅原や伏見のあら田うちかへし民のしわざになれるこのごろ（土御門院御百首）

寄 燈

窓ふかき秋のともし火きえやらでもゆるは胸の思ひなりけり（土御門院御百首）

蚊遣火

夏くればふせやにくゆる蚊遣火の煙もしろし明けぬこの夜は（土御門院御百首）

紅葉

奥山のちしほの紅葉いろぞこきみやこの時雨しぐれいかに染むらむ（土御門院御百首）

承久三年—二二二—三月、土佐より阿波国につかせ給ひて

浦々うらうらによするさなみに言とはむ隠岐の事こそ聞かまほしけれ（承久兵乱記）

第八十四代・順徳天皇の御歌から

野外秋望

袖におくあさけの露のほしもあへず霧にわけゆく秋のたび人（建暦二年—二二二—二月廿六日、内々歌合）

春

もろ人は若菜つむめりかすがなるみかさの森の春のひかりに（建保元年—二二三—三月ごろの当座）

暮春

花鳥のにほひも声もとどまらずこよひばかりの春のわかれに（建保元年—二二三—三月ごろの当座）

散ちり

この里も霰ふりきぬしがらきのとやまのあらし雲さわぐらむ（建保元年―一二三―十一月、当座）

閑中雜

山賤やまがつのよをすみわけるすまひにもありふる程の道はありけり（建保元年―一二三―七月ごろの当座）

沐浴みく

夕けぶり民のかまどにたつる湯のかけても誰か身を祈らむ（建保二年―一二四―）

冬歌の中に

夜やさむきとよのあかりの冬の月をとめの袖は霜に冴さえつゝ

降りつもる雪のあしたの山里は鳥けだものゝあとだにもなし（建保四年―一二六―）

あまたよめる中に

我身から人のつらさもありやとて心のとがをもとめわびぬる（建保四年―一二六―）

春二十首の中に

鳴けや鳴けしのぶの杜もりの喚よこ子こ鳥どりつひにとまらぬ春ならずとも（順徳院御百首）

後鳥羽院かくれさせ給うてのち、御惱ごのうらの程の御文みふみを御覽ごらんじて

君もげにこれぞ限りの形見とは知らでや千世の跡をとめけむ（新拾遺集）

同じ御歎ごたきのころ、月を御覽ごらんじてよませ給うける

おなじ世の別わかれは猶なほぞしのばるゝ空ゆく月のよその形見に（新拾遺集）

さて、鎌倉幕府創設から見ると約五十年を経た時点、「承久の変」からは約二十年後に、皇位におつきになられたのが、第八十八代・後嵯峨天皇(御在世 一一三〇―一二七三)であられる。この方は、さきにも四国に流されたもうた土御門上皇の第七皇子に当たられる方で、二十三歳での踐祚であられたので、まったくひさびさに青年としての天皇が御登場になったわけである。後白河天皇以来百年ぶりのこと、後白河天皇お一人を除けば、白河天皇以来、ほぼ二百年近いことであった。しかし、後嵯峨天皇は、わずか五年で御讓位になり、そのあと、後深草、龜山両天皇の院政をみそなわせられること三十年間近く、御年五十三歳で崩御になられた方である。

こうした三十五年間近くの御政治は、もとより鎌倉幕府の実権の下でのことであったが、その御志には、後鳥羽上皇の倒幕の御志を継ぐものがつよくうかがわれ、それがやがて皇統相承の系列のなかに、「大覚寺統」と「持明院統」の二つの皇統系を生むことになってしまふのである。すなわち、後嵯峨上皇は、第三皇子であられた後深草天皇(御在世 一二四三―一二五九)を、御年四歳で即位せしめられたが、御年十七歳の折に御讓位をお命じになり、その御弟君であり、上皇の第七皇子であられた龜山天皇(御在世 一二四九―一二七四)をお立てになられた。以後、後深草天皇の御系統と、龜山天皇の御系統とが「兩統迭立」といって交互に皇位におつきになる慣習が生まれ、前者を「持明院統」、後者を「大覚寺統」と申し上げるようになった。しかもこの兩統が存在していたことが、鎌倉時代末期に、北条氏

をして、勝手に別の天皇を立てるといふ暴挙を生み、足利尊氏がそれを真似て、「北朝」天皇を擁立する、という言語道断な政略を生ましめることになっていったのである。ものごとの推移というのは、まことに恐ろしいもので、歴史の綾あやなす跡は、いくつもの原因があつて生まれてくるにしても、遠因のなかには、とくに遠因となり得る顕著な事柄があるものだ、とつくづく思わせられるのである。

しかしそれはそれとして、後嵯峨天皇がお二人の御子様をつぎつぎに天皇にせられた真意は、御子についての愛憎によるといふのは間違いで、申すまでもなく鎌倉幕府に対する皇室としての緊張した御立場をきびしくお考えになられての御事であつた。それは、後嵯峨天皇の御歌に拝せられる御心情からもよくわかることであつて、後嵯峨天皇の御詠草、三百四十二首の中から左に謹撰申し上げたわずかのものについても、色々気づかれてくるものがあるう、とおもう。

第八十八代・後嵯峨天皇の御歌から

早さき 苗なえ

あしびきの山田のさなへとりくくに民のしわざはにぎはひにけり（宝治元年―二四七―御百首）

秋 夕

われながら思ひもわかぬ涙かなたそがれどきの秋のならひ（宝治元年―二四七―御百首）

嶋 鶴

をぐる崎みつの小島にあさりする鶴たずそなくなり波たつらしも（宝治元年—二四七—御百首）

杣ささ 山やま

斧おのの柄も朽木のそまの山人は世をつくしてやみや木ひくらし（宝治元年—二四七—御百首）

河夏 賦

河辺なるあらぶる神にみそぎして民しづかにと祈るけふかな（文永二年—二六五—七月七日、白河殿七百首）

宝治二年—二四八—前の大きだいまうちぎみ（太政大臣）の西園寺の家に御幸ありて、帰らせ給ふ御おくりものに、代々のみかどの御本奉るとて、つつみ紙に「つたへきくひじりの代々の跡をみてふるきをうつす道ならはなむ」と書いて侍りけるに御返し

知らざりし昔に今やかかへりなむかしこき世々の跡ならひなば（統後撰集）

八幡にこもり侍りし時

石清水いわしずこがくれたりしいにしへをおもひ出づればすむ心かな（統古今集）

三百首の歌の中に雑

ぬる（夜）が中に思ひの外ほかのことも見つ夢よいかなるものと知らばや（統古今集）

神祇の御歌の中に

榭さかきとりますすみのかよみかけしより神の国なるわがくにぞかし（統拾遺集）

神代より幾よろづ代になりぬらむ思へば久し秋の夜の月（新拾遺集）

「両統迭立」は、「持明院統」が第八十九代・後深草天皇から数えて、第二代が第九十二代の伏見天皇、第三代が第九十三代の後伏見天皇、第四代が第九十五代の花園天皇と続き、以後「北朝」につながっていく、「大覚寺統」は、第九十代の龜山天皇から数えて、第二代が第九十一代の後宇多天皇、第三代が第九十四代の後二条天皇、第四代が第九十六代の後醍醐天皇と続いて、以後「正統」の皇位（南朝）を継承していかれた。

ここでは、この「両統迭立」の中間期のつぎの御三方の天皇の御歌をご紹介しておきたいとおもう。

第九十一代・後宇多天皇（御在世 二二六四―二二八七）〈大覚寺統第二代〉

第九十二代・伏見天皇（御在世 二二六五―二二九八）〈持明院統第二代〉

第九十五代・花園天皇（御在世 二二九七―一三〇八）〈持明院統第四代〉

（筆者調べでは）後宇多天皇が三百三十七首、伏見天皇が二千六百五十首、花園天皇が三百二十五首の御歌を遺しておられ、たいへんに格調の高い御歌が多いように拝察されるのである。

第九十一代・後宇多天皇の御歌から

百首の歌めされしついでに、神祇のころを

我が国に内外うちもとの宮とあらはれてつたへし法のりを今まもるらむ

世を思ふ我がすゑまもれ石清水いしづみきよきころのながれ久しく(統千載集)

嘉元一三〇三、五一の百首の歌めされしついでに、雑

いとどまた民やすかれといはふかな我が身世はじめにたつ春の始はじめは(統千載集)

山家

たづね来て見るもはかなきすまひかな岩根いおりにむすぶ草の庵いおりは(統千載集)

千首の歌よませ給うけるに、釈教のころを

心にてやがて心をつたふるぞ三世いっしよにかはらぬ誠まことなりける(統後拾遺集)

神祇

天つ神国つやしろをいはひてぞわが葦原の国はをさまる(風雅集)

嘉元一三〇三、五一の百首の歌めされけるついでに、雑

ときしあれば谷やより出づる鶯うぐいすに代よを扶たすくべき人を問とはばや(新千載集)

花を

山接ひと木なりともやどしめてしづかに花は散るまでも見む(統現葉集)

嘉元仙洞御百首のうち、雑二十首の中に祝

今もかも天の日嗣のたえせねば限もあらしよよのすべらぎ

つが
樫の木はいやつぎ／＼に伝ふべき天の位は神のまにまに

第九十二代・伏見天皇の御歌から

春の御歌の中に

この雨にふりめぐまれてまたれつる梢の花のあすやひらけん（伏見院宸筆御集）

月

庭くらく傾く月は壁にみちて鳴くきりぎりすこゑ更けにけり（伏見院宸筆御集）

月

久方の空てりきよみあきらけき秋の月夜は見れどあかぬかも（伏見院宸筆御集）

夏十五首の中に、早苗

傾くる田子の小笠のいくならびおなじ心にとるさなへかな（伏見院御百首）

雑二十首の中に、祝

あめつちのやはらく国のことわざのさかりにとめる敷島の道（伏見院御百首）

歳中立春

年をこめて春はきぬなり今やはも世もやはらげる時にしならむ（伏見院宸筆御集）

春

昨日けふ春とやそらのかすむらん物をもふ身は時もしらぬを(思)（伏見院宸筆御集）

述懐（延慶三年—二二〇—正月参籠、石清水之時、当座十首の内に）

世をまもる神のこゝろをかへりみてをろかにたらぬ身をぞ恐るゝ（伏見院宸筆御集）

祝

跡たれて神のてらせる日の本の国のかためはひさにつきせじ（伏見院宸筆御集）

いなづまを

宵よのまの村雲つたひ影見えて山の端めぐる秋のいなづま（伏見院宸筆御集）

寄国祝といふ事をよませ給うける

代々たえずつぎて久しくさかへなん豊とよ蘆原あしはらの国やすくして（金玉歌合）

述懐の御歌の中に

いたづらにやすきわが身ぞはづかしきくるしむ民の心おもへば（玉葉集）

雑の御歌の中に、題しらず

世をすくふ心のうちのなほざりに民の愁うれへをなすぞ悲しき（新千載集）

第九十五代・花園天皇の御歌から

歌あられ

さえくらす嵐に雪やちかからしさきだつあられ軒つきにおつなり（花園院御集）

雨後雪

今朝の雨の名残なごりの雲やこほるらむくれゆく空の雪になりぬる（花園院御集）

旅

越ゆれども同じ山のみかさなりて過ぎ行く旅の道ぞはるけき（花園院御集）

百首の御歌の中に

水上みなかみの定めし末は絶えもせずみもすそ川の一つながれに（風雅集）

（みもすそ川＝五十鈴川の別名）

百首の御歌の中に、秋

吹きうつりなびくすゝきのすゑくを長閑のどかに渡る野辺の夕風（風雅集）

花園院宸記の中に

誓たがひおきし心のすゑの違たがはずば神と人との道もみだれじ（花園院御集拾遺）

花園院宸記の中に

正しきとまがれるとわく道（分）なくばかすむるまゝに世は乱れなむ（花園院御集拾遺）

かくて歴史は鎌倉時代末期を迎え、大覚寺統として第四代目に当たられる第九十六代・後醍醐天

皇(御在世) 一一三八―一一三三九の御登場をみることになる。天皇のなされた「建武中興」(一一三三―一一三四)は、多くの史書にもくわしいので、ここには説明を省略するが、約百年以前の後鳥羽上皇の御悲願を継承されて、王政復古を実現されたかみえたが、天皇側近の公卿たちの不見識も大きな原因の一部となり、ついに雄大な御計画は瓦解してしまふことになった。天皇は「建武中興」にいたられるまえにも、北条氏によって隠岐の島に流されたもうたり、吉野にお逃れ遊ばしたり、大変な御辛苦を続けられたが、中興の業が挫折してのちは、平安京の皇居は、足利尊氏の擁立した北朝の天皇の居所となり、後醍醐天皇は、吉野山中に御逃避なさるはかばかかった。

本書はここに、つぎの第九十七代・後村上天皇(御在世) 一一三三―一一三六八と、第九十八代・長慶天皇(御在世) 一一三六八―一一三九四の御二方の天皇の御歌をあわせ、後醍醐天皇の御歌につづけて御三方のものを引用申し上げることにした。それは、四代(第九十九代・後龜山天皇をも加えて)にわたる南朝の天皇が、正統の皇位の御継承者であらせられたのに、臣下の生活にも及ばぬような御苦渋の御生活と、吉野山中を転々と行宮(仮りの御住居)をお移しなされながら、なお毅然として天皇の「位」に在ます御心情を堅持せられた御気魄(はげ)を、「稀有の事象」としてつつしんで御偲び申し上げたいと思つたからである。長慶天皇については、大正十五年(昭和元年―一九二六)になつてはじめて、こういう御名の方が天皇としておいでになられた、と確認することができ、あらためて皇統譜に列せられることになられた方であつて、実に五百五十年ぶりに、天皇として確認された御方ということになるので

ある。したがって長慶天皇についてはもとよりのこと、南朝の他の御三方についても、御生涯の細かなことがわからず、ましてや御歌にもそのことがうかがえて、その御歌で今日残されているものは、(筆者調べ)後醍醐天皇百八十六首、後村上天皇百五首、長慶天皇十首、後龜山天皇二百八十九首にすぎない。さきに佐渡に流されたもうた順徳天皇はじめ御三方の御歌について述べたと同様に、ここでも後醍醐・後村上・長慶三天皇の御歌は、實際の御詠草は、現在遺されているものの比ではなかったであろうと思われる。遺されている御歌の格調の高さ、国を思い民の上に御心を寄せたもう御一念からみても、また「しきしまのみち」の御造詣の深さから言っても、きつともつともつとたくさんの御詠草があられたに相違なからう、と思われるのではないのである。どうかそうしたこと念頭にに入れて、左の御歌を拝読したいものと思う。

第九十六代・後醍醐天皇の御歌から

聞摘衣ききまたといへる心を

急くなる秋のきぬたの音にこそ夜さむの民のこゝろをも知れ(続千載集)

百首の歌召されしついでに

世をさまり民やすかれと祈るこそ我が身につきぬ思ひなりけれ(続後拾遺集)

げんご
元亨元年一三三二―七月七日乞巧奠きこうけんの夜(註、陰曆七月七日の夜、供へ物をして牽牛、織女星をまつる行事)

笛竹のこゑも雲間にきこゆらし今宵たむくるあきのしらべは（増鏡）

百首の歌めされけるついでに、夏

民のため時ある雨をいのるとも知らでや田子の早苗取るらむ（新千載集）

うへのをのことも歌合し侍りけるついでに、夏夜言志といふことをよませ給うける
みじか夜ははやあけがたと思ふにも心にかゝる朝まつりごと（臨永集）

笠置の行宮をのがれ出で、有王山といふところまで落ちのびさせ給ひて、幽谷の岩を枕
にて、うつゝの夢にふし給ふ折しも、梢を払ふ松の風を雨の降るかときこしめして木の
蔭に立ちよらせ給ひたれば、下露のはらはらと御袖にかかりけるを御覧じて

さしてゆく笠置の山をいでしより天が下にはかくれがもなし（太平記）

隠岐国へうつされさせ給うべき日、六波羅にて

遂にかく沈みはつべきむくひあらば上なき身とは何生れけむ（増鏡）

御心地なやましくして美作国に二三日やすらはせ給ひける時

あはれとはなれも見らむ我が民をおもふ心は今もかはらず
よそにのみ思ひぞやりしおもひきや民の寵をかくて見むとは（増鏡）

雑の御歌の中に

まだなれぬ板屋の軒のむら時雨おとを聞くにもぬるゝ袖かな

埋るゝ身をばなげかずなべて世のくもるぞつらき今朝の初霜（新葉集）

第九十七代・後村上天皇の御歌から

初冬の心をよませ給うける

夜やさむきしくれやしげき暁のねざめぞ冬のはじめなりける（新葉集）

中務卿・宗良親王あづまにすみ侍りしころ、御こち例たゆしならぬよしなどおほせられしついでに

めぐりあはむ頼りぞしらぬ命だにあらばと思ふほどのはかなさ（新葉集）

百首の歌よませ給うける中に、寄社祝を

ゆく末をおもふも久し天つ社やしろにつやしろのあらむかぎりは（新葉集）

百首の歌よませ給うける中に、寄屋恋といふことを

人しれずものをぞ思ふ津の国のこやのしのやの隙ひまもなきまで（新葉集）

百首の歌よませ給ひて前大納言為定の許へつかはされける中に

すなほなる昔にかへれたねとなる人のこゝろのやまと言の葉（新葉集）

懐旧非一といふことを

我が忍ぶおなじ心の友もがなそのかずくをいひいでてみむ（新葉集）

雑の御歌の中に

我が末の代々にわするなあしがらや箱根のゆきをわけし心を（新葉集）

賀の御歌の中に

四つの海なみもをさまるしるとして三の宝を身にぞつたふる

九重にいまもますみの鏡こそなほ世をてらすひかりなりけれ（新葉集）

第九十八代・長慶天皇の御歌から

雑の御歌の中に

しづかなる心はなほぞなかりける世を思ふ身の山のすまひに（天授元年―一三七五―五百番歌合）

寄煙述懐

高き屋に煙をのぞむいにしへにたちもおよばぬ身をなげきつゝ（天授二年―一三七六―秋、千首和歌）

寄道述懐

教へおくひじりの道はあまたあれどなすは一つの誠なりけり（天授二年―一三七六―秋、千首和歌）

みにおましましけるととき、内裏にて三百首の歌講ぜられけるに、寄日祝といふことを

久方の天の岩戸を出でし日やかはらぬかげに世をてらすらむ（新葉集）

千首の歌めされしとき、朝落葉

風さむみ朝日ももらぬ山かげに霜ながら散る木々のもみぢ葉（新葉集）

三 室町時代末期の天皇がたとその御歌

日本歴史のうえで室町時代または足利時代といわれるのは、大体足利尊氏が建武式目を制定した時（一三三六）または、足利尊氏が自分が勝手に擁立した北朝第二代・光明天皇によって「征夷大將軍」に任ぜられた時（一三三八）を起点として、十五代將軍・足利義昭が戦国の武将・織田信長によって京都から追放された時（一五七三）までの約二百四十年間を指し、これで言うと、だいたい十四世紀前半から十六世紀後半までということになる。しかし一方ではもっと細かく分類して、第九十六代・後醍醐天皇が「建武の中興」に御失敗なされたあと吉野山に遷幸された時（一三三六）、すなわち南朝・北朝が併立した時を起点として第百代・後小松天皇（北朝第六代天皇）の時、両朝合体の形が整った時点（一三九二）までの約六十年間を「南北朝時代」と呼び、そのあとを室町時代と呼び、そして前記という室町時代の末期にあたる十五世紀末の「応仁の乱」後から、足利義昭が信長によって京都から追放され足利幕府が滅亡する頃までを「戦国時代」と呼んで、前記の室町時代を三つに分けて見る見方もある。細かに史実をみる場合は後者に拠る方がよいし、双方の扱い方はそれぞれの意味があると行ってよからう。ただここでは、二百四十年間全体を室町時代としてその末期という意味で表題をつけてあるので、後者によれば室町幕府下における「戦国時代」が始まる少し前の時点以降に該当する

ものとご了解いただきたい。

この時期に御登位せられた天皇は、

第百二代

後花園天皇

(御在世)

一四二九—一四七〇

第百三代

後土御門天皇

(御在世)

一四四二—一五〇〇

第百四代

後柏原天皇

(御在世)

一四六四—一五二六

第百五代

後奈良天皇

(御在世)

一四九六—一五五七

の御四方おんよしかたであられる。この御四方については、天皇の位におられた年数の点で、一千有余年にわたる歴代天皇がたのそれと大変に相違しておられ、さきに見た吉野山中を転々とせられた南朝の天皇がたとおなじく、御在位の期間がながいこと、そしてお亡くなりになられるまで天皇であられたこと、が気づかれてくる。すなわち、天皇におなりになられた御年齢が、順を追うて拝すると、数え年十歳、二十三歳、三十七歳、三十一歳という御年齢であり、御在位の年数の方も、三十七年、三十七年、三十七年、三十二年という長期間の御在位がつづいており、史上まことに珍らしい数字（天皇親政という見地から見てその御年齢と御在位の長期間を考え合わせると、まことに天皇にふさわしくあられた御年齢と御在位である、という意味で）が見出されてくる。要するに、この御四方おんよしかたは、御年齢でみるかぎりにおいて

は、中世以降近世までを通じてもつとも天皇らしく御振舞い遊ばされたように見受けられる方々で、しかもおなじような御在位年数で四人もお続きになられたのが、史上でも珍らしいことなのである。

(なお史上、四人の方がこのように連続してながく皇位にあられた前例は、中世以降には絶えて拝せられない御事で、歴史を遡さかのぼっていくと、実に六百五十年ぶりの御事に拝せられる。すなわち九世紀後半以降の第五十九代・宇多天皇、第六十代・醍醐天皇、第六十一代・朱雀天皇、第六十二代・村上天皇の御四方が、それぞれ十一年、三十四年、十七年、二十二年という御在位を続けておられるのが、わずかにこれに近似している一番近い例である。)

右のカッコ内に記した御四方の時代は、天皇親政の実が見られた時期と申してよく、史上でも「延喜・天曆の治」とたたえられた時期であったが、これに反して、室町末期の御四方は、さきに推察したごとく、「中世以降もつとも天皇らしく御振舞いなされた」どころか、日本史が示す史実は、右の予想とはまったく正反対であって、この御四方の天皇がたは、ながい日本歴史を通じて、もつとも天皇らしからぬ極貧のなかで、それこそ御困窮の極にあつて朝廷を辛うじてお守りなされた方々であつたのである。そのことについていささか記しておけば、概ねつぎのごとくである。

まず御四方のはじめの後花園天皇の御代では、足利義満以来、まことに強固そのものであつた室町幕府の屋台骨に、次第に脆弱ぜいじやくさが見えだすのであるが、第六代將軍・足利義教よしのりのもとで、永享十年(一四三八)に、同族・足利持氏もちうじが謀反した「永享の乱」が起り、三年後の嘉吉元年(一四四一)に

は、將軍・義教が赤松満祐のために殺されるといふ「嘉吉の乱」が起きている。すなわち幕府の威信が明らかに低下してきたわけである。

つぎの後土御門天皇（前の後花園天皇の第一皇子）の御代になると、天皇になられて四年目の応仁元年（一四六七）に「応仁の乱」が勃発し、以後、実に十一年のながきにわたって戦乱がつづき、文明九年（一四七七）にいたってようやく平定にこぎつけるというありさまであった。

この「応仁の乱」は、京都を中心にして起こった大乱であるが、もとはといえば、室町幕府が、各地の実権者となっていた守護などに対して、これを中央から統御する統制力を持っておらなかつたところから起因し、幕府中期以降になると、幕府は力ある守護大名の反乱に悩まされるようになり、そのうえ、歴代將軍の目にあまる利己的行為の連続（金閣寺の創建などをはじめ）や、朝鮮からの対馬来襲に対しても見てみぬ振りをするなどのこともあつて、政治上の失敗と腐敗などにより、幕府の支配力はいちじるしく弱まっていたのである。かくて、地方諸家でも相争いなどが深刻化する一方、人心は殺伐の風となり、そこにたまたま、將軍家ならびに管領の畠山・斯波両家の継嗣問題に端を發した争いが、東軍（細川勝元）と西軍（山名宗全）の二人の有力な守護大名の勢力争いからみあい、ついに天下を二分する大乱に發展したものである。

このようなおさまりのつかぬ戦乱が、天皇の在します京都を中心にして十一年もつづいたというの

であるから、皇居もその累を受けられたこと当然であった。そしてこれに関連して皇室の御経済も、皇室領が、つぎつぎに地方の武家勢力に侵されたのをはじめ、農地荒廢などのためにまったく急迫していったのである。ために朝廷におかせられては、各種の恒例の儀式を取り行なわせられることがおできにならなくなつたばかりか、さらに驚くべきことには、後土御門天皇が崩御遊ばされたあと、朝廷では御大葬の御儀もおこなうことがおできにならず、天皇の御遺体を黒戸くろと（皇居の清涼殿の萩の戸の北、滝口の戸の西にあった御部屋）に御安置申し上げたまま、なんと四十九日におよんだ、と伝えられている。まことに御痛ましきかぎりの出来事が発生してしまつているのである。

（ところが、歴史というのには不思議なことを教えてくれるもので、こうした朝廷経済の御急迫と前後して、わが国内には、絢爛たる「東山文化」といわれる文化が形成されていったのである。すなわち、戦乱の途中で、足利義政は將軍職をその子・義尚に譲つたが、応仁の乱が平定したあと七年目（一四八二）には、義政は京都の東山の山荘に銀閣寺を建造してここに移り住み、これを東山殿と呼ばせた。この時期に義政がしていたことは、支那の明国みんごくに盛んに使いを出しては貿易の利を求め、私利の追求に余念がなかったが、これが支那大陸の宋、元、明などの文化をわが国に移入するに役立つということになつたのである。東山山荘の庭園の造形をはじめ、書院造りと呼ばれる和風住宅様式、蒔絵まきゑ、茶の湯、華道の發達、雪舟の水墨画、大和絵の感覚を加えた狩野派の成立、さらに能や連歌れんがなども生み出していったというのが、この東山文化であつた。

しかしながら、銀閣寺造営一つを取つてみても、大変な経費を所要したことは言うまでもなく、そのおなじ時代、さきに見たような皇室の御困窮に対して、まったくこれを放擲して顧みなかつた幕府の有力者たちであつ

たということは、東山文化の蔭に隠された何とも言い得ぬ重大な問題なのである。幕府の將軍は代々、天皇から征夷大將軍に任ずるとの勅諭を受けて、はじめて國民大衆に対して將軍たることを誇示し得たことは前章で記した通りであるが、足利諸將軍もその恩恵に拠っていたにかかわらず、一たび將軍となるや、かくのごとく忘恩の限りを繰り返していたのであるから、日本人本来の「心情」からすれば、この足利のやり方は、自らその持続に限度が到来する運命にあった、といつてよからう。それにしても、この時期の天皇がたは、東山文化の開花のかけにいかばかりの御思いでじつと耐えしのび続けられたことであろうか。この間の消息はもとよりのこと、東山文化とわが皇室との関連は、わが国の史家によつていつの日か明快に語られてほしいところである。

さてつぎに、さきの御四方（かたよかた）の三番目にあたられる後柏原天皇（前の後土御門天皇の第一皇子）の御代について記してみよう。後柏原天皇は、御父君・後土御門天皇の御あとをお継ぎになられたが、皇室財政の御窮乏は、御父君の御代と同じきびしさのままであつた。先帝の御葬儀にも事欠かれる有様であつたからして、あとをお継ぎになられて踐祚されたものの、即位の式を挙行なさることがおできになれなかつたのである。

そこで、踐祚せられた翌年、文龜二年（一五〇二）に、朝廷は室町幕府に対して、御即位式を挙げられるに必要な費用の献上をお命じになられたが、幕府は、それに十分なことをせず、天皇は踐祚はなされたが、即位なさつた、ということにならず、そのまま、（これまた驚き入ることであるが）二十一年という歳月をお過ごしになられたのである。そして二十二年目にあたる大永元年（一五二二）にい

たつて、ようやく御即位の儀が取り行なわせられた、と歴史は書いている。しかもその御経費は、室町幕府の出し渋りのため、本願寺光兼からの献金によって、ようやくにして間に合わせられることができた、というのであるから、当時の皇室財政の御窮乏の度合いと、これを知らぬ振りをして通そうとした幕府の魂胆とが、どのような状況であったかもうかがい知られてくる。しかも後柏原天皇は、こうした御窮乏のなかにあられても、皇祖皇宗の御神靈にいつきまつられる御祭事、ならびにそれらの諸儀式の再興に大変な御努力を続けられたと伝えられるだけに、日々の御生活の御有様に至っては、どれほど切りつめられたもうたかと、それは偲びまつるだけに畏れ多くて胸ふさがる思いがするほどである。いずれにしても、こうした皇室と幕府との極端な経済格差と、両者の精神的な格段の差異があまりにも顕著になっていったので、いつまでもこのままの状態でありうるわけのものではなかつたであろう。事実、次第に室町幕府の威勢の失墜には拍車がかけられ、戦国武将の登場が間近なることを告げてくる時期になっていたのである。

つぎに四番目の後奈良天皇（前の後柏原天皇の第二皇子）の御代に目を移すと、皇室の御困窮はさらにきびしくなった模様である。すなわち日本史の指摘するところでは、わが皇室の式微が空前絶後の状況になったことを記しており、後奈良天皇の御即位の大礼は、伊勢の北条、本願寺光教をはじめ、今川、朝倉、大内義隆らの諸戦国武将の献金によってやっと可能となり、天皇が踐祚せられて後、十

年を経過した天文五年（一五三六）に、ようやく御即位式が行なわれ得た、と記されている。このような状態が、数次の天皇にわたって拝せられるぐらいであるから、ましてや皇居の荒廢も極端であったとみられ、紫宸殿（皇室で公事をなさる場所、九間四面の南向きの御殿）の築地（土手のような垣）が破れたままになっても放置のほかはなく、庶民らは、三条大橋の上から、内侍所（現在の皇居の賢所にあたり、三種の神器の一つである八咫鏡を斎つてある場所）の燈火を遙かに望んでいた、とさえ伝えられているほどである。

しかもこのような御生活環境にあらねながら、後奈良天皇は、天文九年（一五四〇）日本を風靡した悪疫に多くの国民が呻吟するのを痛く御憂慮せられ、なにも具体的な措置をなさることがおできになられぬままに、ひたすら荒廢し切った皇居のなかにあられて、それでも国民のために悪疫退散の祈願を続けられ、御親ら「般若心経」一卷を書写せられて、これを諸国の一宮に奉納せられておられるのである。このあたりの史実を考えてみても、天皇という御方のお心が、常時いかにあられたかを拝察し得るのであって、「大御親」としてのお心をもって、「大御心」とせられようとされた御姿が十分に偲ばれてくるのである。

とにかくこうした世の移り変わりのなかにあって、世は戦国時代へと突入していき、西に毛利元就、東に甲斐の武田信玄、越後の上杉謙信らの武將が登場するなかで、天文十二年（一五四三）にはポルトガル船が種子島に漂着して鉄砲を伝来させるが、やがて、フランシスコ・デ・ザビエルの鹿兒

島への渡来（一五四九）、川中島の戦い（一五五五）、いづくし敵島の戦い（同じ一五五五）などがあって、中世の幕が閉じられるのである。

（ちなみに、後奈良天皇のつぎの第百六代・正親町正親町天皇のことに少しふれておけば、正親町天皇は、中世と近世にまたがって天皇であられた方であり、後奈良天皇の第一皇子で四十一歳で践祚せられ、以後三十年にわたって御在位せられておられる。ただ、国内の争乱は戦国時代ということでお続いており、したがって皇室の御窮乏もひとしおきびしい状況がつづいた。御所の御修理はもとよりのこと、くじ供御―日常の御生活用品―の御調達にさえお困りになられたが、將軍・足利義輝にまったく權威なく、京中の権は、三好、松永の徒輩の手中にあった。かくて正親町天皇の場合も、即位の儀式をお挙げになり得たのは、踐祚踐祚後四年目の永禄三年―一五六〇―であつて、それも中国地方の雄、毛利元就父子の献上金によつてはじめて挙行できた、という。数代以来のおなじ御困窮のもとにあられたのである。しかしこのおなじ年に桶狭間桶狭間の戦いがあり、織田信長が今川義元を奇襲戦で破るや、信長が天下を半ば従える素地が整い、やがて信長の皇室尊崇の念に支えられて、朝廷の御財政が極貧から救われる糸口が見出されていくのである。しかしそれも信長が京にはいつてからのことであり、天皇踐祚後十二年目以降の事であつた。

すなわち永禄十年―一五六七―、天皇は京に入る前の信長に対し「みこと御料所興復の勅」を下され、信長は謹んでこれを拝受、翌年京に入るとともに、皇居造営に従事した。この信長の素志はつぎの豊臣秀吉にも受け継がれ、安土・桃山時代の天皇は、皇室の長期御衰微の歴史のあと、信長と秀吉の努力によつて、まことに久しぶりに朝儀御経営の御事が可能になられたのである。なお秀吉は、天正十三年―一五八五―四国を平定したあと、天皇から従一位関白の位に任ぜられるや、伊勢神宮遷宮の式儀を復興し奉り、皇居の御造営にも臣子としての赤誠を

捧げたことが歴史に見えている。

以上、室町時代末期の世相と御四方の天皇がたについて記したが、この方々は、政治的な御権力が皆無に近かったばかりか、その御生活もまことに御不自由であられたこと以上に明らかであるが、こうした御環境にあられながら、それぞれその御生涯にお詠みになった和歌の数を拝察してみると、前章の歴代天皇御詠草数のなかでも見られたように、拔群な量を示しておられるのである。すなわち、後花園天皇が二千百四首、後土御門天皇が千三百四十四首、後柏原天皇が三千七百十五首、後奈良天皇が九百五十五首という風に、それまでの歴代天皇がたの御詠草数と比較すると、後鳥羽・順徳・伏見三天皇に千首以上の御詠草が見られるのを例外にすれば、その他の天皇がたの御詠草数とは格段に差のある御詠草の数が拝せられるのである。

いったいこの事實はなにを意味するのであろうか。いま筆者がこの御四方が在^まりました時代の様相をかなり詳しく記述したのも、けっしてゆえなきことではなかったのである。これほどまでに苦しい御生涯を四代に亘^たってお送り遊ばされた方々が、それ以前の歴代天皇がたにその比を見ぬほどの「しきしまのみち」の御実修に励まれた、ということは、いったいなにを意味するのであろうか。それを正確に追求するためには、前述の程度の歴史的史実の紹介はどうしても必要だと感じたからであった。さきの如き御環境、それは言ってみれば、国民の苦しみを目のあたりにご覧になられながら、ああもし

てやるべきだ、こうもしてやらねば、とつぎつぎにお心に湧き出る「政治の御心」を、なにひとつ実行におうつしになる力があられず、しかもそのうえ、御身辺が極度の御困窮に陥っておられたのであるから、普通の人間（われわれ）ならば、とうの昔にサジを投げてしまったであらうに、この御四方の天皇がたは、庶民が「東山文化」の榮華に陶醉しているときも、また朝廷として欠くことのできない諸儀典さえ行ない得ないような御状況に追いやられ給うても、天皇という「御位」のもつ深い意義に、御身心を透徹せられ給い、ただ静かに「政治する心」を、また「天皇たるべきものの持つべきお心」をより純粹に、より正しく、それぞれの御生涯をかけて御親らに御修行なされ続けられ、以て、あとの代の天皇がたのためにも、意を注がれたのであった。筆者は、もはやこれ以上、贅言を必要としないほど、こうした点についてわれわれの関心を取り戻されていけば、天皇についての理解は、一歩も二歩も前進していくことを疑わぬものである。普通の人びとにできないこと、ましてや「権力」をわが手中に、などと考える仁には、とうていまねることのできないこのような「御心情」とそれを支えた「御思想」のなかに、われわれは歴代天皇がたが、もっとも意を濺がれた人生修行を拝するのであつて、日本思想を探求するものにとつても、けつして見逃すわけにはいかないことであると思う。このようなふかい意味と、容易ならざる御体験の上に、皇位相承・万世一系ということがあり得たことを、われわれ日本人は、あらためて再思三考すべきではなからうか。

以下、御四方の御歌の引用にはいるが、できれば謹撰申し上げた一首一首について深い味わいが感ぜ

られるので、多少とも所感や謹解が添えられると良いのだが、紙面の都合でそれもできないので、読者各位には、どうかさきの時代背景など思い出されながら、御歌を通じて作者天皇の御心懐の実相をお偲び申し上げていただきたいと思う。きつと心に触れられるものがあるうと信ずるからである。

第百二代・後花園天皇の御歌から（註、本書一五二―一五五ページ参照）

野 若 菜

うちむれてけふ里人やかすが野の雪間もおなじ若菜摘むらむ

早 苗

せき入れて水ゆたかなる小山田にはやうちむれて早苗とるらし

夏 草

日にそへていと深くやなりぬらむ茂りのみゆく野辺の夏草

時 雨

村時雨むらときれふるかた見えて山の端はにうつりさだめぬ夕日かげかな

神 楽

あくるまでうたふ神楽かぐらの声さえて庭火の影もはやしらみつゝ

田 家

あき過ぎてもある人もなきいほりにもなほ通路かよひじの見ゆる小山田

述 懐

いかばかり心をそへてまつりごと(世)とすぐなる世ぞと人にいはれむ(以上、後花園院御百首)

述懐の心をよませ給うける

敷島の道ある代々のいにしへに猶なほ立ち越えむ跡をしぞ思ふ(新統古今集)

雑二十五首の中に、曉鶏

鳥の音は時をたがへず聞ゆなりをさまらぬ世をおもふねざめに

雑二十五首の中に、ひそし独述懐

思へたゞ空にひとつの日の本にまたたぐひなく生れこし身を

雑

迷はじなとしげき身の行末もすぐなる代々の道をたづねば

神 祇

よろづ民うれへなかれと朝ごと(世)にいのるこゝろを神やうくらむ

神 祇

天地のその神代よりうごきなき我が日の本とまもるかしこさ

寄山述懐

道しある代々にはかへれしのぶ山しのぶ昔のあととほくとも(以上、「後花園院御製和歌集」上・中・下三巻)

野 若 菜

心して摘みこそわかめ春日野のおどろまじりに見ゆる若菜を

帰 雁 函

帰りゆく声もあまたの天つ雁かずはかすみに見えわかねども

寒 草 霜

浮草の枯葉やのこるたきつ瀬のこほらぬうへも霜とちて見ゆ

里 雪

海士人やあしやの里の雪なかに我が住むかたの道たどるらむ

炭 竈

身の葉をなげきこりつみさゆる日にはあはれ翁の堪へで炭やく

（こりつむ木を伐り出して集めること）

田 家

冬もなほあけの細道ゆきかよひかど田のおもぞ人めかれせぬ

（めかれ目を見すこと）

思往事

夢うつゝ誰に問はまし過ぎ来つる身のいにしへの定かならぬを

述懐

神ならでをさめむことやかたをかの森の嵐のさわがしき世を(以上 後土御門院御百首)

立春

春きぬと今朝けさよりなべていふ人の心ややがてのどけかるらむ

早苗

さをとめがすげの小笠もけふの日も傾くまでにとる早苗かな

田里

小田ちかき伏見の里もかりいお仮庵とあれゆく世々のあとをしぞ思ふ

海路

波風のさわがばさわげわたの原(直)すぐなる舟のみちはかはるな

瑞籬

へだてなく神やまもらむみづがきの久しく我も頼みきぬれば

祝言

いにしへに天地人あめつちひともかはらねばみだれは果てしあしはらの国(以上 紅塵灰集、文明八年一四七六一百首御製)

寄鏡述懐

をさまりし昔をうつすかぐみとはみがきもなさぬ我が心かな（文明九年―一四七七日吉社法業百首）

地

古いにしへはあなを掘りても住みしをやは（殖生）にふの小屋に今うつすらむ

甘

みどりこの乳房ちぶさのみかはまつりごと甘きに民もはぐくまるらむ（以上、明応四年―一四九五―水無瀬宮法業百首）

第百四代・後柏原天皇の御歌から（註、本書一五七―一五八ページ参照）

初 恋

物ぞ思ふ月の初夜のはつかなるおもかげしたふ雲のはたてに

（はつか＝わづか、の意。はたて＝果て、の意）

祝

をさめしる時世ときよは文ふみにやはらぐも弓にたけきも同じこゝろに

春 月

野も山も霞めるうちに影見えて待ち出づるきはぞ月はさやけき

峽 声

吹き（猿）のぼる風も声して山あひの木末こすえをたかみましら鳴くなり

深溪余寒

炭やきし道さへたえて谷の戸は春のあらしにふゆごもりつゝ

村々煙細

山かげやひとりくくとすむ里はけぶりの末もわかれてぞゆく

五月雨晴

見もなれぬ日影を吹ゆるは犬もあれや五月をくらす雨の晴間は

神楽

八たびおく霜夜もふかしこゝにます神のみまへのさかきば櫛葉のころゑ

民戸早苗

かげしむるかどた門田の早苗植うるより稲葉のいぬ庵も見るこゝちして

寒蘆

霜がれの末葉にぞおもふみなぞこ水底にくちせぬたし蘆のものねざしを

述懐

をさめしる我が世いかにと波風のやそしまかけてゆく心かな

秋

霜にひゞき風にこたへてまちかきや遠山がつのころもうつ声

花満山

うきてゆくたくひにはあらで白雲のこりしく山は花ざかりかも

山家橋

山里のゆきゝにわたすこの橋もなほ世にかよふ道と見えつゝ

歳暮深雪

くれてゆく年木としぎきるべき道もなし深山みやまのゆきに冬ふゆごもりして

(年木―新春用のたきぎ、年末に伐り出すもの)

田家雨

くれやすき秋の日影かげをしねほす賤しずが仮庵かりあのまたしぐれつゝ

草

ひかりある言の葉はもがな百ももぐさのかずに入りぬる磯いその玉藻たまもに(以上、後柏原院御百首)

寄道祝言

かくてしも我が世は経へなむふりにける人に正ただしき道を残のこして(文龜三年―一五〇三―三三六番歌合)

雑

我身わがみとてそれもこゝろのまゝならぬこの世にいつかは心やすめむ(大永六年―一五二六―内裏御屏風上帳)

述懐のこころを

ほど／＼に思ふことなき世とや見む上もめぐまず下も靡か

第五百代・後奈良天皇の御歌から（註、本書一五八、一六〇ページ）

神

祇（大永元年—一五二一）

宮柱朽ちぬちかひをたておきて末の世までのあとをたれけむ

田

家（大永八年—一五二八）

傾ける小田のかり庵はますらをが露霜ながらもりあかしけむ

独

述 懐（享徳二年—一五二九）

愚なる身も今さらにそのかみのかしこき世々の跡をしぞ思ふ（後奈良院御製集拾遺）

神

祇（享徳二年—一五三〇）

いそのかみふるき茅萱の宮柱たてかふる世に逢はざらめやは（以上、後奈良院御製集）

樹陰照射

ともしたて帰るますらを木隠れにしるべばかりの月はもるらむ

歳

暮

つもりては老となりぬる哀れをも知らでや年のくれてゆくらむ（以上、後奈良院御百首）

田

家

もりすてし跡とも見えずかりいほに遠山がつの残すかよひぢ

寄夢述懐

いさむるもありしながらにたらちねの幾たび夢の昔をか見し

田家秋夕

夕つゆの外と面にひろちき千町田だのをしねいろづく秋やさびしき（天文十一年—一五四—大神宮御法案千首）

四 江戸時代前半期の天皇がたとその御歌

戦前戦後を通じてのことであるが、従来の一般的な日本史教育においても、また日本思想史の研究においても、徳川家康（一五四—一六一六）が創始した江戸幕府と皇室との関係ならびに、江戸幕府二百六十五年間（一六〇三—一八六七）の歴代天皇がたが、どういふ御心境でその御生涯をお過ごしたされたか、という天皇を中心にした角度からの考察は、あまり見られなかったようである。

そこで私は、江戸時代の歴代天皇の御歌を拝誦してその御思想を拝察申し上げるかたわら、あわせて江戸時代の政治史について右の点に注意を払って見ていったところ、ずいぶん興味深い（といつては天皇がたに対して畏れ多いことであるが）いくつかの事柄に気づいたのである。まずそれらについて記してから、つぎに江戸時代前期における時代背景を明らかにしたうえで、その時期の天皇がたの御歌を引用申し上げ、天皇がたの御思想などを御歌からじかに受け止められるようにしたいとおもう。

まず第一点としては、なんといっても江戸幕府が皇室に対して規制の意味をもって制定した「禁中並びに公家衆諸法度」について解説しておかねばならない。これは別名「禁中方御条目十七箇条」ともいわれているもので、第百八代・後水尾天皇の御代(天皇が御年二十歳の折)、慶長二十年(一六一五)七月に幕府から一方的に発令されており、十七条が書かれた最後に「右、此ノ旨相守ラルベキ者ナリ」と朝廷側に対するダメ押しとも言える一句まで添えられ、そのあとに、二条関白・照実と、二代將軍・秀忠と、前將軍・家康の判が捺されているものである。発令された時期は、二代將軍に移ってからであるが、なお家康が死ぬ前の年であり、かつこの二年前の慶長十八年(一六一三)に、すでに「公家衆御条目」なるものを公布して一応のことは発令されていたことを考え合わせれば、これが初代將軍・家康の方寸(胸中)から出たものであることは言うまでもないことであった。

徳川家康は、信長や秀吉が皇室に心を傾け、そのため国民がふたたび皇室への尊崇の念を呼び戻すようになってきたので、これに便乗すべし、と判断してか、彼はこの国民感情を無視することはしなかった。すなわち家康は、皇室の御収入を増し、皇居を修理し、朝廷の諸儀式を復興するなど、ひたすら皇室の尊厳への手を打ったのである。しかしこれは当時次第に高まってきた国民感情(皇室尊崇の)に満足感を与えようとする策略でしかなかった。彼は、関ヶ原の一戦に勝った余威に傲り、皇居

のまします京都に二条城という城郭を築き、己れの武威を誇ると共に、皇居を守護するという美名の下に、もつとも精鋭な藩兵を京都に駐屯させ、天皇御周辺の行動を嚴重に監視させ、一方、皇族のおひとりや江戸・上野の輪王寺座主として江戸に迎え、以て京都朝廷から人質を取った形にした。また、いかなる大名といえども幕府の許可なくして皇居に伺候することを許さぬこととし、以て天皇と大名との御交際の道を断ち、そのうえで作り上げたのが、さきの宮中に対する「法度」であったのである。

家康は、この「法度」の発令によってさらになにを狙ったかといえ、皇位継承をはじめ朝廷大小の事務は、幕府の内諾を待ってはじめて行なわれ得るよう命令しているのである。家康は、皇室の名譽はこれを存し、政治にかかわる一切の実権は、挙げてこれを自己の掌中に確保し、天皇の政治上の諸権一切を剥奪しようとしたのである。すなわち、天皇親政の意義を埋没させることに成功すれば、幕府安泰の一つの礎が確立する、と考えたのが家康の思想であった。かくしてこの「法度」では、僭越にも天皇がなざる御修行のことははじめ、三公・門跡の席次、三公・撰関の任免、改元などのことまで、勝手な方針を決めてこれを朝廷に強要しまつたのである。(なお大名たちに対して作られた、「武家諸法度」は、江戸時代を通じて時折改訂されているが、皇室に対するこの「法度」は、江戸全期を通じて最後までそのままであったものである。)

この「法度」は金地院崇伝なるものの起草といわれているが、僧籍者らしく聖徳太子の十七条憲法のことを少しは聞きかじっていたのであろうか、またその昔鎌倉幕府がつくった「御成敗式目」が太

子の十七条憲法のなかの字句を所々盗用しているのにヒントを得たためか、この皇室への「法度」は太子の憲法にあやかっかおなじ十七条の数にまとめられている。しかしこの起草者は、「御成敗式目」の起草者よりもよほどの無学のものと思え、ずいぶん粗雑な書き方が随所に見られる。このような文書に判を捺している家康という人物は、これだけを見ても、皇室に対する心根が知られてくるようである。それでこの「法度」の冒頭の第一条だけでも書き下し文に改めてご紹介しておこう。

「一 天子御芸能の事、第一は御学問なり。『学ばざれば則ち、古の道を明らかにせず。しかも能く太平を致す者は、未だこれ有らざるなり』とは、貞観政要の明文なり。寛平の遺誠、經史を究めずといえども、群書治要を誦習すべし。……和歌は、光孝天皇より未だ絶えず、綺語たりといえども、我が国の習俗なり。棄て置くべからず。……禁秘抄に載する所は、御習学専要の事」とある。何とも申しようもない高飛車なもの言い方である。天皇に対して「第一に学問に励め」という高慢な書き出しにはじまるその文意には、とにかく「天皇は政治のことに口出しするな」という意味が含まれていると見てよからう。

つぎに言う「貞観政要」とは、支那の政治規範の書であって、唐（六一八―九〇七）の呉克の著といわれ、唐の太宗と侍臣とのあいだに交わされた政治上の議論を政治倫理を主として編纂したもので、治道の書として評価されてきており、家康がことのほか愛読した書物でもあった。家康はこの書を慶長五年（一六〇〇）にはわざわざ刊行させているので、自分が出版させてあるから、この本をお読み

なさい」と、天皇に対して学問の道を教えようとする姿勢でもあった。

右の文中のつぎに書かれている「寛平の遺誡」というのは、家康ら臣下が口にするならば、本来「御」の字を入れて「寛平の御遺誡」と言わなくてはならないことで、大変乱暴かつ節度を弁えない呼び方である。なぜならば、これは、第五十九代・宇多天皇(御在世 八八七―八九三)が、御幼少の第六十代・醍醐天皇(御在位 八八五―九三〇)に位をお譲りになられるにあたって、天皇が御心得とすべきことを書き贈られたものであるからである。その全文は今も伝えられず、一部分しか拝し得られないが、「御遺誡」には「賞罰を明らかにすべく、愛憎に迷うことなかれ。用意平均にし、好悪によるなれ。能く喜怒を慎しみ、色にあらわすなかれ」とあり、御身辺の御注意から広く政務全般にわたる御論しであった。この御遺誡をよく学ばれた醍醐天皇は、その御治世について後世から「延喜の治」とたたえられるほど御見事な政治をなされた方であったが、その背景には、御父君・宇多天皇がこの「寛平の御遺誡」を書き残されたことを、あわせ考えるべきものと思う。

それはそれとして、この「法度」は、支那の治政の書を先に示し、ついで天皇の御祖先の御書を出し、この方は「経史を究めずといえども」とケチをつけたような書き方をする、すでにこうした一、二行から、家康の皇室御歴代の御学問についてはなほだしい無知が露呈しているありさまである。

しかも、右引用文のつぎに書かれていることは、読むものの空いた口がふさがらぬほど、まことにひどいものである。これをご覧になられた後水尾天皇はじめ朝廷の公家たちは、家康はじめ幕府のも

のどもあまりにも無学なることをただちにお気づきになられたに相違あるまい。すなわちそこに書かれてあるのは

「和歌は、光孝天皇より未だ絶えず。綺語きごたりといえども、我が国の習俗なり。棄て置くべからず。……禁秘抄に載する所は、御習学専要に候こと」

というのである。第一、日本の和歌が第五十八代・光孝天皇（九世紀後半）からというのも、デタラメもはなはだしければ、さらに和歌のことを「綺語」とは、なんという無分別な言い方であろうか。「綺語」という字の意味は、「巧みに表面だけを飾った言葉」という意味と、仏教でいう「十惡の一」とする「真実にそむいておもしろく作った言葉」という意味との二つしかない。そのどちらを取っても、和歌の核心であるところの「まごころ」とはおよびもつかない意味の言葉でしかない。幕府もずいぶん思い切った言い方をしたものだ、と言えばそれまでだが、これが天下の実権を握った武将が、その実力にものを言わせて、しかも御生命をかけてと申し上げるほど和歌の道を、御熱意を持って御修行なさっておられる天皇に対して押しつけた命令書というのであるから、正に言語道断としか言い様がない。しかも天皇に対して発令した政治規制とも言うべき公文書に書いているというのでは、空いた口がふさがらぬ、と私さえも言いたくなるわけである。しかもこの「法度」は、「和歌は綺語たりといえども」に続けて、「我が国の習俗なり」という。「習俗」というのもずいぶんおかしな言い方ではないか。さらに続けて「（それゆえに）棄て置くべからず」とある。「精神的」な「和歌」がしだ

いに、「生活的習慣」に移し変えられ、ついに「何かの動作」とでもいえる「肉体的行為」に類した扱いにまで、なり下げられてしまっている。「棄て置くべからず」というのは、「無視してはならないぞ」ということなのであろうか。いずれにしても、そのような消極的な気持では、和歌など作れるものではないはずである。とにかくはじめからピントのはずれた扱い方をしているから、どこまでいってもピントのずれはひどくなるばかりである。「法度」のいうような意味では、「しきしまのみち」の本義など、爪の垢ほども判ってはいない。それは、日本史上を通じて見ても、権力至上主義ともいべき人びとの常に陥ってきた同じ過誤でもあった。なおこの「法度」第一条は、その終わりに「禁秘抄をよく読みなさい」と言っただけで、体裁づくりをしているところなど、まったく噴飯物せんぱんものとしか言いようがない。「禁秘抄」というのも、敬語が略されていて、本来ならば「禁秘御抄」と「御」の字を入れて呼ぶものである。これは、第八十四代・順徳天皇が建保元年（一一三三）にお書き上げになられたもので、宮中の行事、儀式など故実作法全般を記されたものであった。さきの「寛平の御遺誠」にせよ、この「禁秘御抄」にせよ、家康はじめ幕府の連中は、その書の内容を知って書名を出したものは思えず、ただ書名を知っておどしのつもり程度で書名を書き入れたものではなかったかと思われる。 「禁秘御抄」一書でも、もし真実によく拝読していれば、そもそもこの第一条のような文章が生まれる筋合いのものではないはずだからである。

（それにしても家康が、和歌のことを「綺語」とまで勘違いしたことについて、一っだけ思いあたる節せつがあるの

で、頰をいとわずここに記しておくことにする。

それは、まだ秀吉が天下を取っていたときのことであるが、秀吉が造営した聚楽第じゅらくだいに天正十六年—一五八八—四月十四日から十八日まで、時の天皇、第百七代・後陽成天皇（御在世一五七一—一六一七、御在位一五八六—一六一一）が行幸遊ばされたことがある。その折、秀吉は天下人の実力を背景に、並み居る諸大名に対して、天皇を尊崇すべきことを誓わせた一事が見られるが、その折に秀吉はさらに、自らも和歌を詠じて奉っているほか、並み居る武將に献上歌を強制的に作らせているのである。そのときの家康の歌は、

緑立つ松の葉ごとにこの君のちとせの数を契りてぞみる

というのであった。秀吉の歌は、

万代の君がみゆきになれなれむ緑木高き軒の玉松

で、秀吉のは——万世一系の天皇がいく日もお越し下さるので、聚楽第の緑深い軒の玉松も、ほんとうに心安くお出迎えてできることよ——という意で、天皇をお迎え申し上げる自分自身の喜びの思いを、松に託して、率直に歌い上げているものであった。

これに対して家康の歌は——緑の松の葉にはたくさんの葉がついているが、その葉の一本一本ごとに後陽成天皇の千年の御歳を契ってみた——という意味である。表には天皇の千歳ちとせを祝するような言葉づかいではあるが、それは家康その人が、天皇をお迎えして得た喜びではなく、言ってみれば、つくろった喜びのみせかけしかない。心の真実をありのままに詠んでいないか、それとも、もつと悪いことになるが、天皇の行幸を秀吉のように喜ぶ心を持ち得なかったか、どちらかであったわけである。従って歌の末尾の「契りてぞ見る」という「試み」「遊び」にちかいかいものがうかがわれる言葉でむすばれてしまっているのであろう。この家康の歌それ自体が、たしかに彼が「法度」のなかでいう「綺語」に近いものであったのである。天皇をお迎え申し上げた喜びを、胸の

底から感じたであろう秀吉は、その思いをそのまま表現し得た。"まごころ"がうかがい知れるのに対して、家康の方は、心から感激したのかしないのか、全くわからない人物であり、かつ歌はまごころではなく、理くつらうた、つくろった歌でしかなかった。自己の本心を隠すことの名人であったがゆえか知らぬが、家康は天下に覇を唱えた人であったにせよ、日本の心、日本思想とは程遠い。"心情"の持主でしかなかったようである。家康にとつては、日本文化の宝、日本思想表白のてだてであった和歌も、ついに「綺語」以外の何ものでもなかったであろう。その死の直前の歌など、全く支離滅裂、ただ己れのみを考える心情が、実に露骨であつて、読むさえ不愉快なものであつた。へ辭世として伝えられているもの二首「嬉しやと一度さめて一眠りうき世の夢は暁のそら」
「先にゆき跡に残るも同じことつれて行ぬを別れとぞ思ふ」―類聚 伝記大日本史・第二卷將軍執政篇、所載―なおこの二首は、和歌というものが、その作者の思想実態を示す、ということの、まことに見事な実例でもある、と思う。要するに家康は、己れを中心とする狭小の人物で、決して日本人としての偉人ではなかつた、ということである。

さて、幕府と皇室との間に、以上見た如き基本レールが布かれて、その上での江戸時代二百六十五年間であつた、ということは、江戸時代の日本思想を見る場合に、きわめて重要な要素と考へなければなるまい。幕府は権力を柱にして政治を行ない、しかも武士に対しても「武家法度」をはじめ厳格な檢察政治を布いていたので、国民大衆の自由な発言も自らきびしく制限されていたし、幕末における安政の大獄を待つまでもなく、すでに早く山鹿素行、竹内式部、山県大弐はじめ多くの純正な思想家が罪におとされていったが、これらのことも考えようによつては、このような幕府であつたことと照応して、あるいは必然の成り行きでもあつたと思われる。こうしたことから、徳川時代の民衆の思

想の動きには、幕府の強圧政治——これこそ封建政治と名づけられるべきものであるが——に対する下からの突き上げが生まれたが、そのほかに、純正な思想家たちから、幕府そのものが筋違いのことをしているとしてそれを強く指摘した日本思想本来の発動が見られたのである。江戸時代の反動的行動は、この二つに大別されるのだが、これをごちゃ混ぜにして、何もかも封建思想からの目覚めと既存秩序に対する反抗だと言って、一本にまとめてしまうようなことは、大変におかしなことで、こうした見方が流布されている現下日本の江戸時代観は、もうそろそろ脱皮していかなければならないとおもう。それらは、歴史の史実を正しく把えていないものであるが故に、である。

(二)

以上「禁中並びに公家衆諸法度」を中心に幕府の思想レベルを散見した。しかし、江戸時代を正しく知るために、もう一つ見落としてはならない問題点がある。それは、前述の如き幕藩体制のもとにあって、歴代の天皇がたが、幕府に対してお取り組みになられたさまざまの問題点についてであり、その中で最も私の心を把えたものは、江戸時代における「院政」に関することであつた。

「院政」については、本書で既に触れてきているが、十一世紀の始め、藤原氏の専横に対処せられるために、白河上皇が堀河・鳥羽・崇徳三天皇の御在位中に、上皇が天皇に代わられた形で政治をみそなわせられたのが皮切りであつたが、時には、かえって天皇の御讓位を早めることをさそつたことも

あり、その成果は一概に批評し去ることができないものであった、と思われ。

しかしながら私の見るところでは、江戸時代二百六十五年間には、もっと深刻な問題がひそんでいた、と見るべきではないか、と思うようになったのである。なぜかと言うと、家康が皇室に対して発令してきた「禁中並びに公家衆諸法度」が、前記第一条に見るとき、無知無学に出でた強引な強圧であったことから、江戸時代初期の天皇がたは、これは余程しつかりせぬと、日本人の物事についての価値判断が狂ってくる世の中になるかも知れぬ。天皇の位につくものは、長期的視野に立って、幕府の言動をよく視なければなるまい」と、お考えになられたかも知れなかつた。

そこでまずはじめに、江戸時代の当初からの天皇御自身の御執政と上皇による院政の関係を知らるために、一つの表示にまとめて見たところ、次頁のような表が出来上がった。

まず、右の表についての基礎的な見方を説明すると、

① 最上段の西暦年での期間表示は、右から順次左送りに続いた年数になっていて、江戸時代全般に及んでいること。

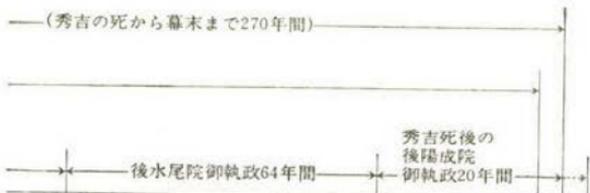
② その各期間において院政がなされたときは、本欄の上の欄に院政をなさった上皇の御名が記載してあること。

③ 上の欄と下の欄とに同一の御名が書かれているところは、上段の期間（最上段に〇〇年から〇〇

— 江戸時代の「天皇」と「上皇」による院政との関係 —

| 西 曆 | | 期 間 | 天皇としてまたは院政として政治をお執りになった方 | 院政であった時に天皇としておられた方 |
|------|------|--------------|--------------------------|--------------------|
| 一五八六 | (26) | 後陽成天皇即位一五八六年 | 天皇としてまたは院政として政治をお執りになった方 | 院政であった時に天皇としておられた方 |
| 一六一一 | (7) | 後陽成上皇 | | |
| 一六一七 | (13) | 後水尾天皇 | 天皇としてまたは院政として政治をお執りになった方 | 院政であった時に天皇としておられた方 |
| 一六二九 | (15) | 後水尾上皇 | | |
| 一六四三 | (12) | 後水尾上皇 | 天皇としてまたは院政として政治をお執りになった方 | 院政であった時に天皇としておられた方 |
| 一六五四 | (10) | 後水尾上皇 | | |
| 一六六三 | (18) | 後水尾上皇 | 天皇としてまたは院政として政治をお執りになった方 | 院政であった時に天皇としておられた方 |
| 一六八〇 | (8) | 靈元天皇 | | |
| 一六〇三 | (26) | 後陽成天皇 | 天皇としてまたは院政として政治をお執りになった方 | 院政であった時に天皇としておられた方 |
| 一六一一 | (7) | 後陽成上皇 | | |
| 一六一七 | (13) | 後水尾天皇 | 天皇としてまたは院政として政治をお執りになった方 | 院政であった時に天皇としておられた方 |
| 一六二九 | (15) | 後水尾上皇 | | |
| 一六四三 | (12) | 後水尾上皇 | 天皇としてまたは院政として政治をお執りになった方 | 院政であった時に天皇としておられた方 |
| 一六五四 | (10) | 後水尾上皇 | | |
| 一六六三 | (18) | 後水尾上皇 | 天皇としてまたは院政として政治をお執りになった方 | 院政であった時に天皇としておられた方 |
| 一六八〇 | (8) | 靈元天皇 | | |

後陽成天皇即位一五八六年
 秀吉の死去一五九八年
 幕府創設一六〇三年



(江戸時代265年間)

元院
御執政53年間

| | | | | |
|-------------|----------------|-------------|-----------------|-----------------|
| 幕府大政奉還一八六七年 | 一六八七、 一七〇九、 | (23) | 靈元上皇 | 第百十三代・東山天皇 |
| | 一七〇九、 三三二 | (24) | 靈元上皇 | 第百十四代・中御門天皇 |
| | 一七三二、 三五 | (4) | 第百十四代・中御門天皇 | 第百十四代・中御門天皇 |
| | 一七三五、 四七 | (13) | 第百十五代・桜町天皇 | 第百十五代・桜町天皇 |
| | 一七四七、 六二 | (16) | 第百十六代・桃園天皇 | 第百十六代・桃園天皇 |
| | 一七六一、 七〇 | (9) | 第百十七代・後桜町天皇(女帝) | 第百十七代・後桜町天皇(女帝) |
| | 一七七〇、 七九 | (10) | 第百十八代・後桃園天皇 | 第百十八代・後桃園天皇 |
| | 一七七九、 一八一七 | (39) | 第百十九代・光格天皇 | 第百十九代・光格天皇 |
| | 一八一七、 四〇 | (24) | 光格上皇 | 第百二十代・仁孝天皇 |
| | 一八四〇、 四六 | (7) | 第百二十代・仁孝天皇 | 第百二十代・仁孝天皇 |
| 一八四六、 六六 | (21) | 第百二十一代・孝明天皇 | 第百二十一代・孝明天皇 | |

年までと記載)にわたって、その方が天皇位にあられ、かつ政治を御親らみそなわせられたことになる。すなわち、院政がなかつた期間であること。

というわけである。右の三項目を基礎におかれ、右の表に一通り目を通しておかれると、以下の説明がよく判られるとおもう。

最初に、江戸時代全体を二つに分けて考えてみて、江戸時代二百六十五年間(秀吉の死から幕末までとすると二百七十年間となるが)の、ほぼ中間を求めると、ちょうど靈元院の院政の最後の年がそれに該当していることが見出される。靈元院の院政は、中御門天皇の御在位二十八年間のうち、最後の四年間を除いて、靈元院の御存命の限り続いているので、江戸時代全期のほぼ中間というのは、中御門天皇の御在位期間中に当たる。そして、靈元院の院政最終年(一七三三)は、秀吉の死(一五九八)から数えて百三十五年目ということであり、秀吉の死から幕末までの江戸時代二百七十年の、ちょうど真中ということがわかってくる。

そこで、まず江戸時代全体の前半期を見ることにすると、

① この間、御在位せられた天皇は、御八方いらせられるが、朝廷の御政治をおもて立ってみそなわせられた方は、御三方(後陽成院、後水尾院、靈元院)のみであられた、という特異な状況が目についてくること。そしてこの御三方がそれぞれ天皇および上皇として政治をみそなわせられた
各々の合計年数は、後陽成院が秀吉死亡後で計算して二十年(御即位から起算すると三十二年になら

れるが)、後水尾院が、なんと六十四年、靈元院もまた五十三年という大変な年数で、その御三方の合計で江戸時代全体の半分に当たる百三十五年を幕府に対して対決なされた、ということが判つてきた。

② しかも御三方は、逐次、堅い御決意を相伝相承なされたものごとく、御三方とも、御寿命ぎりぎりまで院政をおとりになられ、最後の院政をされたときの天皇(後陽成院は後水尾天皇に、後水尾院は靈元天皇に)というように、そのあとを託せられた御様子が拝察せられること。

という二点が気づかれてきたのである。私はこのことに気づいた時に、これはただ事ではない、と強く胸に応えてくるものがあつたのである。ついでにここで、江戸時代の天皇がたの御様子を史実に基づいていささか拝察しておくことにしたいと思う。

まず初めの後陽成天皇(御在世 一五七二—一六二七)は、先代の正親町天皇(おおぎ)が皇威の御挽回に渾身の御努力をされたことを受け継がれ、家康の朝廷庄迫の意図を御軫念(しんねん)になられたためか、二十六年の御在位のち、いまだお若くして御年四十六歳で、第三皇子の後水尾天皇(御年十六歳)に位をお譲りになり、ただちに院政をおはじめになられた。この御讓位と院政の御開始そのものが、すでに極めて意味深いことと拝せられるのであって、すなわち家康一派の朝廷対策が、意外にも陰險悪らつな性質を帯びていることを、いちはやくお気づきになられた天皇は、天皇として家康一派に相對するよりも、上皇と

してのやや間接的な御立場に立たれて相對する方が、より望ましいとの御判断によつたことではなからうかと拝されるのである。それを裏づけるかのようになり、家康が慶長十八年（一六一三）に「公家衆御条目」を出して、皇室に第一弾を投じたのは、後陽成院の院政第三年目であり、「禁中並びに公家衆諸法度」という皇室に對する決定的な第二弾を投じたのが、後陽成院の院政第五年目であつたのである。もし御在位のままであられたならば、後陽成院としては皇祖皇宗の神靈に對されても、この「法度」を見て見ぬふりをなさるわけにはいかなかつたに相違なからうと思われるのである。しかし、天皇は院政をおとりになること七年目、御年四十六歳の御若さでお亡くなりになられたが、それは家康が死去したすぐ翌年のことであり、家康の行なうことに全心身を傾倒せられての御疲労が一氣に出られたものであつたかも知れなかつた。

天皇は、大變に聡明な方であられたといわれ、和漢の學に長ぜられ、學者に經學（治世の學）の進講を命ぜられたばかりか、御自身でも「源氏物語」や「伊勢物語」を御講義なされたという。また活版技術のわが國への伝來を機に、「古文孝經」「日本書紀・神代卷」「職原抄（慶長勅版本）」などを刊行せられ、近世にさきがけて文運興隆の先驅となられた方でもあられた。そして、御生涯を通じてお詠み遊ばされた御歌も、前章記載のごとく、（筆者調べではあるが）四百二十二首が算せられているのである。

こうした御立派な御人格を継がれたつぎの天皇が、後水尾天皇であられたことを考えると、後水尾

院の御志は、御父君・後陽成院から相承せられたものが多大であったことは、決して想像に難くないところであらう。

つぎに、さきに申した江戸時代前半期における皇室の中核に立たれた御三方の御二人目、後水尾天皇（御在世 一五九六一一六八〇）（御在位 一六一一一一六二九）のことに移ることにしよう。

家康が皇室に対して「禁中並びに公家衆諸法度」を発令強要したのは、後陽成院の院政第五年目の時（御年四十四歳）であり、後水尾天皇は御年二十歳であられた。四十四歳の御若き御父君（二年後に崩御）と数え年二十歳の若々しい御子とのお二方が、家康からの決定的な申し渡し書を突きつけられなさった折に、どのような悲痛な御心懷を抱かせ給うたかは、まさにわれわれ庶民の想像を絶することであつたに相違なからう。御二方におかれては、ここに対幕長期御忍従の道が必要なことを、さぞかしその御肝きに銘ぜられた御事であつたであらうし、御子々孫々にわたつて伝達すべき幕府対策を、しみじみとかつ深刻な御思いの中にお話し合いなされたのではなからうか、と僭越ながら推量されてくるのである。そしてあるいは、この時に若き後水尾天皇は、強く御心に誓われて、この目の黒い限り、これ以上幕府に筋の通らぬことをさせるわけにはいかぬ。それでは万世一系の天皇の位も、親子の情をもって国民と相對してきた上下の秩序も、やがては幕府の利己心のために踏みじられて取捨すべからざるものになってしまはせぬか。それをとどめるために、自分は全心身をかたむけなけ

れば」と深く深くお考え遊ばされたかも知れなかった。

しかし後水尾天皇が御心配になられたであろうことは、後水尾院八十余歳の御生涯のうち、意外に早く到来してしまったのである。幕府はこれより先、さきの宮中に対する「法度」ではまだ心安らかならざるためか、二代將軍・秀忠は、元和六年（一六二〇）、娘・和子を皇室に入れ、外戚として専横をほしそのままに始めていた。そしてその四年後の寛永元年（一六二四）には、後水尾天皇は和子を皇后となさらざるを得なかったのである（なお、その前年にお二方の間に皇女がお生まれになっていた。後の明正天皇となられる方であるが）。

御父君・後陽成院と長期御忍従をお誓い遊ばされたであろう後水尾天皇であられたから、御自身の御身辺のことについては、右の和子を皇后となさる程度のこととは、きつと我慢なされたことであろうと思われる。ところが、このように忍耐強い御姿勢を続けられた天皇に対し、幕府はさらに横暴の限りの挙に出たのであった。すなわち、高僧として名高い沢庵和尚（一五七三—一六四五、臨濟宗の僧、但馬の人）に対して天皇が紫衣しいを賜たまわったことに幕府は因縁いんげんをつけ、天皇は紫衣の乱授をなさっている、と言って問題にした（紫衣とは、天皇が高僧に賜たまわる紫色の僧衣のことである）。というのは、さきの宮中に対する「法度」十七箇条の最後に近い第十六条に、紫衣に関する一条があり、みだりにお出しにならぬような文案が載っているで、これを足がかりにした因縁づけであった。そして幕府は、今まで紫衣を受けた人びとをはじめ沢庵からもその紫衣を奪い取る一方、天皇からいただいたのがけしから

ん、といって沢庵を出羽の国に流した。さすがの天皇もこれには大いにお怒りになられたが、あくまでも皇室を馬鹿にし切った幕府は、天皇のお怒りをお鎮め申し上げるといって、後の將軍・家光の一人侍女である乳母（後には、この女性が春日局となる）を京都に使いに出した。まことに無礼極まりない措置である。しかし乳母では拜謁の資格がないので、三条西実条の妹と偽って拜謁するという有様、そして天皇に紫衣の乱授をお辞めなさるよう進言したという。

もはや事ここに至っては、後水尾天皇の御心は全く踏みにじられ給うのみということであり、皇室に対する幕府の肚のうちも見えた、とお考え遊ばされたのであろうか、後水尾天皇はこの乳母を御引見なさった直後、突如として御讓位を宣せられ、位を皇后・和子との間にお出来になった皇女・興子内親王（七歳）——第百九代・明正天皇——にお譲りになってしまわれたのである。時に寛永六年（一六二九）のことであり、天皇の御年は、いまだ御若き三十四歳であられた。その時天皇は、

葦原やしげらばしげれおのがままとても道ある世とは思はず

と、その御心懐をお詠みになっておられる。

しかしここでわれわれは重大なことを見落とすわけにはいかない。それは、さきの宮中に対する

「法度」の第六条に、

「女縁者の家督相続は、古今一切これ無き事」

の一節があることである。女子の家督相続を嚴禁した一条を、幕府自ら、天皇ならびに公家衆に発令していたのである。後水尾天皇も恐らくこれをご承知の上で、興子内親王に位を譲られ、幕府がこれに対し、どう出るかを凝視せられたのではなかったであらうか。これは明らかに天皇御親ら御意識的に「法度」に対する違反事項を實行せられた、というべき大胆な御讓位であったからである。

ところが、幕府は、外戚として朝廷内に勢力を拡大しようとして秀忠の娘・和子を宮中に送り込みついに皇后にまで進めることに成功したくらいであるから、その方が生みまつた方が皇位につかれる、とあつては、我が利これに越したることなし、というわけであつたのであらう、「法度」の文中に自ら嚴禁してきたことといえども、利のためには何の顧慮もなく後水尾天皇のこの御讓位をそしらぬ顔をして見送ってしまったのである。この時の幕府は、まさに恥も外聞もない態度であつたといわれても致し方のないものであつた。

事態がここまで露骨化して来れば、御退位なされた後水尾院とせられては、御幼少の女帝に代わつて院政をお執りにならなくてはならぬことを、固くお心にお定めになつたことであらうし、そのあと、以後四代の天皇にわたつて五十一年間に及ぶ院政を御開始になることになつたのである。こうして強権を誇る幕府に対して、無手のまま、真剣に相對された後水尾院であられたので、日ごろの御生活態度も、さぞかし御緊張の中にお送り遊ばされたであらうことは、十分に想像できることであつて、事実、後水尾院がお詠みになられた御歌は、(筆者調べ)千七百五十六首の多きを数えているの

である。そして後に引用しまつる御歌に拝される高き格調は、正にこの時局に相對して、日本古來の政治の本道を「しきしまのみち」の上に死守し給うとなされた後水尾院の御精神・御思想の並々ならざりしことを証して余りあるものと思われる。

さいごに江戸時代前半期百三十五年間を、御三方かたで守りとおされた第三方のうち第三人目に当たられる靈元天皇御在世 一六五四—一七三三の御事に移ろう。

天皇は、後水尾院の第十八皇子であらせられ、御年十歳で踐祚せられ、御在位二十五年、三十四歳で早くも御子・東山天皇に位をお譲りになられた。そしてここに御祖父君・後陽成院、御父君・後水尾院につづいて、実に四十六年間という長期にわたって、院政をおとりになるのである。なお天皇としての御在位の期間は二十五年に及んでおられるが、そのうちはじめの十八年間は、後水尾院の御晩年最後の院政の時期に当たっておられるので、靈元天皇が御親政せられたのは八年間ということになり、これに院政期間四十六年を加えると、五十三、四年という年月を御政治せられた、ということになる。これを、天皇となられてからの年月で見れば、実に七十年という驚くべき歳月が算出されるのであって、靈元院は、まさに江戸時代のほぼ中期に地位しておられつつ、朝廷の御学問ならびに朝儀の御堅守をはじめ、歴代天皇がたの御素志を心深く秘められながら、その御生涯を国と民とのために捧げつくされた御方と申し上ぐべきであらう、と謹んで拝察申し上げる。

天皇は七十九歳の御長寿であられたこともさることながら、その御生涯にお詠みになられた御歌の数は、六千首以上という驚くべき数に及び、歴代天皇がたのうち、明治天皇の十万首は別格として、最高数を詠まれた御方であった。本書では、御年十六歳からの御歌（御年十歳からの御歌があるが）を謹撰申し上げて、幼い頃から非凡の御心情の持主であられたことを拝するようにし、以後、六十余年間にわたる御歌の中から、本書としては比較的多くの御歌を引用申し上げた。それは一つには、靈元天皇という御方を後水尾院とともによくうかがい知ることが、われわれ国民にとって江戸時代の天皇がたの御治政（実質的には政治権力を全くお持ちになられなかったが）の御心を理解するに好都合であり、二つには、権力万能の江戸時代にあつて、日本思想の真髓が皇室によつて真剣に相承されていた実相を知り得るために、とくに靈元院の御歌を数多く引用申し上げたわけである。

なお靈元院御執政の六十四年間、御践祚から数えて七十年間における幕府ならびに、当時の世の推移を見ると、おおむねつぎのようであつた。それらは、後に引用申し上げる靈元天皇の御歌の意味をよりよく理解するための時代解説である。

まず幕府側の將軍について見れば、第四代將軍・家綱、第五代將軍・綱吉、第六代將軍・家宣、第七代將軍・家継、第八代將軍・吉宗の五人の登場が見られる。幕閣重臣について見ると、寛文十一年（一六七二）にあつた「伊達騒動」は、大老酒井雅楽頭忠清による外様大名（註、將軍の一族または直屬

の臣下でなくて、將軍に臣下の礼をとつてきた大名、おもに、関ヶ原の戦いのあとで、徳川に臣従することにな

った諸大名を指す)の領地召しあげの謀略に基づくもので、この一例を見るだけでも、当時の幕府は、將軍ならびに幕閣重臣にとって縁故深い者と、疎縁の者とを差別待遇していたことがわかるし、同時に、政治というものに対する心構えそのものが、自我欲に固まっていたことを知り得るのである。ちなみに、この酒井雅楽頭は、將軍・綱吉の登場と共に罷免させられ、つぎには堀田筑前守正俊ほつたくぜんのかみまさとしが、綱吉擁立の功で大老になる。この堀田筑前守は、生来、剛直な性格で、酒井の失政のあとをよくまとめたが、その剛直さが原因で私怨をうけるに至り、四年後の貞享元年(一六八四)に殿中で刺殺されてしまった。しかしそれでも、この堀田正俊が大老でいた約四年間は、將軍綱吉が、せいぜいまともに政務にはげんだ時期でもあったのである。しかし堀田大老が死ぬと、將軍・綱吉は、野放のほうす凶なことをやり始め、貞享四年(一六八七)に「生類憐しやうるいあわれみ令」を発したり、財政窮乏打開策として年貢加重を命じ、また元禄八年(一六九五)には金貨を改鑄かいちゆうして悪貨乱発を行ない、奢侈生活せうぎに耽たふつていわゆる柔惰じゆうだな「元禄文化」の出現をうながすことになった。

これより先、靈元天皇の踐祚(一六六三)の二年後、すなわち寛文五年(一六六五)には、山鹿素行(当時四十四歳)が、幕府の官学である朱子学を批判して「聖教要録」を記述し、ために播州赤穂の浅野家にお預けの身になっている。この山鹿素行は、その後「謫居童問」(一六六八)、「中朝事実」(一六六九)などの述作によって、大義名分と朝廷を尊ぶべきことを唱え続け、これが、大石義雄らに大きな影響を与えたことは蔽うべくもないことであった。すなわち前述の「元禄文化」横溢のさなか、元

禄十五年（一七〇二）の十二月に、大石良雄あこゆうろうしら赤穂浪士・四十七士よじゅうしちが吉良邸へ討ち入りをした。これは元禄太平の世においては、まさに青天のへきれきの大事件であった。將軍は綱吉の時期であり、靈元上皇の院政のもとの東山天皇の御在位のなごころの事でもあった。

とにかく幕府政治の専横と私利追求、そして人心柔情に流れての元禄文化の中であって、天皇の御事に心を向けることや、国体の尊嚴についての反省などは、一向に芽生えてくる様子もなかった。この時期では、わずかに前述した山鹿素行や、ついで国学者の荷田春満かたのあすまろが登場してくる時期で、賀茂真淵や本居宣長の登場は、三十年、五十年ののち、という時期であった。従ってこうした中で、元禄五年（一六九二）水戸の徳川光圀みつくたが、摂津の湊川みなとがわ（楠木正成が戦死した所）に朱舜水の撰文である「嗚呼忠臣楠子之墓」という碑を建て楠木正成をたたえたことは、きわめて意義深いことであった。と、この時期は、さきの建武中興（一三三四）から三百五十年も経っていて、その間、南北朝の迭立てつりゅう、そして足利義満による南北朝の疑似統一的な合体のあとは、北朝の後小松天皇が南朝の後龜山天皇から正統の皇位を継がれ、以後代々の天皇は、その後嗣となっておられるので、南朝と北朝のどちらが正統であるかがあいまいになっており、従って、どちら側についた者が大義名分をふまえた意味での忠義者ちうぎもであるのかも、きわめて曖昧にされたままであった。当時の政治体制は、天皇に対しては敬してこれを遠ざけていたので、衆人の眼に映る忠義の対象としては、大は徳川將軍であり、身近などころでは各藩大名・小名であった。しかも、幕府は朱子学を官学として浸透させていたから、朱子学で

説くところの忠節の意味も、いきおい將軍と藩主とに対するものとなり、決して天皇に対し奉つての忠節を説くことにはならなかつたのである。もし朱子学が説くところの忠節が天皇に対してのことであつたならば、歴代の徳川將軍ならびにその幕閣の面々が、それまでの百三十年にわたつて朝廷に対して取つてきた態度そのものが、この大義名分たる眞の忠節に相反するものとして指摘されねばならなかつたはずである。このことは、言つてみれば、「忠義」ということについての思想の分裂が生じてきていたことであり、「眞の忠義とは何か」について、その言葉の持つ本来的意義から遠く離れて考えられていた時期でもあつた、ということである。

こうした中であつて光圀の「嗚呼忠臣楠子之墓」の建碑は、この三百五十年来に及ぶ「忠義・忠節」思想の混乱に対して、天下に向かつて一つの鮮明な解釈を示したことを意味する。なぜならば、この建碑の裏を返せば、後醍醐天皇をはじめとする南朝側を滅亡させようとした足利尊氏なる人物は、日本の国体から見て逆賊の汚名を甘受しなければならぬ人物であることを指摘したことになり、ひいては足利氏の作つた室町幕府の基本的立場にも疑問符が投げかけられ、さらには、足利氏を他山の石としながら、更にそれに巧妙なる知謀を加えて、わが皇室を實質的にガンジガラメにしてきた徳川幕府の不忠をも、はっきりと浮き彫りにしたものであつたからである。光圀が「大日本史」の編纂に着手したことも、あわせ考えれば、この間の消息は自ら明らかになるところであらう。しかし当時の世相は、光圀のこの建碑の意義をそこまで把え得るほどの力はなかつた。少数の志ある者を除いては、

ただ単に一つの建碑がなされたという社会記事的の意味にしか受けとらなかつたのである。

さて、靈元院の院政のもとでの中御門^{なかみかど}天皇の御代(宝永六年—一七〇九)になると、踐祚に先立つて將軍・綱吉が死に、第六代將軍・家宣が登場、そしてすぐに幕府では、新井白石(一六五七—一七二五)の登用がみられた。しかし四年後の正徳二年(一七一一)には將軍・家宣が死に、第七代將軍・家継が継ぎ、また四年後の享保元年(一七一六)にはこの將軍家継も死に、矢継ぎ早やのあいだに第八代將軍として徳川吉宗が登場することとなった。この吉宗は、徳川幕府中興の英主として「享保^{きょうほう}の改革」を断行したといわれただけあって、在任中、武芸・学問を奨励し、元祿の情風の改革に努力して、ある程度、幕府の支配体制の補強に成功している。しかし彼が手本としたのは、何と言っても徳川始祖の家康であつただけに、朝廷と幕府との本末関係と主従関係とについて見ると、吉宗の皇室尊崇といえども、決してその根源を明確に把握してのことではなかつた。徳川歴代將軍の朝廷に対する態度は、終始一貫して、表面はこれを敬してたてまつるに意を用いるのがせめてものことで、内実は朝廷への人心の集中を極力阻止するという政策は、さきに記したように、宮中に対する「法度」にすでにその基本が確立されており、吉宗においても決してこれを変更したわけではなかつた。徳川將軍の中で、最も皇室を尊敬したのが、最後の將軍の慶喜といわれ、吉宗はこれにつぐと言われているが、それも家康の方針を堅持したものであつたことを忘れてはなるまい。

天正十六年（二五八八）四月、聚楽の第に行幸せさせたまへるをり、寄松祝

わきて今日待つかひあれや松が枝の世々の契りしぎをかけて見せつゝ

おなじをり、関白（豊臣秀吉）よろこびに堪へず、「時を得し玉の光のあらはれてみゆきぞ
今日のもろ人の袖」「空までも君がみゆきをかけて思ひ雨降りすさぶ庭の面かな」「行幸
なほ思ひしことのあまりあればかへるさをしき雲の上人」と三首の和歌よみて奉れる御
かへし

玉をなほ磨くにつけて世にひろく仰ぐひかりをうつす言の葉

かきくらし降りぬる雨も心あれや晴れてつらなる雲のうへ人
飽あかざりし心をとむるやどりゆゑ猶かへるさの惜まるゝかな（以上、聚楽第行幸記）

初 花

春風もしばしはよぎよ今年よりわか木のさくら花咲きにけり

早 苗

山もとは田づらの水のをちこちに早苗さなえとるてふ袖あまたなり

水 辺 蟹

風吹けば蘆の葉分に飛ぶほたる暮るゝ川辺にみだれあひけり

六月 秋

秋近きそらも知られてみそぎする川辺にかよふ風のすゞしさ

とよのあかりのせせらし
豊明節会

忘れめやとよのあかりの少女子が節会によるの舞のたもとは

寄社 祝

天てらす神のいがきのすゑとほく治めしるべき世をや祈らむ

(いがき=斎垣・忌垣。「い」は神事に関することの意。神社の垣根のこと)

寄日 祝

日にそへてたゞしき道の嬉しさはつゝむ袖なく国ゆたかなり(以上、天正十九年—一五九一—十月十六日、

後陽成院一夜百首)

立春

明くるよりのどけくもあるか自ら春立つ今日の空の日かげは

夕イナ薄

花すゝき雨にぞなびくさらでだに露おもげなる秋のゆふべを

埋火

あづさゆみ春をも待たじ思ふどちまとゐ居る夜の埋火うすみびのもと

樵きこり夫こも立ち別れ帰るさしるきおのがかたぐ

祝言

まもれなほ国にたゞしき道しありて神の恵みをあふぐてふ代は(以上、文登五年一―五九六―正月二十日、

後陽成院五日百首)

早蕨

さわらびを採りつゝ山のかくれ家に朝夕おくる人もありけり

蚊遣火

たへ佗わふる賤家しやがやさぞなと蚊遣火かやひびのふかき煙におもひやるかな

炉火

夜を寒み更よけ行くまゝにいくたびかかきおこすらむむ闇やみの埋火

懐旧

よむ歌のふかき心を慕ふ身に過ぎにしむかしかへる世もがな

祝

神にしもなほ祈りなば治れる世のゆくすゑは千代もかぎらじ(以上、後陽成院御著到百首)

屋上あられ霰

夢絶えてあられたばしる風の音に心くだくるねやのさむけさ（慶長十六年—二六二—院の御所にて百首）

第百八代・後水尾天皇の御歌から（註、本書二八七—一九一—ページ参照）

後陽成院崩御後、御追善の御製八首の中に（御年二十三歳）

しら雲のまがふばかりを形見にて煙のすゑも見ぬぞかなしき
つかふべきみちだにあらば慰めむ苦のしづくを袖にかけても
うけつぎし身の愚さに何の道も廃れ行くべき我が世をぞ思ふ（元和三年—二六一—八月）

後陽成院崩御、御いたみの御歌八首の次に、「又として」載せたる「題不知」御製十四首の中に（御年二十三歳）

夕暮はいとゞさびしきいろそへて風にみだるゝ庭のもみぢ葉
もみぢ葉をさそひつくして吹く音は木々にさびしき夕嵐かな
かきくれぬわかれし今朝の面影の立ちはなれぬも落つる涙に
みちしばの露の玉の緒消えねたゞ今朝のわかれに何残るらむ（元和三年—二六一—）

御位ゆづらせたまへるとき（御年三十四歳）

思ふ事なきだに背く世の中にあはれ捨てゝもをしからぬ身を（寛永六年—二六二—九月—十一月）

峯 照 射（御年三十七歳）

明くる夜を残す影とや木のくれの繁き尾上にともしさすらし（寛永九年—二六三—五月二十五日、聖廟御法楽）

秋 里（御年三十七歳）

秋さむきおのがうれへやわびかはす暁ちかきしづがいへく（寛永九年一六三一七月二十五日、聖廟御法衆）

寄 日 祝（御年三十七歳）

つきせじな天津日嗣もくもりなく出で入る影の照すかぎりは（寛永九年一六三一九月二十四日）

田 家（御年三十九歳）

もる声も水のひよきも絶えはてゝ氷る冬田のいほのさびしき（寛永十一年一六三四一十月二十日、百首御当座）

暮 村 雪（御年四十一歳）

くれふかく帰るやとほき道ならむ笠おもげなる雪のさとびと（寛永十三年一六三六一十一月二十日）

朝 霞（御年四十二歳）

世は春の民のあさげの煙よりかすみも四方よものそらにみつらし（寛永十四年一六三七一三月四日）

懐 旧（御年四十二歳）

みちくの百もものたくみのしわざまで昔におよぶ物はまれにて（寛永十四年一六三七一五月十一日）

寄 世 祝（御年四十二歳）

祈りおく千歳ちとせは代々につきもせじありとある人のひとつ心に（寛永十四年一六三七一十月十六日、

国母御方御当座）

仙 五月雨（御年四十二歳）

真木ながす川波高き五月雨にちからをもいれぬ丹生の柿びと(寛永十四年一六三七)

七夕 祝(御年四十四歳)

ほしあひの空にくらべむ君も臣も身をあはせたる代々の契りを(寛永十六年一六三九一七月七日、禁中御会)

早苗 (御年四十四歳)

山水のたきつながらをせきいれて雨待ちあへずとる早苗かな(寛永十六年一六三九)

伊勢 (御年四十四歳)

にぎりなきこゝろの道をたてそめし五十鈴の川の宮柱かも(寛永十六年一六三九一七月二十四日)

社頭

うつしても見ばや宮居もあらたむる賀茂の河霧ふかきためしを

見ても思へすなほなるしもかげ高き内外の神のかやが軒端を(賀茂社造替ありしころ)

為君 祈 (御年四十九歳)

千代もしるし御垣の竹のふして思ひおきてかぞふる人の誠に

やすかれと万の民をおもふまで代々の日嗣をいのるほかかは

九重の君をたゞさむ道ならで我が身ひとつの世をばいのらず(寛永十九年一六四二一正月十九日、御会始)

庭 竹 (御年五十歳)

呉竹の園生にのこせ世々の道に老いぬる松のにはのをしへを(寛永二十年一六四三—三月九日、親王御方稽古御会後、十輪院出座初度)

寄月述懐(御年五十四歳)

世をなげく涙がちなる袂にはくもるばかりのつきもかなしき(慶安元年一六四八—九月十三夜)

將軍(徳川家光)薨去のとき、女院御方へつかはさる(御年五十七歳)

あかなくにまだき卯月のはつかにも雲隠れにし影をしぞ思ふ

ほととぎす宿に通ふもかひなくてあはれなき人の言伝ことづてもなし

たと頼めかげいや高きわか竹の世々のみどりは色もかはらじ(慶安四年一六五一—^{十四日})

延宝三年(一六七五)十一月二十四日、法皇八十の御賀に、禁中よりしろがねの杖につけ

させたまひて「君が手に今日とる竹の千代の坂こえてうれしきゆくすゑも見む」といふ

御歌をたてまつりけるに御かへし(御年八十歳)

つくからに千年の坂も踏みわけて君が越ゆべき道しるべせむ

社頭祝(御詠年不詳)

八幡山やそぢにあまる身ながらになほも願ひぞつきぬかなしき

いかでなほめぐみにあはむ神やしろかけて祈りし心ひとつに

題不 知(御年八十四歳)

これをだに人に見えむもつゝましきやそちの後の敷島のうた（延宝七年一六七九一正月、御試筆）

述懐非一（御詠年不詳）

いかにしてこの身一つをたゞさまし国を治むる道はなくとも

懐 旧（御詠年不詳）

ひらけなほ文の道よりいにしへにかへらむ跡は今ものこさめ
見ず知らぬ昔人さへ忍ぶかなわがくらき世をおもふあまりに

祝（御詠年不詳）

絶えせじなその神代より人の世にうけてたゞしき敷島のみち（以上、後水尾院御集下巻）

寄日神祇（御詠年不詳）

面影はたゞさながらにひと言もかはさでさめし夢ぞかなしき

つくくとふみにむかへばいにしへの心ごころの見えてかしこき（以上、後水尾院御集拾遺）

第百十一代・後西天皇（御在世
一六三七—一六八五）
御在位
一六五四—一六六三）の御歌から

（後西天皇は後水尾天皇の第七皇子、御年十八歳で踐祚、二十七歳で讓位、四十
九歳で崩御された方。御在位の全期間にわたって御父君・後水尾院の院政が統
き、御父君に先立っておなくなりになられた）

霞隔遠樹（御年二十三歳）

おしなべて霞みわたれる春の色に四方よちの梢こすえぞそこはかとなき（万治二年—一六五九—六月六日）

樵 夫（御年二十三歳）

山人のわが里とはみ月待ちてかへるやおもきたきゞ負ふらし（万治二年—一六五九—八月二十八日）

遠村煙織はせし（御年二十三歳）

住む人もひとりふたりと立ちのぼる煙もほそきをちかたの里（万治二年—一六五九—十月）

花 誰 家（御年二十九歳）

花の色もよそに真柴を引きかこふ垣ほ清げに住むや誰れなる（寛文五年—一六六五—正月三十日）

樵 夫 夕 婦（御年三十一歳）

こりはこぶおのが歎きをうたふらし暮るゝかへさの道も急がで（寛文七年—一六六七—五月二十七日）

貴賤夏祓（御年三十一歳）

おほぬさの数も数多あまたに今日といへば高きいやしき禊みそぎすらしも（寛文七年—一六六七—六月十三日）

早 苗 多（御年三十五歳）

早苗とる田子の小笠のはるゝこなたと此方かなた彼方にうたひつれつゝ（寛文十一年—一六七二—六月二十五日）

聖廟御法菜御製）

静 見 花（御年三十六歳）

世のうさも身のおろかさも思はれず花にむかへるはるの心は（寛文十二年—一六七二—二月二十五日）

聖廟御法案御製

春 居 所（御年三十七歳）

したしきもうときも誰れかとはざらむ山桜戸のあけぼのの春（寛文十三年—一六七三—二月二十五日）

聖廟御法案御製

春 雑 物（御年四十二歳）

ながき日もまなばでくらすほど見えて書は蠹のみ硯ちりゐて（延宝六年—一六七八—正月二十二日）

寄道祝言（御年四十六歳）

仰げこの道は名におふ国の風いきとしいけることわざぞこれ（天和二年—一六八二—四月二十二日）

山 家 橋（御年四十六歳）

山水のすむとばかりの丸木橋さてもうき世にかよふみちかも（天和二年—一六八二—五月十三日）

花有遅速（御年四十八歳）

いつまでもかくてをあれな散る跡につぎて桜の咲き続きつゝ

あかずとよまた咲く桜ちるさくら待つも惜しむも花の木かげは（貞享元年—一六八四—三月二十七日）

雨中早苗（御年四十八歳）

いそがしな雨に植田のしづの女がみし(水)ぶつきたるたすき姿は(貞享元年—一六八四—五月二十八日)

田(御年四十八歳)

一年の民のしわざぞやすからむ思へゆきも植ゑてかるまで

やすからぬ身のいとなみよひたすらに民はたのみを思ふ豊年(貞享元年—一六八四—六月二十九日)

寄 国 祝(御年四十八歳)

神のめぐみ仏のをしへふたつ無くたゞこの国はこの道ぞかし(貞享元年—一六八四—十二月二十七日)

第百十二代・靈元天皇の御歌から(註、本書一九一—一九六ページ参照)

滝 音 知 春(御年十六歳)

いははしる音まさるなり春風に滝のみななかみこほり解くらし(寛文九年—一六六九—正月十九日、御会始)

披 書 逢 昔(御年十六歳)

百敷(ももしき)のむかしを今にとばかりもしのぶに余るふみにむかひて(寛文九年—一六六九—十一月二十四日)

社 頭 祝(御年十八歳)

いつはりのなき世をまもる神垣にかけてを祈る末もたのもし(寛文十一年—一六七二—二月二十五日)

野 徑 董(御年十八歳)

なつかしきゆかりの色とすみれ咲く紫野ゆき摘みてかへらむ(寛文十一年—一六七二—三月十五日)

山 家

山深く住む身とてこそとはざらめせめて忘れぬ世の友もがな（寛文十一年—一六七—十月二十四日）

鏡（御年十九歳）

よしあしをうつさば今もうつし見む人にまされる鏡あらめや（寛文十二年—一六七—四月二十五日）

祝 言（御年十九歳）

名ある者はやがて雲井に聞えあげよ聞きて我が代の楽にせむ（たのしみ）（寛文十二年—一六七—六月二十四日）

野 分（御年十九歳）

秋の色はあたりのこらじ巖をも吹きあげつべき今朝の野分に（いとお）（寛文十二年—一六七—九月二十五日）

寄 絵 恋（御年十九歳）

あぢきなや面かげばかりかきえてもえしも情の色はうつさで（得）（寛文十三年—一六七—十一月二十四日）

寄 神 祝（御年二十一歳）

朝な／＼神の御前にひく鈴のおのづから澄むこゝろをぞ思ふ（延宝二年—一六七—四月二十九日）

田 氷（御年二十三歳）

朽ち残る霜のいなぐさそのまゝに氷のとづる田の面さびしも（延宝四年—一六七—六月十三日）

夕 立（御年二十四歳）

夕立しなごりもすゞしひとむらの雲ゆくあとの山はみどりに（延宝五年—一六七—三月十四日）

採 早 苗 (御年二十四歳)

幾町の田の面をひろみ今日もまた採らぬ早苗さなえやなほ残るらし (延宝五年一六七七一四月二十一日)

夜雲収尽月行遅 (御年二十八歳)

更くる夜の秋かぜきよく雲きえてひとり空行く月のしづけさ (延宝九年・天和元年一六八一―九月十三日)

樵

峰によび谷にこたふる声はしてわくるやいづこ帰るしびと (天和二年一六八二―五月十三日)

二月九日、数代中絶したる立坊のこと沙汰せしに、節会の儀式よりはじめ、ことのさはりなく遂とげおこなひぬることを悦よろこびおもひて (御年三十歳)

時しありて絶えたるをつぐこの春のわが嬉しさぞ身に余りぬる (天和三年一六八三―二月九日、御集拾遺)

寄道祝言 (御年三十歳)

あめつちの神のこゝろをつたへきて今も八雲の道はたゞしき (天和三年一六八三―四月二十二日)

炭 竈 (御年三十一歳)

冬さむき深山は賤しずのおのれさへ炭やくけぶり住みうかるらし (天和四年・貞享元年一六八四―三月十三日)

牧笛婦野 (御年三十一歳)

道とほき野辺を忘るゝすさびにや笛ふきつれて帰るあげまき（天和四年・貞享元年一六八四一十月六日）

（あげまき＝髪をあげまきにした子供）

篠 上 霰（御年三十二歳）

かきくらし霰あられふる野の小篠はら枯れぬ青葉も散るばかりなる（貞享二年一六八五九月十九日）

明年、位くらゐ讀るべき年の師走十日あまり四といふ夜、内侍所にて神楽を聴聞せしに、年比内陣にて聞き馴れ侍るものの音、明年よりはほかさまにて聞き侍るべきよと思へば、今更に神の御前なごりをしく侍るは、神慮もへだてなきやうにおぼえし。まことにかしこきことと、感涙をさへおしのごひて

忘れじとおもふこよひのものの音ももろ心にや神も聞くらむ

かくいへど年比としごひのねがひ、今こむ春はみちぬべきこと、春宮とうぐうのふかく神慮にかけられ給へることどもをおもひつづけて、いよく天津日嗣の行末、天地とともにかぎりなからむ事を祈り申すに、いにしへの神勅いとたのもしく思ひいでられてこゝろやすければ

（御年三十三歳）

わがねがひながくみてよと思ふことこれもぞ神のもろ心なる（貞享三年一六八六）

社 頭 雪（御年三十五歳）

今朝のあさけぬ（幣）さとる袖もさむげにて雪に起きふす神の宮人

あと絶えずはこぶあゆみを雪の上に見るもかしこき神の広前（貞享五年一六八八六月十七日）

寄道 祝 (御年三十六歳)

あふげなほ我が国なかにありとある道のはじめの大和言の葉

世ををさめ民をやはらぐ国の風吹きつたへたる道のかしこさ (元禄二年一六八九一正月二十五日)

月下遊士 (御年三十六歳)

幾夜とも知らでやあかすたはれ男おとこの月に浮うかるゝ秋のこゝろは

思ふどち酌しやくむさかつぎの影かげふけて残る夜をしむ秋のさとびと (元禄二年一六八九一十月十八日)

(思ふどち親友)

寄市 雑 (御年四十歳)

世々の道やうることかたき九重の西にひがしに市は立つとも (元禄六年一六九三一二月二十五日)

隣 擗 衣 (御年四十一歳)

ころもうつ声に目ざめて山賤がらの夜さむかたらふ宿やまぢかき

いかゞ聞く宿はかきねの一重のみへだつるなかの衣うつこ糸 (元禄七年一六九四一十月九日)

神 祇 (御年四十一歳)

おこたらず祈なごる手向むかひの言の葉はおろかなるをも神やうくらむ (元禄七年一六九四一十二月二十五日)

独 述 懐 (御年四十二歳)

学びえぬ身には多くの月日をも誰があやまちと知らで過ぎけむ(元禄八年一六九五十一月二十五日)

寄歌述懐(御年四十三歳)

敷島のこの道のみやいにしへにかへるしるべもなほ残すらむ(元禄九年一六九六年六月二十九日)

寄書 祝(御年四十四歳)

仰ぐぞよ神の御代より世々たえずしるせる国の史よみのかしこさ(元禄十年一六九七年十二月二十五日)

林 霧(御年四十七歳)

朝日さすかたやま林ほのぐとこずゑ見えゆく霧のうちかな(元禄十三年一七〇〇一月二十九日)

田家人稀(御年四十七歳)

刈りあげて日数へぬらし里の子の穂拾ふ袖も見えぬ田の面は

庵いみ近くかよふ袖さへまれに見て刈れる田の面の秋ぞさびしき(元禄十三年一七〇〇一月二十二日)

商 客(御年四十九歳)

ほどくの身におはぬ様を厭ふ世やよき衣きぬきたる商人あきんどもなき(元禄十五年一七〇二年八月二十五日)

九月二十日、後光明院五十回聖忌に(御年五十一歳)

いそぢへし今日長月のはつかにも知らぬ御影を更に恋ひつゝ(元禄十七年・宝永元年一七〇四一月九日二十日御集)

拾遺

樵路雨（御年五十二歳）

降り出づるゆふべの雨におふ柴の濡れてやおもきかへる山人（宝永二年一七〇五―六月二十五日）

鶯入新年語（御年五十三歳）

聞く人にもろごころなる春告げてのどかにもあるか鶯のこゑ（宝永三年一七〇六―正月十四日）

寄国祝（御年五十八歳）

わが国の風をやあふぐこまびとも今年千さとの波路分けきて

高麗人（こまびと）の語るを聞かばもろこしも我が国とめる時や知るらむ（宝永八年・正徳元年一七二一―十二月二十日）

社頭祝世（御年五十九歳）

まもれなほ神の宮居に引くしめの（直）すぐなれと世をいのる誠は

しき島の道すなほにならへとよこの神垣に世をもいのりて（正徳二年一七二一―十二月二十五日）

羈中友（御年六十歳）

おもはずの友をもいまは都までさそはまほしくなるゝ旅かな（正徳三年一七三二―五月二十五日）

披書知昔（御年六十歳）

語りつぎ言ひつぐことは難き世の昔もふみにむかひてぞ知る（正徳三年一七三二―十月二十五日）

寄民祝（御年六十一歳）

年かはり春もかへりてあらたなる民おこす世や更に待ち見む

いにしへの授けしまゝに天がした民の時ある世をやたのしむ（正徳四年一七二四—十二月二十五日）

岡おかの
雉きす
（御年六十四歳）

いもと我れとねての朝けの岡の辺に妻こふきとす哀あわれとぞ聞く（享保二年一七二七—二月二十五日）

明宮此の春より大学といふ文をうちくならひ侍りし程に、ことし七歳なれば、書始の
ことをせさせむとて、日時を選び、十一月十六日になむ大藏卿を侍読にて、古文孝経を
ならはせ侍るに、此のごろ雪をもよほして日ごとにくもりたる空のなごりなく、今朝よ
りはれて、日の色うるはしく春などのやうにのどやかなるむまの時ばかり、いさゝかの
読みたがへなく、口うつしならひとりたるを聞き居て、よろこびにたへず。かねて闕如
なからむことを天満天神に祈願申し、そのしるしいちじるしくありしかば、かへり申
（註、神仏へのお礼参り）のついで、思ひつよけ侍りし（御年六十六歳）

いにしへの書よみはじめせし今日よりはなほこそたのめ神の守りを（享保四年一七二九—十一月十六日）

長月の二十日あまり、修学院普明門院にまうづべきよしを仰定めしに、十日あまりの九
日の夜の夢に、後水尾院（註、御父君）ありし御さまにて心よくうちゑませ給へるをまさ
しく見奉りしかば、さめて後をりからの感思あさからざりし程に、つとめておもひつゝ
けし（御年六十八歳）

夢ながらうれしと見つるたらちねのゑめる面影いつか忘れむ（享保六年一七二二—）

虫 声 滋 (御年六十九歳)

さまざまの声をまじへて鳴く虫は孰いすれをそれと聞きもわかれず (享保七年一七三二七月二十五日)

なが月のはじめつかた、修学院の山荘へたけがりに行くべきとて待るに、四日の夜の夢に、故院(註、御父君・後水尾院)をまさしく見たてまつりし。こなたへ御幸なりとて御輿かかせたる所へまゐりて、わた殿のほど御手を引きたてまつり、御座にゐさせ給ひてものどかに御物がたりなどせさせ給ふ、とさだかに見侍りし。さめて後おもへば、去年山荘へはじめて行きつるまへつかたに見たてまつりし夢の事を思ひ出でて、この山荘にあそぶ事よろこびおぼしめすにやとかしこまりいさみて、九日になりて出でたつをりに思ひつゞけし (御年六十九歳)

この秋もまたたらちねを見し夢の行方うれしき今日の山みちふみ (享保七年一七三二)

二月一日、柿本社に大明神の神号をくはへられ、正一位をさづけらるゝ宣下ありしあした、よろこび思ひて法楽せし三首のうち (御年七十歳)

神といま仰ぐにいとどめぐみありて守る言葉の道はたのもし

まもれ神ちとせの後もいく千年つきぬことばの道のさかえを (享保八年一七三三二月一日)

寄道慶賀 (御年七十一歳)

万代よろずよのことがなかにも言の葉のみちこそ国のはじめなりけれ (享保九年一七三四正月十四日、御会始)

山莊に御幸ありける前つかた、旧院（註、御父君・後水尾院）を夢にみたまつること、三度に
におよばれければ（御年七十一歳）

三たび見し中にもわきて言の葉をかはせる夢ぞさらに嬉しき（享保九年一七二四一十月一日、元陵御記、御集拾

遺）

侍故院御影前述志（御年七十二歳）

あはれとや猶みそなはず垂乳根の教へし道にいたりえぬ身を（享保十年一七二五一十月十八日）

新広義門院（註、御母君）五十回忌、詠五首和歌のうち（御年七十三歳）

五十をものはや経にけりな垂乳女のちぶさの酬なしあへぬまに

仰ぐなりこの一ことと垂乳根のめでもひとつ蓮のうてなに

長かれと思ひおきけむ垂乳女に見せばや老のたもつよはひを

今も身のかげにたぐひてまもるらしあはれと親のそへし心は（享保十二年一七二六一七月五日）

（九月）九日例の山莊に行くべきときだめ仰す。その後まどろみたるに、故院（註、御父

君・後水尾院）を夢に見奉りてさめてのち思ひつゞけし（御年七十四歳）

三度見しそれだに世にはあやしきをまた数そふる夢の嬉しさ（享保十二年一七二七一九月九日）

寄民祝国（御年七十五歳）

めぐみありてにぎはふ民の心をぞ榮ゆる国のはじめなるべき（享保十三年一七二八一三月二十一日、御会始）

寄書 祝（御年七十五歳）

唐やまとかしこき跡をならへとて記せる書ぞよろづ代のため

見る文は大和もろこしかはりても世を治めしる道ひとつにて（享保十三年一七二八二月二十五日）

暮春 盃（御年七十六歳）

行く春ををしむ円居に言の葉のかずさへそひて廻るさかづき（享保十四年一七二九二月十九日）

社頭 祝世（御年七十六歳）

神がきにまもるもさぞな諸心すくなれと世をいのるまことは

なべて世ををさむる道も言の葉のほかにもとめずいのる神垣（享保十四年一七二九十二月二十五日）

「法華經二十八品和歌（一品三首づつ計八十四首）」の中に（御詠年月、編者には不詳なるも、

ごく御晩年のものと拝せられる）

不 軽 品

人の身はやがてそなはる仏あればたれをかるめむ物としもなし

陀 羅 尼 品

しきしまの道にかはらじ鬼神もあはれと聞きし法のことの葉

以上、靈元天皇の御歌をごく限られた数においてではあったが謹撰申し上げながら、これらの御歌について私の心に印象づけられたことを附記させていただくと、それはおおむね次のようなことであつた。それは、

(一) 御幼時からの御歌が、大変格調高く捧せられたこと、そしてその格調がお年を召されるにつれて、さらに磨き上げられていったように捧せられること。

(二) 五十歳前後からの御歌になると(その以前からでもそうではあるが)自然の風光をお詠みになった御歌に、「自然と人生」についての総合的な御把握が、捧せられてくること。このことは、明治天皇の御歌について明治三十七、八年の白露戦役を戦い抜かれた深刻な御体験によって、その後からのちの自然の風光をお詠みになられた御歌に捧せられる思想詩的な御表現ときわめて近似するものが捧せられること。

(三) 六十八歳以降の御歌の中に、御父君・後水尾院の御事を夢に見られることがしばしばあられ、それについての御詞書ことばがきを添えた御歌が沢山に捧せられ、御父君の御遺願を怠りなき御努力で継承せられようとされておられること。

(一 例) 享保七年—一七二二—御年六十九歳の折

この秋もまたたらちねを見し夢の行方うれしき今日の山ぶみ

(四) 天皇として国民に相對せられる御心組みが沢山の御歌の中に拝せられ、天皇制政治論を語る者
に取つてもよく拝察しなければならぬ御歌が随所に拝せられること。

(一例) 正徳四年—一七一四—御年六十一歳のをり、「民に寄するの祝ひ」との御題で

いにしへの授けしまゝに天がした民の時ある世をやたのしむ

(一例) 享保十三年—一七二八—御年七十五歳のをり「民に寄せて國を祝ふ」との御題で

めぐみありてにぎはふ民の心をぞ榮ゆる國のはじめなるべき

(五) ①皇祖皇宗の御神靈をはじめ、②臣下である国民の祖先をも神としてあがめまつられる御心
が、御生涯を通じて層一層深められていくさまがよく拝せられること、そして中には、③外国
から来日した人をも神としてまつられる御歌さえ拝せられること。

(①の一例) 延宝二年—一六七四—御年二十一歳のをり、「神に寄するの祝ひ」と題されて

朝な／＼神の御前みまへにひく鈴のおのづから澄むこゝろをぞ思ふ

正徳二年—一七一二—御年五十九歳のをり「社頭に世を祝ふ」と題されて

まもれなほ神の宮居に引くしめのすぐなれと世をいのる誠は

享保四年—一七一九—御年六十六歳のをり、御子、明宮七歳にて「大学」をならはせられていにしへの書かきはじめせし今日よりはなほこそたのめ神の守りを

(②の一例) 享保八年—一七二三—御年七十歳のをり「柿本社に大明神の神号をくはへられ……よろこびて法楽せし和歌」と題されて

神といま仰ぐにいとどめぐみありて守る言葉の道はたのもし
まもれ神ちとせの後もいく千年つきぬことばの道のさかえを

(③の一例) 享保八年—一七二三—御年七十歳のをり、「赤山社三ヶ年月次法楽今日成満」と附題して「世に寄するの祝ひ」との御題で(註、赤山社は支那から渡来した神)

我が国に他の国ほかよりあとたれてまもる神代のすゑはつきせし

(内) ①外国文化(当時は東洋文化であるが)を撮取する御心組みを拝すると、その昔、聖徳太子がおりになられたと同じく独立毅然たる御態度が拝せられ、御晩年仏教への御帰依も深くなられし如くであるが、②仏教帰依の御心の中にも、この外来文化を日本思想の中へ吸収せられようとなさる御志がはつきりと拝せられること。

(①の一例) 享保十三年—一七二八—御年七十五歳のをり「書に寄せる祝ひ」と題されて

唐からやまとかしこぎ跡をならへとて記せる書まぞよろづ代のため
見る文は大和もろこしかはりても世を治めしる道ひとつにて

(②の一例) 御詠草の時期が明確にわからぬが、御晩年の作と拝せられる「法華經二十八品和歌」八十四

首の中に、「不輕品」と題された三首の中に

人の身はやがてそなはる仏あればたれをかるめむ物としもなし

同じく「陀羅尼品」と題された三首の中に

しきしまの道にかはらじ鬼神もあはれと聞きし法のりのここの葉

(四) 日本人が昔から大切にしてきた人生修行の道としての「しきしまのみち」について、その重要な意義を全御作品を通じて余すなく心しておられるのを拝すること。

以上は、私の拙い所感と印象であるが、何かの御批判の素材にもなればと考え、附記した次第である。

五 江戸時代後半期における御二方の青年天皇とその御歌

江戸時代二百六十五年間の前半期百三十余年間の皇室が、後陽成院、後水尾院、靈元院の御三方に

よって幕府の強圧に対して皇室の伝統を辛うじてお守りなされたことは、前項で詳しく記したところであるが、靈元院の院政をお受けになった東山天皇、中御門天皇とともに、そのあとの桜町天皇、桃園天皇の御二方を含めた御四方は、いずれも青年天皇と申し上げるべき方々であった。すなわち、やや詳しく列記申し上げると

第百十三代・東山天皇（靈元天皇の第四皇子）
御在世 一六七五—一七〇九
 一六八七—一七〇九
 十三歳）（三十五歳）

第百十四代・中御門天皇（東山天皇の第五皇子）
御在世 一七〇一—一七三七
 一七〇九—一七三五
 九歳）（三十五歳）

第百十五代・桜町天皇（中御門天皇の第一皇子）
御在世 一七三〇—一七五〇
 一七三五—一七四七
 十六歳）（二十八歳）

第百十六代・桃園天皇（桜町天皇の第一皇子）
御在世 一七四一—一七六二
 一七四七—一七六二
 七歳）（二十二歳）

右のようであられる。その御在位の西暦年数の横に添記した御年齢を拝するとよく判るが、東山天皇が三十五歳で、中御門天皇がおなじく三十五歳で、つぎの桜町天皇が二十八歳で、桃園天皇が二十二歳で御讓位になっておられ、かつまた、お亡くなりになられた御年齢も、それぞれ三十五歳、三十七歳、三十一歳、二十二歳ということで、どの面から拝しても、まったく青年天皇と申し上げる方々であられた。ということとは、何故そのようにお若くしてつぎつぎにお亡くなりになられたのであろうか、という疑問がでてくるほど、御四方ともお若い御寿命であられたのである。そこで幕府との関係に、眼を転じて見ると、靈元院の院政をお受けになられていた前の御二方（中御門天皇は御在位二十七

年間のうち、二十四年間にわたって靈元院の院政をおうけになられ、あと四年間だけ親政せられた）は別として、あとの御二方について拝すると、おおむねつぎのようなことが浮かび上がってきた。

桜町天皇は、大変聡明な方で、後陽成院、後水尾院、靈元院の御三方が、幕府創設以来、朝廷を必死の思いで守り続けられた御志を、青年天皇として堅く御心に期して皇位にあられた方であった。天皇は、御父君・中御門院と御死別なされて四年後、御年二十一歳の折、元文五年（一七四〇）に、朝廷においてそれまで二百八十年來、やむなく廃絶せられていた「新嘗祭」しんじょうさいを、青年天皇の御意志に立つて断乎、復活せられたのである。

〔「新嘗祭」とは、「にいなめさい」ともいい、毎年十一月下の卯の日、太陽曆になってからは十一月二十三日、天皇が純白の祭服を召されて、その年の新穀を、祖先の神々におそなえ遊ばされたりえ、天皇もそこで召しあがるという祭儀である。神嘉殿でのこの祭儀は、午後六時から「夕の儀」を、午後十一時から深夜の午前一時ごろまで「暁の儀」を、二回に分けて行なわれるもので、文献に見られる所では、五世紀後半の第二十二代・清寧天皇せいねいてん（御在世 四四四—四八四）の時からとなつてゐるが、実際にはもっと古く、古事記にいう神代から伝えられたものと思ふ。天皇がその年の新穀について、喜びと感謝の御心を祖先のみたまにお告げ遊ばされるといふこの祭事は、同時に、五穀豊饒の恵みを受けた大自然の恩恵に対する感謝の御表示であり、またその作物を突らせた国民の動労に対する天皇としての感謝の御表示をも意味しているものであった。こうした古來からの祭事が意味することは、すでに日本思想の真髓である「自然と人生の混融一体化」の思想と深い関連がみられることであつて、わが皇室がこうした祭事を堅く守り続けられた、というその事の中に、天皇による日本思想の具体的継承の事実を見ることが出来ると思ふ。

なお余談になるが、アメリカ合衆国において、南北戦争のさなか、一時苦境に立ったエイブラハム・リンカーン大統領が、一八六三年十月三日に、「感謝祭—サンクス・ギヴィング—を行なう旨の布告」を発し、

「今年もそのうちに終わろうとしているが、今年は大実多き畑の収穫と暗れ渡った青空との祝福にみたされていた。

われわれはこのような恩恵を絶えず受けているために、そのよってくる源を忘れ勝ちである。しかし今年はこの恵に、新らたな恵が加えられているのである。……この比類なき大規模なまた激烈な内戦のさなか……（註、さまざまな危機があったことを記してあり）……しかもその戦争の場も連邦の陸海軍の進軍により大いに狭められている。……わが国は、力と勢力とが増大したことを知って喜んでいたのであって、わが国が末永く存続してゆき、しかも自由はいよいよ増進してゆくことを期待しうるのである。

このような偉大なことは、人間の思慮・知恵によって案出されたものではなく、人の手によって成しとげられたものではなかった。これらのものはいと高き神の恵の賜である。神はわれらの罪に対しては怒りをもつて処し給うが、しかも慈愛を忘れ給わないのである。

これらのことに対して、全アメリカ国民が挙つて一斉に、敢かに、敬虔に、心からなる感謝を捧げることには、私には適當のことに思われる。故に私は合衆国全地のいずれにありとも、或いはまた海上におり、外国に滞在するわが全同胞市民に対して、来る十一月の最終木曜日をとくに平日と分ち、天にいます我らの恵み深き父への、感謝と讚美の日として守ることを勧めるものである。……」（岩波文庫「リンカーン演説集」高木八尺・斎藤光、訳より）

リンカーン大統領のこの「感謝祭布告」に見られるように、アメリカにおいても、今から約百年前から、十一

月最終木曜日が「感謝祭」の祭日となっている。感謝する神が、アメリカにおいてはキリスト教のゴッドであり、日本においては祖先のみたまである点の違いこそあれ、天地神明に謝し、大自然の恩恵に謝し、あわせて同胞の祖国守護のための犠牲を思いかえしつつ、その年の新穀を祝うこの行事は、なにか相通するものを見出させられるような気がしてならない。

なおこの「新嘗祭」の御儀とリンカーンの「感謝祭」に関連していつも脳裡を去来するのは、戦後の日本における「勤労感謝の日」という祝日についてである。もとは「いになめさい」の祭日であったものが、戦後占領軍の指示かどうかは知らぬが、おかしな名称に変わってしまったことである。戦後の日本においても、皇室におかれられては、毎年その日に神敵なる「新嘗祭」の御儀が、寒さまさる夜半にかけて天皇御親ら執り行なわせられてきているという。なぜ、われわれは「新嘗祭」というすばらしい祭日名を惜しげもなく捨ててしまい、「勤労感謝の日」と改名してしまったのであろうか。毎年秋にめぐり来る「勤労感謝の日」という祝日に、国民はその祝日の名称から何を考えさせられているのであろうか。よもや「自分が働いてきた勤労に自分が感謝する」と解しているのではなからうし、「ではどういう意味の日か」と問われると、われも他人も返答に困ってしまうようなわけのわからない名称である。「自分が自分に感謝する」などということになってしまえば、それこそ人間性についての理解そのものが混乱に陥ってしまうおそれもあり、十一月二十三日の祝日は、やはり「いになめさい」の故の休祭日にするのが正しい措置と思われてならない。いつの日かその日の来るのを待ちながら、世の識者たち^ちにこのことを、心から訴えたいとおもう。

さて、話を元に戻して、御年二十一歳の若々しい桜町天皇が、二百八十年ぶりに「新嘗祭」を復活せられたことは、それが、幕府の宮中に対する「法度」^{はつと}施行の体制下での御事であったことを考えれ

ば、たしかに大英断であられたに相違なかつた。

(ちなみに、二代前の東山天皇は、靈元院の院政のもとで、これまた久しく中絶されたままになっていた「立太子礼」と「大嘗祭—天皇即位後に、最初の新穀を天照大神をはじめ諸祖神に供え、同時に天皇も召しあがるといふ天皇御親祭をいう—」を復活せられ、江戸時代の天皇がたが長期的視点を おふまえになられて、古来からの諸儀式の復活に御心を勞せられたことは、思想上から見ても重要な意義をもつ御努力であつたと思う。)

さて幕府は、桜町天皇のこうした毅然たる御態度におそれをなしたのか、天皇が御年二十七歳になられると、一日も早く御退位をおさせ申そうとたくらみ、桜町天皇が上皇になられる御用意だと言つて、仙洞御所(上皇になられる方がお住いになる御所)の修理を勝手にはじめ出してしまった。桜町天皇は、幕府のこの傍若無人の振舞に對し、深くお考えになるところがあられたのであろうか、その翌年、御年二十八歳で、天皇の位を、七歳の御長男にお譲りになつてしまわれたのである。あるいは後水尾院の故事におならいになり、院政をおとりになる御意向であられたかも知れなかつたが、御心勞のゆえか、わずか三年後に崩御になられてしまわれた。

つぎの桃園天皇(御年七歳で即位)も御父君に劣らず大変聡明な方であられたが、この御代になると、ようやく国内のあちこちに、幕府の専横に對する批判があらわれ、わが国の大義名分を明らかにしようとする動きが改めて抬頭しはじめた。天皇の御年十八歳の宝曆八年(一七五八)、竹内式部らの

「宝曆事件」が起きたのも、その一つの現われであった。

この事件は、京都の朝廷の尊皇論者が、江戸幕府によって処罰された最初の事件であった。すなわち、天皇の側近にあった徳大寺の家臣、竹内式部（一七二一—一七六七）が、桃園天皇の近習、徳大寺公城をはじめ久我敏通、坊城俊逸その他に、神書や儒書を講じていたのであるが、これらの公家たちは、平素から幕府の専横を憤っていた人びとであったので、侍講を通じて桃園天皇に竹内式部の所説を御進講申し上げたのである。ところが、朝廷内において朝幕関係が悪化するのをおそれていた関白の一条道香は、幕府からでているさきの宮中に対する「法度」に照らし、竹内式部が法度に違反して「公卿として武術稽古にはげんでいる」と、幕府の出先機関で朝廷に対する監視機関でもあった京都所司代に内通してしまった。こうなつては、桃園天皇もそのままでお過ごしになるわけにはすまず、幕府に対する手前から、前記徳大寺らの公卿に対し、罷官・永蟄居などに処せざるを得ない御立場に追い込まれることになつてしまった。一方、竹内式部は、所司代の審議を受け、翌年には、「重追放」という処分によつて京都から追放されてしまったのである。幕府は、朝廷が国内秩序の大本について触れてくることを、最も恐れていたから、桃園天皇の御側近に尊皇思想が拡大する気配が見え出した以上、伝家の宝刀ともいふべき「禁中並びに公家衆諸法度」を持ち出し、その上、わが手に握っている強権に物を言わせて、その動きを阻止したものである。この措置は、天皇に対するきわめてきびしい言論統制をも意味し、大義名分に関する天皇の御学問研究を封じしてしまうための強行手段であつた

と言えよう。

かくて桃園天皇は、側近の有力な御味方を失なっておしまひになり、御年十八歳にして早くも幕府の弾圧の対象となつてしまわれたのである。恐らくこのことが大きく影響しての御事と思われるが、その四年後、まことに御年若くいらせられたのに、二十二歳という御年齢で、御在位のまま崩御せられてしまわれたのである。桜町・桃園の御二方の青年天皇の御心中は、幕府というものの強権と専横について、さぞや御心痛深きものがあられたに相違なからうと拝察せられるのである。なお桃園天皇は、その御存命の間に、御父君・桜町天皇の御志を受けつがれ、朝廷諸儀に意をそそがれ、また「儉約令」をお出しになられては、皇室財政の再建をはかられたほか、歴史に見るところでは、その乏しい御財政の中から朝鮮にお金を下賜されて、当時の窮状を助けられたことが記されている御方でもあった。

(なお、桃園天皇が余りにも早く崩御になられてしまわれたので、すぐに後嗣が得られず、おそらく「万やむを得ず」ということではなかつたかと思われるが、御父君・桜町天皇の御二皇女にあたられる方が、女帝として皇位におつきになり、後桜町天皇〔御在世一七四〇—一八一三〕となられた。桃園天皇より一つお年上の方であった。しかしあくまでも、一時的という御思召〔御思召せし〕であったのであろうか、御在位九年後に、さきの桃園天皇の第一皇子〔後桃園天皇となられた御方〕が、ほぼ御成長になって十三歳におなりになられるのを待つて位を譲られ、御自身は七十四歳まで御存命になられた方である。

しかし、このように桃園天皇御父子のあいだをお理めになられた女帝の御代にも、尊皇思想の抬頭に関する幕

府の彈圧は、相変わらず続き、桃園天皇の御代の「宝曆事件」につづき、明和三年（一七六六）に「明和事件」が起き、勤皇学者の山県大武（一七二五—一七六七）・藤井右門（一七二〇—一七六七）らを、幕府に対する謀叛人として処刑してしまい、また、さきの竹内式部にも、それに関係しているとして八丈島に流罪に処した（竹内式部は、護送の途中、三宅島で病死）。とにかく幕府の方針は、尊皇学者を根こそぎに退治することにあつたようである。

この事件から数えて、後の幕末の大政奉還（一八六七）までが、丁度、百年間ということになるが、この百年間こそ、幕府の屋台骨が大きくゆらぎ出す時期になっていくのである。また同時に、西欧諸国が、わが国への侵略の牙を指し向けてくるのもこの時期であつた。いづれにしても「宝曆事件」や「明和事件」における幕府の措置は、その心、不純なるもののみがなしうる強権発動であつたと言つてよく、また、苛酷すぎるその処刑が、その時々の天皇がたに、どのような御心痛を及ぼしまつてゐるかをも顧慮せず強行されたものであつた。それは後の「安政の大獄」一八五八—一八五九におけるのと同様であり、その惨忍きわまりない処刑で、吉田松陰はじめ多くの有為の人材を次々に葬り去つたことなども、言つてみれば、強権政治を誇つた幕府断末魔のあがきにも似たものであつたと言つてよからうと思ふ。

さて、桜町天皇・桃園天皇御二方の青年天皇は、若くしてお亡くなりになつておられるにかかわらず、その精神上的の御生活が大変に充実遊ばしておられたためか、御生涯の短かさに似ず、大層多くの御歌を遺しておられるのである。（筆者調べによれば）桜町天皇は御年三十一歳の崩御であられるのに、千五十三首、桃園天皇も御年二十二歳の崩御であられるのに、四百六十二首もの数が算せられていて、そのうえ御二方の御歌は、ともに御歌の調べに威厳がそなわり、高らかなる格調が拝せられるも

のが多い。

第百十五代・桜町天皇の御歌から（本書、二二二～二二六ページ参照）

更 衣（御年十歳）

今朝よりはうすき衣にぬぎかふるたもと涼しく夏は来にけり（享保十四年一七二九六月二十八日）

村々煙細まじ（御年十二歳）

たえ／＼にたつる煙のはるかにも見えて淋さびしき里のむら／＼（享保十六年一七三一十一月二十五日）

露暖梅開（御年二十歳）

春をしる梅を見るにもなべて世に恵みのつゆのかゝれとぞ思ふ（元文四年一七三九正月二十四日、御会始）

述 懐（御年二十歳）

思ふにはまかせぬ世にもいかでかはなべての民の心やすめむ（元文四年一七三九）

述 懐（御年二十一歳）

身の上はなにか思はむ朝な／＼国やすかれといのるこゝろに（元文五年一七四〇四月十九日）

独 見 月（御年二十一歳）

吹く笛もねぞすみまさる雲の上や更よけゆくつきに独ひとりむかひて（元文五年一七四〇六月八日）

樵 夫（御年二十二歳）

あはれなりさも苦しげにはるくたぎと薪おひつれかへる山びと（元文六年・寛保元年一七四一—五月二十四日）

社 頭 桜（御年二十二歳）

はふり子が行きかふ袖もかをるらし神のみまへに咲ける桜は（元文六年・寛保元年一七四一—二月二十五日、聖

（はふり子＝祝子、巫女）

廟御法業）

豊明節会よしのあかりのせま（御年二十二歳）

新嘗にいもの赤丹（わさ田）のはつ穂もろ人にとよのあかりの今日たまふなり（元文六年・寛保元年一七四一—十二月二十四日）

心静酌春酒（御年二十三歳）

天が下たのしむ民のこゝろをもまづ酌みて知る春のさかづき（寛保二年一七四二—正月二十四日、御会始）

神 祇（御年二十三歳）

天てらす神ぞ知るらむ末ながき代々のひつぎを祈るこゝろは（寛保二年一七四二—十月二十四日）

恋 虫（御年二十四歳）

このごろの胡蝶にだにも身をなして妹いもが垣根の花になればや（寛保三年一七四三—二月三十日、御内会）

竹有佳色（御年二十四歳）

色かへぬ竹のよろづ代かくて見よなほきに民の靡くすがたを（寛保三年一七四三—三月十六日、大樹六十賀）

（大樹＝将軍・徳川吉宗）

立 春（御年二十四歳）

君も臣も身をあはせたる我が国のみちに神代の春や立つらむ（寛保三年一七四三—春日神社御法衆）

独 述 懐（御年二十四歳）

まつりごと正しき道に治めおきて代々に乱れぬのりを残さむ（寛保三年一七四三—八月十五日）

寄 神 祝（御年二十六歳）

よろづ代と神もさこそは守るらめ我が敷島のみちのさかえを（延享二年一七四五—三月十八日、柿本社御法衆）

閑しすかに待 月（御年二十八歳）

ことしげき世をば忘れてこむ秋はしづかに洞ほらの月をめまし（延享四年一七四七—）（註、この年五月二日に御

（洞＝仙洞御所）

讓位遊ばさる）

述 懐（御年三十歳）

国ながくをさめし神のあととめてかはらぬ代々の誠をぞ思ふ（寛延二年一七四九—四月十七日、東照宮御法衆）

述 懐（御年三十歳）

かしこしな神代のまゝに皇神すめがみのめぐみつたふるあまつ日嗣ひつぎは（寛延二年―一七四九―九月一日、内宮御法集）

夢中懐旧

幾度か見しが中にもたらちねのいさめかしこき夢ぞわすれぬ（桜町院御集拾遺）

追慕儀同三司一回忌和歌（実陰公御画像におさる）

敷島の道にはおやとたのみこし臣のいさめはいまもわすれず（桜町院御集）

第一百十六代・桃園天皇の御歌から（本書、二二六―二二九ページ参照）

初春山（御年九歳）

ながめやる山もかすみてはつ春の雲井の庭はのどかなりける（寛延二年―一七四九―二月二十二日、水無瀬宮御法

集）

野董（御年十二歳）

つゆながら濃き紫のつぼすみれ野辺の芝生に今朝は摘ままし（宝暦二年―一七五二―三月二十四日）

夕立（御年十二歳）

見るがうちに雲重かさなりてなるかみもやがて過ぎゆく夕立の空（宝暦二年―一七五二―八月二十四日）

（なるかみⅡ雷）

樵夫（御年十四歳）

夕まぐれ山路をとほくかへるさに歌ふきこりの声ぞさびしき（宝曆四年一七五四—十二月二十四日）

春 田（御年十五歳）

ますらが山もかけて荒小田をあらすきかへす春のこのごろ（宝曆五年一七五五—三月二十四日）

万 民 祝（御年十六歳）

天が下なべての民のたのしみも我がよの春にわきてうれしき（宝曆六年一七五六—正月二十四日、御会始）

聴（御年十六歳）

身の恥も忘れて人になにくれと問ひ聞く事ぞさらにうれしき（宝曆六年一七五六—）

虫 声 滋（御年十六歳）

露しげき草葉をおのがやどりとや虫てふ虫の音にたてゝ鳴く（宝曆六年一七五六—八月七日）

旅 行 友（御年十七歳）

知らざりし人も親しく行きつれておなじ道にと馴るゝ旅かな（宝曆七年一七五七—六月二十四日）

神 祇（御年十七歳）

もろおみの朕をあふぐも天てらす皇御神のひかりとぞおもふ（宝曆七年一七五七—十二月二十四日）

貴賤迎春（御年十八歳）

いやしきもよきもへだてず我が国の春まちえたるやまと諸人もろびと（宝曆八年―一七五八―正月二十四日、御会始）

筆写人心（御年十八歳）

見てぞ思ふむかしの人のまことある心をうつすみづぐきの跡（宝曆八年―一七五八―二月二十五日、聖廟御法衆）

祝（御年十八歳）

神代より世々にはらで君と臣の道すなはなる国はわがくに（宝曆八年―一七五八―十二月五日）

寄道祝（御年十九歳）

万代もたえずさかゆる道なれやあまつ日嗣にやまと言の葉（宝曆九年―一七五九―十月二十八日）

風光処々生（御年二十歳）

朝日かげかすみに匂ふ山の端もふもとの野辺も風ぞはるなる（宝曆十年―一七六〇―正月二十四日、御会始）

道御伝授竟宴御会に寄道祝言（御年二十歳）

さかえゆく道ぞかしこき天地のかみのまもりのやまと言の葉（宝曆十年―一七六〇―二月二十五日）

見月（御年二十一歳）

照らせなほ思ふ友またいどち円居まといして見る影あかぬ秋の夜の月（宝曆十一年―一七六一―）

惜 月（御年二十一歳）

飽かずなほながむる西の山の端にかたぶく月の影をしぞ思ふ（宝曆十一年—一七六一—）

逢 恋（御年二十一歳）

新たまくら待ちえてかはす今宵よりよを隔てじと契るうれしさ（宝曆十二年—一七六一—）

田 家（御年二十一歳）

にぎはふと聞くぞうれしき小山田の四方よもにかずそふ民の家々（宝曆十二年—一七六一—）

旅（御年二十一歳）

いでしわが故郷ちかみ乗る駒もこゝろもいさむ旅のかへるさ（宝曆十二年—一七六一—）

採 早 苗（御年二十一歳）

しづの女めが千町の早苗とる手にも今こむ秋のたのみをや思ふ（宝曆十二年—一七六一—四月十五日）

寄 弓 述 懐（御年二十一歳）

ひかぬ世と聞くにうれしき梓弓あすゆみならずゆづるの音ばかりして（宝曆十二年—一七六一—五月二十四日）

（ゆづる弓弦）

以上は、御二方の御歌を謹撰申し上げたのであるが、桜町天皇には御年十歳から、桃園天皇には御年八歳からの御歌があり、もとより多少のことは御側近の人たちの御添則申し上げたこともあったと考えるべきであろうが、和歌というもののもつ「しらべ」「風格」は、決して文字や辞句の添則などで

一変するものではないことに思いを致せば、この御二方ともに、すばらしい方々であったことを想起させられるのは、単に筆者のみのことではなからうかと思う。さらに御成長なされての御歌を拝すれば、そのことは一層顯著にうかがわれるのであって、桜町天皇御年二十四歳の御歌に「立春」と題されて、春日神社御法楽に詠まれた

君も臣も身をあはせたる我が国のみちに神代の春や立つらむ

にしても、次の桃園天皇が御年十七歳の十二月二十四日に「神祇」と題されて

もろおみの朕をあふぐも天てらす皇御神のひかりとぞおもふ

の各一首などは、くり返しくり返し拝誦するだに、お若い青年天皇が日本の太古から未来へわたつてお心を寄せられ、しかも軽やかにして至純かつ力強い御心情で、天皇の御地位をとらえておられることがしのばれてくる御歌と拝される。ことに桜町天皇の「君も臣も身をあはせたる」という御表現と、桃園天皇の「もろおみの朕をあふぐも」という御表現は、それ以前の歴代天皇の数々の御歌の中には、いまだ拝せられなかった御表現の如くであり、国民から仰がれている御自身の御立場、すなわち、天皇の「位」というものの意味について、数え年の御年で十七歳や二十四歳の御方が、このように深く御考え遊ばされておられた、ということは、われわれ国民が深く心に銘すべきことではなからうか、と思われてならない。いい加減な天皇制論議は、この二つの御歌の前では、吹き飛んでしまひそうなほど意味深い御歌の如く拝せられるのである。

六 幕末期、国家的危局に際しての孝明天皇とその御歌

さて、以上本章では、飛び飛びの天皇がたではあったが、それでもかなりの紙数を費して、古代・中世・近世の歴代天皇がたの御歌を通じ、皇室に伝承された日本思想の流れを拝察してきた。こうして到達するのが、近世の最終時期、すなわち「幕末」といわれる時期であるが、ここでそれまでに積み重ねられてきた日本思想の精華は、一挙に結実の美を発揮して、祖国日本の急を救うことになったのである。すなわち、第二百十一代・孝明天皇（御在世 一八三一―一八六六）の御言動の中に、長い歴史を通じて積み重ねられ洗練された良き伝統が、見事に発揚されたのである。

孝明天皇は、御年十六歳で天皇になられ、御年三十六歳の御若さで崩御遊ばされた御方で、御年齢的に見てもまさに申し分なき青年・天皇であられた方である。御祖父君に当たる第百十九代・光格天皇（御在世 一七七九―一八四〇）も、御父君の第百二十代・仁孝天皇（御在世 一八〇七―一八四六）も、ともに幕末の風雲急なるなかに、天皇として諸外国の進攻気配のさなかに、国運の将来と、国内の融和に格別な御心痛を続けられた方々であつて、そのときどきに出された御詔勅を拝しても、また御生涯を通じてお詠み遊ばされた（筆者調べによる）光格天皇の千四百四十四首、仁孝天皇の六百九十三首の御歌を拝しても、その「大御心」のなみなみならぬことが知られてくるのである。

こうした御祖父君と御父君のあとを受け継がれた孝明天皇は、天資英邁にわたらせられたことよりもよりであるが、歴代の天皇がたによって万世一系の皇統の中で、堅持せられてきた二つの大眼目ともいべき視点、すなわち

一 「日本の独立」を全うするために、全国民とともに独立不羈の精神に立つこと。

二と同時に、このような外国進攻の気配が刻一刻濃厚になってくるときには、万一にも国内に内亂的な対立を起こしてはならないこと。

を堅くお心に誓われたように拝察せられる。時はまさに国内的にみるかぎり、幕府は、二百五十年間の権力依存の強圧政治によりやく行きづまりの徴候を見せはじめ、自己を主体とする幕藩体制の保持に汲々とするあまり、権力者の末路によくみられるような強権弾圧（「安政の大獄」のごとき）の繰り返しがみられ、これがかえって倒幕運動に一段の活気を帯びさせる結果となった。すなわち、国内は幕府の専横をこれ以上許さじ、とする尊皇倒幕派と、幕藩体制を必死になつて保持しようとする派との対立となつて現われてきたのである。

このきざしは、すでに孝明天皇の御父君・仁孝天皇の御代にもはつきりと出てきており、当時幕府は、老中・松平定信が陸奥白河藩に戻つて藩治に精励するようになると、將軍・家斉いえなりは再び奢侈に流れ、しかも皇室に対しては、従来に輪をかけて傲慢な振舞いがなされるようになった。しかしながら天皇におかせられては、さきの二つの視点をしっかりと御心に定められておられたので、決して幕府

との間に争いを起こしてはならぬ、と内乱回避のための御忍従を続けられ、文政十年（一八二七）に仁孝天皇は、御父君・光格天皇の院政のもとで、將軍・家斉に対し従一位太政大臣の位をさすけられ、優渥な詔を家斉にたまわるなどなされて、この素志の実現に向かつて御努力を続けられたのである。

当時国内では、その十年後に飢饉による良民の苦を救おうとして、義人・大塩平八郎の決起（一八三七）が起ころるほど庶民の苦しみがあり、外には外敵がわが国の周辺をうかがうという、内外ともに危急の様相が見られたときであったから、朝廷はなお幕府を励まして国難突破を祈念なざる御心から、將軍に対し、さきのような破格の御沙汰をお出しになられたものであった。ところが、家斉は、恬然として江戸に居坐ったままで詔を受け、家来を代理に出して天皇にご挨拶する、という家康以来の不遜さを徹底的に暴露する仕末であった。時に家斉は側室四十人に子女五十五人を生ませるといふ破天荒の自堕落ぶりをしめし、幕閣では、老中・水野忠成が、これまた権勢をほしのままにし、賄賂はふたたび天下御免でまかり通っていたのである。したがって幕政の腐敗はもとよりのこと、仁孝天皇の御沙汰に対する家斉の不遜さは、いよいよ全国の勤皇の志士の憤慨を買い、吉田松陰の父・杉百合之助なども、松陰の幼時から、この「文政十年の詔」をしばしば読んで聞かせた、というほどであった。

こうした情勢のあとを受け継がれた孝明天皇であられたので、天皇は、一にも二にも、幕府を立てて国難に対処させねば、との御方針を堅持せられ、勤皇倒幕の動きにのみ加担せられるようなこと

は、決してなさらなかったのである。

私がこの項のはじめに、「長い歴史を通じて積み重ねられ、洗練された良き伝統が、見事に孝明天皇によって発揚された」と書いたのは、まさにこの点についてであった。一千年間の長きにわたって、わが皇室は、臣下の誰かが掌握した政治権力の「下積み」にされたものであったにかかわらず、日本の国の完全な独立を堅持なさろうとする御心と、国民の上にも安らかな平和があることを御祈念せられ続けられたのである。この「国の独立のためには」というこの忍従の御姿勢が、孝明天皇にも痛切に伝承され、孝明天皇は、これを深く御胸中にとどめられて、頑迷な幕府に對処せられたのである。もとよりその御忍従と申し上げるのは、外敵が進攻してくる気配のなかであって、いまは断じて国内に争いを起こしてはならぬ、という確乎たる御信念に基づいてのことであり、光榮ある「民族の独立」と「祖国の防護」とを何よりも第一にお考え遊ばされての、幕府に對する御忍従であったことを知らなくてはならないとおもう。

もしわが国民にして、孝明天皇のこの御心労と御努力について、多少ともなっとくがいかない人がおられるならば、是非とも、孝明天皇が御親かんしんから書きたもうた「御述懐一帖」ごじゆつかいいちじょう（文久二年一八六二—四月、天皇が内外の情勢を深く御心配になってお書きとどめになり、近臣にお示しになられたもの）と題する一文を讀まれるとよい。それは、（拙編の「新輯・日本思想の系譜—文献資料集—」時事通信社刊、の下巻に、夜久

正雄氏の解説と共に全文が掲載されてあるが、幕末から明治維新に移り行く政局のつながりを考えるものには、決して見落としてはならない文献であつて、その御文章の力強さといひ、幕府が孝明天皇に対してつぎつぎにいい加減な御返事を申し上げるのを、ジツとおこらえになつておられる御様子が手にとるようにかがえる御文章である。また、そのなかには、皇妹・和宮内親王かみやのみにんのうの御降嫁こうかを、断腸の御思いで御決定遊ばされた御心境も、実に率直明快に述べられている。総じてこの御文章にかがえられることは、さきに私が指摘した万世一系の皇統のなかに伝承堅持されてきた一つの視点「国の独立の維持」と「外敵の脅威下で内乱あるべからず」との二つの事が、やはり全文を貫く御素志になつてゐるようによに拝せられるものである。

なお以上のことに関連して、いま一つ、幕末期における政治思想の把え方についてであるが、いわゆる「尊皇攘夷」の立場と「佐幕開港」の立場とを、ごく安易に対立させて考えようとする傾向に対して、その誤りを強く指摘しておかねば、とおもう。

すなわち、明治維新を達成した側を「尊皇攘夷派」と呼び、幕藩体制支持側を「佐幕開港派」と呼ぶのは、一応の見方としてそれでよいが、そこで言う攘夷派の大部分は、幕府側よりも、もつと真剣な開国論者たちであつたのであり、これに対して、幕府の開港論は、国を開こうとして開港論となつたものではなくて、本心はあくまでも鎖国であつたにかかわらず、アメリカ、ロシア、イギリスなど

の諸外国に脅かされて、心にもなく、ブルブル震えながら港を開き交際を始めたものに過ぎないものであったゆえに、幕府の開港論は、「開港論」という言葉が意味する積極的な進取性はなく、言ってみれば「佐幕屈從論」とでも言うべきものであった。これに反して、尊皇攘夷派といわれる人びとが、二百五十年も続いた鎖国政策に対して、どれほど強く反対していたか、また、外国との対等交際が絶対必要なことをどれほど主張していたか、そのためには外国の事情を逸早く学ばねばならぬことを、肝に銘ずるほど望んでいたか、などを、もっとも正確に知るべきである。この点を取り違えてしまうと、明治以降との関連が、なかなか解きにくくなるとおもう。私が右に述べた孝明天皇の「御述懐一帖」のほか、攘夷論と開港論とのこの微妙なズレ違いをすべく明快に指摘したものに、吉田松陰の「戊午幽室文稿」(安政五年—一八五八—)の中の「対策一道」という文章などもあり、これらを読まれると、以上の私の指摘が間違いでないことをお知りになり得るとおもう。

幕末と明治維新とは、歴史の流れにおいては、その間に中断もななく、決して百八十度の転換があったわけではなかった。しかし明治維新は、王政復古であり、維新であって、明治維新を革命などと呼ぶのは、全く言語道断である。幕末の終焉と維新の出發との二つは、長い間、日本国民の心の底に確信され伝承されたものが、ようやく表面に出たものであって、実はスムーズな流れの中で推移しているのである。幕末が閉じられたあと、攘夷派が天下を取って、すぐに開国の道が静かに進められていったことを、われわれは、ごく自然に素直に受けとるべきである。そのためには、攘夷派が

持っていた開国への熱情をどうしても、正しく認識する必要がある。攘夷派が天下を取ったあとに進めた開国政策は、幕府の開港論のごとき外国に対する屈従でなかった。このことは、今更私が贅言を費す必要もないほど、全国民が知るところであろう。それを考えてみれば、やはり維新後における開国進取という政治と民心の動きは、日本国民の心情に潜在した進取の気性の表われであるとともに、幕末期における攘夷論の延長であり展開であったのである。この歴史の真実もまた、一日も早くわが日本国民の常識になって然るべきこととおもう。

さて、孝明天皇の御歌は、三十六歳の御生涯にかかわらず（筆者調べで）千二百一首が拝せられ、その御歌の格調は、まさに筆舌に尽くし難いすばらしいものに拝せられる。本書でたびたびご紹介した国文学の夜久正雄氏は、前述の書物（拙編「新輯・日本思想の系譜」下巻）の中で、孝明天皇の御歌について、心のこもった文章でつぎのように記しておられるので、それをあわせてご紹介しておきたいと思う。

「世に悲痛の歌とか悲壯の歌とかいう歌があるなら、それは孝明天皇の御歌であるということができよう。つよく、雄々しく、痛切で、その御歌のしらべは、日本武尊やまとけるのみことの御歌に比せられるとおもう。後世の愚鈍の私などでも孝明天皇の御歌をよむと、言語にあらわしがたい、戦慄に近い感動をおぼえるのだから、当時の幕末公武の志士たちが、天皇の御歌ならびに御宸翰を拝してどのような

感激を受けたか、多少は想像できる。幕末の人心に、国家独立の意志を点火したのは、孝明天皇その人であったということができよう。天皇は、文字通り身を挺して国家の独立と進展とのために、御在位二十年をお送りになられたのである。しかも、常に現実の政治の渦中に立ちつづけられて、国と民とのために身心をささげられたのである。明治維新は、天皇のお心のうちに用意されたのであり、その御生活のしらべが、御歌のしらべとなったのである（傍点をつけたのは、私）

と。まったく同感を禁じ得ない。ただここでは、わずかの御歌しか御引用出来なくて残念であるが、一首一首を国民各位とともに、心静かに味わいたいものとおもう。

第二百一十一代・孝明天皇の御歌から

述 懐（御年二十八歳）

神ごころいかにあらむと位山くらいやまおろかなる身の居まるもくるしき（安政五年—一八五八—七月十一日、神宮御法楽の和歌）

一声 山鳥（御年三十一歳）

なくからはいま一声ひとこえも二声ふたこえももらせやもらせ山ほととぎす（文久元年—一八六一—八月二十四日、月次御念）

文久はじめの年季冬、物部の忠魂磐石をもつらぬく利剣おこせる事、時世にあたり、実

に憂患をはらふ志とたのもしく思ひつゝよめる和歌（御年三十一歳）

（文久元年—一八六一—十二月、薩摩藩主・島津茂久その族・島津久光、藩臣をして京に至らしめ、権大納言・近衛忠房等に由て御剣を奉り建議して密に朝旨を請ふ。天皇其の志を嘉して宸筆の御製を賜ふ。）

世を思ふ心のたちとしられけりさやくもりなきもののふの魂

述 懐（御年三十二歳）

神あらばわが心をもしろしめしひたすら願ふことをうけませ

（文久二年—一八六一—十一月三日、内侍所御法案の和歌）

薄 氷（御年三十三歳）

愚なる心は寒し薄氷あやうきの上に世をわたる身や

寄弓 述 懐（御年三十三歳）

梓弓あやまゆみまゆみつき弓年をへず治まれる世に引かへさなむ

寄 矢 述 懐（御年三十三歳）

矢すぢをもつよくはなたむ時ぞ来ぬむべあやまたじ武士ものよの道

（文久三年—一八六三—四月九日、賀茂社御法案の和歌）

書（御年三十三歳）

日^ひ日^び日^びの書^{よま}につけても国民のやすき文字こそ見まくほしけれ
(文久三年—一八六三—十月二十三日、春日社御
法楽の和歌)

更 衣 (御年三十四歳)

あしき事はかくあらたまれ夏きぬと花にそめしもかふる衣手

径 薄 (御年三十四歳)

ほそくとも直^すなる路にまねけかし秋風おぶる花すすぎぞも

攄 衣 (御年三十四歳)

音にたてゝ百^{もも}度^た千^ぢたびうてやうて夜寒^{よさむ}を業^{わざ}の賤^{しず}がさごろも

恋 笛 (御年三十四歳)

笛竹のよをかさねけりいつしかはあな嬉^{うれ}しとも吹ならしてん

述 懐 (御年三十四歳)

天がした人といふ人こゝろあはせよろづのことにおもふどちなれ

神 祇 (御年三十四歳)

奉るそのみてぐらを受ましてくにたみやすくなほ守りてよ (以上六首、元治元年—一八六四—詠五十

首和歌—五月二十一日甲子の例に依て勅使を宇佐八幡宮に遣し神宝御衣及び
宸筆の御製を奉り給ひて、特に外患を祈攘し給ふ—)

述 懐 (御年三十四歳)

さまざまになきみわらひみかたりあふも国を思ひつ民おもふため

(元治元年—一八六四—九月十日、春日社御法楽の和歌)

心在山花 (御年三十五歳)

願くはこゝろ静に山のはの花みてくらす春としもがな

(慶応元年—一八六五—二月十六日、内侍所御法楽の和歌)

独述 懐 (御年三十五歳)

人しらずわが身ひとつに思ひつくす心の雲のはるゝをぞまつ

(慶応元年—一八六五—九月十一日、神宮御法楽の和歌)

青柳風静 (御年三十六歳)

青柳をうたふこゑにもよりあはせ風やはらかになびく糸すぢ

(慶応二年—一八六六—正月二十三日、御会始)

年月未詳の御製

すましえぬ水にわが身は沈むともしはせしなよろづ国民
戈とりてまもれ宮人こゝのへのみはしのさくら風そよぐなり
あぢきなやまたあぢきなや芦原のたのむかひなき武蔵野の原

附 近世における庶民の思想の一、二について

近世前半期の天皇がたの御歌を通じ、天皇の御思想について述べた機会に、わが国の近世における一般庶民の思想の一端にも触れておきたい。この時期は、政治的にも社会制度的にも、一口に言つて幕藩体制の時代であり、天皇もその体制のなかに包括されていたと見るのが正しく、それは家康がいち早くそのルールを布いてしまったこと、いままで詳記した通りである。したがって、江戸時代を封建時代と名づけるのは、一応妥当であるが、天皇および皇室をも幕藩体制の中に従属せしめた体制であつたので、その意味での封建時代といふべきであり、天皇および皇室のもとにおける封建時代であつた、と見てはならないこと、これまた前述した通りである。

その認識に立った上で、この幕藩体制の時代の特長、すなわち、外交上で言えば「鎖国」の時期であつたことや、宗教上では、耶蘇教への禁圧がことのほかきびかつたこと、そして国内体制としては士・農・工・商の四階級制度が嚴重に意識された時代であつたことを考えるべきである。従つて、「鎖国」という当時の国是（国の基本方針）も、「キリスト教禁圧」という宗教政策も、「士・農・工・商」という階級制度も、すべて徳川幕府の政治思想から生まれたものであつて、近世における天皇がたの御思想とは、その發生経路において見るかぎり、まったく縁のないものであつたことを確認しな

ければならないとおもう。天皇親政においては、外交にしても、宗教政策にしても、さらには国民をみそなわす御心にしても、本質的には、一視同仁の原理が、古来から一貫しており、それは同時に一般日本人の物の考え方でもあったのである。歴代天皇の「大御心」が、「民族の独立」を果たし得る限りにおいて、この大原則を貫いて来ておられることは、歴代天皇の詔勅と御歌とを学ぶことによつて、あまりにも明確に知り得るところであり、それだけに、幕藩体制下のさまざまな政治・外交と、わが皇室に伝承せられた政治的御抱負とを、同日に論ずるような不見識は、もしわれわれ現代日本人がそう受け取っているとすれば、一刻もはやく脱皮しなければならぬところであらう。

さて、この基本的な認識の上に立つて、近世における一般国民の思想動向を見ていくと、幕藩体制——それは権力優先の体制でもあったからして——による苛酷な治政が、しばしば見受けられ、庶民の生活のみならず大名たちの身辺にも、ずいぶん厳しい重圧がかかっていたようである。現代のわれわれは、「個人の自由」を心ゆくまで享受しているためか、つい日頃の感覚のまま過去の時代（ここでは近世についてだが）を回想しようとしてしまい、江戸時代についても、当時の人びとが「政治的に見て個人の自由をどの程度持っていたか」という点だけにしぼって問題提起を試み勝ちである。そしてこの時代を指して「国民大衆は、いや応なく強権に隷属させられていた」とし、「個人の自由や個人の人格の尊厳がまったく無視されていた」としてまた「個人の政治的自覚も欠如していた」と、

ごくあっさり指摘して自己満足することが多い。それはたしかにその通りであるが、かりにその指摘が妥当なものであるにせよ、その原因を正しく追求していけば、それは幕府の強権依存の政治に由来することが突きとめられるはずである。そして同時に天皇親政における政治方針と、幕府のそれとを対比してみるだけの、ゆとりのある追求も試みてもらいたいものである。そうすれば、天皇の「大御心」においては、古来、国民ひとりびとりの人格を高く評価し、聖徳太子に見られた如き「共に是れ凡夫のみ」と仰せられたほどの、人間相互の内的平等感にまで徹した人間観を治政の基本として来られたことに、改めて注目しなければならなくなる。そして、このような皇室の治政方針を完全に無視し、弾圧し、しかも動きのとれないようにしてしまい、その上、朝廷全体を自己に従属せしめてしまったのが、幕府政治であったことに想い到りうるならば、日本の歴史は、われわれの眼の前に新たな視野を展開してくれることになる。

かくて、江戸時代に見られた「下剋上」の諸事件、たとえば、江戸時代初期の百姓一揆ともいうべき佐倉惣五郎（？ — 一六五八）が、將軍に対しておこなった直訴じきそや、窮民救済のために死を賭して立ち上がった大塩平八郎（一七九三—一八三七）の挙兵などに見られることは、それが当面の体制の重圧に苦しんだものであったにしても、幕府の政治の誤りに対する決死的抵抗であったに過ぎず、この抵抗を、天皇のもとにおける政治体制に対するものと錯覚するなどのことがないよう、十分に注意すべ

きであると思う。江戸時代のそのほかのさまざまな「下剋上」的事件についても、このことは同じであつて、かりそめにも、天皇制のもとにあつた封建体制を打破しようとした企てと見るべきことではない。よしかりに一部の学者がいうように、それらの「下剋上」的事件の当事者たちは、無意識のうちによせよ、体制打破の熱情に燃えていたいわゆる進歩的人士の先駆をなすものであつた、と推定するにしても、打倒の対象は、「徳川一門の権勢」であつたのであつて、決して「天皇制国家体制」などではなかつたのである。その当事者たちの心中を私なりに推察すれば、むしろ逆に、心中ひそかに「天皇親政であればこのような急迫した苦境は起こらないものに」といふ、天皇に直属したいと願ふ夢を、その胸中奥深く懐いていたかも知れなかつた、と思われる。歴史に取り組むものの深く注意すべき所ではなからうか。ついでながら、佐倉惣五郎と大塩中斎の事件について、左にご紹介しておく。

〔附記一 佐倉惣五郎は、江戸時代初期の下総しよまづのくに国いままの千葉県の二郡二郡佐倉藩の公津村きつむらの農民で、かつ、名主なぬし（代官の下に属して公務も取り、土地の名望家がこれになつた）であつた。生年・没年ともに詳らかでないが、承応元年（一六五〇）の水帳みづとと（土地の段別の図に、所有者の名・年貢高などを書き、村に保存した帳簿）などで、實在の人物であつたことが確認されている。名は宗吾とも宗五郎とも伝え、本姓は木内と呼んだ。百姓一揆の指導者として著名であるが、その一揆の経過や彼の行動については、約百年後の宝暦年間（一七五一—一七六四）の作品とせられる「地藏堂通夜物語」があつて、詳しく記されている。

それによると、領主・堀田氏の重税に耐え切れず、二百カ村に及ぶ農民たちが、税の軽減を郡奉行に嘆願した

が拒否されてしまい、やむなく庄屋（領主の命により、村民から選ばれ、代官の下で納税の監督、農耕指導・人事支配などをつかさどつた人）等が、幕府の老中に駕籠訴（通行する幕府の大官や大名などの駕籠を待ちうけて直訴すること）したが、これも却下され、ついに惣五郎一人で將軍（第四代・家綱）に直訴し、要求が受け容れられたというのであるが、惣五郎およびその家族五人は、「直訴のどが」によって死刑に処せられている。——この伝説は、史実としては細い点で疑問の点が少なくないが、当時の農民の、さらには抑圧された体制下での、庶民の切ない祈りが、義民・惣五郎の神格化に結晶したという事実意識については、寸分の疑う余地がない。それゆえに歌舞伎にも取材され「東山桜莊子」となり、さらに文久元年（一八六〇）河竹黙阿弥により改作されて「佐倉義民伝」となって上演されて今日に及んでいるのであろう。」

〔附記二 大塩平八郎は、号は中齋、名は正高、寛政五年（一七九三）大阪天満に生まれ、幼にして両親に死別、祖父母の手によって養育された。十四歳で大阪東町奉行の与力見習となり、天保元年（一八三〇）、三十八歳で職を養嗣子に譲るまで、天満与力として大小さまざまの事件を処理して名吟味役の名を謳われた。その間、家塾・洗心澗を開いて奉行所の子弟に文武両道を教え、このごろ頼山陽とも交わった、という。退官したあとは陽明学者として学問を講じ、「洗心洞削記」を上梓している。〕

天保七年（一八三六）は、天候すこぶる不順、天明以来の大饑饉の年であった。彼は奉行所に上申して、官米をもつて窮民を救済すべきことを訴え、数回に及んだが聴かれず、ついに意を決して翌年正月、門弟三十余人と拳兵の義盟を結び、二月、蔵書五万冊を売り払って窮民救済の資金を用意し、拳兵の打合わせをしているうちに、密告する者があって、計画が洩れてしまった。やむなく急ぎ決起して大阪城代（藩主に代わって城を守った人、またはその役所）を攻め、交戦三日にして戦い敗れ、父子もろともに焚死したのである。〕

（以上二つの附記は、筆者の「編」にかかる「新編・日本思想の系譜」―時事通信社刊―所載、第四十六章「佐倉惣五郎」解説文―戸田義雄氏記―と第七十七章「大塩中斎」解説文―桑原暎一氏記―にそれぞれ掲げたものである。）

右の二つの「下剋上」的事件を見て感ずることは、彼らの行動の目的は、あくまでも、直接上長が行なっている政策について、その理不尽さに対する正義感の発露であつた、という点である。決して「階級闘争のはしり」でもなければ、「反体制意識に立った」ものでもなかつた。それが証拠には、兩事件ともに、その指導者は、前者は目的を達し、後者は目的を達しなかつた違いはあるにしても、決起の折の手記（佐倉）や檄文（大塩）を見れば判るように、両者ともに、はじめから生命を投げだして計画を進めており、目的を達した後のことについては、その集団行動が、現秩序を紊みだしたことに對して、明確な自己責任を表明しているからである。これらの点は、現代日本にみる階級闘争や、秩序破壊の各種行動に見られるような、法秩序を乱した責任を、いつも概括的に「社会に責任があり、現体制に責任があるがゆえに自分たちの行動は正当である」と主張するのは、全くその「心情」において雲泥うんでいの差があり、同日に語り得ないものである。

この二つの事件以外にも、江戸時代には沢山な「下剋上」的事件が見られるが、下剋上の行動がなされた結果、もし為政者がその非を改めたり、事態が改善されるに至れば、事はそれで落着となり、集団行動の指導者は、（現在の革命的諸集団の指導者たちのように）逃げたり隠れたりすることをせず、自ら「秩序無視の行動を行なつたこと」に對し、進んで「罪を詫わび」、「喜んで処罰を受けた」もので

あった。それは、犯した秩序違反の罪を避けるために詫びたのではなく、自らの信念——正義感というか、*「やむにやまれぬまごころ」*の発露とでもいうか、いずれにしても自己のその信念に照らし、社会の多くの人びとに迷惑をかけたことに対して、詫びたい気持を持っていたからにほかならなかった。むしろそこに感受されるものは、生死を賭してなお永遠の真実に生きようとする*「生への真剣さ」*であり、生死を貫く悠久の生命としての*「個」*が、かえって燦然として輝いているのを、そこに見出すのである。

なおついででもあるので、庶民の思想を見る上で、いま一つ歴史上の事件——これは「下剋上」の事件ではなく、宗教上の、いな敵密に言えば日本の独立保持に関連することであるが、とにかく表面的には宗教政策上の一大悲劇を通じて顕現されたもの——をあわせて記しておきたいと思う。

それは、時は近世といっても、中世のギリギリの末期、秀吉の晩年のことであつた。すなわち秀吉の命によって、キリシタン殉教者・二十六人がはりつけの刑に処せられたが、その受刑者の中の日本人、ことに幼い少年らの立派な篤信の姿が、キリスト教世界の人びとの心を打った、ということについてである。

秀吉という人の晩年の行動については、諸説さまざまな批評がなされているが、少なくともキリシタン禁制（天正十五年——一五八七——）、ならびにこの二十六殉教者の処刑（慶長元年十二月十九日——一五九

六一)を断行したことについては、いまだきの人道主義的なセンチメンタリズムや、観念的な平等の精神などを持ち出してきてはとうてい解けないことで、実は、スペイン、ポルトガル等のわが日本に對する侵略の意図を、逸早く見破った秀吉の眼識をたたえるべきことで、国家の危機到来を未然に防いだものとして、高く評価しなければならぬ事件であつた。当時、スペインとポルトガルの二国は、メキシコ・フィリッピンをはじめ世界各地をキリスト教布教を先立てて侵略してきており、日本でも長崎を實質的にイエズス会の領土のようにしていたほどであり、一方フィリッピンから渡来したフランシスコ会の人びとも、さきの「パテレン追放令」(二五八七)が出たあと巧みに秀吉に取り入り、京都に敷地をもらつて修道院を建てるなど、しきりに布教を開始していたのである。

ところが、秀吉が死去する三年前であるが、文禄五年(一五九六)サンフェリーペという船、スペインの当時としては巨船ともいふべき千トンぐらいの商船が、マニラ港を出て、当時スペインの植民地であつたメキシコに向かう途中、たまたま嵐に遭遇して日本の土佐に漂着した。これに對し秀吉は、すぐにその荷物の内容を検収せしめ、これを没収することを命ずるのであるが、長崎にいたポルトガルのイエズス会のマルチンス司教は、急ぎ京都に上つてきて秀吉に對し、スペインのフランシスコ会は日本に對して領土的野心を持っている、と密告してきたのである。これが彼らにとつては、蔽へびになつてしまふのであるが、当時イエズス会とフランシスコ会同士の派教争いに原因したこと、この際にフランシスコ会を日本から追い出そうと計つたためであつた。ところが、もともとこれ

ら二教会の背後のスペイン・ポルトガルが、日本に対して領土的野心を持っていることを薄々承知していた秀吉は、この密告を契機として断乎たる措置に出ることを決意し、その意志表示の一つの方法として取られたのが、さきに発布してあった「バテレン追放令」の徹底的施行と、その施行に威力あらしめるために、京都在任のキリシタンの緊急逮捕、そして耳の一部をそりおとすという「耳そぎ」の刑で処罰をし、さらにこれを長崎まで送って、長崎の西坂（今の西坂公園のある所）という小高い丘の上で、十字架の刑に処したものである。この刑の執行と共にキリシタンに対する禁制は徹底し、結局のところは、ポルトガル・スペイン両国の日本への領土的野心が、ここに大きく瓦解するに至ったものである。事実そのあとの政治を掌握した江戸幕府は、ながく鎖国に徹していったことを考えあわせれば、徳川幕府二百六十五年間における日本の国の安泰は、それに先立つ秀吉の断乎たるバテレン追放の措置に負うところ、はかり知れないものがあつたことをおもふべきであらう。

さて、秀吉との関係は別にして、さきの殉教者の話にもどるが、この人びとは、受刑ののち百六十七年を経た文久二年（一八六二）になると、ローマ教皇・ピオ九世から「セント聖人」の位をさずけられているので、以下、二十六聖殉教者と呼ぶことにする。さて、この二十六聖殉教者の内訳を見ると、

A 六名のフランシスコ会士（五名のスペイン人と一名のポルトガル人）

B 三名のイエズス会士（全員、日本人）

C 十七名の日本人信徒（内、五名は伝道士、二名は伝道士見習、七名は会友的地位の人びと、そして三名は京都および大阪の修道院に住んでいた少年）

であった。すなわち二十六聖殉教者のうち、二十人は日本人であり、しかもその二十人の中には、大工見習の十五歳の「聖トマス小崎」、十三歳で支那人を父とし日本人を母とした「聖アントニオ」、そして殉教者中の最年少の十二歳の「聖ルドビコ茨木」が含まれていた。また大人の日本人の中には、武家の出身者、薬種商、学識者、仏僧出身者、小役人の出、大工、刀研師などがいた。

この二十六聖殉教者が、いよいよ十字架上の刑に処せられるに当たって、一同は、殉教者として誇り高き喜びをもって死に臨んだ、と言われており、遊び盛りであるはずの少年たちについては、さいごまで唐津城主・寺沢半三郎が、邪宗の信仰を捨てるように心をこめて語りかけたが、かえって少年たちは、寺沢に対して「自分のかかる十字架はどれですか」と静かに微笑みながらたずねた、と伝えられている。

少年たちがこの死にのぞんで見せた態度は、ローマ法皇をはじめ、全世界のキリスト者の心を打つたという、彼らの最後の従容とした行動と、死に臨んでの所作は、まさに、殉教精神の極致ともいべきすばらしいものであったに相違なからう。そして、その壮烈な行動を生んだものは、たしかにイエス・キリストへの篤信にはかならないのだが、しかし同時に、その「信」が、その人びとの心のなかに、しっかりと根つき、生成されていった背後には、その人びとの心のなかで、幼いときから本来

的な日本人の心情ともいうべき、これがほんとうの眞実とおもえば、それに全生命をかけても少しも悔ゆることなし」とする「まごころ」についての素養が身につけられていて、それが、かかる殉教的な死にのぞんでの従容たる態度を生む一つの大きな要素になっていたであらうと思われてならない。それは、言ってみれば、秀吉からのきびしい命令を受けて、かえって「やむにやまれぬ心」が発動していったとも言えるし、眞の意味における「自由の精神の発露——それを日本では「まごころ」と呼んできたが——」であったとも言えるかと思われる。この二十六聖殉教者は、日本人が古くから考えてきていた生と死との悠久のつらなり、「死して護国の鬼」となるといふ思想と一連のものによって、有限の個人の生命を、無窮の道につらならしめる、という、あの「没我の精神」のままに、選んだ筋道こそ異ったにせよ、この世に生をうけた「個の尊厳」を高らかに発揚したものとみることができるとおもふ。

第六章 “天皇”について理解への道（その四）

——一千年間の天皇がたの踐祚・退位・

崩御の御年齢が示す所のものは何か——

私は、第三章において、歴代の天皇がたは、必らずしも強大な政治権力の掌握者と申し上ぐべき方ではなく、平安時代の中期以後の天皇がたは、幕府七百年をもふくめ、幕末までの約一千年以上にわたって、むしろその正反對の御立場にあられた方々であったことを説明した。この章では、そのことを、歴代天皇の御年齢を中心にした一つの調査にもとづいてご説明したいとおもう。そのための一つの「表」を作成して本書に添付することにしたのでその「表」をごらんになりながら、以下をおよみただければ、私が言おうとするところは、一層よくお判りいただけるかと思う。

さて、添付した「表」の狙いは、六世紀初頭、いまから約千四百年まえの、第二十九代・欽明天皇（御在世 五〇九―五三七）から二十世紀初頭の第百二十三代・大正天皇（御在世 一九一二―一九二六）まで御九十五方かたの歴代天皇の御名前を掲げ、そのおひとりおひとりについて、

- ① まず第一に、その天皇は、何歳で天皇になられ、何歳で御退位になられたかをみようとするも

のである。何故それを問題にするか、というと、いまの世間の一部でいうように、仮りに、歴代の天皇がたが権力を以て国民を抑えていたというのであれば、歴代天皇がたが、天皇として御在位になられた期間の御年齢は、せめて権力を駆使できる御年齢いわば今日でいう成人適齢期以上の御年齢であられねばならないはずである。

この点について歴史的事実は、いったいどうであったのか、すなわち、歴代の天皇がたは、果たしてどのような御年齢で天皇におなりになっておられたか、それをまず知ろうとするわけである。

それですまず「表」の最上段には、各天皇がたが踐祚（天皇になられたこと）なさった西暦年号を記載し、その下に、「第何代」の天皇かを記し、その下に天皇の御名を、次に天皇として御在位なさった年数を記した。そしてその下に、その天皇が踐祚なさったときの御年齢と、さらにその下に、天皇の位を退かれた時の御年齢とを、記載したものである。世間にみられる年表や、辞典では西暦年数や日本年号何年という記載はみられるが、踐祚がおいくつの御年齢の時であり、退位がおいくつのお年頃であったかを示す御年齢がでていないので、われわれの常識的判断に便ならしめるために、この計算を試みたものである。

② つぎに調べたことは、歴代の天皇がたは、その御寿命いっばいまで天皇であられたのか、それとも御生涯の中途までしか天皇であられなかったのか、その点も、われわれ日本人は知っておく

べきであると思い、天皇をご退位になった御年齢と、この世をお去りになられた御年齢とを、上下二段に並べて、見易く記載させていただいた。

では、何故この点を問題にするかという点、もしある天皇が、御寿命はまだまだおありになられ、かつ御健康であられたにもかかわらず、御働き盛りの御年齢に達せられるまえに御退位になられた、という事実が沢山に拝せられるようなことになる、と、「天皇」についてのわれわれの受けとめ方も、心づもりも、それなりに変化が生じてくるかも知れないと思つたからである。ことに、「天皇は、権力をもって国民を抑えつけてきた」という考え方をしてきた人びとにとっては、権力を手中におさめ得ているはずの天皇が、これから働き盛りという御年齢を前にしてみすみす権力の座から降りておしまいになるなどということは、考え得られないことにもなるから、その人びとにとつても、この「表」における天皇の御年齢調べの結果がどうであるかは、重要な意味を持つことにならうと考へた。

さて、以上の二点は、いわばこの「表」を作つてみたい、と気づいた私の動機ともいうべきものであつたが、いざつくり上げた「表」をもとにして、御年齢数を見ていったところ、おおむね次のようなことが結論づけられたのである。

まず、六世紀なかごろから、九世紀の半ばまで、すなわちこの「表」のはじめの部分を見ると、第二十九代・欽明天皇(御年三十一歳で天皇の位におつきになり、御年六十三歳でおなくなりになられるまで天皇

の位におられた)から第五十五代・文徳天皇もんてく(御年二十四歳で天皇の位におつきになり、御年三十二歳のお若
まで崩御になられたが、その時まで天皇であられた)までの御二十七方かたの天皇がたは、そのうちおひとりだ
けが例外に拝せられるほかは、すべて御年二十四歳以上で天皇におなりになっておられる。すなわち、
この御二十七方は、ほとんどすべて、今日でいう成人におなりになったお年頃以上で、天皇の位にお
つきになっておられる、ということがはつきり拝せられる。そして天皇の位からご退位になられた御
年齢と、お亡くなりになられた御年齢とを対比して拝察してみても、その双方の御年齢が、ほぼ一致
しておられ、したがってこの御二十七方の多くは、その御生涯のかぎりを天皇としてお過ごしになら
れた方々であったことが、これまたはつきり拝せられるのである。このことから、六世紀なかごろか
ら九世紀中ごろまでの約三百年間の時期では、御二十七方の天皇がたが、おおむね天皇御親政をなさ
れうる御年齢の天皇がたであられた、ということになり、また、いまの一部の人たちが悪しあさまにい
う、「天皇は権力の地位にあられた」という主張についても、御年齢の点だけからすれば、ますます
それに該当なされ得る御年齢の方々であられた、ということができるとおもおう。

(なお、さきはこの御年齢的に見て例外の方がおひとりおられると申したのは、御令名の高い第四十二代文武天
皇のことで、天皇は御年十五歳の御若さで即位され、御年二十五歳で人びとの大きな悲しみのなかに御在位の
まま御早逝遊ばされたが、天皇御親政をなされた方であられることは申すまでもなく、大宝律令の御制定一七〇
一—をはじめ、諸制の改革を断行された方であられた。)

なお、ついでながらこの御二十七方の天皇がたについて、もう少し詳しく拝察しておく、御二十七方のうち、重祚ちゆうそんといっておひとりの方で二回にわたって天皇の位におつきになった方がお二人おられるので（第三十五代・皇極天皇が第三十七代・齊明天皇として、また第四十六代・孝謙天皇が第四十八代・稱徳天皇として重祚された）、御二十七方と申しても、御人数から言えば御二十五方であられたことになり、また男女性について拝察すると、さきの重祚のお二人とも女性であられたほかに、推古・持統・元明・元正の四天皇も女性であられたので、男性天皇の御人数だけを数えると、御十九方であられたわけである。いずれにしても、九世紀中ごろまでは、天皇御親政、またはそれに類した政治がおこなわれた日本であった、と申してよからうと思う。

ところが、そのあとは、まったく様相が一変していくのである。すなわち、九世紀半ばごろ以降の歴代天皇がたについて、さきに見たのと同じ事柄を拝察していくと、つぎのようなことがはっきりしてくるのである。さきの約三百年間の最後の天皇として拝察した第五十五代・文徳天皇のつぎの方は、平安時代になってから七代目の第五十六代・清和天皇と第五十七代・陽成天皇であられるが、お二人とも九歳という大変な御幼少で天皇になっておいでになるのが、目につくのである。それでは、おいくつまで天皇であられたか、それ以前の天皇がたのように、お亡くなりになられるまで天皇であられたであろうか、と興味をそそられながら拝察すると、清和天皇が御年二十七歳で御退位（御年三十一歳

で崩御)、陽成天皇が御年十七歳で御退位(そして御年八十二歳の御高齢まで御存命)となっていて、御退位の御年齢が、従前とは異って大変お若く拜せられる。

そこで、なぜこのような変異が発生してきたのかについて日本歴史を繙いてみると、つぎのようなことが照合されてきた。すなわち、歴史にいう摂政・関白時代が次第に定着してきている時期に該当して、清和天皇が御幼少のためということで、外祖父にあたる太政大臣であった藤原良房が、臣下としては史上はじめての摂政になっているし、これが臣下の身分での摂政の地位についたはじめてある、と書かれている。このことは言いかえれば、天皇親政ということが形式化していく一つの具体例を示しているのであって、そうした雰囲気醸成されていたからこそ、御年九歳という大変幼い天皇の御登場が、史上はじめて拜せられることになったものであろう、と思われる。またつぎの陽成天皇が御年十七歳で天皇の位から退いておられるのも、関白の藤原基経によって強制的に廃位させられたもうた、という事実が歴史にみられ、臣下の政治力が天皇の位さえも左右するという僭越極まりない現象が、ここに顕著に発生してきていることを知るのである。それは「天皇親政」の実についての、まことに大きな変異を意味するものであった、というべきであらうか。それが両天皇の踐祚と退位の御年齢の上に歴然と反映しているのである。

そこで右の清和・陽成両天皇以降の歴代の天皇がたについて、同じように踐祚・退位・崩御の三つの御年齢を見、その相互の関連性など拝察申し上げてみることにした。すると時折は、例外的なこと

に出会いはするが、第五十六代・清和天皇の九世紀の半ば以降十九世紀初頭（第一百十九代・光格天皇が一八一七年に御退位になるまで）におよぶ約一千年間の歴代天皇御六十四方かたについて、次の様な数字が算出されてきたのである。

1 数え年五歳以下で天皇の位におつきになった方が、御六十四方のうち、御十方おいでになること。すなわち約16%に該当。

2 では、数え年十歳以下で天皇の位におつきになった方は、どのくらいおいでになるかを拝してみると、御六十四方のうち何と御二十五方もおられ、すなわち、約40%、十人に四人の方は、数え年十歳未満で天皇になられたことが算出されてきた。

3 そこで、もう少し御年齢を上げて考えてみることにし、今でいう小学校六年生ぐらいの御年で、と考へ、数え年十三歳以下の方々を、さきの「表」で追っていくと、さらに御十方が増し合計三十五方もおられることになった。実に54%という率である。一千年間のあいだの半分以上の天皇がたは、今でいう小学生の御年頃で天皇におなりになっておられた、というわけである。

4 つぎに、それでは今でいう成人年齢満二十歳を基準にして見たらという気になったので、さきの「表」で、数え年二十一歳未満で天皇になられた方は、と拝していくと、合計して御四十七方が、それに該当なさっておられることがわかってきた。御六十四方のうちの比率を求めてみると、実に73%という数字となる。すなわち、一千年間を通じて天皇であられた方々のうち十人に

七人以上の方々が現在でいう未成年で天皇におなりになられた方々であった、というまことに驚くべき数字に出会ってしまったのである。

では、踐祚における以上のような御年齢に対して天皇の位を退かれた御年齢と崩御の御年齢との対比の点ではどうか、があらためて気になってきたので、この点について丹念に御六十四方について拝察してみたところ、この点についても、意外な数字が算出されたのである。すなわち、

5 御年三十歳未満で御退位なされた方が、実に御三十五方もおられること。御六十四方のうちの三十五人であられるので、比率でみれば55%ということになり、一千年間を通じて半数以上の天皇がたは、まだまだ青年と申し上げるにもお若い部類の御年齢で、すでに御退位なさっておられることがはっきりしてきた。

6 では、お亡くなりになられた御年齢はどうか、と拝察してみると、御年三十歳未満(数え年で三十一歳未満)で崩御された方が、御六十四方のうち、御十八方おられ、約30%、すなわち十人にお三人が、三十歳未満でお亡くなりになっておられることが算出された。

そこで、では右の御六十四方全体を通して平均を出してみる必要もあろうと考え、それを算出していったところ、

7 踐祚の御年齢平均が、数え年で御年一五・七歳となり、

8 御退位の御年齢平均が、おなじく数え年で三〇・七歳となり、

9 崩御の御年齢平均もあわせて調べると、こちらは、四十六歳という数字が拝せられることになった。

さて、このような数字に接してみると、右の1から9までの九項目全体を通じて、いったいなにが語られているか、それについてあらためて考えてみなければならなくなった。そこで取りあえず、7から9までの踐祚・退位・崩御の三つの「御年齢平均」を相互に関連しながら考えてみることにした。するとつぎのような一つの結論が生まれてきたのである。

「九世紀の半ばから十九世紀初頭に至る約一千年のあいだに、天皇の位にお即きになられた方々は、御六十四方かたおいでになられたが、その御六十四方の御年齢を平均して拝察させていただくと、御年四十六歳が平均しての御寿命年数であり、その御生涯を三分して考えてみると、中間の $\frac{1}{3}$ の年月が天皇であられたが、最後の $\frac{1}{3}$ の年月は、すでに天皇ではあられなかった。」

ということになった。そして、

「天皇として在りましたのは、ようやく少年期をお離れになりかけの、数え年で十五歳から、青年期とは言いながらも、円熟される御年齢とはまだ程遠い御年ごろ、すなわち、数え年三十歳で、すでに御退位なされておられた。」

という驚き入るようなことになってしまったのである。もとより、この見方は、御六十四方の御年齢

の「平均」を拝察してのことであるので、おひりおひとりの天皇については、まことにさまざまであられたことは申すまでもなく、ことに右の御六十四方の中には、後に述べるように、天皇親政をみそなわされるにふさわしい御年頃で天皇になられ、かつ、崩御まで天皇であられた方々——たとえば「延喜・天曆の治」とたたえられた醍醐天皇・村上天皇のあたり、南朝として吉野の山中を転々と移り住まわれた後醍醐天皇・後村上天皇のあたり、また、極貧の御生活をつづけられて全く無力の状態におかされた後奈良天皇前後の天皇がたなど——が、この一千年のあいだに、ところどころに拝察されるのであるから、もしこれらの方々を除外して計算し直してもすれば、右に拝察した踐祚の平均御年齢・退位の平均御年齢の二つについては、さらに、ずっと低い御年齢が算出されてくるわけである。いづれにしても、わが国史の中核帯を占めるこの一千年間の歴代天皇の大部分の方々は、大それた御幼少なお年頃で天皇になられ、そしてまた、ごくお若いうちに御退位なさっておられたということは、もはや動かすべからざる事実となつたのである。

以上、約一千年を通じての歴代天皇がたの御年齢を中心にして色々の検算を試みた結果、数字から意味されるものがはっきりしてきたわけであるが、こうした数字に加えて、前章までに（全部の天皇の御歌について触れる紙数がなくて大変残念であったが）記した種々の事実的究明を付加して合わせ考えていくと、もはや本書で度々指摘を繰り返してきた、いわゆる「天皇は権力をもって国民を抑えつけてきた方々」などという現代流行の「天皇権力者論」はなんらかのためにする意見に過ぎず、まったく事

実と相反する架空の所論でしかなかったことが、十分に論証し得たことと思ふ。

それとともに、戦後の日本におけるさまざまな天皇制論議、ことに大学の一部の教官をはじめ、高・中・小学校のかなり多くの社会科学教官によつて、わが国の青年学生・少年少女らに宣説・教唆されてきた「天皇についての説明」には、歴史的事実に違背したことが余りにも多かつたと反省されねばならないのではなからうか、と思われてくる。少なくとも真実を尊ぶという学者、真実を見る目を養わせているという教師らが、歴史の真実を見ようとせず、観念的に、

「権力は悪」

「天皇は権力を握っていた」

「ゆえに、天皇は悪である」

式の、タワイもない三段論法式天皇排斥論などで、国民の天皇への関心を滅殺してきたようなことは、即刻にも、学界と教育界と言論界から追放してしまわなければいけないと思う。そうでなければ、次代を背負うわが日本の後継者たるべき大切な青少年たちに対して、虚偽の教説をもつて天皇についての説明をしている者と断ぜられても、致し方ないのではあるまいか。

それにしても、この一千年にわたる歴代天皇がたは、一部の臣下たちによつて、畏れ多くも、みじめな目に遇われ給うたのみか、政権の座のごときからは遠く追放されてしまわれておられたにもかか

わらず、多くは御幼少の御身に天皇の「位」に即きたまい、天皇の「位」にそなわるさまさまの諸儀式を厳修せられ、国民の上に「大御心」を馳せ給う御一念のままに、その御心を御修練し続け給うたという御事は、右に見た天皇の御在位の御若さと関連させて、改めて考えてみるべき重大事であるとおもう。そしてそこにこそ、天皇が、国民からの尊崇を受けられた真因が見出されるのだとおもうのである。また、万世一系の皇統が在^まりましたその一事こそは、正にまごうかたなき日本における歴史的真实であり、この真实の背景には、この皇統を堅守してきたわが先人たちの「心情」が実在しているのであるから、われわれ現代の日本人は、先人たちのこの「心情」を、改めて把握し直さねばならぬと思う。それは、今後、世界に雄飛し、世界の諸国民の信望を得るためにも、これからの日本人が第一に努力しなければならないことであろうし、さらには、歴代天皇の「大御心」の御蔭を蒙って、今に至るまで二千有余年あるいは数千年に及ぶ榮ある「祖国日本の独立」を得続けた御恩を、われわれは誰よりも先に、歴代天皇の御神靈に謝しまつらねばならぬし、その歴代天皇を国の親として尊敬し続けたわれら国民の祖先たちの靈にも、あわせて深甚の敬意を表してしかるべきではなからうか。

さきの大東亜戦争の敗戦決定の直前かと拝せられるが、今上天皇がお詠みになられた、

爆撃にたふれゆく民の上をおもひいくさとめけり身はいかならむとも

身はいかになるともいくさとめけりたふれゆく民をおもひて

の御歌二首を拝して、感打たれぬ日本国民はなかつたことと思う。二首の御歌とも、五・七・五・七・七の三十一文字の定型にはまらず、「字あまり」が多いことは、そのまま作者・今上天皇の当時の御心が、はげしいものであられたことを偲ぼしめるものであつて、この今上天皇の御英断によって、再生の一步にはいり得たことを思うにつけ、この二首の御歌に溢れいずるものこそ、とりもなおさず、歴代天皇によって伝承せられた「大御心」を、その「御歌」に御表白であらせ給うたもの、と拝察せしめられるのである。日本思想の大いなる流れは、国民たちの誰よりも、わが皇室において、尊い御身を賭して伝承され、歴代の天皇がたによって、絶えざる「大御心」の御修練のもとにうけつがれ、そして今上天皇の「大御心」の中に、明らかに伝えられてあることを、僭越ながらも、さきの二首の御歌に確認しまつる思いがするのである。

第七章 “天皇” について理解への道（その五）

一 天皇否定論者からの “設問” に答う

以上、三章から六章までの四つの章にわたって「天皇」についてわれわれの理解を深めるための、諸論考を試みてきた。それは、論考というよりも、私自身が「天皇」について平素考えてきたところを、いくつかの角度から、率直に記したものの、という方が適切かも知れない。いずれにしても、これまで述べてきたところは、歴代の天皇がたは、一部の人がびとの言うような「権力の把握者」ではあらせられなかったこと、また政権を御掌握になられたときでも（それは古代と明治以降とを除くと、きわめて稀なことであったが）、権力だけを高く評価なさったり、あるいは、権力によって国民を抑えることに自己満足をなさるような、いわゆる権力者流の人生観の持主ではあらなかったこと、などを明らかにしてきたつもりである。しかしこれだけでは、現代日本の天皇蔑視論者や天皇を抹殺しようとする

る人たちが、簡単に引き退^{ひきだ}つてくれるとは思われないので、いま一つ、その人びとが、その次に出して来られるであろうところの「設問」にふれておかねばならないと思う。

さて、その「設問」はおそらく乱暴な言い方で言われることと思うので、私もそのつもりでその設問を記すことにするが、それはだいたい次のようなものであろうとおもう。すなわち、

「天皇自身が強大な権力を握っていたかどうかは、実は大して問題にするには当たらない。問題にすべきことは、天皇などという国民の最高位に置かれた特殊な地位があるからこそ、天皇を笠に着たり、あるいは天皇を利用して、強権政治がなされたという点が問題なのである。要は、天皇という地位そのものがなくならなければだめだ。とにかく天皇の名のもとで、いままででもずいぶん悪い政治がなされたではないか。だから、「天皇」などは、無いに越したことはない。まさに過去の遺物であり、無用の長物に思われる」

と、ざっとこんな意見が、あちこちからでてきそうな気がする。このような考え方は、いわば「天皇は政治上ではロボットに過ぎない」と言うのと相通じている見解のようである。しかし、いまの日本人のなかには、意外にこのような考えになってしまった人が多いのではかなろうか。

（もっともこの種の「天皇ロボット論」は、ニュアンスの違いこそあれ、明治時代の末期から大正時代を通じて

かなり潜在していたようで、決して戦後の特産物ではない。ただ戦前では、人びとがあまりはつきりとはそれと言わなかったまでのことのようにである。事実、今日になると、明治後半期以降に生まれて一応は保守陣営と見られる六、七十歳の人びとのなかにも、肚の中ではそう考えているらしい人びとによく出会うし、五十歳前後の人びとにも、同じような考えの人が意外に多い。ましてや戦後に、進歩的文化人や日教組の教師らの影響を受けた青少年には、この種の考え方の持主が圧倒的に多くなってきたように見受けられるのである。

それゆえに、私はさきの『設問』に対しては真剣に答えなければならぬことを痛感するし、それに応えるためにこそ、本書の記述をここまで続けてきた、と思つていただいてもよいと考えている。

さて、さきの設問のなかで、その結論の理由づけになつて見解、すなわち、

『天皇の名のもとに、時の権力者たちがわが物顔に政治を私わたくししたではないか』

という指摘については、私も同感である、と答えておく。私の見るところでは、日本の歴史を通じていついかなる場合でもそうであつたとは思つていないが、一応の日本史がしめすところは、だいたいその通りであつて、事実、私が本書で書いてきたことも、それを私の方から進んで証明してきたようなものだ、と言つてよいくらいであらう。

だが、天皇に関してわが歴史が示す事実を求め続けるならば、右のことだけが歴史的事実であるのではなくして、そのほかにも指摘すべきいくつものことがあるのである。せめて次の二つの事柄は、

さきの設問中における指摘事項よりも、事、天皇に関して、はるかに重要な歴史的事実であったことを見落としてはならない。

(一) わが歴史上、いかなる時の政治権力掌握者も、天皇からその権限の行使について、任命された形式を得なければ、その権力について安心できる行使がし得なかつたほど、天皇と日本国民とのあいだには、いついかなる時でも、相互信頼の紐帯じゆたいが実在していたこと。そしてこの紐帯は、権力で締めつけられて保持されたものではなく、天皇と国民とのあいだで、心と心との信頼関係に由来したものであったこと。

(二) 一方、時の権力者が政治権力を行使できたのは、(一)で見るように形式的・潜在的ながらも、天皇からの委任”の上においてであったにかかわらず、それを委任なさつた天皇の”政治についてのお考え、権力についてのお考え”と、委任された側の”それ”とがまったく本質を異にしたものであったケースが圧倒的に多かつた、ということ。このことを内面的に見れば、天皇側の右のお考えの根底には、本書第二章の聖徳太子の御思想に明確にうかがわれたような”人間性についての透徹した自己反省・自己把握”があられたのに対し、後者側の考えには、”人間性の弱点に負けてしまつて、権力の座にあぐらをかいてしまふような自己陶醉”が見られたこと。

この二点、ことに後者については、本書を通じてその立証に意を注いできたつもりであるので、ここではこれ以上言及する必要を認めないが、この二点を、真面目に考察しさえすれば、さきの”設問”

に見るような天皇否定の結論が、そう簡単に引き出せるはずのものでないことだけは、はっきりして
くることと思う。

なぜならば、平安時代に見られた藤原氏の摂政・関白としての専横も、鎌倉時代における北条氏の
専断も、室町幕府における足利各將軍の利己行為も、江戸幕府における徳川各將軍と幕閣諸氏の皇室
ならびに国民に対する弾圧政策も、さらにはまた、(以下の二点は本書で触れる機会を持たなかったが)大
正時代以降における政党政治における政党領袖らのエゴイズムも、そしてさきの支那事変・大東亜戦
争下における軍部の政治掌握者たちの自己神化的な専横の行使も、その当事者のすべてとは言わぬが、
とにかく時の政治権力をその掌中に握ってしまうと、あるいは「権力の行使」に自己陶醉してしま
つたり、あるいは「権力を私わたくしに活用すること」に情熱を燃やしたりしてしまつていたのであつて、つ
まるところは、「権力の奴隸」となり、「権力に魅せられた人間」しかそこには見出せなくなつてい
るのである。もし日本の歴史が、これらの権力者たちだけの交替で終わっているならば、そして、日本
がそれだけの国でしかなかったのならば、これらの人びとのことを、それなりにまともに取り上げて
歴史を論ずることも良からうし、それらを他山の石として将来の日本の在り方を考えることも意味が
あろうが、右に私が指摘した二点、(一)と(二)に見たように、これらの人びとは、天皇から委任を受けた
立場の人でありながら、天皇の「大御心」にある「政治と権力についての基本的な考え方」とま
つたく正反対のことを考え、かつ実行していた人びとに過ぎなかったことを、いまこそ改めて重視しな

ければ、天皇と政治との本質に迫ることは、とうてい不可能である。歴代の天皇がたが、前数章に拝した如く、立派な御心を把持されつづけられたわが国なるがゆえに、である。

したがって、このことに気づけば、われわれ現代日本人に課せられている問題は、歴代天皇がたの「政治と権力とについての御見解」と、前記の將軍その他の「それについての考え方」とのどちらが人間社会にとって、より高き価値を持つのか、そのことについての冷静な判断を下すことが、国民ひとりびとりにとって何よりも先の決問題となつてきているのであり、また社会思潮が今日のように混乱を呈して来れば来るほど、このことが一層緊急を要する問題になつてゐることも、自ら判然として来るとおもふ。なぜならば、現代という時代は、ともかくにも、何が真実であり、何がより正しいかについて、言論自由のもとで、全国民は自由闊達かつたに議論し合うことが出来るのであるから、正しい価値を求めての議論に、何の遠慮があるわけはないし、国民一人びとりが、他人から教えられたイデオロギーなどに盲目的に追従するなどの愚を捨てて、自分自身の心に静かに聞き入り、自分自身の良心に問い返していきさえすれば、歴代天皇の「大御心」と、既往の多くの政権掌握者たちの「心根」との、どちらがより価値あるものであったかぐらいのことは、今日の日本人の物事に対する理解力・判断力からすれば、直ぐにでも判断を下し得ることであらうと思われるからである。ことに今日の社会風潮は、一方においては、「権力」を罵倒し、「権力」は「悪」だと言つておきながら、必然的に権力を伴なわなければならない政治というものについての認識が不徹底であり、他方においては、権力

依存の思想をすでに遠き建国の昔において止揚しておられる天皇政治の本旨のなかには、彼らが望むところの権力至上主義を否定する思想が確立しているのに、なぜそれに注目しないのか、私には、むしろそのことの方が不思議でならないくらいである。

それにしても、さきの「設問」における天皇否定の結論づけなどは、まさに日本の歴史の一面しか語らぬもの言であって、「天皇は日本にだけ存在された方々であり、日本にだけ存在し続け得たもの」であったことを再三省し直してほしいところである。少なくとも、天皇を語り、天皇を論ずるには、西欧・東洋における君主制の実績を引き合いに出すなどのことは、本質的には、天皇否定の例証の根拠になるわけでないし、まったく無用・無駄・無関係のことであり、ましてや階級闘争論のための必要性から割り出された天皇否定論などは、天皇を語っていることにはならない。

よしかりに、日本人にして天皇存在の是非を論じたければ、その論議は、天皇の「大御心」を理解し得た古来からの日本人の「心情」を無視してなすべき作業でもなく、またなし得ることもないことを知りたいと思う。この基本的な条件すら顧みず、あるいは西欧の政治思想をもって、あるいは外国人のあいだに生まれたさまざまな思想によって、わが天皇について語ろうとするのは、それがいかに「科学的」という体裁を取って主張されるにせよ、論旨が一貫しうるわけのものではない。なぜならば、「科学」とは、いうまでもなく、人間のさまざまな「経験的眞実」の積み重ねによって、帰納的に整理し、分類して、そこに存在する法則性を発見していく学問であるから、社会科学にしても、文

化科学にしても、「科学」を名乗るからには、人間の「経験」「体験」を無視しては成り立つものではなからう。したがって、日本人だけが体験したことを、またその体験を通じて確認し確認し、しかも千年以上の長期にわたって、それを実証しつづけたことを、その体験的心情を捨てて、単に人類共通だとする理知にだけ頼って、判定と断案を下そうとすることは、社会科学・文化科学における学問の法則から見ても、まったく間違っていることだからである。社会的に見ても、学問的に見ても、問題だらけのこのような弊風は、日本人の良識に基づいて、一日も早く日本の朝野から払拭することこそ、刻下のわが国にとって、これにまさる急務はなからうと思う。

二 天皇を補佐申し上げる人々に「忠誠心」が
欠けるときは、天皇政治は悪用される

この項の表題の意味については、すでに十分に記してきたところなので、もはやここに繰り返す述べるまでもないとおもうが、わが国で天皇政治が立派に運営されるためには、どうしても天皇の「大御心」を体して御輔佐申し上げる人びとがなくてはならないこと、いうまでもないことである。しかし、いままではなかなかそれが実行できなかったとはいえ、わが歴史の中では、忠誠の心に徹した人びとも多々出ているのであって、われわれの心の持ち方次第では、次のことに気づくことができようし、そうすれば、これからの日本での政治権力行使者のなすべきところも、自らけじめができてくる

ものと思われるのである。

すなわち、天皇という方が、国民に相對せられる御姿は、もとより「御親^{みおや}」という御立場を御自覚なされて現代流の表現で言えば、「統治者・元首に類似した御姿」（「御親」は、この二つの言葉より、もっと崇高な意味を含む格の上のものと思うが）と解してもよからうと思う。（なおここで一寸お断わりしておくが、私は、現行憲法は、外国人によって作られたという一事だけで、すでに日本の憲法たるの資格はないものと思つてゐる。天皇がわからぬ者に、どうして日本の憲法草案を書く資格があるのか。それを大切に有難がつてゐる一部の日本人たちも多いようだが、長い眼でみれば、結局大きな迷いの中に彷徨してゐるだけのことではあるまいか。もともと聡明英知に満ち、満ちてゐる日本人のことであるから、早いに越したことはないが、いつまでもこのようなものを材料にして、護憲だの違憲だのと叫びわめくことはなからうと思つるので、ここでは、いまの日本にも、潜在的には、欽定憲法が実在してゐると見て筆を進めさせていただくことにする。）

さて、元に戻るが、天皇が国民に對せられる御姿勢は、表向きでは、統治者として国民に對して「對面される形態」なのだが、その「對面形態」だけが、天皇と国民との唯一の關係ではないことに気づく必要がある。というのは、天皇御自身は政治をみそなわせられるに先立つて、つねに皇祖皇宗の神靈を篤く祀られながら、御祖先が、その昔、その当時の国民に相對せられた折の慈愛深い「大御心」を、日々夜々、御心身を清められてその御身に受けつごうと努力しておられる御方である。そして、天皇は、そのように天皇の御祖先の「大御心」を御偲び遊ばされるだけでなく、同時に、その御

祖先に忠勤を励んでくれた国民たちの祖先の靈をも、神としてあわせ御徳びになられて来られた方であつた。そのほか、天地の神々かみかみに対しては、大自然の恩恵を謝しまつられるのであつて、要するに、天皇のこの御姿勢は、わが国の神々の前に、ひれ伏し給う御姿にはかならない。したがつて、天皇御自身は、国民の統率者として国民に向かつて号令をかけ給うために、「対面形態」の一方の側に立たれるが、そこにお立ちになられる時の「御心」の内容は、御親ら、天皇ならびに国民の祖先たちの神靈にひれ伏し給うという、いわば感謝と憶念の世界の中に内在し給うて、の御事なのである。そこが、日本の天皇が、外国に見られた専制君主と全く異質な点であつて、世に天皇政治を祭政一致、と御たえ申し上げてきた理由も、そこにあつたのである。

ここまで考えを進めれば、このような天皇という御方を御輔佐申し上げる場合に、国民の側として立つ人びとの心がまえは、おのずからこれに呼応するものでなければならず、かつ、この天皇の「大御心」に信順しまつらなければ、御輔佐の目的を達することにはなり得ない。したがつて、わが日本の政治家の立つ道は、この点に關心を集中してこそ正しく道が拓ひらかれるのであり、また、天皇のもとにおける三権分立の立法・司法・行政の各分野の人びとをはじめ、軍籍にあるものにおいては軍籍者なりに、学問に従事するもの、教育に奉仕するものには、おのおの学者なりに、教育者なりに、そのことがおのおのの心のなかで、受けとめられなくてはならないわけである。なぜならば、天皇御親らが、人の上に立たれるために、御親ら、御祖先の神々はじめ、多くの神靈の前に、つつしみ、いや

まい、かしこみ仕えられて、御親らの御心を御整え遊ばされることに、最大限の御努力をしておられるのであるから、ましてや国民の側にあるものは、天皇の御心を仰ぎつつ、それに信順する心が堅持されていってこそ、天皇に代わって「指導者」として国民にのぞむことが許されるのである。

以上のことを要約すれば、天皇は神に仕えられる御心で国民に向かわれ、国民のなかの指導者たちは、天皇ならびに祖先の神々の「御心」を、みずからの心の支えとしながら、はじめて日本における国民の指導者となりうる、ということである。天皇を御輔すけけ申し上げる、とは、このような意味であって、これが、なかなか踏み行なえなかつたのが、これまでの日本の政治権力者たちであつたのである。

なお、明治のはじめ、明治天皇は、国民に御手紙の形で御所信を表明せられたが、その御文のなかにも、以上のことに関連する天皇のお考えの一端がよくうかがわれるので、その一部を引用しておきたいと思うし、また、「大日本帝国憲法」を發布せられた時の、いまでいう憲法前文にも当たる三つの御文の中の御言葉にも、同じことについて深くわれわれの心を打つ御言葉が拝せられるので、あわせて左に、引用申し上げたいと思う。

「明治維新の宸翰」から 明治元年三月十四日（一八六八）

朕、幼弱を以て、猝に大統を紹ぎ、爾米何を以て万国に対立し、列祖に事へ奉らんやと、朝夕恐

懼に堪ざる也。

竊に考るに、中葉朝政衰てより、武家權を専らにし、表は朝廷を推尊して、實は敬して是を遠け、億兆の父母として、絶て赤子の情を知ること能ざるやう計りなし、遂に億兆の君たるも、唯名のみに成り果、其が為に、今日朝廷の尊重は、古へに倍せしが如くにて、朝威は倍衰へ、上下相離るゝこと霄壤の如し。かゝる形勢にて、何を以て天下に君臨せんや。

今般朝政一新の時に膺り、天下億兆、一人も其処を得ざる時は、皆朕が罪なれば、今日の事、朕自身骨を勞し、心志を苦め、艱難の先に立、古列祖の尽させ給ひし蹤を履み、治蹟を勤めてこそ、始て天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし。……

(中略) 汝億兆、旧來の陋習に慣れ、尊重のみを朝廷の事となし、神州の危急をしらず、朕、一たび足を挙げば、非常に驚き、種々の疑惑を生じ、万口紛紜として、朕が志をなさざらしむる時は、是朕をして君たる道を失はしむるのみならず、従て列祖の天下を失はしむる也。汝億兆、能々朕が志を体認し、相率て私見を去り、公義を採り、朕が業を助けて、神州を保全し、列聖の神靈を慰し奉らしめば、生前の幸甚ならん。

(前略) 惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラズ。而シテ朕ガ躬ニ逮テ、時ト俱ニ挙行スルコトヲ得ルハ、洵ニ

皇祖

皇宗及我が

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラザルハ無シ。皇朕レ仰デ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神佑ヲ禱リ、併セテ朕ガ現在及将来ニ、臣民ニ率先シ、此ノ憲章ヲ履行シテ愆ラザラムコトヲ誓フ。庶幾クハ

神靈此レヲ監ミタマヘ。

「大日本帝国憲法発布の勅語」から 明治二十二年二月十一日(一八八九)

(前略) 惟フニ、我が祖我が宗ハ、我が臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ、我が帝国ヲ肇造シ、以テ無窮ニ垂レタリ。此レ我が神聖ナル祖宗ノ威徳ト、竝ニ臣民ノ忠実勇武ニシテ、国ヲ愛シ公ニ殉ヒ、以

テ此ノ光輝アル国史ノ成跡ヲ貽シタルナリ。朕、我が臣民ハ、即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ、其ノ朕ガ意ヲ奉体シ、朕ガ事ヲ奨順シ、相与ニ和衷協同シ、益々我が帝国ノ光荣ヲ中外ニ宣揚シ、祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ、此ノ負担ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハザルナリ。

「大日本帝国憲法発布の上諭」から 明治二十二年二月十一日（一八八九）

朕、祖宗ノ遺烈ヲ承ケ、万世一系ノ帝位ヲ踐ミ、朕ガ親愛スル所ノ臣民ハ、即チ朕ガ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ、其ノ康福ヲ増進シ、其ノ懿徳良能ヲ發達セシムコトヲ願ヒ、又其ノ翼賛ニ依リ、与ニ俱ニ国家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ、（以下略）

右に引用した御文章に傍点を付したのは、とくに注意して目をとめていただきたいと思つて、筆者が添付したものである。

第八章 日本思想を西洋思想とくらべて

一 「私」^{わたくし}と「個人」と

日本人にかぎったことではなからうが、人の「心」というものは、

(一) 常に、自分のことだけに執着して、どちらかと言うと醜い「我執」につきまとわれるものであるが、ときには、

(二) 自己以外の人（多くは、具体的に自己と深い間柄の関係に立つ人——親とか子とか友人とか夫とか妻とか兄弟姉妹とか隣人など——に相対しての場合が多いが、そうでない場合もよくある）に相対して、その相対する人が示す「まごころ」に感動して、その人の全姿態、とくに顔、なかでも眼の光り具合などを凝視しながら、その人の「心」のなかに、わが身もわが心も融け込ませてしまふような「没我の境」を生み出していく

ことがある。

日本人は、古来、人の「心」がもつ性情のなかに、この二つの特質があることを知っていた。しかも、前者については、人はだれでも、人間本能としてこの性情を持っているが、後者については、人はだれでも、その素地は本能的に持っているにしても、人間同士の努力によってはじめて養なわれていくもの、と考えたようである。そして、この世に生きていく人間同士は、同じ生きていくなら、楽しく和合し合つて、お互いに仲よくしていききたいという（これも本能の一つであろうが）希望に基づいて、さきの後者、すなわち第二の点を、お互いに「価値あるもの」「美しいもの」と感じ合うように努力してきたものと思われる。こうした生き方、考え方が、どうして日本人の心のなかに、また意志のなかにやしなわれたかはわからないが、おそらく日本列島の温暖な大自然の移り変わりが、人の心に影響をおよぼしたことが、それなりの原因であつたであらうとおもわれる。

いずれにしても、こうしたことから、日本人が考えようとしてきた「私」^{わたくし}とか「自己」なるものは、明治以後、西欧から日本に移入された「個人」という言葉と同じ意味を持つ言葉のように見えながら、実は、かなり違うものであつたようである。すなわち、日本人は、「自己」をめぐる「私情」について考える場合でも、右の(二)で見たように「相對する人の心のなかに没入する心の働き」をも、「私情」における心の美しい発動とみてこれを重視し、「私」^{わたくし}とか「自己」とかを考える前提のなかに、すでに、相對する人——要するに自己以外の人——の「心」のなかに自己の「心」を投入させう

るところの、美しい「私情」を、ごく常識的に、ごく自然に考えるようになったものとおもう。

これがもとなつて、日本人の「心情」のなかには、他の人びとに対する「感謝の心」が生まれていったもので、その「感謝する心」は、自分に生活する力と榮養とを与えてくれる大自然の恩恵に対しての感謝の念とも通じ合い、また自己を生み育ててくれた親に対する謝恩の心となり、おなじく、自己が生活する現実社会に安寧と統一とを作り出してくださった天皇に対する感謝の心ともなつていったものであろう。しかも天皇は、権力などというトゲトゲしいものを決して重視なさらずに、本書でくりかえして述べてきた如き「大御心」によつて、人間はお互いに信じ合いながらともどもに楽しく生きていくようではないかと呼びかけられたから、人びとは、なんの疑念を挿むこともなく、大自然への感謝と身内の親へ感謝するとおなじように、天皇への感謝の心を持つようになったもの、とおもう。

日本人は、もともと「現実ありのまま」を大切にした人びとであつたからして、人びとの心のなかには、このような「私情」が、具体的・現実的に、実在することを確認できたし、この美しい「私情」に出発して、時には、その対者であり感謝する相手のために、自己の尊い生命を捧げても決して悔いなく、という「没我の精神」を生み出すようになったものであろう。さらに一方では、平時においては、私事を擲つて公の事に献身するところの「公のために自分が役に立つたという喜び」を

生み、さらには、ひとたび祖国の危急に臨めば、にっこりと国のために笑って死ぬことさえできる「殉国の精神」を生んでいったものである。

それゆえに、日本人が国土防衛に生命を賭してきたことも、天皇を大切にしてきたことも、親・兄弟との間に、家族生活の意義を高く評価してきたことも、すべて、「自己」自身の心の中から納得を伴って営んできたことであって、一部の人がというように、「日本人は個人の人格の尊厳さに目覚めなかった未開人なるがゆえに、忠義や孝行などという馬鹿げたことが大事にされたのだ」などというのは、とんでもない錯覚だとおもう。

忠義とか孝行とかという言葉は、漢字が日本にはいつてきてからの言葉であるが、それよりもずっとずっと前から、日本人の「心」のなかには、それらの言葉のもつ意味の実内容が、すでに十分な体験を得て綜合統一されていたと見てよいと、おもう。

以上のように、人の「心」が向上していくプロセスというか、「心」の内部での「個」なるものからの克服経過というか、とにかく、「我執」↓「私情」↓「没我の精神」↓「公おみやげのために役立つ喜び」↓「殉国の精神」と見てきた一連の「心」の発露の経緯は、実は、人の「心」のさまざまな現われかたの諸相に過ぎず、ただその中で、はじめての「我執」だけが、人の「心」に常につきまといっているものであり、この「我執」を除くあとの四つの心情（私情、没我、公共心、殉国の精神）は、いずれも「我執」に常につきまといわれながらも、これを振り切りつつ、これを遠ざける努力を続ける時に、はじめて生

まれてくるものであったのである。そして日本人は、そのことを遠い昔から、ずっとよく理解してきた人びとであったのである。

言い替えれば、人間はどんなに美しい「心」を発露させる場合でも、「我執」を遠ざける努力が、その都度その都度その人の「心」の働きによってなされていて、それを遠ざけ得た時に、美しい「私情」があらわれ、「没我の精神」が生まれ、発しては万衆の桜ばんだとなると評された大和魂やまとたましいの発露ともなっていたのである。従って「日本思想」の「流れ」を見ると、この点がとくに顯著に注目されていて、「人の「心」なるものは、時に美しい発露を示しても、次の瞬間には、もとのもくあみのごとく醜い『我執』の擒とりこにされてしまうもの」と考え、それゆえに「人の「心」は常に揺れ動くもの」と理解し、それが「人間のありのままの姿」である、と人間を把えたのが、古代日本人たちであり、聖徳太子であり、万葉の歌びとたちであり、古事記・日本書記、祝詞のりとなどの文脈に流れる思想もまた、この同じ人間観に立っていたと見うけられる。そして日本人が、二千年にもわたって天皇を崇あがめてきたということもまた、このことと深い関連に立つことであつたのである。

私は本書の第二章の中で、聖徳太子の御言葉「人皆心ひとみなこころ有り、心各執こころおのづかのしゅうあ有り」また「共に是れ凡夫ぼんぶのみ」などを引用・指摘しながら、古代日本人の人間観をそれらの御言葉に代表させて記したのであるが、いま、改めて述べてきた、人間の本能ともいふべきこの「我執」というものに対する「心」の処し方において、古来から今日にいたるまでのあいだ、日本人はどれほど神経を使ってきたか、それは

測り知れないほど真剣なものであり、また多岐にわたるものであった、と思われてならない。以下、わずかな紙数ではあるが、日本思想のいくつかの特異な点を、西歐に發達した思想と比較しながら見ることになるが、兩者の相違点のことごとくが、この「我執」という人間の本来的な性向に対する、対処のしかたの相違に出發していることがはっきりしてくるのである。

二 日本人も西歐人も、人の「心」から「我執」というものは離し切れない、と同じように認識したのだが

われわれ人間は、自己を大切にすることを心情的働きによって、ともすれば利己心、我執が醜く働き、このために、人の世には争いが絶えず、時に骨肉相食むという悲劇、民族間の死闘などを生むことになる。しかしこの利己心・我執は、同時に自己の幸福を願望むことから、人類社会の向上発展に役立つことにもなった。従って、この「利己心・我執」というものは、いわば両刀の刃の働きをしてきているものであり、これに對して、どう扱っていけば良いかが、古今東西を通じての人間の知恵の絞りどころになったのである。

西歐の思想においては、この好ましからざる「我執」の發露は、これを如何とも阻止することが出来ない、という見通しを立てたためであろうか、そこに「法の精神」を生むことになった。すなわち、社会公認の規則を樹立して、人間同士はお互いにその規則に服従することを約束し、以て「我

執」の悪的発露を「法」で規制したのである。その一方、人の「心」の内面的反省を求めめるために、「宗教」が創始せられ、豊かな情操のために「芸術」が、また思考の発達を促進させて人びとが良識を持つようにと「哲学」という学問が起きてきた。この法も宗教も芸術も哲学も、総じて人間が自ら進んで、自己の持つ「我執」の如何ともしがたい宿命を知っているが故に生み出した知恵であり、規制と自省による社会の秩序保持を求めている、すばらしい英知であったとすべきであろう。

これに対して古代における日本の思想においては「法的規制」に気づきもしたが（『古事記』の神話におけるスサノオノミコトの乱暴に対する罰則的処分など）、そうかといって法的規制ということにはそれほど依存することをせず、また日本では、帰依・礼拝の対象である神や仏と、われわれ実在の人間とを特に別のものと考えないわゆる「宗教」なるものも生まれず、さらには冥想や観念的思考を排したことに起因するのであろうが、西欧的「哲学」もまた、日本には全くといってよいほど発達し得なかつた。

では日本人は、どのようにして、人間のもつ「我執」に対処したかと言うと、人間が「我執」から離れようとする「心の働き」そのものを、最大限に評価し合い、その「心の働き」を信じ合って、なまの人間だけで、人間そのものの、ありのままの姿において、「心」の中に大きな「振幅」を樹立したのである。日本人が古代から今日にいたるまで、何よりも大切にしてきた言葉に「まごころ」という一語があるが、この言葉の意味するところは、実は「我執」から離れようと努力するその「心の働

き”に対して名づけられたものであり、その「心の働き」によって発露する美しい「私情」「没我の精神」「公（おほ）に役立つ喜び」「殉国の精神」のすべてに、「まごころ」が発揚しうるものと考えた。それらの中でもとくに「私情」を大切に、そこに発露する「まごころ」を日常生活における相互の注視のまことにしてきたことは、注目すべきことであつた。本書の第一章に記したように、日本に「和歌」という形式で「まごころ」を鍛える道があつたということを、ここで思い返していただければ幸いである。そして歴代の天皇がたが、この道を熱心に踏み続けて来られたことも、思いあわせていただきたい。とにかく、日本人がこの「まごころ」という言葉を何よりも大切に、人びとの「まごころ」を讃めたたえ合つてきたというその一事で、「我執」からの離脱に対する日本人の異常な努力と、共通した思想とが堅持されてきたことが、十分に証明されているとおもうのである。

日本人がこのように「まごころ」というものに最大の価値を見るようになったことから、当然の帰結として、人を見る眼にも自ら基準（さき）にいった心のゆれ動く「振幅」に基づいて）が生まれてきた。すなわち、この世の人びとの社会的地位の上下や貧富の差異や、また頭脳の優劣などという外的な差異よりも、その人の「心」の「振幅」のなかに「まごころ」の発露が見られる人かどうか、という点を重視して人物の評価をするようになったのである。そして同時に、生きている人に対してそうした評価のし方をするばかりでなく、すでにこの世を去つていった人びとに対しても、その人びとがこの世

に在りし日々に見せてくれたその「まごころ」の発露を、いつまでも感銘深く心に宿し、在りし日々その「まごころ」を、死して後も敬い崇める習慣が生まれていった。そしてそこに日本人の考える「神」が生まれるのである。

かくて、日本人は、「まごころ」を大切にしたことから、いつしか「宗教的情操」と呼ばれる「敬虔な心」をお互いに持ち合うこととなり、亡き人びとと生きている人びととのあいだに、「心を」往き来させることがありうる、とする「神人交通の思想」が生まれるのである。西欧や東洋の他の地域に生まれたいわゆる「宗教」と、日本におけるこの「宗教的情操」とは、その宗教的ニュアンスにおいてきわめて類似してはいるが、礼拝の対象に取り組む側の人の心情という面から見ると、この二つは、全く本質を異にするものというべきであらう。

日本に「宗教」が生まれなかったのは、日本人が「宗教的情操」を持ち続けていたがためで、「宗教」の必要性を痛感しなかったからにはかならない。日本人は、宗教のなかに彼岸を求めず、現実のお互いの人間生活の中に、それに匹敵しうるものを求め続け、それに向かって実践し続けた民族であったのである。また、日本に「法」と「宗教」と「哲学」が生まれなかったことは、一部の人びとの言うように日本思想の後進性を意味するのではなくて、それどころか、人間の「我執」に対する取り組み方において、日本人の方が西欧の人びとよりも、もっとも人と人間そのものに素直に取り組んだからこそ、人間の生命の大切なことを痛切に感じ、それゆえに人間の人格を総合的に高く評価したと

いってもよく、単なる「個」の人格の尊厳などという中途半端なものには目もくれずに、この世に生きた人としての最高の喜びを、「没我」の高き価値の中に求めていったのである。

三 「神」と「神」の混同から来る現代日本

における思想混乱の重大性について

日本人は「宗教」を創始しなかったが、「宗教心」よりもひととき現実人生的な「宗教的情操」を持つていたために、これを基盤にして「宗教」そのものを理解することが出来、また「宗教的情操」を大切にしながら、「宗教のもつ思考」を、その「情操」をさらに鍛え上げ磨き上げるために、きわめて謙虚に学ぶことができた。かくして仏教は、日本において大乘仏教として開花し得たのである。

しかしながら、明治になってからの日本は、一つ重大な失敗をしてしまった。それはいまから約百年前のことであるが、西欧文化を移入する際に、キリスト教および西欧思想で言うところの「ゴッド」という言葉に対して、誤って日本語の「神」という言葉をその翻訳語にしてしまった、ということである。「ゴッド」という言葉が意味するものは、「全知全能」であり、かつ「人は神の子であつて、決して神にはなれないもの」と考えられている。

ところが、「神」という日本語は、それ以前二千年あるいはそれ以上の長いあいだ、日本人が、それなりのイメージをこめて使ってきた言葉で、「全知全能なるゴッド」は、「神」の中には存在して来

なかったものであった。「古事記」の中にも、数え切れないほどの神の名が見られるが、僅かに一番はじめに出て来られる天地創造の根源を示される御名として、すべての「中心」という意を含めての意味を示すところの「天御中主神」が、それに近い観念的な神かと思られるが、日本人が全国津々浦に祀ってきた神社の御神体の中に、この神が祀られてきていないという事実は、その良し悪しは、別として、少なくとも日本人が心に画き、具体的に礼拝してきた神は、観念的に考え出された神ではなかった、という証拠でもあろう。

そして「古事記」に見られる神々は、西欧の多神教の神々とも趣を異にし、あくまでも具体性の中にその存在が考えられてきたものであった。日本人が太古から農耕、漁業に従事しつつ、天然自然の森羅万象のすべてに感謝しながら生きてきたその感謝の思いを示すかのように、古事記の神々のなかには、天地万物ごとごとくに神の名が冠せられて讃えられているのを見る。これらもまた、目で見、耳に聞くことのできる具体性あるものであった。

これらの神々を除けば、あとはすべて人間の延長ともいうべき神々ばかりであって、人の心のそのままに恋愛し、泣き悲しみ、慟哭し歎喜し、「我執」の擒にもなり、美しい「私情」の発露を見せるもあり、というぐあいに、その神々は、すべてわれわれにとつて親しみ深い祖先たち、という感じである。「全知全能」とはおよそ縁も遠く、いわば「欠点だらけ」の、「共に是れ凡夫のみ」式の人間性の延長した姿を、その言動の中に素直に、そしていかにも人間味豊かに繰り広げる神々ばかりである。

この神々は、人間の心情にあらわれる数限りない諸相を、それぞれ分担して身につけておられるかのようによさ見え、かみかみ「古事記」の神話をつくり上げた人びとが、いかに人間の心情をありのままに確認しようと努力したか、くだらない価値判断などを介入させずに、もろもろの神々の言動の中に、人という人のありとあらゆる心情と行動の発露を移し置いた試みは、人間尊重の趣旨において、まさに卓絶したものを示しているのであって、実にすばらしい、の一言に尽きるような気がしてくる。

日本人は、人間の心情そのものを、まずこのように大切にし、良いも悪いもなくこれを凝視していくあいだに、やがて亡き人びとの在りし日の「まごころ」を敬慕し憶念して、その亡き人を「神」に「祀る」ことになっていった。明治天皇の明治三十五年の御歌に、「湊川懐古」と題して建武中興のまつをりの忠臣、楠木正成を偲ばれて、

あた波をふせぎし人はみなと川神となりてぞ世を守るらむ

と詠まれたのを拜しても、「正成はいまは神となつて」というお考えがはつきりとうかがわれる。

かく見てくれば、西欧思想に生まれた「ゴッド」は、決して日本の「神」とおなじでないことは、もはや贅言を費す必要のないことである。要は、われわれ日本人が、各自の「心」のなかで、その整理をしなければ、この混乱から抜け出す道はないだけである。それにしても、異質の概念、しかも一方は観念的概念、他方は具体的心情、こうまで相違するものを、同じ一つの文字「神」にしてしまった

明治初期の翻訳語の選択の軽率さは、何としても取り返しのつかない間違いを起こしてしまったことになる。このことも大きく関連してしまつて、明治以降百年の日本の歩みが、自然科学の吸収に大成功を納め得た反面、文化学科としての西洋文化の摂取をいまだに果たし得ずにおり、いまなお西歐思想心酔のムードのなかに、日本中の大学の多くの法・経・文科系列の講座が持たれたままで放置されているのである。ましてや、日本の大学では、天皇についての勉強などは、まったくといってよいほど見られないありさまで、いつ果てるともない昏迷の淵をさ迷い続けている如くである。現在の日本は、その誤った流れの末流に漂っているかのごとく、思想の混乱はその極に達しつつあるのかも知れない。

試みに、大学の学生たちに問うてみられるがいい。彼らが大学で学びつつある学問には、憲法学をはじめ、哲学・倫理学・政治学・社会学・法学その他多数があるが、その中で登場してくる「神」と読ませる言葉は、大部分西歐思想で意味する「ゴッド」である。日本文学で「神」と書いて、「神」^{ゴッド}と振り仮名でもつけられていればよいがそれもない。彼らは「神」の文字に相對して「全知全能のゴッド」を連想させられている。それは、学生のみならず、教える先生も、同じ渦中にはいつていることが多い。このことは、日本人が日本の古典を読む基本的な力をすでに失ないつつある、ということではないか。

いなそればかりではない。最近の日本では、とくに知識階層のあいだで、天皇というものの価値が

判らない、という声が圧倒的になってきた。これもまた「神」と「ゴッド」の混同に起因することであつて、これを証する一つの適例をここに述べておきたいと思ふ。

いまから二十五年前、日本が大東亜戦争に敗れ去つて、占領軍の進駐をうけたときのことである。マッカーサー総司令官は、日本の天皇が「現人神」と呼ばれてきたことを取り上げ、その否定を天皇自らの宣言においてなされるべきことを主張した。彼は「現人神」を勘違いして「現人神」と理解したからにはほかならない。しかし悲しいことには、彼の周辺に群がり寄つた日本の学者、政治家、官吏、新聞人などのことごとくが、すでに明治以来七十五年のあいだを「神」と「ゴッド」の混同の中に過ごしてきたため、マッカーサーが解したと同じ意味にしかその言葉を理解し得なくなつていたのである。それで日本の指導者層の人びとは、マッカーサーの声を受けて、待つていましたとばかり、天皇はいよいよ神の座から降りられることになつた、などと得意気に書き立てたものである。

だが、これらはすべて「神」という文字をめぐるつての大変な誤解と認識不足に発したことであつた。まず第一には、天皇御自身は、「神」または「現人神」と自称されたことは、有史以来一度もなかつた、ということ。第二には、従つて天皇をしてそのことを御発言させようとする自体に、重大な見当違いがあつたこと。第三には、「現人神」は「全知全能のゴッドがこの世に生きていて天皇として立っている」という意味では全然なくて、さきに見たように、天皇の「まごころ」を国民側から讀えた言葉であり、かつその意味は、「生きておられる方としては、他に比類なきほどの「まごこ

る」の持主であられる」との意味であったのである。したがってマッカーサーとともに、天皇を神かみの座から降したと得意がった人びとは、無知、不勉強のなせるわざとは言いながら、日本の文化人とは言えぬような、何とも評し得ない悲しい出来事をしてかしてしまったのである。

私は本書において、歴代天皇がたの「御歌」の一端に触れてきたが、そこでは歴代の天皇が、「神」を念じたまい「神」を念おぼわれて詠まれた「御歌」が、沢山にあったはずである。天皇を語るには、歴代の天皇が具体的にをお持ちになられたその「お心」をお偲おぼび申し上げてからにすべきことは、改めていうまでもないことであるが、それには、歴代天皇がたが「神」についてお詠みになった無数の「御歌」を拜することが最も正確な方法の一つであろう、とおもう。歴代の天皇がたが、つねに「皇祖皇宗の神靈」をいつきまつられ、日々夜々、二千年以上の歴史を一貫して御祖先の尊い御志をうけつがれたことこそ、世界に類を見ない祭政一致の御実践であられたのみならず、天皇政治の本旨が、権力者流の権力依存のものと、つねにまつたく別のものであった根源をもなしてきた原因であったのである。

四 日本における歴史教育は「土器」 の説明から始めるべきではない

さいごに一言しておきたいのは、わが国における歴史教育の在り方についてである。いままで述べ

てきたような歴代の天皇がたの御事ならびに「大御心」については、それが歴史的眞実なるがゆえに、これを咀嚼しながら、ありのままに御歌そのものを提示して、幼い人びとの、大人たちよりもすぐれている情操で受けとめさせるべきだ、とおもう。天皇についての教育では、何もしかつめらしい理屈はいらないのであって、むしろそれらの方が正しい知らせ方になるとおもわれる。

なお、それとともに、いま一つ一言しておきたいのは、終戦後の日本の教育において、日本歴史が「土器」などの物的遺物のことから説き起こされていることについてである。私は、これに大いに異議を感じてきた一人であって、縄文式土器や弥生式土器などが解明されていくことは、もとより喜ばしいことであるが、土器類の持つ「生活文化」的意義に先立って、「精神文化」の源流をさぐり当てるようにすることこそ、教育の本義ではないかとおもう者である。「土器」から説き起こされている歴史教育を、私はそれだけの理由で唯物史観に風靡されてしまったとはいえないが、それは少なくとも、精神文化の源流を遡及していこうとする遅い意欲が減退してしまっておそれがあつて、あるいは、精神文化の値打ちをわからなくしてしまつてしまつてもあるからである。

人類の歴史は何十万年ともいわれ、その起源を辿ることは全く不可能と思われるが、人間としての価値を確認しうる原点は、やはり「話す」ということと、ついで「文字を書く」という時点で把握すべきものと思う。すなわち「言語」を発明し得たところから、人間の歴史を考えるのが、一番妥当であると考えたい。「言語」のあるところには、自らそれなりの客観的な思想の形成を伴うし、人間

的情操と名づけられるものも、言語を介して相互理解の度合いを深めていったとおもう。

そこで、歴史教育が、太古の時代における「生活文化」から説き起こされるか、それとも「精神文化」から出発すべきかは、きわめて重大な問題にならなければならない。ことに日本においては、それは一層深い意味を持つと思う。

というのは、日本民族は、地理的に大陸と隔離されていたばかりか、その気候も、四季の変化を幅広く伴って、人間の心情が豊かに——あらゆる異質文化を拒否しないほど豊かに——鍛えられてきているうえに、さらに、「一言語・一民族」という内容で、ながいあいだその文化的主体性を守り続けてきた民族であったからである。こういう国の歴史を、幼い後継者に伝達するという使命に立つのが歴史教育であるとすれば、歴史教育の出発点を、さきの二者のうち、どちらにするかの問題は、もはや論議の余地のないほどはっきりしてくると思う。日本思想も、日本文化も、日本精神についても、すべてその中核的な性格は、恐らく、いま教えられている「生活文化」の初期時点よりも、はるかに遠く、かつ古いことであつたにちがいないからである。

著者略歴

大正三年東京都新宿区(旧四谷区)に生まれる，家系は山口県萩市。学習院初等科，東京府立一中，第一高等学校を経て，東京帝国大学法学部政治学科中退。

現職，亜細亜大学講師，社団法人国民文化研究会理事長。

編著 『日本への回帰』第1～6集(国民文化研究会刊)『新輯・日本思想の系譜—文献資料集—』上・下2巻(時事通信社刊)。

初版発行 昭和46年9月1日

日本思想の源流

—歴代天皇を中心に—

¥ 7 0 0

〔検印省略〕

著者 お た ひ ら と り じ り ろ う
小田村寅二郎

発行人 辻村彦次郎

発行所 株式会社 日本教文社
107 東京都港区赤坂9-6-44
電話 東京(03)401-9111(代)
振替 東京 5 5 5 1 9 番

© 1971, Printed in Japan

落丁・乱丁の際はお取替えいたします
印刷・三晃印刷 製本・凸版製本

0010-7027-5809

谷口雅春著 占領憲法下の政治批判 一五〇円 780

佐藤総理への建言をはじめ、進歩的文化人の唱える空想的平和論の愚かさを指摘し、さらに物質的飢餓を癒すには何をすべきかを究明して、三島事件にもはしがきて言及する。

谷口雅春著 限りなく日本を愛す 五〇〇円 710

戦後の偏向歴史教育より生じる青年諸君の質疑に答え、日本の実相——中心帰一の日本民族精神を詳述し、それに裏付けられた日本独自の世界的使命を力説する日本国民必読の書。

葦津 珍彦他著 天皇——日本のいのち 五五〇円 710

天皇・それは日本の心であり日本人のいのちである。その日本の核の如き「天皇なるもの」の真実に多方面から迫り真実を究明した若人必読の書。田中忠雄・土屋道雄・原敬吾・夜久正雄・小出英雄

大隈三好著 神風連 五〇〇円 710

三島氏が心酔した神風連とは？ 百年前熊本敬神党一七〇余名は日本精神の権化として洋風化に抗し日本文化を護るべく決起し自決した。その心情を謳い魂なき現代に訴へる書。

浅野 晃篇 殉国の教育者 五〇〇円 710

大東亜戦争終結の前後に於いて、純粹な祖国愛から自らの命を断つた真の教育者15氏の姿を浮き彫りにした胸うつ感動篇それはまさに三島精神の先駆であった。特に青年必読の書。

福田恆存他 全国学協編 “憂国”の論理 四〇〇円 710

激動の七〇年を迎え日本国家・民族と歴史と文化・憲法学生運動等について福田恆存・三島由紀夫・市村真一・会田雄次……が民族派学生運動の行動原点を明確にした問題の書。

三島由紀夫 対談集 尚武のこころ 四〇〇円 710

鬼才三島由紀夫が小汀利得、石原慎太郎、林房雄、寺山修司……財界人から作家俳優にいたる一流人と、日本人・天皇・防衛・自由・学園紛争・思想文化について闘わす異色の対談集

